

インド国

女性に対する暴力に関する
情報収集・確認調査
ファイナルレポート

平成 28 年 6 月
(2016 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

オーピーシー株式会社
アイ・シー・ネット株式会社

インド事

CR(5)

16-004

報告書に用いた為替レート（2016年6月）

USD 1.00 = JPY 107.54

USD 1.00 = INR 66.6888

INR 1.00 = JPY 1.61

報告書要約

本調査は、インドの女性に対する暴力（Violence against Women : VAW）、特に女性と18歳未満の子どもを対象とした人身取引についての現状と課題を分析したものである。本調査の目的は、既存資料及び文献調査の整理・分析による定量的・定性的調査、そしてインド及び日本国内におけるキー・インフォーマント・インタビュー（Key Informant Interview : KII）による定性的調査を通して、独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency : JICA）が今後協力しうる分野及び支援内容を提言することである。

本調査の実施にあたっては、①既存資料及び文献調査の整理・分析、②デリー連邦直轄領（National Capital Territory of Delhi : NCTD）と西ベンガル州（West Bengal : WB州）における関係者へのKIIによる定性的調査、および③日本国内の有識者へのKIIによる定性的調査を実施し、VAWと女性と子どもに対する人身取引の現状と課題を分析した。特に4P（政策・法律、予防、訴追・取締り、保護）と能力強化の視点から、主要な課題を抽出し、その課題に対して取り組むべき方向性を分析した。日本国内での調査では、人身取引対策の研究または活動を行っている、研究者、国際機関、NGO及びJICAがメコン流域地域（Greater Mekong Subregion : GMS）のタイ、ミャンマー、ベトナムにて実施している人身取引対策プロジェクトの専門家へのKIIを実施し、その課題や教訓を基に提言を導いた。

本調査報告書では、まず、第2章にてインドにおけるVAWの現状分析として、VAWに係る関連政策、法律、カテゴリー、犯罪数を詳述すると共に、女兒の中絶、児童婚、家庭内暴力、ダウリ殺人、レイプ、名誉殺人、人身取引など多様な形態の暴力について、それぞれの社会経済的および地理的背景を取りまとめた。次に、第3章では、これらの女性と子どもに対する暴力のうち、とりわけインドで深刻となっている人身取引の現状について、インドにおける人身取引の定義や政策、法律、批准された条約等の整理とともに、発生件数、被害者数、カテゴリーを把握し、人身取引の要因となっている被害者を取り巻く社会経済的・地理的背景、そして人身取引加害者が用いる手口とその類型を分析した。また、予防、訴追・取締り、保護の観点から現状分析と課題の把握を行った。第4章では、人身取引対策に取り組む関係機関の役割、責任、能力に着目し、女性子ども開発省（Ministry of Women and Children Development : MWCD）や内務省（Ministry of Home Affairs : MHA）などの本分野にかかる主要な政府機関の取り組みやスキームを概観した。また、諮問機関を含む中央政府、州政府、NGO間の調整と連携メカニズム、隣国及び南アジア地域協力連合（South Asia Association for Regional Cooperation : SAARC）を通じた調整と連携を分析するとともに、他の開発パートナーによる協力実績についても取りまとめた。第5章では、主要な受入地、送出处、経由地であるNCTDとWB州での現地調査を踏まえ、各州における人身取引の状況と課題を整理した。

以上のそれぞれの項目の現状と課題を整理・分析した結果、本分野における重要な課題を人身取引対策における取り組みの4P（政策・法律、予防、訴追・取締り、保護）と能力強化の5つの観点から、以下の結論が導き出された。これらの各課題について、インドでの達成状況、残された課題、今後取り組むべき事項について確認し、現状と望ましい状況とのギャップを分析した。

政策と法律

- ・ 子どもと女性に特化した人身取引の予防と撲滅のための国家総合行動計画が未承認である
- ・ 人身取引防止法（Immoral Traffic（Prevention） Act：ITPA）改正案が通らず、新法案の成立待ちの状態である
- ・ 女性と子どもに関する法律に人身取引問題が十分に主流化されていない
- ・ ほとんどの州で、州レベルの行動計画や法案が策定されていない。

予防

- ・ コミュニティレベルで、女性と子どもの権利や人身取引の問題に関する意識と認知が低い
- ・ 警察やその他の政府機関関係者が、人身取引の定義や関連法案、近年の犯罪の手口や傾向の変化、女性と子どもに対する暴力の問題などについての十分な知識を持っていない
- ・ 予防活動が統合的アプローチで実施されていない
- ・ 女性や子ども対象のヘルプラインが十分に機能していない

訴追・取締り

- ・ 主要な人身取引加害者である買春宿の経営者の逮捕が困難である
- ・ 有罪判決数が少ない

保護

①救出

- ・ 救出活動の際に、警察と NGO の連携が常に行われていない
- ・ 近年の犯罪の手口や傾向の変化は、救出活動を困難にしている
- ・ 被害者への情報提供とコンサルテーションが十分に行われていない

②社会復帰

- ・ 政府の運営するホームやシェルターの質が低い。
- ・ 政府運営のホームやシェルターが提供する職業訓練は、被害者のニーズが雇用機会を得るための市場ニーズと一致していない
- ・ ホームの数が不十分である

③社会再統合

- ・ 子ども福祉委員会（Child Welfare Committee：CWC）が十分に機能していない
- ・ 人身取引の再発を防ぐ試みが限られている

④帰還

- ・ 被害者の帰還が遅れている

能力強化

- ・ 女性や子どもの人身取引対策に人権に基づくアプローチが十分に取り入れられた活動がされていない
- ・ データベースがインドの人身取引の実態と乖離している
- ・ 収集されたデータが予防活動に十分活用されていない
- ・ 近隣諸国との連携体制をさらに強化する必要がある
- ・ 中央レベルで調整の動きが出ているがまだ十分機能していない
- ・ 州レベルの調全体制が十分機能していない
- ・ 県レベルの調全体制が十分機能していない
- ・ 中央-州-県の調全体制が十分機能していない
- ・ 政府と NGO の調全体制が十分機能していない
- ・ MWCD、女性子ども開発局（Department of Women and Child Development : DWCD）の能力が低い
- ・ MHA、内務局（Department of Home Affairs : DHA）の能力が低い
- ・ AHTU の能力が低い
- ・ 警察の能力が低い
- ・ NGO の能力が低い

上記の課題を解決するための取り組みとして、①JICA と協働して本課題に取り組むモチベーションが高い組織、②JICA あるいは日本の経験やノウハウを活かせる分野の支援、③インドにおける人身取引対策で重要な役割を担う NGO との連携を重視した支援、④インドの人身取引に関する政策や支援方針と整合性のある活動、の4つの観点から、VAW と人身取引対策分野における JICA の今後の支援の方向性を提言した。

提言 1: 人身取引対策の ToT 及び AHTU と NGO の連携強化

提言 2: 人身取引の送出州と受入州の AHTU の連携強化

提言 3: 人身取引予防及び被害者の社会復帰のための職業訓練強化

提言 4: チャイルドライン及び女性のヘルプラインの機能強化

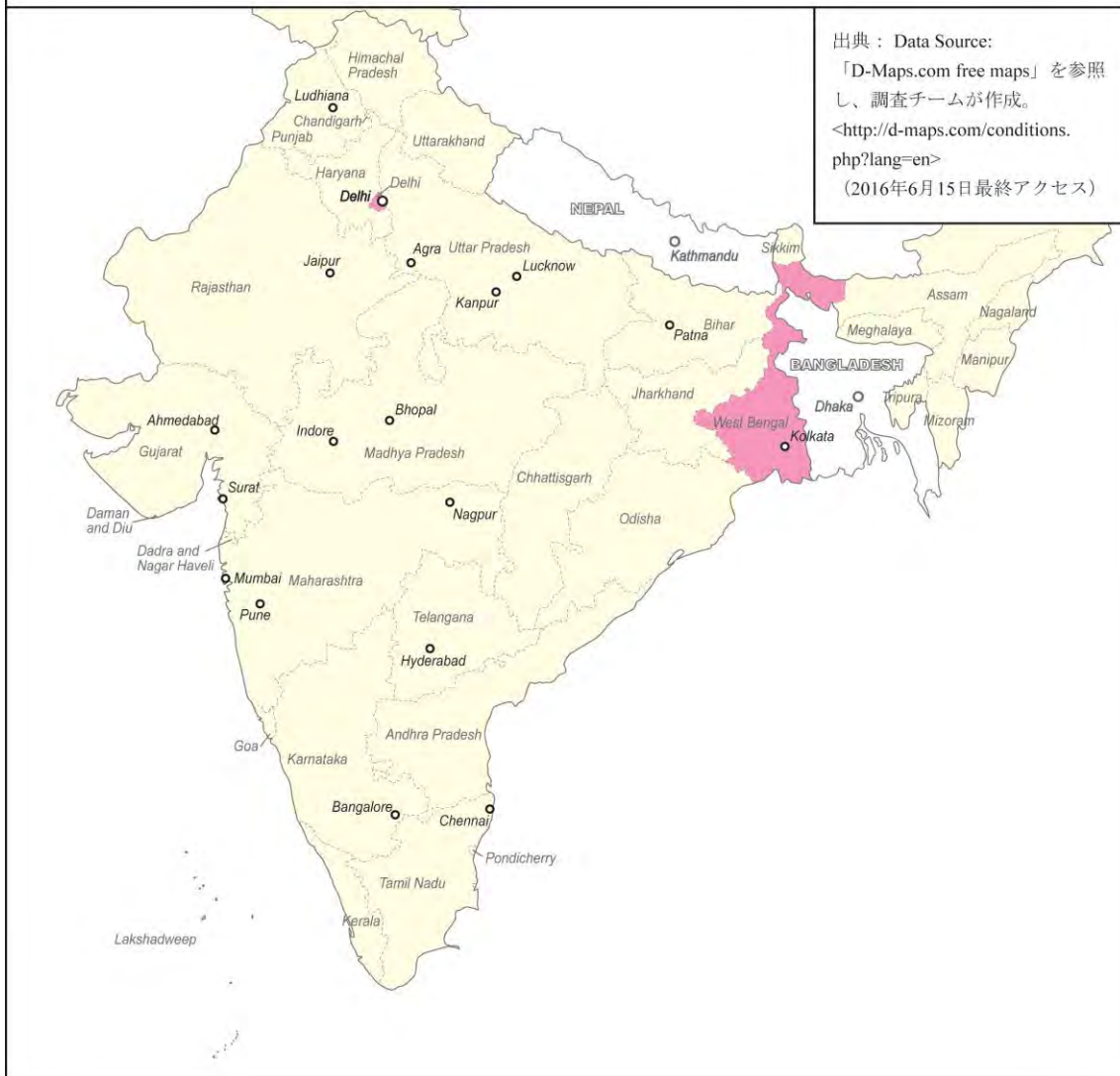
提言 5: 県レベルの人身取引対策及び女性と子どもに対する暴力防止メカニズムの強化

提言 6: 南アジアにおける VAW 撲滅に向けたネットワーク構築研修の実施

本調査上の制約としては、ナショナルマシナリーである MWCD の協力が得られなかったことで、他の中央政府や州政府、関係政府機関（政府運営のシェルター等含む）への調査は受容れられず、訪問できた政府組織は MHA、WB 州の女性子ども開発・社会福祉局（Department of Women and Child Development and Social Welfare : DWCD&SW）、警察、犯罪捜査局（Criminal Investigation Department : CID）となった。政府組織でなくとも、危機管理の面から VAW や人身取引を取扱う本調査への協力を躊躇を示す市民団体もあった。このような制約により、必要情報の収集は、限られた関係者への KII の実施と、政府が公開する関連文書、学術論文などの既存資料、ドナー等が作成した先行調査の報告書をもとに行われた。

調査対象地域

調査対象地域：インド全域（デリー首都直轄地域（Government of National Capital Territory of Delhi：NCTD）、西ベンガル州（State of West Bengal：WB）にてサイト調査）



出典：Data Source: 「D-Maps.com free maps」を参照し、調査チームが作成。
<<http://d-maps.com/conditions.php?lang=en>> (2016年6月15日最終アクセス)

インド国
女性に対する暴力に関する情報収集・確認調査
ファイナルレポート

目次

報告書要約.....	i
調査対象地域.....	iv
目次.....	v
略語表.....	x
調査写真（西ベンガル州）.....	xii
第1章 調査の概要.....	1
1.1 調査の背景.....	1
1.2 調査の目的.....	2
1.3 調査の方法.....	2
1.3.1 現地調査の方法.....	2
1.3.2 国内調査の方法.....	3
1.4 調査工程.....	4
1.4.1 調査期間.....	4
1.4.2 調査対象地域.....	4
1.4.3 調査スケジュール.....	4
1.5 本調査における制約.....	5
第2章 女性に対する暴力の現状.....	6
2.1 女性に対する暴力に関する現行政策・法律・批准された条約.....	6
2.1.1 インド国憲法.....	6
2.1.2 インド政府の女性に対する暴力撲滅のための取り組み.....	7
2.1.3 女性に対する暴力に関連する国際条約・地域条約.....	8
2.2 女性に対する暴力の現状、問題、カテゴリーと犯罪件数.....	9
2.2.1 女性に対する暴力の現状と問題.....	9
2.2.2 女性に対する犯罪のカテゴリー.....	10
2.2.3 犯罪数.....	12
2.3 被害者の社会的・経済的・地理的背景.....	13
第3章 女性と子どもに対する人身取引の現状.....	24
3.1 人身取引の定義.....	24
3.2 人身取引に関連する現行政策、法律、批准された条約.....	26
3.2.1 人身取引に関連する現行政策.....	26
3.2.2 人身取引に関連する法的枠組み.....	28
3.2.3 人身取引に関連する国際条約および地域条約.....	32
3.3 インドにおける人身取引の現状、課題、事件数及び被害者数.....	33
3.3.1 人身取引の現状.....	33
3.3.2 人身取引に関する犯罪名.....	34
3.3.3 人身取引被害の発生件数.....	34

5.2.2 WB 州における女性と子どもの人身取引に関連する政策の実施状況.....	88
5.2.3 WB における政府間、NGO 間および政府—NGO などの調整および連携メカニズム.....	96
5.2.4 WB における国際機関、二国間ドナー、NGO などの取り組み.....	96
第 6 章 インドにおける女性に対する暴力と女性や子どもの人身取引に関する課題.....	99
6.1 女性に対する暴力の課題.....	99
6.2 人身取引に関連する課題.....	102
第 7 章 女性に対する暴力および人身取引にかかる提言.....	111
7.1 人身取引対策の ToT 及び AHTU と NGO の連携強化.....	112
7.2 人身取引の送出国（州）と受入地（州）の AHTU の連携強化.....	113
7.3 人身取引予防及び被害者の社会復帰のための職業訓練強化.....	114
7.4 チャイルドラインおよび女性のヘルプラインの強化.....	115
7.5 県レベルの人身取引対策および女性と子どもに対する暴力防止メカニズムの強化.....	115
7.6 南アジアにおける女性に対する暴力撲滅に向けたネットワーク構築研修.....	117
結論.....	118

添付資料

添付資料-1 調査グリッド表	
添付資料-2 インタビュー調査先リスト（現地調査）	
添付資料-3 インタビュー調査先リスト（日本国内）	
添付資料-4 面談記録（現地調査及び国内調査）	
添付資料-5 作業工程表	
添付資料-6 要員計画	
添付資料-7 インドにおける人身取引の主な送出国（国）、経由地（国）、受入地（国）	
添付資料-8 インド各州における人身取引に関連する犯罪別事件数、被害者数、犯罪率（2014 年）	

表一覧

表 1-1: 現地調査 面談先.....	3
表 1-2: 国内調査 面談先.....	4
表 2-1: ジェンダー平等と VAW に対応するインド憲法.....	6
表 2-2: インド政府の VAW 撲滅のための取り組み.....	7
表 2-3: VAW に関連する国際条約・地域条約.....	8
表 2-4: 犯罪カテゴリー.....	11
表 2-5: 出生前の性の選択に影響を及ぼす社会、人口、経済要因.....	15
表 2-6: 法廷年齢より前に結婚した人口の割合.....	15
表 2-7: ダウリ関連死が高いトップ 5 州（2013）.....	19
表 2-8: 社会集団ごとの暴力の経験の違い.....	21
表 3-1: 人身取引に関連する政策と法律.....	26
表 3-2: 人身取引に対応するインド憲法条項.....	28

表 3-3: ITPA の概観.....	29
表 3-4: 人身取引に関する節.....	30
表 3-5: 人身取引に関連するその他の法律.....	31
表 3-6: 国際・地域条約の批准状況.....	32
表 3-7: 発生件数の比較（2009年-2014年）.....	35
表 3-8: 人身取引加害者に狙われやすい人・子どもの特徴.....	40
表 4-1: 4P の区分による各機関の活動.....	56
表 4-2: MWCD の人身取引関連の主要スキーム.....	58
表 4-3: MWCD 用の支出額（千万ルピー）.....	61
表 4-4: MHA の人身取引に関連する主要な活動.....	63
表 4-5: CAC メンバー.....	67
表 4-6: 主要な開発パートナー.....	71
表 4-7: (WB と NCTD 以外で) 人身取引対策の活動を行う NGO.....	72
表 5-1: NCTD における女性、子どもに関連する社会開発指標.....	74
表 5-2: 人身取引関連犯罪の発生件数、被害者数、犯罪率（2014年）.....	74
表 5-3: NCTD への主な送出处、NCTD での受入地、NCTD を経由しての最終受入地.....	75
表 5-4: NCTD における行方不明者数.....	77
表 5-5: 女性の安全とエンパワーメントに対する NCTD 政府予算（案）.....	78
表 5-6: AHTU の連携機関.....	79
表 5-7: ICPS で実施されている事業.....	81
表 5-8: 国際 NGO の主な活動内容.....	84
表 5-9: 国内 NGO の主な活動内容.....	84
表 5-10: WB 州における女性と子ども関連社会指標.....	86
表 5-11: WB 州における人身取引犯罪の数（2014年）.....	87
表 5-12: WB 州内の主な送出处、受入地、および経由地.....	88
表 5-13: 各県ごとの Swadhar Greh と短期滞在施設の数と運営 NGO など.....	91
表 5-14: ICPS で実施されている事業.....	92
表 5-15: チャイルドラインの設置場所.....	93
表 5-16: WB 州の主な国際 NGO の活動地域と活動内容.....	97
表 5-17: 国内 NGO の活動地域と主な活動内容.....	98
表 6-1: VAW に関するギャップ分析.....	100
表 6-2: 4P の課題と能力強化.....	102
表 6-3: 人身取引の課題に関するギャップ分析.....	105

図一覧

図 1-2: 調査スケジュール.....	4
図 2-1: 女性や女兒がライフサイクルの中で経験する暴力の種類.....	10
図 2-2: NCRB に通報された女性に対する犯罪件数（1994-2013）.....	12
図 2-3: NCRB に通報された犯罪の種類（2013）.....	12
図 2-4: 通報された DV 事案の動向.....	17

図 2-5: ジェンダーごとの DV に対する意識.....	18
図 2-6: 妻への暴力を容認する割合：教育水準別（男女別）	18
図 2-7: ダウリ関連死が高いトップ 5 州（2013）	19
図 2-8: 拉致と誘拐の動向（2005-2012）	22
図 2-9: 拉致と誘拐が多い主要都市.....	223
図 2-10: 拉致と誘拐が多い州.....	223
図 3-1: 人身取引の要素	24
図 3-2: インドにおける越境型取引のパターン	33
図 3-3: 人身取引被害者を搾取する主要セクター.....	37
図 3-4: 人身取引加害者の網の目	46
図 3-5: 救出から帰還、再統合までの過程.....	51
図 4-1: MWCD の組織図	58
図 4-2: MHA 組織図.....	62
図 5-1: NCTD における関係機関及び関連スキームの全体像	83
図 5-2: WB 州の人身取引対策に関する関係者図	95

地図一覧

地図 2-1: インドの子どもの男女比（Sub-district ごと）	14
地図 2-2: 18 歳までに結婚した女性（20-24 歳）の割合	16
地図 2-3: 総人口あたりの指定カーストの割合（%）	21
地図 3-1: 州別人身取引被害発生件数（2014 年）	35
地図 3-2: 州別人身取引被害者数（2014 年）	36
地図 5-1: NCTD 地図	76
地図 5-2: WB 州地図	87

コラム一覧

コラム 1: 越境型人身取引①インド-ネパール国境における人身取引の状況	34
コラム 2: 越境型人身取引②インド-バングラデシュ国境における人身取引の状況 ..	45
コラム 3: 越境型人身取引③インド-ネパール国境における人身取引の手口	47

略語表

AHTU	Anti-Human Trafficking Units	人身取引対策ユニット
ARZ	Anyay Rahit Zindagi (NGO)	
BBA	Bachpan Bachao Andolan (NGO)	
BSF	Border Security Force	国境警備隊
C/P	Counterpart	カウンターパート
CAC	Central Advisory Committee	中央諮問委員会
CARA	Central Adoption Resource Authority	中央養子縁組庁
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women	国連女性差別撤廃委員会
CID	Criminal Investigation Department	犯罪捜査局
CSE	Commercial Sexual Exploitation	商業的性的搾取
CSWB	Central Social Welfare Board	中央社会福祉局
CWC	Child Welfare Committee	子ども福祉委員会
DAC	District Advisory Committee	県諮問委員会
DALSA	District Legal Services Authority	県法律サービス庁
DCPCR	Delhi Commission for Protection of Child Rights	デリー子ども権利委員会
DCPS	District Child Protection Society	県子ども保護協会
DCPU	District Child Protection Unit	県子ども保護ユニット
DCRB	District Crime Record Bureau	県犯罪記録局
DCW	Delhi Commission for Women	デリー女性委員会
DEVAW	Declaration on the Elimination of Violence Against Women	女性に対する暴力の撤廃に関する宣言
DHA	Department of Home Affairs	内務局
DOIA	Department of Overseas Indian Affairs	在外インド人局
DV	Domestic Violence	家庭内暴力
DWCD	Department of Women and Child Development	女性子ども開発局
DWCD&SW	Department of Women and Child Development and Social Welfare	女性子ども開発・社会福祉局
FCCs	Family Counselling Centres	ファミリー・カウンセリング・センター
FIR	First Information Report	警察が作成する供述調書
FTC	Fast Track Court	ファスト・トラック・コート
G.B.Road	Garstin Bastion Road	G.B.ロード(デリー)
GO	Government Organisation	政府組織
HIR	Home Investigation Report	家庭調査書
HIV/AIDS	Human Immunodeficiency Virus/ Acquired Immuno-Deficiency Syndrome	ヒト免疫不全ウイルス(HIV)/後天性免疫不全症候群(エイズ)
ICDS	Integrated Child Development Scheme	統合型子ども教育スキーム
ICPS	Integrated Child Protection Scheme	統合型子ども保護スキーム
ILO	International Labour Organization	国際労働機構
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
IPC	Indian Penal Code	インド刑法
ITPA	Immoral Traffic (Prevention) Act	人身取引防止法
IUCAW	Investigative Units for Crimes Against Women	女性に対する犯罪捜査部
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
JJ Act	Juvenile Justice Act	少年法
JJB	Juvenile Justice Boards	少年法委員会
KII	Key Informant Interview	キー・インフォーマント・インタビュー
MEA	Ministry of External Affairs	外務省
MHA	Ministry of Home Affairs	内務省
MLE	Ministry of Labour and Employment	労働・雇用省
MOIA	Ministry of Overseas Indian Affairs	海外在住インド人省

MoU	Memorandum of Understanding	覚書
MWCD	Ministry of Women and Child Development	女性子ども開発省
NACG	National Action and Coordinating Group against Violence against Women and Children	女性と子どもに対する暴力に関する国家行動調整グループ
NALSA	National Legal Services Authority	国家法律サービス庁
NCLP	National Child Labour Projects	国家児童労働プロジェクト
NCPCR	National Commission for Protection of Child Rights	子どもの権利に関する国内委員会
NCRB	National Crime Records Bureau	国家犯罪記録局
NCW	National Commission for Women	国家女性委員会
NCTD	National Capital Territory of Delhi	デリー連邦直轄領
NFHS-3	National Family Health Survey	国家家庭健康調査
NGO	(International) Non Governmental Organisation	非政府組織
NHRC	National Human Rights Commission of India	国家人権委員会
NIPCCD	National Institute of Public Cooperation and Child Development	国家公社子ども開発研究所
NPO	Non Profit Organisation	非営利団体
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
POCSO Act	Protection of Children from Sexual Offences Act	性犯罪子ども保護法
POWC	Protection of Women and Children Cell	女性子ども保護室
INR	India Rupee	インドルピー
SAA	Special Adoption Agencies	特別養子縁組機関
SAARC	South Asia Association for Regional Cooperation	南アジア地域協力連合
SAC	State Advisory Committee	州諮問委員会
SACG	South Asian Coordinating Group for Ending Violence against Children	子どもに対する暴力撤廃のための南アジア調整グループ
SAIEVAC	South Asia Initiative to End Violence Against Children	子どもに対する暴力撤廃のための南アジア・イニシアティブ
SALSA	State Legal Services Authorities	州法律サービス庁
SC	Scheduled Castes	指定カースト
SCPCR	State Commission for Women and State Commission for the Protection of Child Rights	州女性委員会・子どもの権利に関する州委員会
SCRB	State Crime Record Bureau	州犯罪記録局
SDPO	Sub Divisional Police Officer	サブ・ディビジョナル警察官
SHG	Self Help Group	自助グループ
SJPU	State Special Juvenile Police Unit	州警察特別少年課
SLL	Special and Local Laws	特別地方法
SOP	Standard Operating Procedure	標準業務手順書
SSB	Sashastra Seema Bal (Armed Border Force)	国境警備隊
ST	Scheduled Tribes	指定部族
STEP	Support to Training and Employment Programme for Women	女性に対する訓練・雇用支援プログラム
TIP	Trafficking in Persons	人身取引
TIP Report	Trafficking in Persons Report	人身取引報告書(米国国務省)
ToT	Training of Trainers	マスタートレーナー研修
UAE	United Arab Emirates	アラブ首長国連邦
UNFPA	United Nations Population Fund	国際連合人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国際連合児童基金
UNODC	United Nations Office on Drug and Crime	国際連合薬物・犯罪事務所
US	United States	米国
VAW	Violence Against Women	女性に対する暴力
WB	West Bengal	西ベンガル州

調査写真（西ベンガル州）



夜の州都コルカタの様子



現地調査団員と Sashastra Seema Bal (SSB)
(ジャルパイグリ県)



ダージリンの主な交通手段である
鉄道 (Toy Train)



人身取引被害が多く発生している茶園地域
(ダージリン県)



MARG (NGO) による劇を用いた
人身取引の啓発活動



人身取引対策啓発プログラム
(ダージリン県)



人身取引被害者を支援する Edith Wilkins Street
Children's Trust (NGO) が運営する教育施設



現地調査団員と人身取引対策の分野で活動する Duars
Express Mail (NGO) (ジャルパイグリ県)

第1章 調査の概要

1.1 調査の背景

インドでは、ヒンズー教や家父長制に基づく男性・男児の優先傾向が強く、カースト制度、民族、宗教間による差別も根強いなか、社会的弱者グループに属する女性・女兒はあらゆる面で差別を受ける対象となっている。国連開発計画（United Nations Development Programme : UNDP）によると、2015年のインドのジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index : GII）は0.563（188カ国中130位）となっており、南アジア諸国でもパキスタンと並び高くなっている。

インド政府は、憲法において基本的人権及びジェンダー平等を保障しているだけでなく、女性に対して「肯定的差別」をとると定めている。第5次5ヵ年計画（1974年-1978年）において初めて開発アプローチに女性のエンパワーメントが取り入れられ、女性や子どもに関する政策やプログラムの計画、市民社会との連携強化を目的として、1985年に人的資源開発省内に女性子ども開発局を設置（2006年に MWCD に昇格）、そして1993年には女性差別撤廃条約を批准し、政府の関連政策に対して提言などを行っている国連女性差別撤廃委員会（Convention on Elimination of All forms of Discrimination Against Women : CEDAW）を国内に設置した。2001年には「女性のための国家政策（National Policy for Women）」を策定し、女性の地位向上やエンパワーメントの実現を目標としている。現行の第12次5ヵ年計画（2012年-2017年）においても、ジェンダーに基づく不平等、差別、暴力の根絶、特に女性と子どもの人身取引は人権侵害であるとして重要事項に掲げている。

しかしながら、依然として女性の地位は低く、レイプ、女兒胎児の中絶、児童婚・強制婚、ダウリ（結婚持参金・持参財）に関連した事件、人身取引などジェンダーに基づく暴力は後を絶たない。インド政府は、上述の取り組みとともに、法の整備や警察の取締り強化、裁判の迅速化などを行っているものの、効果的な抑止力となっておらず、問題解決に向けたさらなる努力が求められている。中でも人身取引はインドにおける一大産業となっており、買春²、児童労働、女兒の不足による結婚などを目的とした人身取引が行われている。人身取引対策を管轄している MWCD は、5ヵ年戦略（2011年-2016年）の中で人身取引対策を女性と子どものために取り組むべき課題の一つとして挙げている。具体的な体制強化のための取り組みとして、2006年に Nodal Anti-Trafficking Cell を MHA に設立し、各州政府に AHTU を設けることにより、加害者の摘発や人身取引の防止に取り組んでいる。

しかし、米国国務省が作成する、「人身取引報告書（Trafficking in Persons Report : TIP Report）」の2015年版にて、インドは、「Tier 2」に分類され、状況は悪化を辿っていると言わざるをえない³。AHTU は、国際・国内 NGO などと協働して被害者の救出や保護施設の提供、社会

¹ 積極的差別は正措置の意味で、アファーマティブ・アクションとも表現される。これらの用語は弱者集団の現状是正のための進学や就職や昇進における直接の優遇措置を指す。

² 日本国内において1980年代後半より買う側の主体・責任を明示する語として、女性の権利擁護の観点から「買春」という記載が使われるようになり、1999年には「児童買春処罰法」として法律名にも使用された。本報告書では、ジェンダー視点に基づき原則「買春」にて統一する。

³ TIP Report は、他国政府の人身取引への対応を評価した報告書であり、最低基準を完全に満たしている国を「Tier 1」、最低基準を満たしていないが人身取引対策の努力をしている国を「Tier 2」、最低基準を満たさず対策強化の努力をして

復帰、本国帰還支援などを行っているが、実際の活動は十分ではないとの批判もある。CEDAW からは、人身取引や性的搾取の被害者に対するサービス・保護の欠如と根本的原因を解決するための取り組みの不足が指摘されている。このような状況を踏まえ、インドにおける VAW、人身取引の取り組みと課題を把握するべく、以下の目的に沿って本調査を実施することとなった。

1.2 調査の目的

本調査は、インドにおける VAW、特に女性と 18 歳未満の子どもを対象とした人身取引について政府の取り組みを中心に現状を調査し、分析するとともに、インド政府や国際・国内 NGO が取り組む関連対策の成果や課題を整理し、今後の JICA の支援の方向性の検討を行うものである。

1.3 調査の方法

上述の目的を達成するため、本調査では①既存資料及び文献調査の整理・分析、②KII による定性的調査を実施し、JICA が協力しうる分野、支援内容を提言することとした。「調査グリッド」は添付資料 1 を参照)

学術論文や開発パートナー、NGO 等が発行している各報告書などの既存資料を参照し、主に以下の内容についての情報収集と分析を行った。

- ・ インドにおける女性と子どもに対する暴力
- ・ インドにおける人身取引
- ・ インドにおける VAW、人身取引にかかる既存の法的枠組み、政策・取り組み
- ・ インドにおける人身取引被害者に対する現行の支援体制（4P の視点：政策、予防、保護、訴追・取締り）の 4P に加えて能力強化を追加
- ・ インド及び他国における本分野・課題に関連した他開発パートナー、JICA、NGO 等の取り組み

1.3.1 現地調査の方法

NCTD、WB 州を調査対象地域として、関連する中央政府、州政府、国連機関等の開発パートナー、NGO に対して半構造 KII を実施した。KII からは、主な送出处となっている WB、そして主な受入地である NCTD それぞれの現状を把握するとともに、既存の法政策の枠組みやインド政府（中央、州）の取り組み、機能状況を調査した。

現地調査における主要な調査項目は以下のとおり。

- ・ 人身取引の現状、手口（国内取引、越境型の取引）
- ・ 既存の法的及び政策枠組みにおける課題、現状との乖離
- ・ 中央、州、県の各レベルでの人身取引被害者支援、取り組みの内容
- ・ 主要関係機関による人身取引対策の啓発活動の内容、知見

いるが、国内に極めて多くの人身取引被害者がいる国を「Tier 2（監視国）」、最低基準を満たさず、努力が全く見えない国を「Tier 3」と設定している。「Tier 3」の場合には、米国の経済制裁を受けうる。

現地調査は、日本人専門家1名とインド人現地団員2名の計3名のチームにて下記表1-1に示す政府機関、団体に対し実施した。面談先の詳細は、添付資料-2 インタビュー調査先（現地調査）、それぞれの面談記録は添付資料-4 面談記録（現地調査及び国内調査）のとおりである。

表 1-1: 現地調査 面談先

#	場所	機関名
政府機関		
1	NCTD	MHA (Prison Reforms、Anti Trafficking Cell)
3	WB 州	女性子ども開発・社会福祉局 (Department of Women & Child Development and Social Welfare : DWCD&SW) (於コルカタ市)
4		Darjeeling 県子ども福祉委員会 (Child Welfare Committee : CWC)
5		AHTU (於コルカタ市)
6		犯罪捜査局 (Criminal Investigation Department : CID) (於コルカタ市)
7		ジャルパイグリ県マルバザールサブ・ディビジョナル警察官 (Sub Divisional Police Officer : SDPO)
国連機関		
8	NCTD	UN Women
9		国連薬物犯罪事務所 (United Nations Office on Drugs and Crime : UNODC)
10		国際連合児童基金 (United Nations Children's Fund : UNICEF)
11		国際労働期間 (International Labour Organization : ILO)
国際組織		
12		国際移住機関 (International Organization for Migration : IOM)
NGO/NPO		
13	NCTD	Apne Aap
14		Counsel to Secure Social Justice (CSJ)
15		Salaam Balak Trust
16		RBC Trust (STOP)
17		Shakti Vahini
18	WB 州	Child in Need Institute (CINI)
19		Duars Express Mail
20		Edith Wilkins Street Children Trust
21		Mankind in Action for Rural Growth (MARG)
22		Sanjog
23		Sanlaap
24		MHA 管轄国境警備隊 (Sashastra Seema Bal : SSB)
25		Humming Bird Trust

1.3.2 国内調査の方法

本調査では、現地調査に加えて日本人専門家による国内調査を実施した。インド、近隣国のネパール、バングラデシュ、東南アジア地域及び日本にて、人身取引対策の研究または活動を行っている、研究者、国際機関、NGO等を選定しKIIを実施した。また、JICAはメコン流域地域 (Greater Mekong Subregion : GMS) のタイ、ミャンマー、ベトナムにて人身取引対策プロジェクトを実施してきており、それぞれのアプローチとその知見、教訓を把握するべく関係する専門家へのKIIも行った。面談先の詳細は、添付資料-3：インタビュー調査先（国内調査）、面談記録は現地調査同様に添付資料4のとおりである。

表 1-2: 国内調査 面談先

#	団体・機関名/プロジェクト名
人身取引対策	
1	明治学院大学 国際学部 国際キャリア学科
2	独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 新領域研究センター法・制度研究グループ
3	国際移住機関（IOM）駐日事務所
4	認定 NPO 法人かもものはしプロジェクト
5	特定非営利活動法人 ラリグラス・ジャパン
6	NPO 法人人身取引被害者サポートセンター ライトハウス
GMS における人身取引対策：JICA 専門家	
7	ベトナム国人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト
8	タイ国メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト
9	ミャンマー国人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト
南アジアにおける協力（生計向上、児童労働）	
10	特別非営利活動法人シャプラニール=市民による海外協力の会
ジェンダーと開発	
11	国際協力専門員（ジェンダーと開発）
12	認定特定非営利活動法人 地球市民 ACT かながわ/TPAK
13	独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）

1.4 調査工程

1.4.1 調査期間

2015年8月⁴から2016年6月まで

1.4.2 調査対象地域

インド国全体（現地調査は NCTD、WB 州にて実施）

1.4.3 調査スケジュール

本調査は、2015年8月から2016年6月まで実施された。上述のとおり、既存資料含む文献調査、現地及び国内における KII をもとに情報収集・分析を行った。調査工程の概要は下表のとおりである。（参照：添付資料-5 作業工程表、添付資料-6 要員計画）

年 月	2015					2016						
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
既存資料の収集・分析、文献調査	[ダッシュボード]											
	日本国内及び現地											
KII 現地調査	■				■	■			■	*FU		
	*KIIと情報収集のフォロー											
KII 日本国内における調査	[ダッシュボード]											
	関係者へのインタビューの実施											
成果品	▲ IC/R					▲▲ DF/R F/R						

図 1-2: 調査スケジュール

⁴ インド NGO の Shakti Vahini と UN Women への面談は、調査開始前の 2015 年 7 月に実施された。UN Women には調査開始後も再度訪問し、面談を実施している。

1.5 本調査における制約

本調査開始時、日本人専門家 5 名による現地調査を想定していた。デリーでの中央政府機関への聞き取り調査を経て、NCTD 政府、関連機関（開発パートナー、NGO 等）への KII を実施し、インドにおける VAW、人身取引の全容を把握した上で、WB に移動し情報収集することを当初計画としていた。しかしながら、本調査が扱う分野の性質により、インド国内での調査及びインタビューの実施に制約があった。

このような事態を受け、2015 年 12 月に日本人専門家 1 名とインド人団員 2 名（FXB Suraksha India（NGO））による体制に変更し、現地調査を行うこととした。そのため、デリーでの KII は上述の事態に先立ち、主要な開発パートナー、NGO を対象にインド在住の日本人専門家により 2015 年 8 月に実施された。2015 年 12 月下旬以降、変更後の体制にて残る NCTD、WB での調査を実施した。このような調査計画の変更に伴い、予定していた 3 州での現地調査対象地域からマハラシュトラ州を外し、NCTD と WB の 2 州のみで実施することとした。

加えて、上述同様に調査分野が、本調査に対する MWCD の協力は得られず、調査の実施にあたり非常に大きな課題となった。中央政府の協力なしには、州政府、関係政府機関（政府運営のシェルター等含む）への調査は受容れられず、訪問できた政府組織は MHA、WB 州の女性子ども開発・社会福祉局（Department of Women and Child Development and Social Welfare : DWCD&SW）、警察、犯罪捜査局（Criminal Investigation Department : CID）となった。政府組織でなくとも、危機管理の面から VAW や人身取引を取扱う本調査への協力を躊躇を示す市民団体もあった。

このような制約により、既述のとおり必要情報の収集は、限られた関係者への KII の実施と、政府が公開する関連ウェブページ、学術論文などの既存資料、開発パートナー等が作成した先行調査の報告書をもとに行われた。

第2章 女性に対する暴力の現状

VAW は「重大な人権侵害であるにも関わらず世界で最も認識されていない問題」と言われている。これは特定した個人に偶発的に起こる暴力ではなく、年齢、収入、経済状況や地理的な境界を越えて横行し、世界中で女性が従属的地位に置かれることを余儀なくさせる社会構造の問題の一つである。そのため、すべての国々でジェンダー不平等や差別を撤廃するための障壁となっている。

女性に対する暴力の撤廃に関する宣言（Declaration on the Elimination of Violence Against Women: DEVAW）では「VAW は、性に基づく暴力行為であって、公的生活で起こるか私生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的若しくは心理的危害または苦痛（かかる行為の威嚇を含む）、強制または恣意的な自由の剥奪となる、または、なる恐れのあるもの」と定義されている。

2.1 女性に対する暴力に関する現行政策・法律・批准された条約

2.1.1 インド国憲法

ジェンダー平等の原則は、インド憲法の前文にあたる基本的権利および基本的義務、指示原則の中に記されている。インド憲法は、男女平等を明記したうえで、女性が直面する何重もの社会経済的、教育的、そして政治的な不利益を廃し、女性に利する積極的優遇措置を採用する権限を国家に与えている。とりわけ基本的権利として、法の下での平等と法による平等な保護を確保し、あらゆる市民に対する宗教や人種、カースト、性別、出自を根拠とした差別も禁止し、雇用に関連する機会の平等を全ての市民に保証している。インド憲法のうち、ジェンダー平等及びVAWに係るものは以下のとおりである。

表 2-1: ジェンダー平等と VAW に対応するインド憲法

条項の番号	条項の内容
第14条	法の下での女性の平等
第15条 (i)	国家は、あらゆる市民に対して、宗教や人種、カースト、性別、出自、あるいはこれらのうちのいずれをも根拠とした差別をしないこと
第15条 (3)	国家は、女性と子どもに利するような特別な措置を行うこと
第16条	国家の下では、あらゆる職務への雇用ないし任命に関する事案において、全ての国民に機会の平等が付与されること
第39条(a)	国家は、男女が等しく適切な生活手段に対する権利を確保できるような政策を目指すこと
第39条(d)	男女間での同一労働同一賃金
第39条 A	平等な機会を根拠として、適切な法律やスキーム、あるいはその他の方法によって、正義を推進し、無料の法的支援を供与すること
第46条	国家は、社会的弱者への教育的・経済的利益を特別な配慮をもって促進し、社会的不正義とあらゆる形態の搾取から彼らを守ること
第47条	国家は、国民の栄養レベルと生活水準を引き上げること
第51条(A) (e)	全ての国民の間に調和と共同的な同胞意識を促し、女性の尊厳を傷つけるような行いを放棄すること

第243条 D(3)	Panchayat ⁵ において直接選挙で占められた全議席の三分の一以上は女性のために確保されること、そうした議席はPanchayatにおける様々な選挙区に交替で割り振られること
第243条 D (4)	各レベルでのPanchayatでの議長職の全体数の三分の一以上が女性のために確保されること
第243条 T (3)	全ての地方自治体において直接選挙で選出された全議席数の三分の一以上は女性のために確保されること、そうした議席は地方自治体における様々な選挙区に交替で割り振られること
第243条 T (4)	国家の法令が定めるところの手法によって、指定カースト (Scheduled Castes : SC) や指定部族 (Scheduled Tribes : ST)、そして女性に地方自治体における議長職を確保すること

2.1.2 インド政府の女性に対する暴力撲滅のための取り組み

インド政府は、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための活動を主導的に推進している。以下の措置はジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するためのものであり、また、VAW撲滅に焦点を当てたものである。

表 2-2: インド政府の VAW 撲滅のための取り組み

分野	名称	内容
政策	国家女性委員会 (National Commission for Women : NCW)	1992年1月設立。同機関の役割は、女性に関連する憲法と法的擁護の全事項を調査・モニタリングし、既存の法律をレビューするとともに必要であればその改正を提案するものである。
	地方自助政府 (Self-government) における女性議席の確保	1992年に議会通過した第73回憲法改正令は、選挙で選ばれた地元組織の全事務局において、全議席の三分の一を女性のために確保するものである。
	職場でのセクシュアルハラスメントへのガイドライン	インド最高裁判所は1997年、職場でのセクシュアルハラスメントは女性に対する差別の一形態であると再確認し、これは憲法の定める権利を侵害するものであると認めつつも、「Vishaka とその他対ラジャスタン州その他の判決 (the case of Vishaka & Ors. vs. ラジャスタン州 & Ors.)」において、適切な法令が制定されるまでこの課題への対応は保留する旨、ガイドラインを発行した。
行動計画	女兒のための国家行動計画 (The National Plan of Action for the Girl Child, 1991-2000)	本行動計画は、女兒の生存や保護、そして発育を確保するためのものであり、女兒のより良い将来を築くことを目的とする。
	女性のエンパワーメントのための国家政策 (National Policy for the Empowerment of Women, 2001)	MWCDにより2001年に策定。同政策の目標は女性の発展と成長、そしてエンパワーメントを実現することである。
スキーム	女性のためのワンストップ・クライシス・センター	同センターは、医療支援や法的援助、警察への書類提出における支援、カウンセリングや心理的ケア、一時避難所、滞在期間における必需品の提供等を行い、VAW被害者の様々なニーズに応じている。
	Priyadarshini (女性のエン)	同プログラムの目的は、女性の自助グループの形成と生活

⁵パンチャーヤト (Panchayat) とは地方議会の意。

パワーメントと生計向上プログラム)	手段機会の獲得を支援し、脆弱な立場にある女性と思春期の女兒たちを包括的にエンパワーすることである。プロジェクトでは、2016-2017年にかけて、10万世帯以上が対象となり7,200の自助グループが形成されることになっている。
レイプ被害者に対する経済的支援とサポート・サービスのためのスキーム	最高裁判所は、「デリーで家事労働に従事する女性のフォーラム対インド組合と他の令状署名：第362/92号」において、NCWに対し、本スキームを開発するよう指示した。
女性のための研修と雇用プログラム (Support to Training and Employment Programme for Women : STEP)	農村部および都市部の周縁化された女性のために、持続可能な雇用と所得創出を確保するためのプログラムである。特に貧困ライン以下の SC/ST 世帯の女性を対象に、スキル向上研修や協同グループ等の組織化、クレジットへのアクセス改善等を行っている。
Swadhar Greh (困難な状況にいる女性のためのスキーム)	同スキーム下では、家庭内の不和や犯罪、暴力によってホームレスとなったり、買春を強制されたり、窮地にある女性や女兒たちに対して、一時的宿泊所や社会復帰サービスを提供している。
Swayamsidha (女性の自助グループによるエンパワーメント)	同プログラムの長期的な目標は、自助グループの形成を通じて、マイクロクレジット等への女性のアクセスを改善し女性の包括的なエンパワーメントを実現することである。
女性のヘルプライン	複数の州において NGO との協力により、MWCD の Swadhar Greh スキームの下で運営されている。その他の機関が運営するものとしては、警察が運営する女性のヘルプラインもある。デリー女性委員会 (Delhi Committee for Women : DCW) も独自のヘルプラインを運営している。
働く女性のためのホステル	同スキームの目的は、働く女性が安全で便利な保育所付きの宿泊所を利用できることである。同スキーム下では、これまでのところ 891 のホステルが承認され、322 の保育所でおよそ 66,299 人の女性と 8,532 人の子どもを受け入れている。

2.1.3 女性に対する暴力に関連する国際条約・地域条約

インド政府が取組むVAWに関連する国際条約と地域条約は以下のとおりである。

表 2-3: VAW に関連する国際条約・地域条約

条約名	内容
女性に対するあらゆる形態の差別の根絶に関する条約 (CEDAW)	1979年CEDAWは、勧告12および19において暴力を女性に対する差別の一種であると確認した。1980年7月30日、インドはCEDAW批准に署名をしたものの、発効は1993年7月9日まで据え置かれた。宣言と留保は署名時に行われ、批准時に確認された ⁶ 。
女性に対する暴力の根絶に関する国連宣言 (DEVAW)	本宣言はVAWを明確に定義した初めての国際的文書である。同文書は、VAWを理解する上で、その原因であるジェンダー不平等について言及している。
世界保健総会 (World Health Assembly)	1996年、世界保健総会は暴力を公衆衛生の主要課題であると宣言した。ここには親密なパートナーによる暴力や性的暴力も含まれる。
CEDAW に対する選択的議定書	1999年、国連はCEDAWに対する選択的議定書を採用し、11月25日を「女性に対する暴力を根絶する国際デー」とした。

⁶ UNTC. (n.d.). 国連条約修正第4章人権「女性に対する全ての形態の差別の根絶に関する条約」 from <https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY>, (最終アクセス：2016年6月1日)

女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根絶と予防に関する結論に合意	2013年、国連婦人の地位委員会（Commission on the Status of Women : CSW）は、総意により、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根絶と予防に関する結論に合意した。
女性の人権の擁護者を守るための決議	同決議は、各国政府に対し、女性の人権擁護者を守るための法律や政策を制定し、その計画と実施に擁護者自らが参画できるよう強く促すとともに、国連と協力して女性人権擁護者を報復から守るよう呼びかけている。
子どもに対する暴力撤廃のための南アジア調整グループ（South Asian Coordinating Group for Ending Violence against Children : SACG）	SACGは、南アジアの地域レベルで協同して子どもへの暴力に対抗する調整ネットワークであり、国連機関およびNGO、その他のアクターからなる。
子どもへの暴力に対する国家行動・調整グループ（National Action and Coordinating Group against Violence against Children : NACG）	南アジア諸国（アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ）で設立され、SACGと連携している。子どもに対する暴力を終焉させるために、組織間連携の強化を目的としたものである。

2.2 女性に対する暴力の現状、問題、カテゴリーと犯罪件数

2.2.1 女性に対する暴力の現状と問題

インド社会では、女性や女兒に対する暴力は決して新しい事象ではなく、長くないがしろにされてきた問題である。しかし、2012年12月にデリーのバス車内で発生した23歳の女性に対する集団レイプ事件を機に、女性や女兒は日常的に性的暴力と直面していることがインド内だけでなく国際的にも広く周知されることとなり、撲滅に向けた取り組みへの関心が高まっている⁷。

犯罪記録局（National Crime Records Bureau : NCRB）はMHAの傘下にある組織で、全国レベルで人身取引に関する犯罪も含めた全ての犯罪データを収集する機関であり、女性や子どもに対する犯罪の実態を把握する唯一の統計をとっている。NCRBによると、2014年にVAWは前年比で9.2%、子どもに対する暴力は53.6%増加している。VAWの全体像としては以下のとおりである。

- ・ 一日にダウリ殺人で22人の女性が死亡している
- ・ 45%の女性が身体的、精神的な暴力を経験したことがある
- ・ 性的暴力を経験したことがある77%の女性（15-19歳）は現在の夫あるいはパートナーから暴力を受けていた⁸
- ・ 50%以上の妊婦が身体的な傷害を受けたことがある⁹

⁷ Karp, A., Marwah, S., & Manchanda, R. (2015). Unheard and Uncounted: Violence against Women in India, Small Arms Survey Issue Brief, Number 5, *India Armed Violence Assessment*. Retrieved from <http://www.smallarmssurvey.org/fileadmin/docs/G-Issue-briefs/IAVA-IB5-unheard-and-uncounted.pdf>. (最終アクセス：2016年6月2日)

⁸ UNICEF. (n.d.) Violence Prevention and Response. (<http://unicef.in/Whatwedo/23/Violence-Against-Children>) 最終アクセス：2016年6月4日

⁹ Dilaasa. (n.d.) Violence against women statistics. (<http://violenceagainstwomen.cehat.org/ong-mumbai-help-center.php?page=Statistics>) 最終アクセス：2016年6月4日

- ・ 92%の女性が公共の場で性的な暴力を受けたことがある¹⁰
- ・ 45%の女兒、48%の男児が妻への暴力は正当な行為と回答した

VAW には、DV、レイプ、人身取引、商業的性的搾取 (Commercial Sexual Exploitation : CSE)、名誉殺人¹¹、ダウリ¹²関連の暴力、女兒胎児の中絶、女性器切除、酸による攻撃や伝統的な悪習などが含まれる。図 2-1 は女性がライフサイクルで経験する暴力の種類を表したものであるが、人生のライフステージのさまざまな段階で「継続的」に被害の対象となっていることが明らかである。

女兒胎児の中絶							
女兒の死亡率の高さ							
児童虐待							
児童婚							
人身取引							
名誉殺人							
性的虐待							
セクシャルハラスメント							
親密なパートナーからの虐待							
離婚女性や寡婦に対する虐待							
高齢者への虐待							
	乳児	幼児 (1-5歳)	未婚女兒 と青年期 の女兒	既婚の女 児と女性	未婚女性	離婚女性 と寡婦	高齢の 女性

図 2-1: 女性や女兒がライフサイクルの中で経験する暴力の種類¹³

最近では、早期の性別診断技術が開発されたことで女兒胎児の中絶や、スマートフォンなど携帯電話の普及によるストーカー行為、ポルノの需要の高まりなど、技術革新によって VAW の手段も多様化し新たな脅威となっている。

女性や子どもに対する暴力は被害者の身体的、精神的、社会的な面で悪影響を及ぼすだけでなく、被害者やその家族の健康 (精神面と身体面)、雇用、経済状況、被害者の子どもへの影響など多岐に亘っている¹⁴。

2.2.2 女性に対する犯罪のカテゴリー

女性や子どもは殺人、盗難、詐欺といった一般犯罪にも巻き込まれるが、NCRB では女性が狙われたことが明らかな犯罪を「女性に対する犯罪」、同様に子どもが狙われて被害者が子どもの場合は「子どもに対する犯罪」として記録している。インド政府は、女性に対する犯罪に適切に対処するため、新たに関連政策の策定や法制度の改正を行っている。インドの犯罪はインド刑法 (Indian Penal Code : IPC) とジェンダーや子どもに関連する法に則って取り締まられる特別地方法 (Special and Local Laws : SLL)¹⁵に大別できる。表 2-4 では、女性と子どもに対する犯罪が記録される際の公式なカテゴリー区分である。

¹⁰ UN Women. (2013). *Safe Cities Global Initiative Brief*.

(http://www.unwomen.org/~media/headquarters/attachments/sections/library/publications/2013/12/un%20women-evaw-safecities-brief_us-web%20pdf.ashx. 最終アクセス : 2016 年 6 月 4 日)

¹¹ 家族の名誉を汚したとして、女性・男性が家族から殺害される風習のこと。

¹² 古くからの伝統で、婚姻の際に女性側から男性側に贈与される持参金や持参財のこと。

¹³ World Bank. (2014). *Violence against women and girls: Lessons from South Asia*, p.9.

¹⁴ WHO. (2012). *Understanding and addressing violence against women*.

(http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/77431/1/WHO_RHR_12.43_eng.pdf 最終アクセス : 2016 年 6 月 2 日)

¹⁵ National Crime Records Bureau. (2014). Chapter5 & 6.

表 2-4: 犯罪カテゴリー

	インド刑法	特別地方法
女性 に対する 暴力	Rape	The Dowry prohibition Act, 1961
	Attempt to commit rape	The Indecent Representation of Women (Prohibition) Act, 1986
	Kidnapping and abduction of women	The commission of Sati Prevention Act 1987
	Dowry deaths	The Protection of women from domestic violence Act, 2005
	Assault of women and intent to outrage her modesty (sexual harassment, voyeurism)	The Immoral traffic (prevention) Act, 1956
	Insult to the modesty of women (at office premises, at places related to work, in public transport etc.)	
	Cruelty by husband or his relatives	
	Importation of girl from foreign country	
	Abetment of suicide of women	
子ども に対する 暴力	Murder	Prohibition of Child Marriage Act, 2006
	Attempt to commit murder	Transplantation of Human Organs Act 1994
	Infanticide	Child labour Act, 1986
	Rape	Immoral Traffic (Prevention) Act, 1965
	Unnatural offence	Juvenile Justice (Care and Protection of Children) Act, 2000
	Assault of women (girl child with intent to outrage her modesty (sexual harassment, assault of use of criminal force to women(with intent to disrobes, voyeurism, stalking)	Protection of Children from Sexual Offences Act, 2012
	Insult to the modesty of women (girl children)	
	Kidnapping and abduction	
	Foeticide	
	Abetment of suicide of child	
	Exposure and abandonment	
	Procuration of minor girls	
	Importation of girl from foreign country (under 18 years of age)	
	Buying of minor for prostitution	
Selling of minor for prostitution		

2.2.3 犯罪数

図 2-2 が示す通り、2011 年の VAW の通報件数は、女性 10 万人あたり、わずか 19 件であったのに対し、2013 年には 52 件と通報件数は増えてきている¹⁶。

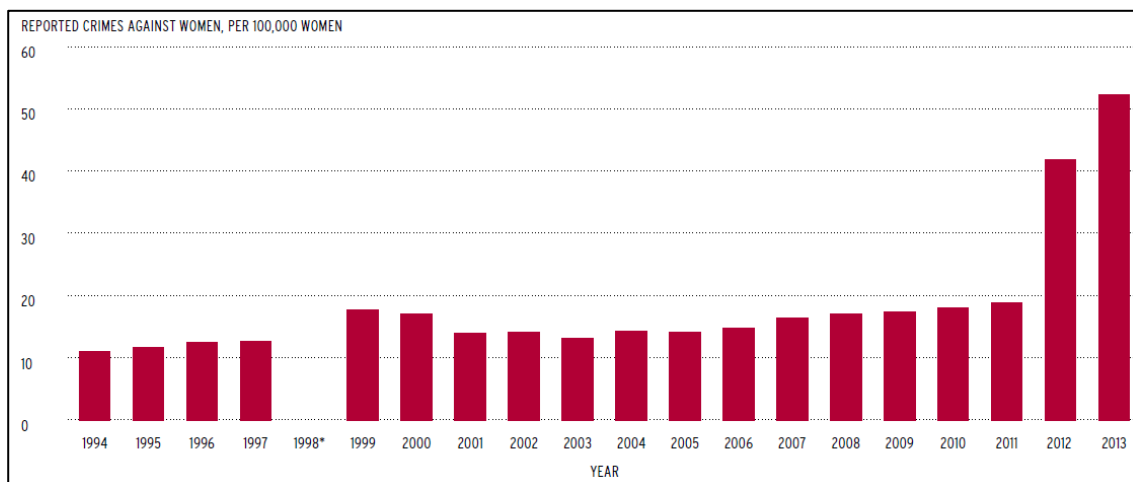


図 2-2: NCRB に通報された女性に対する犯罪件数 (1994-2013)

2014 年の VAW の通報件数は 337,922 件 (IPC と SLL の合計) であり、2013 年の 309,546 件と比べると 9.2%増加している。また、2010 年は 213,585 件であったことから、この 10 年で VAW の事案は 58.2%も増加している。犯罪の分類としては図 2-3 が示すように、夫やその親戚からの虐待 (36.4%)、性的嫌がらせ (24.3%)、拉致や誘拐 (17.0%)、レイプ (10.9%) が主要な犯罪である¹⁷。2014 年の子どもに対する暴力の通報件数は 89,523 件で、2013 年の 58,224 件から 53.6%と大きく増加している。これは 2014 年から育児放棄、子どもに対する性的嫌がらせも犯罪種として統計をとるようになったことが通報件数の増加につながっている。主な犯罪分類は、拉致や誘拐 (42.3%)、レイプ (15.4%)、子どもに対する性的嫌がらせ (12.7%)¹⁸である。

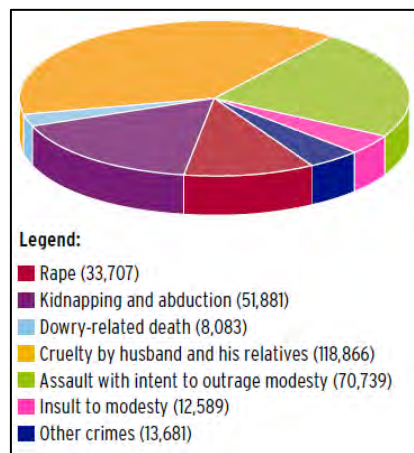


図 2-3: NCRB に通報された犯罪の種類 (2013)

NCRB の統計データは最も信ぴょう性が高いとされているが、通報件数は必ずしも実際の犯罪件数を示しているとは言えない。実際 NCRB もこのことを問題視しており、通報されるレイプの件数は 69 件中 1 件¹⁹程度で、実際は年間 230 万件程度のレイプ事件が発生していると推定している。つまり、10 万人の女性や女兒に対して 254 件の割合で発生している

16 Karp, A., Marwah, S., & Manchanda, R. (2015). Unheard and Uncounted: Violence against Women in India, Small Arms Survey Issue Brief, Number 5, *India Armed Violence Assessment*.

17 National Crime Records Bureau. (2014). Chapter 5.

18 National Crime Records Bureau. (2014). Chapter 6.

19 Karp, A., Marwah, S., & Manchanda, R. (2015). Unheard and Uncounted: Violence against Women in India, Small Arms Survey Issue Brief, Number 5, *India Armed Violence Assessment*.

ことになる²⁰ (2013年の実際の通報件数は57件)。このように現実と通報件数に乖離がある最大の理由は、女性や子どもに対する被害は、恥ずかしい、口外すべきことではないという文化的な側面と、通報しても警察官から賄賂を要求されたり、取り調べ中に嫌がらせを受けたりするのを恐れて通報を断念するといった、警察官のモラルに起因する問題がある。加えて、NCRBのデータの取り方の問題で、通報された事案を警察官がどのように解釈して登録するかによって犯罪分類も変わり、被害者や加害者の性別、年齢別、国籍別、動機などの情報を収集していないことも女性や子どもに対する暴力の全体像が把握しにくい要因である。

2.3 被害者の社会的・経済的・地理的背景

既に述べてきたように、女性や子どもに対する暴力は年齢、カースト、階級に関係なく、女兒・既婚・独身など問わず、働いていても、難民であっても、地方に住んでいても都市に住んでいても誰でも被害者になりうる。また、被害を受ける場所も、自宅、公共の場、職場など、あらゆる場所が危険な場となりうるのである²¹。犯罪分類によって社会的・経済的・地理的な背景が異なっていることから本節では、主な犯罪分類ごとに背景を述べる。

(1) 女兒胎児の中絶

インド政府は「Pre-Natal Diagnostic Techniques (Regulation and Prevention of Misuse) Amendment Act, 2002」で性別判定による中絶を禁止している。しかし、インドの女兒(0-6歳)の割合は1,000人の男児に対し914人であり、2001年が927人、1991年が945人と徐々に男女比の不均衡な傾向が拡大しつつある²²。これは、出生時の男女比にも反映されており、胎児が女兒であった場合、中絶するという差別的な性選択行為が行われている。国際連合人口基金(United Nations Population Fund : UNFPA)の推計では、インドでは年間40万件の選択的中絶が行われているという²³。その要因は、男児を選好するインドの文化的な側面が大きい。男児は家族を守り、家名や財産を受け継いで家系を守り続けるのに対し、女兒は嫁に出すまでが親の責務で、嫁ぎ先にダウリを支払わなくてはならないなど、男児と異なり家族にとっては重荷となることもある。超音波機器の発達により性別判定が簡単にできるようになったことで、技術が悪用され、選択的な中絶が増加しつつある。

地理的な側面では、都市と農村部では男女比が異なる傾向がみられる。農村部では、農業の担い手や伝統的な慣習を男性が伝承するため、男児を嗜好する傾向がより強い。その様な背景から、農村部の方が性の選択行為が高いと考えられがちである。しかし、2011年の国勢調査の結果では、都市では1,000人の男児(0-6歳)に対し、女兒が902人であるのに対し、農村部では919人と農村部の方が女兒の割合が高い²⁴。その理由として、出生時の男女比は社会経済状況と関連性が高いからである。農村部の世帯の方が出生率は高いが、近代的な設備

20 ibid.

²¹ Latasinha's Weblog (2013) *Violence against women – causes and how to combat the menace.*

(<https://latacinha.wordpress.com/2013/10/20/violence-against-women-causes-and-how-to-combat-the-menace/> 最終アクセス：2016年6月1日)

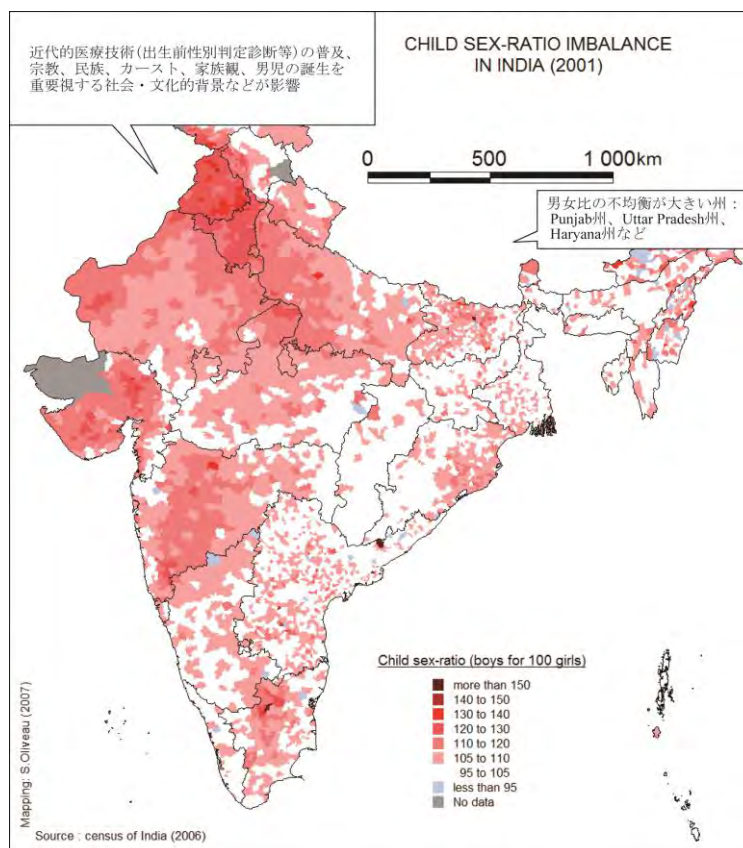
²² Ministry of Home Affairs. (2011). *Population Census.*

²³ UNFPA. (2012). *Sex Imbalances at birth: Current Trends, Consequences and Policy Implication.*

²⁴ Ministry of Home Affairs. (2011). *Population Census.*

が整った医療施設が少ないことから、出生前に性の選択ができない。逆に、生活レベルの高い世帯は、子どもの数を少なくし、親が嗜好する性の子どものを望むことから性別判定診断を受ける割合が高いのである。

さらに、地図2-1が示すとおり、インド国内でも子どもの男女比に地域的な差異が見られる。パンジャブ州、ウッタル・プラデシュ州、ハリヤナ州など北西部は特に男女比の不均衡が大きく、南部や中部は正常な男女比に近い傾向がある²⁵。このように地域差がみられる要因として近代的な医療技術が受けられるかどうかという違いに加えて、家族観といった社会・文化的な側面も大きく影響している。例えば、北西部では、家族形成をする上で、男児の誕生は必要不可欠であり家族の名誉にもつながる。しかし、南部や中部は性差別が比較的ゆるやかであるため男女比も正常に近い。



地図 2-1:インドの子どもの男女比 (Sub-district ごと) ²⁶

地域的な差異に加え、宗教、民族、カーストといった他の側面からも出生前の性の選択を行う傾向が見受けられる。表 2-5では性選択につながる要因をまとめた。

25 UNFPA. (2015). *How many girls are missing at birth in India? Trends in Sex Ratio at Birth (2011-2012)*.

26 Guilmoto, C., & Oliveau, S. (n.d.). *Sex Ratio Imbalances Among Children At Micro-Level: China And India Compared*. (<http://paa2007.princeton.edu/papers/71096> 最終アクセス : 2016年4月25日)

表 2-5: 出生前の性の選択に影響を及ぼす社会、人口、経済要因²⁷

要因	出生時の男女比と子どもの男女比への影響
出産順位	<ul style="list-style-type: none"> 出生順位が上がる方が男女比の格差が小さい 末子の男女比の格差が最も大きい
リプロダクティブヘルス	<ul style="list-style-type: none"> 超音波検査を受診していない女性の子どもの男女比は正常 事前に子どもの性別を知らなかった女性の子どもの男女比は正常
ジェンダー構成	<ul style="list-style-type: none"> 男児がいない家族の男女比の格差が大きい 男児がいる家族の男女比は正常
民族	<ul style="list-style-type: none"> 民族によって特異な男女比がみられる 少数民族の男女比は大きな違いは見られない
宗教	<ul style="list-style-type: none"> ヒンズー教徒、シーク教徒、仏教徒、ジャイナ教徒はイスラム教徒やキリスト教徒と比べると男女比の格差が大きい
社会経済状況	<ul style="list-style-type: none"> 貧しい世帯の男女比は大きな違いが見られない 経済力がある世帯での格差が最も大きい
教育レベル	<ul style="list-style-type: none"> 教育レベルが上がるにつれ男女比の格差も大きくなる

(2) 児童婚

インドは世界で最も児童婚が多く、世界の児童婚の三分の一以上を占めていると言われている。しかし、NCRBのデータでは、2014年の報告件数は280件である²⁸。結婚の法廷年齢は、女性は18歳、男性は21歳と定められているが、実際は、女性の45.6%、男性の26.6%は法廷年齢よりも前に結婚しているという²⁹ (表 2-6)。全国平均に比べて児童婚が多くみられるのは、ビハール州 (63.7%)、ジャルカンド州 (60.2%)、ラジャスタン州 (58.4%)、アンドラ・プラデシュ州³⁰ (56.2%)、ウッタル・プラデシュ州 (52.2%)、WB州 (53.3%)、マディヤ・プラデシュ州 (52.2%) とチャッティスガル州 (50.5%) である。逆に、児童婚率が低いのはケララ州、ゴア州、マニプール州、パンジャブ州である (地図2-2)。

表 2-6: 法廷年齢より前に結婚した人口の割合³¹

State	Women (Urban)	Women (Rural)	Women (Total)	Men (Urban)	Men (Rural)	Men (Total)
India	29.7	53.4	45.6	14.6	33.9	26.6
Jharkhand	32.7	70.1	60.2	19.5	50.0	40.7
Rajasthan	36.3	67.4	58.4	27.8	59.4	49.2
Bihar	37.8	68.6	63.7	18.7	42.3	36.9
Andhra Pradesh	43.4	62.9	56.2	16.5	36.2	28.9
West Bengal	31.3	62.3	53.3	11.9	30.8	24.7
Madhya Pradesh	33.7	60.4	52.6	18.8	50.8	40.7
Uttar Pradesh	31.8	59.4	52.2	22.2	49.4	40.5
Chattisgarh	26.4	57.6	50.5	15.2	46.6	39.9

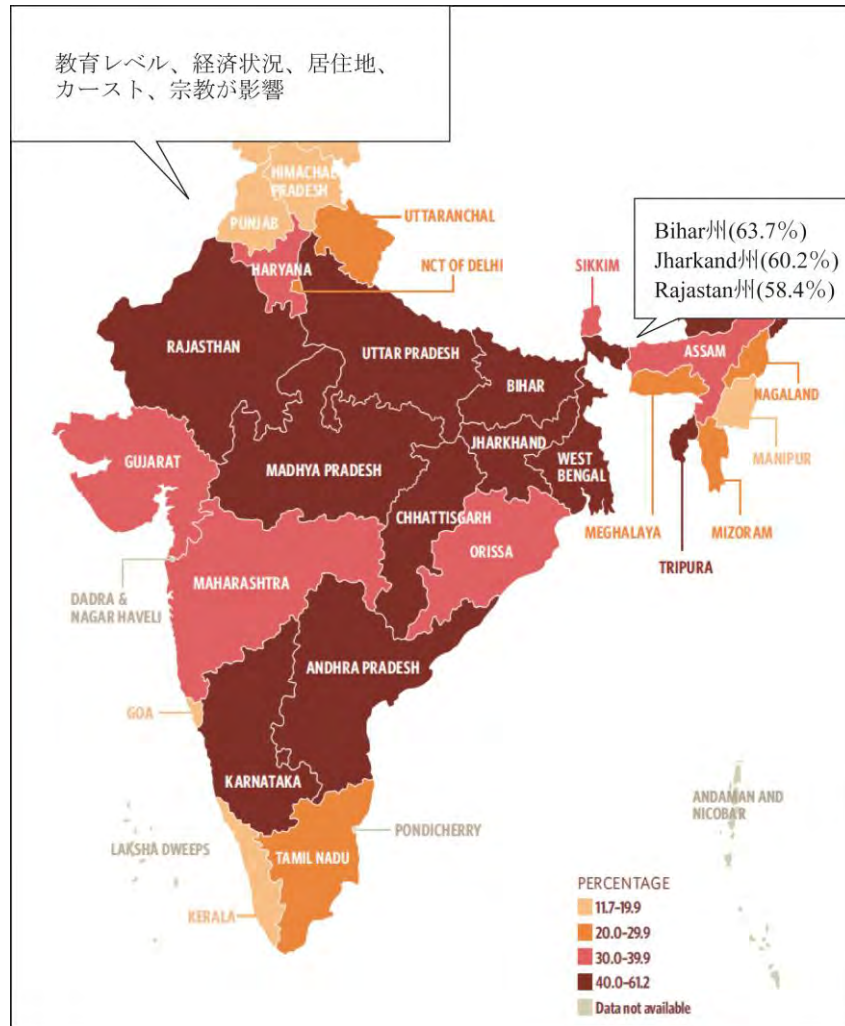
27 UNFPA. (2012). *Sex Imbalances at birth: Current Trends, Consequences and Policy Implication*, p.31, Modified by the study team.

28 National Crime Records Bureau. (2014). Chapter 6.

29 UNFPA. (2015). *Early and Child Marriage in India*.

30 2014年にアンドラ・プラデシュ州からテランガーナ州が分裂した。本データは分割される前のものである。

31 UNFPA. (2015). *Early and Child Marriage in India*.



地図 2-2: 18 歳までに結婚した女性（20-24 歳）の割合³²

UNFPA は児童婚が多い州と低い州を比較した調査研究を行っており、その結果によると、女兒の結婚年齢に影響を与える要因として、女兒の教育レベル、経済状況、居住地（都市部または農村部）、カースト、宗教などが関連しているという³³。以下が主な概要である。

- ・ 農村部の教育が受けられない女兒の児童婚の割合が高い。最低 12 年間の教育を受けた女性（25-29 歳）と教育を受けていない女性を比較すると結婚年齢に 7 歳の差がみられる
- ・ 10 代の妊娠は教育を受けていない女性の方が教育を受けた女性より 9 倍高い
- ・ 農村部の 6%、都市部の 2%の女兒が結婚を理由に学校を退学している
- ・ 経済状況が良い家庭と悪い家庭を比較すると結婚年齢に 4 歳の差がみられる
- ・ 都市部の女性は農村部の女性と比較すると 2 年以上後に結婚する
- ・ 低カースト世帯の児童婚の増加率が高いが、これは貧しい家庭はダウリを支払う経済的な余裕がないため、幼いうちに嫁に出すことで支出を抑える選択をするためである

32 UNFPA. (2012). *Marring too Young*. (オリッサ州は現在、オディシャ州へ州名が変更されている)

33 UNFPA. (2015). *Early and Child Marriage in India*.

- ・ 母系制のコミュニティは母親から娘に財産が受け継がれ、結婚後も母親の近くに残ることが多いことから結婚年齢が高い
- ・ 宗教別では、ジャイナ教徒（20.8歳）の児童婚の割合が高く、キリスト教徒（20.6歳）、シーク教徒（19.9歳）、ヒンズー教徒とイスラム教徒（16.7歳）と続く
- ・ 10代の妊娠はヒンズー教とイスラム教徒（16%）が他の宗教よりも高い

(3) 家庭内暴力（DV）とダウリ殺人

DVは親密な関係にあるパートナーあるいは他の家族から受ける暴力的な犯罪を意味する。2005-2006年に実施された国家家庭健康調査（National Family Health Survey : NFHS-3）によると、インドの既婚女性（15-49歳）のうち約40%が夫から平手打ち、腕をねじる、髪の毛を引っ張るといった軽度の身体的暴力、時には燃やされそうになるといったDV被害を受けている³⁴。NCRBの統計でも、女性に対する全ての犯罪のうちDVの割合が36.4%と一番高く、VAWの中で最も一般的な犯罪といえる³⁵。図2-4は2003年から2013年までのDV事案の通報件数を示しているが、2003年に50,703件であったのが、2013年には118,866まで増加し、この10年で134%増えていることが分かる³⁶。また、同時期の人口増加率と比較するとDVの事案が顕著に多い³⁷。DVは家庭内で発生する犯罪であり、最悪の事態にならない限り警察に通報されない。このような背景から、VAWの中でもDVは最も全容が解明しにくい犯罪である。

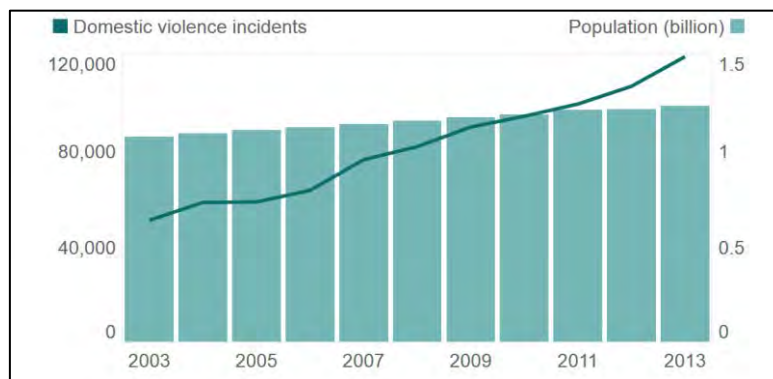


図 2-4: 通報された DV 事案の動向³⁸

DV犯罪が警察に通報されないもう一つの理由は、女性や男性のDVに対する認識が低いという問題がある。NFHS-3によると、54%の男性、51%の女性が「夫の母親に対する妻の態度が悪い」、「家庭や子どもを後回しにしている」、「料理の味付けが悪い」といった些細な理由で夫が妻に暴力を振るっても構わないと思う、と回答している³⁹（図2-5）。このような回答が多い背景には社会・経済的な要因として、女性の結婚年齢、教育水準、就労経験、夫の職業、夫の飲酒、夫婦間の教育の違い、夫婦の年齢の違い、家族構成、居住地、経済レ

34 Ministry of Health and Family Welfare. (2009). Gender Equality and Women's Empowerment in India, *National Family Health Survey (NFHS-3) 2005-06*.

35 National Crime Records Bureau. (2014). Chapter 5.

36 *ibid.*

37 Pandey, G. (2014, October 29). 100 Women 2014: Violence at home is India's 'failing'. *BBC*. (<http://www.bbc.com/news/world-asia-india-29708612> 最終アクセス：2016年6月2日)

38 *ibid.*

39 *ibid.*

ベル、実母の実父からの暴力の有無が関連しているといわれるが、特に、女性の教育水準、夫の飲酒、実母の実父からの暴力の有無がDVの捉え方と関連があるという⁴⁰。図2-6は女性への暴力は容認されると回答した男女を教育水準ごとに分類したものであるが、教育を受けていない男女の三分の二は女性への暴力を容認している。逆に、12年以上の教育を受けている人が容認する割合は三分の一であった⁴¹。

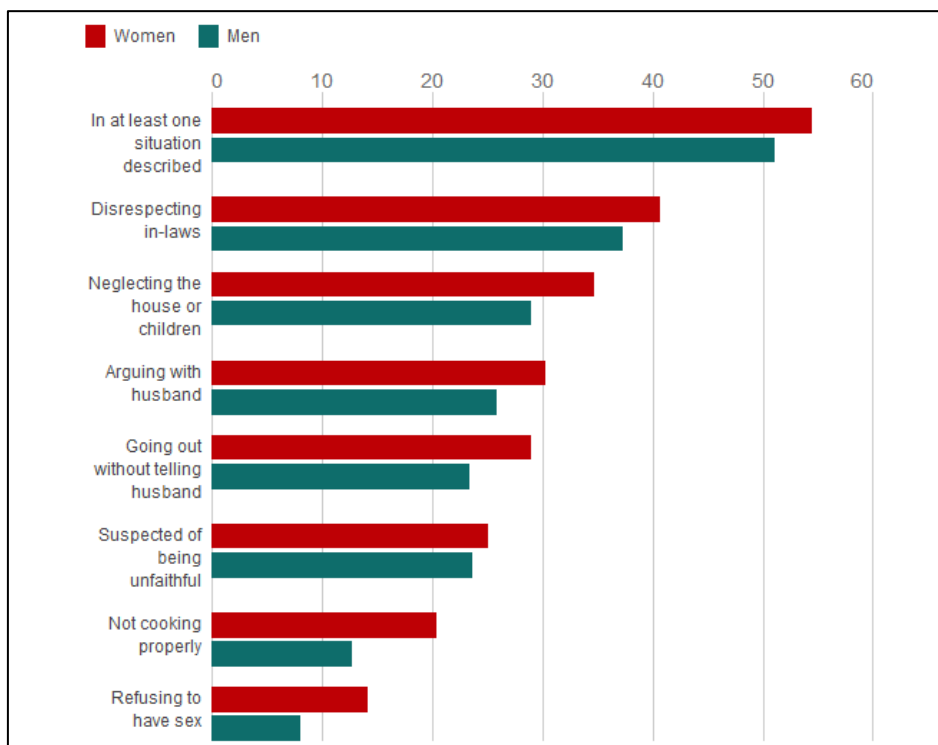


図 2-5:ジェンダーごとのDVに対する意識

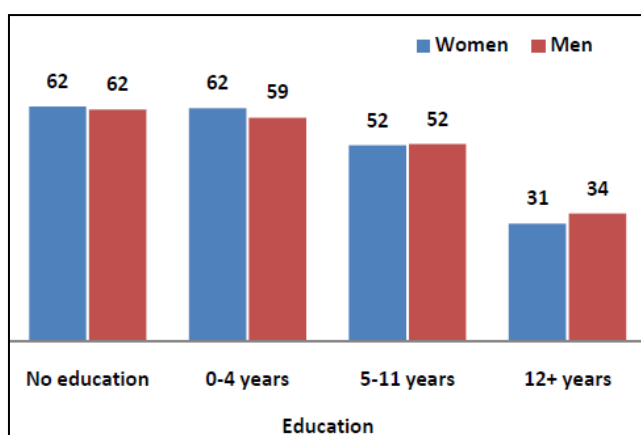


図 2-6: 妻への暴力を容認する割合：教育水準別（男女別）⁴²

夫の飲酒とDVは関連が強いことは一般的に知られているが、NFHS-3の調査結果によると、夫が飲酒する妻は、夫が飲酒しない妻よりDV被害に遭う確率が2~3倍高いという。

40 Ministry of Health and Family Welfare. (2009). Gender Equality and Women's Empowerment in India, *National Family Health Survey (NFHS-3) 2005-06*.

41 *ibid.*

42 NFHS-3 (15-49 years)

また、女性が身体的、性的、精神的な暴力の全てを夫から受けた経験がある場合、継続して暴力を受ける確率がさらに高まるという。同様に、実母が実父から暴力を受けているのを見て育った子どもは、母親は家庭内で立場が低い者と認識しがちで、女兒は特に、女性は暴力を受けるものと誤って理解し、大人になって夫や義理の両親から暴力を振るわれてもそれを容認するようになってしまう。また、男児は実父が実母を虐待しているのを見て成長することで、暴力行動をおこすことが当たり前となり、同じようにDVを繰り返すようになるという⁴³。

インドではダウリ関連の暴力は極めて深刻な問題である。ダウリは古くからの伝統で、結婚の際に女性側から男性側に贈与される持参金や持参財である。1961年の「ダウリ禁止法 (Dowry Prohibition Act)」によりダウリの贈与や受贈を禁止しているが、実際には結婚時のダウリは一般的に執り行われている。加えて、インドの経済成長に伴い、全ての社会経済グループで持参金の額が高騰しており⁴⁴、貧しい家庭の年間収入の何倍もの持参金が求められることもある。そういった要求に女性側の家族が応じられなかった場合、家族間での揉め事のきっかけとなり、夫や夫の家族から嫁に対する暴力へと発展する。場合によっては、嫁に灯油をかけ、調理中の火事による事故死あるいは自殺として処理され言い逃れることも多い⁴⁵。

ダウリ関連死は2013年から4.6%増加し、8,455人の死亡が報告されている。ダウリ関連死が多い州は、表2-7に示すとおりウッタル・プラデシュ州、ビハール州、マディヤ・プラデシュ州、WB州、ジャルカンド州が挙げられるが、ゴア州、ミゾラム州、ナガランド州、シッキム州ではダウリ関連死の通報がゼロであるのも極めて不自然であることから、他のVAW事案同様、統計上の数値だけで、数値が高い州でダウリが横行していると決めつけることはできない。アジア女性人権理事会 (Asian Women's Human Rights Council) によると、ダウリ関連死は悪化の一途をたどっており、年間25,000人が死亡していると推定している⁴⁶。

表 2-7: ダウリ関連死が高いトップ5州 (2013) ⁴⁷

州	ダウリ関連死 (発生件数)	ダウリ関連死 (人口10万人あたりの死亡率)
Uttar Pradesh	2,469	2.5
Bihar	2,373	2.8
Madhya Pradesh	733	2
West Bengal	501	1.1
Jharkhand	350	2.2

43 UNICEF. (2012). *Progress for Children: A report card on adolescents*.

44 Ramakrishnan, V. (2013, October 23). The Dowry System in India: Is the Trend Changing?, *Pulitzer Center on Crisis Reporting*. (<http://pulitzercenter.org/projects/asia>. 最終アクセス: 2016年6月3日)

45 Karp, A., Marwah, S., & Manchanda, R. (2015). Unheard and Uncounted: Violence against Women in India, Small Arms Survey Issue Brief, Number 5, *India Armed Violence Assessment*.

46 Moon, S. (2015, January 9). emBODY India, *Harvard International Review*. (<http://hir.harvard.edu/embody-india/> 最終アクセス: 2016年6月4日)

47 National Crime Records Bureau. (2014). Chapter 5.

(4) レイプ

レイプは女性に対する犯罪の4位である。2014年には36,735件のレイプ事件が報告され、その内38.6%件の被害者は、18歳以下の子どもであり、乳児が被害にあった事案もある⁴⁸。

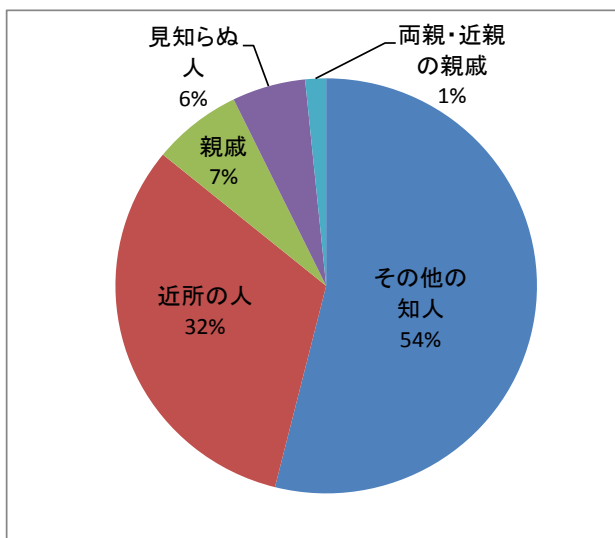


図 2-7: 通報したレイプ被害者と加害者の関係
出典: NCRB (2013)

レイプ事件は、2010年に22,172件であったのが2014年には36,735件と5年間で52.0%も通報件数が増加している。通報件数が増えた背景として、単にレイプ事件が増加しているとも考えられるが、2012年のデリーのバス内での集団レイプ事件以降、人々の意識が高まり、これまでタブーとされていたレイプ事件についても被害者が通報し、抗議していこうという素地ができつつあるとも考えられる⁴⁹。インドのレイプの問題は、加害者の身元が明かされないことや夫婦間のレイプ事案は犯罪として扱われないことである。さらに、図2-7が示すよう

に、94%のレイプ事件は被害者の顔見知りか犯人である。内訳としては、両親・近親の親戚（1%）、親戚（7%）、近所の人（32%）、その他の知人（54%）であり、見知らぬ人が犯した犯罪は6%に過ぎない⁵⁰。このように、女性は家や近所など身近なところで性的虐待に巻き込まれており、通報を躊躇する要因となっている。

地理的には、2014年に発生したレイプ事件の通報件数は、マディヤ・プラデシュ州（36,735件中5,076件）が最も高く、続いてラジャスタン州（3,759件）、ウッタル・プラデシュ州（3,467件）、マハラシュトラ州（3,438件）である。レイプの犯罪率が高いのはミゾラム州（23.7%）とNCTD（23.2%）で、全国平均の6.1%を大きく上回っている。

多くの女性や女兒は、高等教育、雇用、社会参加など、家から出て公共の場で過ごす機会が増えており、セクシュアルハラスメントのリスクも同時に高まっている。その様な背景から、NCRBも、2014年以降職場でのセクシュアルハラスメント事案の統計も取り始め、通報された526件中、57件が職場、469件がその他の場所で発生していた⁵¹。また、子どもの学校などでのセクシュアルハラスメントの被害現状として、30%の男性、40%の女性が幼児期に性的な嫌がらせを受けた経験があるとの報告もある⁵²。加えて、85%以上の女性が公共の場でセクシュアルハラスメントに遭うのが怖いとUN Womenの調査で回答しているように、公共の場でのセクシュアルハラスメントは身近な犯罪となりつつある。

公共の場で女性や女兒に性的な嫌がらせをすることは犯罪行為であることは広く認識されつつあるが、セクシュアルハラスメントに関する法律や条例について把握していた女性

48 ibid.

49 Karp, A., Marwah, S., & Manchanda, R. (2015). Unheard and Uncounted: Violence against Women in India, Small Arms Survey Issue Brief, Number 5, *India Armed Violence Assessment*.

50 National Crime Records Bureau. (2014). Chapter 5.

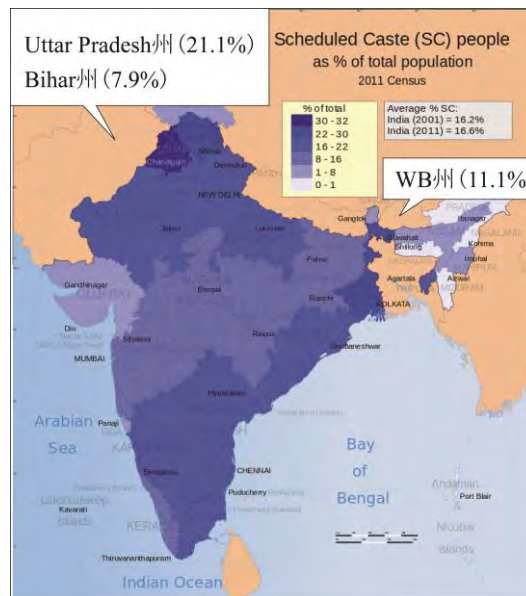
51 ibid.

52 Irvani, M. R. (2011). Child Abuse in India. *Asian Social Science* 7 (3): 150–53 cited in World Bank. (2014). Violence against Women and Girls: Lessons from South Asia.

は21%、男性に至っては14%しか知らず、法令が十分に周知されていないことも課題である⁵³。

(5) 指定カースト (SC) と指定部族 (ST) に対する犯罪

SCとSTの人口はそれぞれ1億6,600万人と8,400万人で、インドの総人口の16.2%と8.2%を占めている。SCは地図2-3が示すとおり、ウッタール・プラデシュ州 (21.1%) が最も多く、次いでWB州 (11.1%)、ビハール州 (7.9%) と続く。STは特定の州に集中しておらず、農村部に居住し、農村人口の10.4%に相当する⁵⁴。SC/STに対する犯罪は2007年から2013年の間に31%増加しているが⁵⁵、男女別データがないため、SC/STの女性や女兒に対する犯罪の割合は不明である。部族省 (Ministry of Tribal Affairs) の調査によると、SC/STの女性が身体的暴力を受ける割合はそれぞれ41.7%と39.3%であり、他の社会集団が26.8%であるのに対し大きく上回っている。さらに、性的暴力を受ける割合もSCは11%、STは10.2%と他の社会集団の7.8%より高い (表 2-8)。これらのデータが示すように、SC/STの女性や女兒は女性であるということに加え、低カーストに属するという二重のリスクを負っている。また、ダリット⁵⁶の女性や女兒はカースト制度の中で最も底辺に位置付けられていることから、上位カーストと呼ばれる人達から暴力を受けるだけでなく、低カーストでもダリット出身でない自分たちのコミュニティの人からも性的暴力の対象になっている。さらに、家庭内でもSC/STのDVの発生率は他の社会集団と比べると15%も高く、常に暴力と隣り合わせの生活を送っている⁵⁷。



地図 2-3: 総人口あたりの指定カーストの割合 (%) (出典: 2011 Census)

表 2-8: 社会集団ごとの暴力の経験の違い⁵⁸

社会集団の特徴	身体的暴力	性的暴力	DV
指定カースト	41.7	11	47.9
指定部族	39.3	10.2	47
その他後進諸階級	34.1	7.4	40.4
その他	26.8	7.8	32.3
分からない	28.5	8.7	31.7
合計	33.5	8.5	39.7

⁵³ UN Women. (2012). *Safe Cities free from violence against women and girls*.

⁵⁴ Ministry of Home Affairs. (2011). *Census Data*.

⁵⁵ National Crime Records Bureau. (2014). Chapter 7.

⁵⁶ Discriminated against on the basis of caste and “untouchability”, previously referred to as “Untouchables”

⁵⁷ Ministry of Tribal Affairs. (2013). *Statistical Profile of Scheduled Tribes in India- Chapter 8*.

⁵⁸ *ibid*.

このようにSC/STは暴力の被害に遭いやすいにも関わらず、SC/STということで警察でも相手にされず、通報してもまともに取り合ってもらえない。従って、捜査、犯人の訴追までの道のりはさらに厳しい⁵⁹。実際、STの女性の65.4%は被害に遭っても誰にも相談しておらず、暴力に耐えきれず、何かしらの支援を求めたのは10人に1人程度であるという⁶⁰。

(6) 名誉殺人、拉致、誘拐

名誉殺人は女性や女兒が直面する暴力の一つである。名誉殺人は、親が決めた縁談を断ったり、カースト・宗教が異なる人と結婚を希望したり、女性の婚前・婚外交渉などがあった場合、父親や男兄弟が、家族やコミュニティの名誉を守るために女性を殺害する風習のことである。女性は石打や酸の攻撃を受け、自殺を強要されることもある。

2014年に156人の女性が魔女狩りで死亡しているが、その内28人が名誉殺人の被害者である⁶¹。魔女狩りは、ジャルカンド州（47件）、オディシヤ州（32件）、マディヤ・プラデシュ州（24件）、チャッティスガル州（16件）、グジャラート州（10件）で事案の90%を占めている。それはこれらの地域には部族民が多く居住し、未だに伝統的な価値観や風習が根強い地域であることによる。一方、名誉殺人はマディヤ・プラデシュ州（7件）、パンジャブ州（5件）とマハラシュトラ州（5件）⁶²で報告はあるものの、これらの州で名誉殺人が横行している訳ではなく、家族の価値観やコミュニティの風習などに左右され、どこでも起こり得る犯罪である。

拉致と誘拐は女性に対する犯罪の3位である。2014年の拉致と誘拐事件の被害は、女性が74.2%であり、54%は結婚を目的に拉致、誘拐されている⁶³（図 2-8参照）。結婚を目的に誘拐される女性の年齢は18-29歳（50.2%）が最も多く、次いで16-17歳（26.2%）、12-15歳（12%）と続く。また、結婚以外の誘拐理由としては、不義や違法活動である⁶⁴。

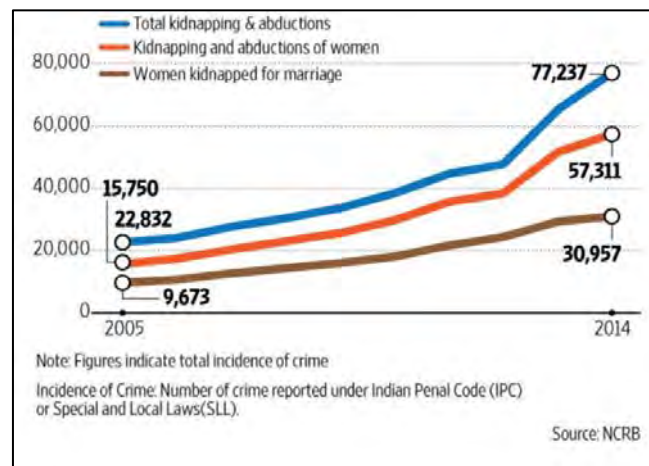


図 2-8: 拉致と誘拐の動向（2005-2012）⁶⁵

59 Navsarjan Trust. (2011). *Gender-violence and Access to Justice for the Dalit Women*, cited in Karp, A., Marwah, S., & Manchanda, R. (2015). *Unheard and Uncounted: Violence against Women in India*, Small Arms Survey Issue Brief, Number 5, *India Armed Violence Assessment*.

60 Ministry of Tribal Affairs. (2013). *Statistical Profile of Scheduled Tribes in India*- Chapter8.

61 National Crime Records Bureau. (2014). Chapter 5.

62 *ibid.*

63 *ibid.*

64 Jain, D., (2016, February 19). Marriage biggest reason for kidnapping of women in India, *live mint*.

(<http://www.livemint.com/Opinion/REOoSV3MKALdvQBtoi5m8L/Marriage-biggest-reason-for-kidnapping-of-women-in-India.html> 最終アクセス：2016年6月2日)

65 *ibid.*

Cities	Incidence	Rate	as % of total Kidnapping and abduction of women
Patna	359	37.4	59.9
Fardabad	190	29.1	49.5
Bhopal	224	24.9	77.2
Meerut	151	22.5	64.8
Kota	102	21.6	54.5
Ranchi	88	16.3	82.2
Jabalpur	93	15.4	25.9
Ludhiana	113	15.3	45.9
Varanasi	87	12.9	89.7
Ghaziabad	141	12.8	51.1

図2-9: 拉致と誘拐が多い主要都市

Cities	Incidence	Rate	as % of total kidnapping and abduction of women
Uttar Pradesh	7338	7.3	69.1
Madhya Pradesh	2364	6.5	41.6
West Bengal	1198	2.7	24.1
Bihar	4641	9.4	98.0
Rajasthan	2360	6.9	53.4
Delhi	2	0.0	0.0
Assam	3883	25.0	99.7
Maharashtra	1046	1.9	42.6
Odisha	1313	6.3	53.9
Gujarat	1378	4.7	63.0

Data is for 2014

図2-10: 拉致と誘拐が多い州

拉致や誘拐の割合を主要都市でみると、パトナ市（ビハール州）（359件）、ファリダバッド市（ハリヤナ州）（190件）、ボパール市（マディヤ・プラデシュ州）（224件）の事案が多い（図2-9）⁶⁶。さらに、州別にみるとウッタル・プラデシュ州、ビハール州、アッサム州、マディヤ・プラデシュ州、ラジャスタン州、WB州がトップ6州となっているが、アッサム州とビハール州に至っては、拉致の被害者の99.7%と98%が女性である（図2-10）⁶⁷。犯人は結婚を目的に誘拐したと証言するが、実際は人身取引が目的の誘拐が多く、貧困が深刻な地域で頻繁に発生している⁶⁸。

ここまで、インドの女性や子どもに対する主な犯罪の種類をまとめてきたが、これらの犯罪は氷山の一角に過ぎない。携帯電話やスマートフォンといった新しい情報技術の導入によりストーカー行為、ポルノの需要の高まりなど、技術革新によって女性に対する暴力の手段も多様化し新たな脅威となっている。加えて、核家族の割合が増えるにつれ、働く女性や高齢者の人口が増え、大都市では特に家事労働者のニーズが高まっている。こういったインフォーマルセクターで働くのは女性や女兒が多く、雇い主の家という外から見えにくい空間が勤務先であるため、社会から隔離され、より暴力を受けるリスクも高まる。また、女性や子どもに対する暴力は、紛争時や災害時などの緊急時にはさらに高まり、身体的暴力、性的虐待、傷害、拉致、誘拐などの対象となる。従って、様々な分野の男女別データをさらに整備し、女性や女兒がどのような暴力の被害に遭っているのかその実態を体系的に分析することが求められている。

66 ibid.

67 ibid.

68Sharma, V., &Johari, A. (2014, May 22). It's time for India to bring back our girls – 40,000 are abducted every year, *Scroll.in*. (<http://scroll.in/article/664912/its-time-for-india-to-bring-back-our-girls-40000-are-abducted-every-year> 最終アクセス：2016年6月2日)

第3章 女性と子どもに対する人身取引の現状

インド国における女性に対する暴力に関連した様々な犯罪の中でも、人身取引は近代における最悪の形態の組織犯罪の一つと言える。人身取引は、インド国の男性、女性、子どもに対して極めて深刻な人権侵害をもたらしており、その送出国、経由国、受入国であるインドは、前述のとおり TIP Report (2015) にて Tier 2 「最低基準を満たしていないが人身取引対策の努力をしている国」に分類されている。

3.1 人身取引の定義

人身取引は、図 3-1 に示すとおり、行為・手段・目的という3つの要素からなり、様々な形態が用いられる。人身取引は組織犯罪であり、多くの関係組織がそれぞれの役割を持ち、連鎖をなして関わっている⁶⁹。

人身取引に関する包括的な定義を定めているパレルモ議定書⁷⁰は、人身取引を下記の図 3-1 のように、行為、手段、目的の3つの要件で定義している。搾取を目的に下記のような行為、手段が行われた場合、被害者の同意があったとしても、人身取引として定義される（同議定書第3条 (a) および (b)）。同議定書では、被害者が18歳未満の子どもの場合には、下記のような手段が使われなくとも、目的、行為のみが該当すれば人身取引であると規定している（同議定書第3条 (c)）。

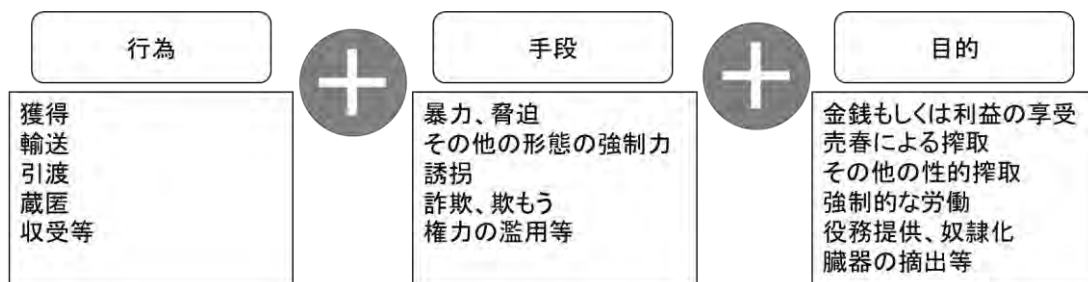


図 3-1: 人身取引の要素⁷¹

インドにおける 2007 年の「特に子どもと女性に焦点をあてた人身取引を予防・根絶するための国家行動総合計画」（未承認）は、パレルモ議定書「人間の売買を予防・抑制・処罰するための議定書」の第3条 (a) 節を引用して、人身取引を以下のように定義している。

「人身取引とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫もしくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の乱用もしくは脆弱な立場に乗ずること、または他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭もしくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または收受することをいう。搾取には、少なくとも、他の

⁶⁹Mishra, V. (2015). Combating human trafficking: Gaps in policy and law. SAGE Publishing, p.9.

⁷⁰ パレルモ議定書とは、2000年に国連総会で採択された「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（略称：国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）」の通称である。

⁷¹ Veerendra Mishra.(2015) p.9

者を買春させて搾取することとその他の形態の性的搾取、強制的な労働もしくは役務の提供、奴隷化もしくはこれに類する行為、隷属または臓器の摘出を含める。」

なお、人身取引の問題（特に越境型人身取引）を考える際、密入国と混同される場合がある。パレルモ議定書は、密入国とは違法な入国のことであり、人身取引が人道に対する罪である一方、密入国は国家に対する犯罪としている。この密入国は、人身取引とは考えられていない。同議定書における人身取引と密入国には、以下の3つの違いがある⁷²。

① 同意

密入国者は不法入国に同意しているが、人身取引被害者は、同意とは無関係に各段階で強制的な手段が用いられている。加害者から仕事を紹介された段階では同意をしていますが、当初の話とは異なる職種で働かされたり、暴力や権力を盾に脅されて移動した場合は人身取引である。

② 搾取

密入国は、目的の国に到着した時点で終わるが、人身取引は加害者による支配、搾取が継続的に行われ、それによって加害者が不当な利益を得るものである。人身取引は、被害者へ与える影響が大きく、かつ加害者からの報復や再被害を防ぐ為に十分な保護を必要とする。

③ 国境

越境の有無である。密入国は常に国境を超える不法入国を指すが、人身取引は越境に限らない。人身取引は国内・州内・県内・コミュニティレベルでも生じるものである。

⁷² UNODC (n.d.). from <https://www.unodc.org/unodc/en/human-trafficking/smuggling-of-migrants.html> (最終アクセス：2016年6月20日)

3.2 人身取引に関連する現行の政策、法律、批准された条約

人身取引に関連する政策と法律は、以下の表 3-1 のとおりである。それぞれの内容は、3.2.1 以下で述べる。

表 3-1：人身取引に関連する政策と法律

政策	1987年 国家児童労働政策 (National Child Labour Policy) 1998年 女性と子どもに対する人身取引と CSE の撲滅のための国家行動計画 (National Plan of Action to Combat Trafficking and CSE of Women and Children) 2001年 女性のエンパワーメントのための国家政策 (National Policy for the Empowerment of Women) 2007年 特に子どもと女性に焦点をあてた人身取引の予防と根絶のための国家総合行動計画 (未承認) (Integrated National Plan of Action to Prevent & Combat Human Trafficking with Special Focus on Children and Women, (unapproved)) 2013年 子どものための国家政策 (National Policy for Children)
憲法	第 23 条 (Article 23) 第 39 条 (e) (Article 24) 第 24 条 (Article 39 (e)) 第 39 条 (f) (Article 39 (f))
主要な法律	2016年 人身取引 (予防、保護、社会復帰) 法案 (Trafficking of Persons (Prevention, Protection and Rehabilitation) Bill) 1956年 人身取引防止法 (ITPA) 1860年 インド刑法 (IPC)
成人に関する法律	1946年 外国人法 (Foreigner's Act) 1976年 債務労働 (廃止) 法 (Bonded Labour (Abolition) Act) 1979年 国家間出稼ぎ労働者 (雇用規制とサービス状況) 法 (Inter - state Migrant Workmen (Regulation of Employment and Conditions of Service) Act) 1986年 女性のわいせつな表示 (禁止) 法 (Indecent Representation of Women (Prohibition) Act) 2009年 臓器移植法 (改正) 案 (Transplantation of Human Organs (Amendment) Bill, 2009)
特に子どもに関する法律	1956年 若者 (有害な出版) 法 (Young Persons (Harmful Publications) Act) 2008年 情報技術 (改正) 法 (Information Technology (Amendment) Act) 1986年 児童労働法 (Child Labour Act) 2006年 児童婚の禁止法 (Child Marriage Prohibition Act) 2012年 児童労働改正法案 (Child Labour Amendment Bil) 2012年 性犯罪子ども保護法 (Protection of Children from Sexual Offences (POCSO) Act) 2015年 少年 (子どものケアと保護) 法 (Juvenile Justice (JJ) (Care and Protection of Children) Act) 州法 2005年 ゴア州子ども (改正) 法 (Goa Children's (Amendment) Act)

3.2.1 人身取引に関連する現行の政策

(1) 国家児童労働政策 (National Child Labour Policy, 1987)

インドの開発目標と戦略を遂行する中で、1986年の児童労働法に続き、国家児童労働政策が1987年に採用された⁷³。本国家政策は子どもに裨益する総合的開発プログラムに焦点をあて、賃金・準賃金雇用での児童労働が極めて集中している分野において、行動計画に基づいたプロジェクトを実施するよう決議している。

⁷³Jayantilal Bhandari Child Labour - Challenges Ahead. (n.d.). from <http://pib.nic.in/feature/feyr2000/fmar2000/f210320001.html> (最終アクセス：2016年6月26日)

労働・雇用省（Ministry of Labour and Employment : MLE）は、1988 年以来、国家児童労働プロジェクト（National Child Labour Project : NCLP）の設立を通じて児童労働者たちの社会復帰を目的とした国家政策を実施してきている。当初は、こうしたプロジェクトは、児童労働が蔓延する伝統的産業で働く子どもの社会復帰を目指したものであったが、1994 年に NCLP の範囲が拡大されることとなり、児童労働が蔓延する地区での危険な仕事に従事する子どもの社会復帰も含まれるようになった。このスキームの下、危険な仕事に従事する児童労働の調査がなされ、子どもを公式な学校制度に組み入れる過程として特別学校に入学させることとなった。NCLP の戦略には、ノンフォーマル教育や事前職業訓練を提供する特別学校の設立、雇用創出機会の促進、市民の意識の向上、児童労働に関する調査や評価が含まれている。

(2) 女性のエンパワーメントのための国家政策（National Policy for the Empowerment of Women, 2014）⁷⁴

2001 年に通過した「女性のエンパワーメントのための国家政策」は、女性の成長と開発、エンパワーメントを目指し、特に以下の事項に注力している。

- ・ 女性の開発に肯定的な経済・社会政策を通して、女性が潜在能力を最大限に発揮できるような環境づくりを行うこと。
- ・ 政治、経済、社会、文化の全領域において、女性が男性と平等な立場で人権と基本的自由を正当にかつ実際に享受すること。
- ・ 国家の社会・政治・経済生活への参加と意思決定に対して女性が平等なアクセスを有すること。
- ・ 医療ケアや質の高い教育、キャリアや職業訓練、雇用、労働衛生と安全、社会保障に対して女性が平等なアクセスを有すること。
- ・ 女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する司法制度の強化
- ・ 男女双方の積極的参加と関与による社会の態度や慣習の変化
- ・ 開発プロセスにおけるジェンダー主流化
- ・ 市民社会（特に女性団体）とのパートナーシップの構築と強化

(3) 子どもと女性に特化した人身取引の予防と撲滅のための国家総合行動計画（Integrated National Plan of Action to Prevent and Combat Human Trafficking with Special Focus on Children and Women, 2007）⁷⁵

MCWDは、MHAやMLE、国家人権委員会（National Human Rights Commission of India : NHRC）、国家女性委員会（National Commission for Women : NCW）と連携して、1998年に策定された「女性と子どもに対する人身取引とCSEの撲滅のための国家行動計画」を基に、「子どもと女性に特化した人身取引の予防と撲滅のための国家総合行動計画」を草案した。本行動計画は、人身取引の予防、被害者の救出、その家族とコミュニティとの社会復帰と再統合

⁷⁴ Member States Responses to the Questionnaire on implementation of the Beijing Platform for Action and the Outcome Document of the Twenty-third Special Session of the General Assembly. (n.d.). from <http://www.un.org/womenwatch/daw/Review/responses/INDIA-English.pdf>（最終アクセス：2016年6月26日）

⁷⁵ Ministry of Women and Child Development. Draft National Integrated Plan of Action To Prevent and Combat Human Trafficking With Special Focus on Children and Women. from http://www.protectionproject.org/wp-content/uploads/2010/11/NAP-Draft-India_2006.pdf.（最終アクセス：2016年6月26日）

を包括的に記しており、以下のような内容が含まれている。

- ・ 人身取引の被害者の人権を保証すること
- ・ 人身取引加害者と被害者を特定すること
- ・ 人身取引を予防すること
- ・ 人身取引における近年の懸念分野の確認—そのパターンと傾向の把握
- ・ 被害に遭った子どもの特定と保護にかかる特別措置
- ・ 特に買春宿や路上買春での子どもの被害者を中心とする人身取引の被害者の救出
- ・ 特に子どもの被害者を中心とする人身取引の被害者の社会復帰、再統合、帰還
- ・ 国境を超える人身取引に対する国家および地域協力・調整
- ・ 法的枠組みと法的拘束性
- ・ 証人の保護と被害者支援
- ・ 研修、教育、意識啓発

本行動計画の目的は、人身取引の全被害者を社会の中に受け入れ再統合することである。しかしながら、2016年6月時点では未だ承認されていない。

(4) 子どものための国家政策 (National Policy for Children, 2013) ⁷⁶

同政策は憲法の規定と子どもの権利に関する国連条約の指導原則に則り、「ニーズ・ベース」から「権利ベース」アプローチへのパラダイム転換を示した。強調されているのは、全ての子どもに平等な機会を促進する積極的優遇措置を取り、全ての子どもがあらゆる憲法の権利を行使できるように国家がコミットするべきであるという点である。子どものニーズは多様なセクターに亘り、かつ互いに絡み合ったものであり、集合的な行動が必要とされるため、様々なセクターを超えた強力な連携、全ての関係者とのパートナーシップ、包括的で信頼のおける知識、適切な資源、そして人々の意識啓発と能力開発が必要とされる。本国家政策では、子どもを18歳未満としている。

3.2.2 人身取引に関連する法的枠組み

(1) インド国憲法

インドはその憲法において、直接的にも間接的にも人身取引について言及してきている。第III部および第IV部の国家政策の指示原則において、基本的権利に関する状況が含まれ、いずれも人身取引関連の事項に対応したものである。以下はインド憲法における人身取引に係る条項である。

表 3-2: 人身取引に対応するインド憲法条項

第23条	人身取引や強制労働を禁止した基本的権利
第24条	14歳以下の子どもは、如何なる工場や鉱山でも雇用されてはならず、その他危険な雇用に従事してはならない
第39条(e)	個々人の健康と強靭さは乱用されず、何人たりとも経済的必要性を理由としてその年齢と強靭さに相応しくない仕事を強制されない
第39条(f)	子どもは搾取から守られるべきである

⁷⁶Subject: Comments and Suggestions on the Draft National Plan of Action for Children 2016. (2016, March 11). from [http://wcd.nic.in/sites/default/files/National Plan of Action_0.pdf](http://wcd.nic.in/sites/default/files/National%20Plan%20of%20Action_0.pdf) (最終アクセス：2016年6月26日)

(2) 人身取引防止法 (ITPA, 1956)

人身取引防止法 (ITPA) (1956年発効) は、人身取引に対処する唯一の法律である。同法では、「買春」、「買春宿」、「子ども」、「保護施設 (シェルターホーム等)」、「公共空間」、「特別警察官」、「人身取引対策官」等の用語を定義している。同法の制定の目的は、買春目的で女性と女兒を人身取引するという商業化された悪習を禁止・廃止することであった。同法下では、被害者の救出と社会復帰に関して、関連当局は広範囲な権限を与えられており、搾取側に対して厳しい措置を取ることができる。例えば、買春宿の立ち退きや監視などの厳しい処罰が含まれる。

表 3-3: ITPA の概観

項	人身取引に対処する条項	
3	買春宿の運営	Brothel Keeping
4	買春の売り上げを他事業に繋げること	Linking on the earning prostitution of others
5	買春目的の調達	Procuring including of taking person for prostitution
6(1)	買春が行われる場所に人を拘束すること	Detaining person in premised where prostitution is carried on
6(2)	買春宿で子どもとともに発見された場合の犯罪の推定	Presumption of offence if a person is found with a child in a brothel
7	公共空間周辺での買春	Prostitution in the vicinity of public places
8	誘惑ないし勧誘	Seducing or soliciting
9	保護観察中の人を誘惑すること	Seduction of a person in custody

出典： UNODC (2011) Legal and policy Review

しかしながら、同法は人身取引と買春問題を混同しており、2005年以降、改正法案を採用する懸命な努力がなされてきてはいるが、現在においても改正法案は保留状態にある。ITPA 改正法案は2006年の議会に一度提出され、2007年閣議承認を受けた。しかしながら、様々な関係者間（各省庁、弁護士、セックスワーカー、HIV/AIDS 関連団体、保健機関）での合意がなされていなかったことから、2009年に頓挫した。

以下は、2006年のITPA改正法案の主な勧告項目である⁷⁷：

- ・ 子どもの年齢を16歳から18歳未満として再定義
- ・ 被害者を再び傷つけるような事項の削除
- ・ 被害者のプライバシーを保護するための非公開での法定審議
- ・ 人身取引業者と買春宿経営者や斡旋業者等に対する処罰の見直し
- ・ 買春の目的で買春宿を訪れた者への処罰の見直し
- ・ 国連議定書から採用された「人身取引」の定義の採用
- ・ 中央政府と州政府での調整機能の設立

⁷⁷Responses to HUMAN TRAFFICKING in Bangladesh, India, Nepal and Sri Lanka . (2011). from UNODC website: https://www.unodc.org/documents/human-trafficking/2011/Responses_to_Human_Trafficking_in_Bangladesh_India_Nepal_and_Sri_Lanka.pdf (最終アクセス：2016年6月26日)

(3) 人身取引（予防、保護、社会復帰）法案（Trafficking of Persons (Prevention, Protection and Rehabilitation) Bill）, 2016⁷⁸⁾

2015年9月、最高裁判所が MWCD に現況を反映した人身取引対策に必要な行動を取るよう命じたことにより、MWCD は本分野の関係者の連携機関である中央委員会（Central Advisory Committee : CAC）を再活性化し、CSEに限らずあらゆるタイプの人身取引を撲滅するため、ITPA の改正や標準業務手順書（Standard Operating Procedure : SOP）、新しい包括的な法律の策定に臨んだ⁷⁹⁾。その後、委員会による議論を経て、2016年5月31日に、新法案の人身取引（予防、保護、社会復帰）法案が発表された。MCWD はこれをウェブページ上にも公開し一般市民のコメントを聴取しており、2016年後半の国会会期中に本法案の審議が行われる予定である。

本法案では、労働搾取、CSE、臓器移植などの全ての人身取引の側面が網羅されており、中央レベルでの新たな特別調査機関を設立することが要求されている。また、予防、社会復帰、被害者の保障に対する予算配分は、中央が6割、州が4割と規定されている。

(4) インド国刑法（IPC, 1860）

1860年のIPCもまた、ITPAでは対処されていない多くの危害を犯罪として扱っている。2013年の犯罪（改正）法（Criminal Law Amendment Act）は、特に人身取引に関するIPCを改正したものであり、第370節は人身取引に関して詳細に定義している。この中には、人の調達や買売、人の輸出入、幼児の調達・売買、子どもの強制結婚、誘拐、拉致、人身取引・条件付き隷属・強制労働・債務労働、といった行為を犯罪として取り扱っている。同法は以下のような課題に対処している。

表 3-4: 人身取引に関する節

節	タイトル	
第 366 節	誘拐	Kidnapping
第 366 節 A	女性の拉致、結婚の強制	Abducting or inducing a women to compel marriage
第 366 節 B	女兒の調達	Procuring a minor girl
第 367 節	性的搾取を目的とした 21 歳以下の女兒、女性の輸入	Importation of minor girl below 21 for sexual exploitation
第 370 節	人を奴隷として買うこと	Buying or disposing of person as slave
第 372 節	買春目的で未成年者*を売ること	Selling minor for prostitution
第 373 節	買春目的で未成年者*を買うこと	Buying minor for prostitution
第 374 節	人を強制的に労働させること	Compelling a person to labour

*: 2014年に改訂。以前は、「girls」（女兒）にて計上していたが現状は「minors」（18歳未満の未成年者）が使用されている。

⁷⁸⁾ Trafficking of Persons (Prevention, Protection and Rehabilitation) Bill Retrieved June 7, 2016, from <http://wcd.nic.in/acts/trafficking-persons-bill-2016-draft> (最終アクセス: 2016年6月26日)

⁷⁹⁾ Taftesh Programme (HBF-Kamo) Mid-term Report for Hummingbird Foundation (31 Mar 2013) Submitted by Kamonohashi Project in collaboration with Sanjog. 認定 NPO 法人かものはプロジェクトより提供。

(5) 女性と子どもの人身取引に関連するその他の法律

上記の主要な法律のほかに、女性を含む成人や特に子どもの人身取引に触れている法律を、以下の表 3-5 にまとめる。

表 3-5: 人身取引に関連するその他の法律

名称	内容
1946 年 外国人法 (Foreigner's Act)	外国人法の規定によると、インドに意図せずに入国した外国人は、同法第 14 節を根拠として、逮捕ではなく、即座に出身国に引き渡されることになっている。
1976 年 奴隷労働 (廃止) 法 (Bonded Labour (Abolition) Act)	同法の発効により、全国で奴隷労働システムは廃止されており、隷属行為は法によって処罰可能な目に見える犯罪とみなされるようになった。同法は州政府によって実施されている。
1979 年 各州間出稼ぎ労働者 (雇用規制とサービス条件) 法 (Inter-state Migrant Workmen (Regulation of Employment and Conditions of Service) Act)	同法は、州をまたがる出稼ぎ労働者の雇用を規制し、サービス条件について規定している。同法では、労働者の権利を保護する雇用者の役割、契約者の役割、州政府の役割を明記している。
1986 年 女性の不適切な表示 (禁止) 法 (Indecent Representation of Women (Prohibition) Act)	同法は、広告や出版、書物、絵画や図などにて、女性を不適切にわいせつに表示することを禁止している。
2009 年 臓器移植 (改正) 法案 (Transplantation of Human Organs (Amendment) Bill)	同法案は、人の臓器の摘出・補完・移植とともに、人体の組織の移植を規制している。人の臓器を許可なく摘出することや人の臓器を受け取ったり、金銭による授受に対する刑罰を強化している。
特に子どもの権利関連	
1956 年 若年層 (有害な出版) 法 (Young Persons (Harmful Publications) Act)	同法は、残酷なあるいはその他のあらゆる形での暴力行為を表現することで、若者を墮落させる有害な出版物の売却・配布・公共の場での展示を処罰する。
2006 年 児童婚の禁止法 (Child Marriage Prohibition Act)	本法には結婚当時に子ども (18 歳未満) であった場合の児童婚は無効であるとする条項が含まれている。児童婚を取り仕切るもの、実践するものも処罰対象となる。
2008 年 情報技術 (改正) 法 (Information Technology (Amendment) Act)	同法第 67 節 B では、子どもが明らかに性的行為に関わっている描写を含む電子媒体での内容物を出版・送付することは処罰対象となる。さらに同節では、これを文章化・デジタル画像化・収集・閲覧・ダウンロード・広告・促進することも処罰対象とされている。
2012 年 児童労働改正法案 (Child Labour Amendment Bill)	1986 年の児童労働法 (Child Labour (Prohibition and Regulation) Act) を改正し、14 歳以下の子どもの雇用をあらゆる職務で禁止している。法案には「思春期の若者」(14 歳から 18 歳まで) と呼ばれる新しいカテゴリーが追加され、特定の危険な職業にこれらの者を雇用することを禁止している。
2012 年 性犯罪児童保護法 (Protection of Children from Sexual Offences (POCSO) Act)	同法は、18 歳未満の子どもの性的暴力や搾取から守るための法的条項を強化したものである。性的目的で子どもを取引する人々は、同法における教唆に関連する条項により、処罰対象となる。
2015 年 少年法 (子どものケアと保護) (Juvenile Justice (JJ) (Care and Protection of Children) Act)	同法では子どもは 18 歳未満と定義され、第 26 節では、児童労働について対応している。同法の目的は、子どもの立場に立ったアプローチにより、子どもの成長に必要な適切なケアと保護、治療を与えることにある。

(6) 州レベルでの法律

人身取引を予防するための特別な法的手段を講じている州もあり、例えばゴア州の 2005 年子ども（改正）法（Goa Children’s (Amendment) Act）は現存する唯一の州レベルでの児童福祉法である。本法では人身取引の定義も記載されており、子どもの人身取引に特化しているが、包括的な取り組みが行われており、ゴア州においてのみ適用可能となっている。また、1982 年の「Devadasi 禁止法（Karnataka Devadasi (Prohibition of Dedication) Act）」は一部の地域でヒンドゥー教における慣習となっている Devadasi としての女兒の献身を違法としている。

3.2.3 人身取引に関連する国際条約および地域条約

以下の表 3-6 では、国際社会が取り決めてきた人身取引に関連する国際条約および地域条約に対するインドの現在の批准状況を示す。

表 3-6: 国際・地域条約の批准状況

国際的法律文書	批准状況
1932 年「ILO 条約第 29 号：強制労働条約」（CO029-Forced Labour Convention）	1954 年に批准
1989 年「子どもの権利条約」（Convention on the Rights of the Child）	1992 年に批准
1979 年「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）	1993 年に批准
2000 年「国境を超えた組織的犯罪に対する国連条約を補完する、特に女性と子どもの人身取引の予防・抑制・処罰に関する議定書」（Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons Especially Women and Children, supplementing the UN Convention against Transnational Organised Crime）	2011 年に批准
2002 年「買春目的での女性と子どもの人身取引の予防・撲滅に関する SAARC 条約」（SAARC Convention on Preventing and Combating Trafficking in Women and Children for Prostitution）	2002 年に批准
2000 年「武装紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約選択的議定書」（Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Involvement of Children in Armed Conflict）	2005 年に批准
2000 年「子どもの売買・買春・ポルノグラフィに関する子どもの権利条約選択的議定書」（Optional Protocol to the Convention on the Rights of the child on the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography）	2005 年に批准
1973 年「ILO 条約第 138 号：最低年齢条約（15 歳以下の子どもの労働禁止）」（CO138-Minimum Age Convention）	批准せず
1999 年「ILO 条約第 182 号：児童労働の最悪の形態の根絶」（CO182-Worst Forms of Child Labour Convention）	
2011 年「ILO 条約第 189：家事労働者の権利の保護、平等な機会と処遇の促進、労働・生活状況の改善」（CO189-Domestic Workers Convention）	

インド政府が ILO 条約第 138 号と第 182 号を批准する上で主要な妨げとなっているのは、1986 年の児童労働法における「危険な職業での雇用年齢を 14 歳から 18 歳に適切に引き上げること」という規定である。2000 年の「少年法」第 26 節では、危険な雇用の目的で若者ないし子ども（18 歳未満）を調達する者や子どもを隷属させる者、子どもの稼ぎを天引き

する者、あるいは子どもの稼ぎを自らの目的のために使用する者はいずれも処罰対象（3年以上の禁固および罰金）となる、とある。この点では、インド政府が「雇用の最低年齢に関する条約第 138 号」や「児童労働の最低形態に関する第 182 号」に批准するのに問題はない。これら二つの条約は、ILO の 8 つの中核的労働条約に属するものであるが、いずれもインド政府によって長年保留されてきており、ILO 設立メンバーであったインド国家としての名誉を貶めかねない、とも言われている⁸⁰。

3.3 インドにおける人身取引の現状、課題、事件数及び被害者数

3.3.1 人身取引の現状

インドにおける人身取引の約 9 割が国内における取引であり、NCRB によれば、国内取引は、州間のみならずほぼ全ての州内・県内で生じている。残り 1 割程度が越境型（クロスボーダー）の取引であるが、インドは以下の図に示す複数の国々の送出国、経由国、受入国となり取引が行われている。近隣国であるネパール、バングラデシュの人身取引被害者を含む不法入国者もインド人被害者同様に、インドを経由して UAE、米国、ヨーロッパ地域などへ輸送されている。

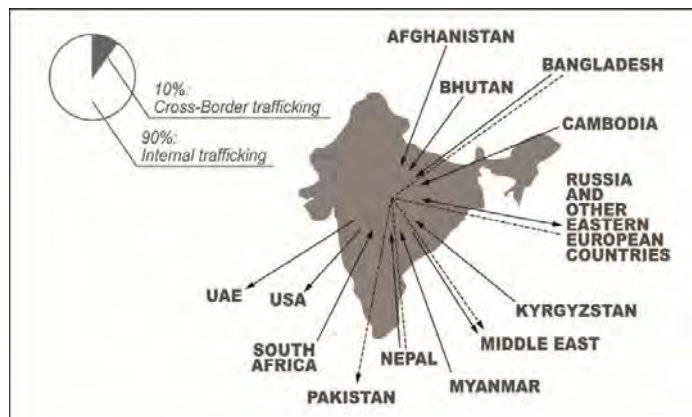


図 3-2: インドにおける越境型取引のパターン⁸¹

インドにおける人身取引被害の全体像は依然明らかになっておらず、正確な被害者数の把握は人身取引という犯罪の性質からも困難となっている。世界奴隷指数（The Global Slavery Index⁸², 2014）を毎年作成しているオーストラリアのフォークフリー財団は、被害者数は 1,400 万人に上るとしているが、1,600 万人またはそれ以上と予測する団体の報告もある。これらの人身取引被害者の多くが CSE、強制結婚、強制労働、債務労働、児童労働、家事労働等の被害を受けている。AHTU によると、人身取引被害者は約 USD 446 から USD 595⁸³の価格で買春街に取引されているという。

⁸⁰Delay in Ratification of ILO Conventions 138 and 182 by Government of India Tarnishing Nation's Image | Global March Against Child Labour. (n.d.). from <http://www.globalmarch.org/content/delay-ratification-ilo-conventions-138-and-182-government-india-tarnishing-nation's-image> (最終アクセス : 2016 年 6 月 26 日)

⁸¹ 調査チーム作成。

⁸² 当財団による順位付けは、人身取引の撲滅を目指し各国の現状を調査のうえ毎年行われている。

⁸³ Save the Children India (2014). Feasibility Study report NAGPUR Model Design for the Coordination Mechanism amongst Stakeholders for Anti Human Trafficking in Maharashtra, India. 認定 NPO 法人かものはしプロジェクトより提供

コラム 1: 越境型人身取引①インド-ネパール国境における人身取引の状況
<p>インドにおける人身取引のうち、1割程度を占めている越境型取引（特に深刻なネパール、バングラデシュ）についてはコラムで紹介する。</p> <p>1,751kmに及ぶインドとの国境を有するネパールは、人身取引の送出国であり、特に南部、南西部が人身取引加害者に狙われやすく、その背景には、限られた生計手段、識字率・教育レベルの低さ、社会・経済的ステータスの低さがあるとされる。自然災害の頻発地域でもあり、人身取引に脆弱となる複数のプッシュ要因を有している。ネパールからの越境型人身取引の特徴とも言えるのが、被害者全体の3割以上を占める子どもの被害者の多さである⁸⁴。特にネパールの女兒は、インドや中東諸国での人気が高いとも言われ⁸⁵、UNODCは、毎年約12,000人もの子どもがネパールから連れ去られているとしている。</p> <p>一方で、インドからネパールに渡る人身取引、労働搾取も報告されている。被害者は、ネパールのエンターテイメント産業、カーペット産業などで働かされている。ネパールにおけるエンターテイメント産業は急速に認知、成長しつつあるとも言われる。首都カトマンズに続く第2の都市であるビラットナガーには、約55の認可済みビア・バーがあるとされ、インド人、ネパール人の客に人気である。こういったバーでは、15～20人程度の女兒を雇っており、その中にはWB州やビハール州出身のインド人が少数ではあるが含まれているとされる。送付、需要の両方にて、被害を未然に防ぐ取り組みが求められている。</p> <p>(出典：FXB India Suraksha)</p>

3.3.2 人身取引に関する犯罪名

人身取引に関する犯罪には、IPCとITPAに含まれる下記6つの犯罪がある。この分類に基づき、NCRBは以下で示す人身取引発生数、被害者数等を計上している。

1. IPC 第 366 節 A	女兒の調達	Procuration of minor girls
2. IPC 第 366 節 B	外国からの女兒の輸入	Importation of girls from foreign country
3. IPC 第 370 節&370A	人身取引	Human Trafficking
4. IPC 第 372 節	買春目的で未成年者*を売る こと	Selling of girls for prostitution
5. IPC 第 373 節	買春目的で未成年者*を買 うこと	Buying of girls or prostitution
6. ITPA		

*: 2014年に改訂。以前は、「girls」（女兒）にて計上していたが現状は「minors」（18歳未満の未成年者）が使用されている。

3.3.3 人身取引被害の発生件数

NCRBが毎年発行する犯罪白書「Crime in India 2014」によると、2014年に報告されたインドの人身取引被害（表3-7に示す6つの犯罪を含む）の総発生件数（Number of Incidence）は、5,466件であった⁸⁶。州別の発生数を次の地図3-1に示す。WB州、タミル・ナド州、カルナータカ州、アッサム州における発生件数が多くなっている。

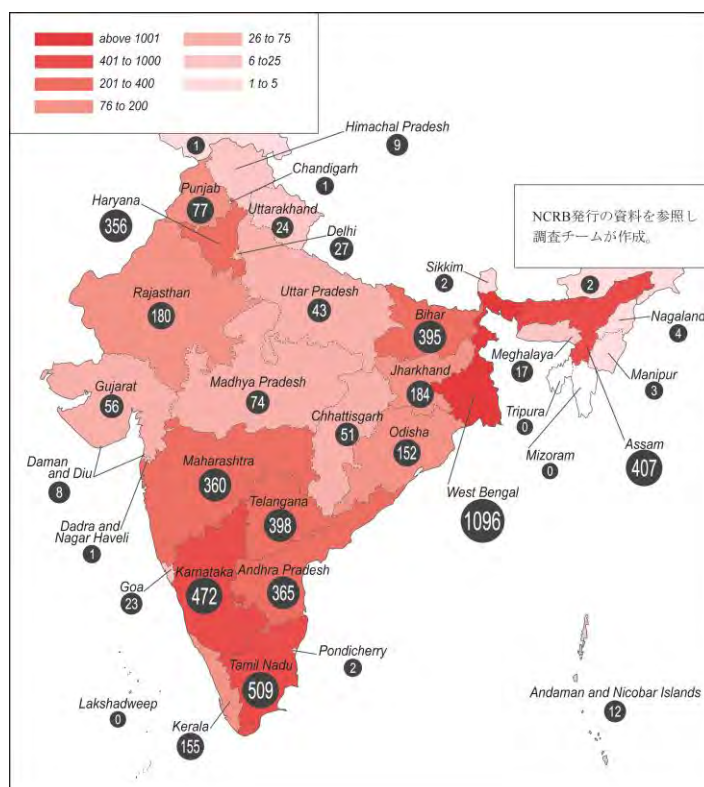
「IPC 第 370 節&370A 人身取引」は、2014年から集計開始となったために、前年と比較し増加しているが、2009年以降、発生件数は継続して増加傾向にあり、2009年と2014年を比較すると、2,618件の増加（増加比率192%）となっている⁸⁷。

⁸⁴ Stallard, R. (2014, July 15). Child trafficking in Nepal: Causes, consequences and education as prevention. Website: <https://www.childreach.org.uk/our-publications> (最終アクセス：2016年6月8日)

⁸⁵ 現地NGOに加え、インド及びネパールにて支援活動を実施している認定NPO法人ラリグラス・ジャパンからの聞き取り調査より把握。

⁸⁶ Ministry of Home Affairs, Human Trafficking, Crime in India, 2014. Chapter 6

⁸⁷ Ministry of Home Affairs Human Trafficking, Crime in India, 2014. Chapter 6



地図 3-1: 州別人身取引被害発生件数 (2014 年)

表 3-7: 発生件数の比較 (2009 年-2014 年)

	犯罪項目	2009	2010	2011	2012	2013	2014
1	IPC 第 366 節 A 女兒の調達	237	679	862	809	1,224	2,020
2	IPC 第 366 節 B 外国からの女兒の輸入	48	36	80	59	31	13
3	IPC 第 370 節&370A 人身取引						720
4	IPC 第 372 節 買春目的で未成年者を売ること*	57	130	113	108	100	82
5	IPC 第 373 節 買春目的で未成年者を買うこと*	32	78	27	15	6	14
6	ITPA	2,474	2,499	2,435	2,563	2,579	2,617
Total		2,848	3,422	3,517	3,554	3,940	5,466

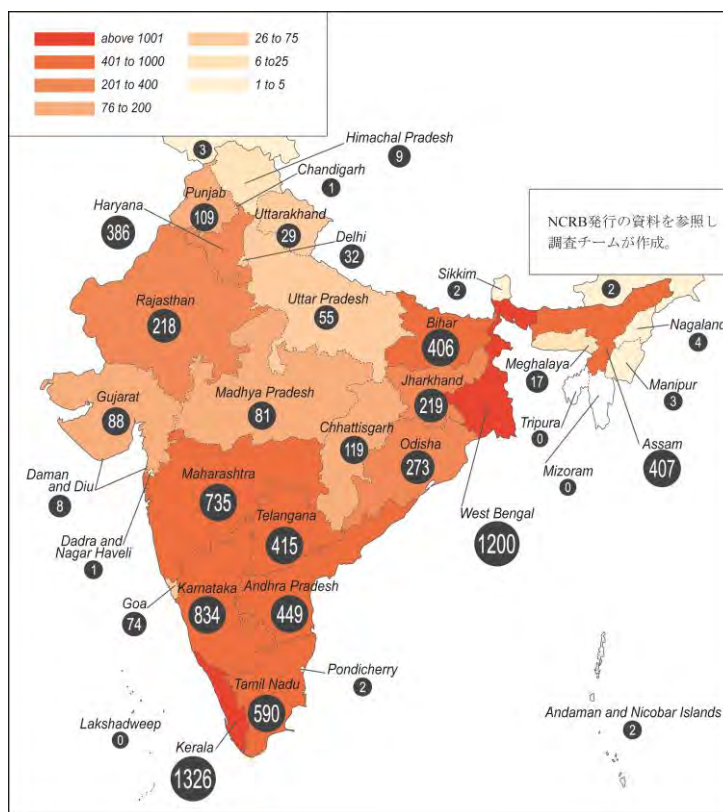
出典：NCRB, MHA

*: 2014 年に改訂。以前は、「girls」(女兒)にて計上していたが現状は「minors」(18 歳未満の未成年者)が使用されている。

3.3.4 人身取引の被害者数

2014年に報告された人身取引の被害者数は、インド全体で8,099人であった⁸⁸。(州別の被害者数は地図：3-2参照) NCRBは、被害者全体の76%が女性、女兒であると明らかにしている。2014年におけるインド各州における人身取引に関連する犯罪別事件数、被害者数、犯罪率(2014年)は、添付資料-8のとおりである。

現在、NCRBは人身取引の被害者および加害者の情報を性別、年齢、国籍、犯罪手口および目的別に集計しており⁸⁹、最新の情報は2017年頃公開される予定である。



地図 3-2: 州別人身取引被害者数 (2014年)

なお、これらの数値は、県警察による報告を県犯罪記録局 (DCRB) が取りまとめ、州犯罪記録局 (SCRB) へ送付、SCRB は全県の報告件数を取りまとめて、NCRB へ送付することで計上されている。

第2章にて言及した VAW 同様に、被害者はスティグマによって被害を報告しない場合が多くあるとともに、各県警察での誤った認識や警察官個人の解釈から人身取引被害とされずに別の犯罪で計上されることもあり、これらの統計資料が現状を示しているとは言い難い。また、現地調査にて KII を行った NGO (RBC Trust) からは、同一の被害者が複数の犯

⁸⁸ AHTU も人身取引被害者数を集計・公開しているが未だ 2013 年度のものが最新である。AHTU は、公開データにつき、州 AHTU から送付されなかったデータが複数あるとし、実際の被害者数は計上数よりも多いと断りを入れている。(Data on Human Trafficking in India During 2013 (as on 21-01-2014) (2014, January 21). AHTU, MHA website: [http://stophumantrafficking-mha.nic.in/writereaddata/DATA ON HUMAN TRAFFICKING IN INDIA DURING 2013 \(As on 21_01_2014\).pdf](http://stophumantrafficking-mha.nic.in/writereaddata/DATA ON HUMAN TRAFFICKING IN INDIA DURING 2013 (As on 21_01_2014).pdf)), 最終アクセス: 2016 年 6 月 17 日)

⁸⁹ The latest "Anti Human Trafficking Data Entry Module Proforma" is available from the AHTU website: <http://www.ncrb.gov.in/StatPublications/Anti-Human-Trafficking-AHT/AHT%20Proforma%20v1%20English.pdf> (最終アクセス: 2016 年 6 月 17 日)

罪名で重複して計上される場合もあり、数値の信ぴょう性を疑う意見も聞かれた。被害を届け出ない被害者は多く、実際には発生件数、被害者ともに上回る現状であると想定される。

3.4 人身取引の 카테고리

インドにおける人身取引の研究者であり、MWCD 傘下の中央養子縁組庁（CARA）の Secretary でもある Veerendra Mishra 氏（2015）は、様々な形態をとる人身取引を CSE、労働搾取、その他の 3 種類に分類している。これを鑑むとともにアジア開発銀行（Asia Development Bank : ADB）が作成した既存資料（2013）と現地調査での KII の結果から、人身取引被害者を搾取する主要なセクターを次の図のとおり、CSE、強制結婚、エンターテイメント産業、強制・債務労働、家事労働、の 5 つに分類する⁹⁰。

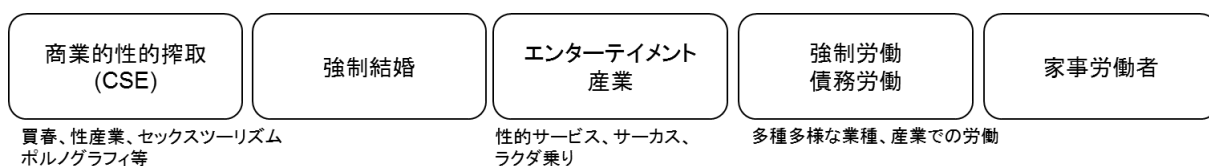


図 3-3: 人身取引被害者を搾取する主要セクター

欧州安全保障協力機構（Organization for Security and Co-operation in Europe : OSCE）が、農業セクター等における労働搾取など、CSE 以外の人身取引の形態を近年になって認識したほどに、人身取引における CSE はよく知られている一方で、実際には労働搾取が数としては最も多い。

また、Mishra（2015）は代理母、臓器売買、養子縁組の名の下に行われる搾、臨床治験といった形態での人身取引も明らかになってきていると指摘し、上述の 5 つのセクターと比較し、把握されている発生件数は少ないものの増加傾向にあるとしている。

加えて、インドには、Devadasi の存在など、法令で禁止されているものの慣習的に受容れられ、人身取引が容認される社会背景ともなっている。インドにおける人身取引のカテゴリごとの詳細は、以下のとおりである。

・ 商業的性的搾取（CSE）

CSE 目的による人身取引の被害女性、子どもは 1,000 万人以上に上ると推定される。そのうちの 2 割が、16 歳以下の女兒である⁹¹。CSE の人身取引被害者は、心理的にも肉体的にも監禁状態に置かれることが多く、保護された後も深い苦しみを抱える場合がある⁹²。CSE は、依然ローリスク・ハイリターンな産業と言わざるを得えず⁹³、法制度をかい潜り、弱い立場

⁹⁰ Hameed, S., Hlatshwayo, S., Tanner, E., Turker, M., & Yang, J. (2010, March 12). Human Trafficking in India: Dynamics, Current Efforts, and Intervention Opportunities for The Asia Foundation. The Asia Foundation (StanfordHumanTraffickingIndiaFinalReport.pdf (最終アクセス : 2016 年 6 月 8 日)

⁹¹ ibid.

⁹² Mishra, V. (2015) p.57

⁹³ 思春期女兒に向けた活動を実施している国際 NGO の Dasra は、買春行為の対価は下がり続けている一方で、CSE 目的の人身取引におけるマージン料の純利益は 7 割と他産業と比較しても非常に割りが良く、最も利益率の高い産業の一つであると指摘している。

にある人々を狙っては搾取している。アジアンフィロソフィーフォーラム（Asian Philanthropy Forum）は、被害者の多くが農村部の出身であり、約7割程度が非識字かつ1日1ドル未満で生活する貧困層であるとしている。

TIP Report（2015）は、人身取引被害者の多くがCSE被害に遭っている場所として、コルカタ市（WB州都）、ムンバイ市（マハラシュトラ州都）、デリー、グジャラート州、ネパールとの国境地域⁹⁴を挙げている。しかしながら、CSE、特に買春行為はダンスバー、エスコートサービス、デートクラブ、マッサージ、出会い系サイトなど至る所で行われており、かつてのように買春街や昔からの買春宿のみに留まらない。幹線道路や国道沿い（コルカタ市-シリグリ市-グワハティ市-シロン市間道路、デリー-コルカタ市-チェンナイ市-ムンバ市間道路、ソーラープル市-ハイデラバード市間道路、バングラデシュ-パキスタンを結ぶ Grand Trunk Road）にはこれらの施設が多く存在し、CSEの温床ともなっている。

また、CSEは国内の人身取引問題のみならず、ネパール人、バングラデシュ人の越境型の人身取引にも大きく関わっている。インド内の性産業では、近隣国からの越境型人身取引の被害者が搾取されており、特に9歳～14歳の女兒が多数を占めるとされている。

加えて、CSEの一部にはセックス・ツーリズムも含まれ、“Pink（または Golden）Triangle”とも呼ばれるアグラ市（ウッタル・プラデシュ州）-デリー-ジャイプール市（ラジャスタン州都）の3都市や観光地のゴア州、その他マハラシュトラ州（特にムンバイ市）、カルナータカ州（特にゴカーナ町とカールワール県）、ケララ州（特にコラバム町、コチ市、クミリー村⁹⁵、バーカラ町）、タミル・ナド州（特にマハーバリプラム市）、オディシヤ州（特にプリ市）、ヒマーチャル・プラデシュ州、ラジャスタン州等の南西地域でも被害は深刻であるとされている。さらに Mishra（2015）は、上述の地域に留まらず、多くの人が集う都市部でのイベントも人身取引被害者の供給先になっていると指摘する。

・ 強制結婚

UNODC⁹⁶は、多くの人身取引に強制結婚、児童婚といった目的が用いられているとしている。強制結婚による人身取引は、ハリヤナ州、パンジャブ州、ウッタル・プラデシュ州等の男女比が不均衡な地域と妻を購入する慣習を持つ地域で組織犯罪的に増加している。妻として購入される女性の多くが、家事等の使用人として扱われることに加え、性的暴行やネグレクトを受けるなど、基本的な人権が守られていない場合が多い。

・ エンターテインメント産業

ダンスバー、ストリップシアターといったエンターテインメント産業は、CSEに当たる場合も多く、インド内での被害のみならず、人身取引の被害者の女性・子どもが中東諸国⁹⁷に送られ、関連産業で働かされるケースが散見されている。貧困世帯の子どもはより被害に遭い

⁹⁴ TIP Report (2014, p.203)

⁹⁵ 人口300人以上の村落に設置される Panchayat 機関である Gram Panchayat を指す。

⁹⁶ India: Country assessment highlights status of victim assistance and criminal justice initiatives on anti human trafficking . (2013). UNODC website: https://www.unodc.org/documents/southasia/reports/Human_Trafficking-10-05-13.pdf (最終アクセス：2016年6月8日)

⁹⁷ 関連した出来事として、ドバイでのCSE目的でムンバイ市内のダンスバーから輸送途中にあった22~27歳の女性をムンバイ市警察が救出した経緯がある。(Mishra Veerendra, (2015). p.75).

やすく、サーカス⁹⁸や中東地域でのラクダ乗り（Camel racing、主に男児）といった業種を紹介され、搾取されている⁹⁹。

・ 産業、農業分野での強制労働・債務労働

人身取引において、CSE が広く認識されている一方、最も多くの被害者を生んでいるのはあらゆる産業分野での労働搾取である。人身取引被害者は、農業、家事労働（使用人）、小企業などの多岐に亘る職業で強制労働や児童労働、債務労働を強いられている。児童労働の場合には、物乞い、臓器売買や児童ポルノ、窃盗、麻薬の密売といった犯罪行為を強いられたりもしている。農業分野は、多くの人身取引被害者を搾取しており、季節労働なども多いことから摘発、訴追をより困難にしている。

・ 家事労働¹⁰⁰

近年、核家族化が進むとともに女性の社会進出などでライフスタイルが変化したことから、都市部での家事労働者の需要が増加し、これが人身取引（家事労働者、児童労働）を増幅させている。未成年者による危険な仕事への従事は禁止されているものの、インドでは家事労働に未成年者を雇うことが未だ一般的であり、多くの子どもが家事労働にあたっている。

インドにおける家事労働者の人身取引は、①ケララ州から中東諸国に送り出されるルート、②ジャルカンド州からデリー（NCTD）に送られるルート、の2つが主となっている。

家事労働は、家庭内での雇用関係かつ住み込みでの労働となることがほとんどであるため、②のルートで雇われた家事労働者の多くが暴行を受けたり、行動の制限を強いられたいしているとの報告がある。閉鎖的な環境であるゆえ、それが気付かれにくく、暴力がエスカレートしやすい危険性もある。また、家事労働者の労働環境・待遇は明確にされず、長時間労働や賃金の未払いなども相次いで把握されている。

3.5. 人身取引被害者の背景・要因、地理的背景

人身取引とは、被害者が有する脆弱性（Vulnerability）の搾取であるとされている。国際機関による先行研究や既述のインドの人身取引研究者である Mishra は、脆弱性をもたらす要因をプッシュ要因とプル要因に分類している。プッシュ要因は、人身取引被害者の送出国（地）に生じているものであり、プル要因は需要側である受入国（地）が有するものを指す。Mishra（2015）は自身の意見として、「プル要因は経済成長の副産物でもあり、失くすことはできない。一方で、プッシュ要因は発展の内容によっては最小化することができる、（p.121）」と述べている。各要因の詳細は、次のセクションにて説明する。

⁹⁸ Hameed S. (2010). pp.14-pp.15

⁹⁹ Nair, P. M., & Sen, S. (2005). Trafficking in women and children in India. New Delhi: Orient Longman. pp.135-pp.136
International Labor Rights Forum (2004, June 25). Nepalese Get Trapped in Indian Circuses. (<http://www.laborrights.org/stop-child-labor/news/10910>,最終アクセス：2016年5月8日)
Nepal's lost circus children. (n.d.). <http://www.aljazeera.com/programmes/peopleandpower/2011/09/201196121411147219.html>
(最終アクセス：2016年5月8日)

¹⁰⁰ India: Decent work for domestic workers. (2010). http://www.ilo.org/asia/whatwedo/publications/WCM_041954/lang--en/index.htm (最終アクセス：2016年5月8日)

また、本調査を実施した現地団員が所属する NGO 「FXB India Suraksha」 では、人身取引被害者の保護、社会復帰等の分野で活動を行っており、被害者の情報を統計的に取りまとめた結果、以下のような共通点が見られるとしている。

表 3-8: 人身取引加害者に狙われやすい人・子どもの特徴

#	カテゴリー/特長
成人及び子ども	
1	父親が仕事のため移住した家庭または夫が単身赴任している場合の妻・子ども
2	離婚または夫に見捨てられた妻。これによる社会的スティグマを抱えている女性
3	自然災害地域や未開発地域の移民が多く居住する地域に暮らす家庭
特に子ども	
1	大家族の出身で特に女兒
2	女性戸主の家庭で特に女兒
3	様々な理由により、経済的に困難な状況にある女兒
4	社会的・経済的に困難な状況にある子ども、または親に見捨てられた孤児
5	孤児（特に女兒）または継父、継母によるネグレクト、育児放棄を受けている子ども（特に女兒）。親戚の家庭で暮らし、彼らから煙たがられている子ども（特に女兒）
6	家族を養うための稼ぎや女兒自身の結婚資金を理由に、両親から仕事を与えられた女兒
7	鉄道や道などで物乞いをする子ども

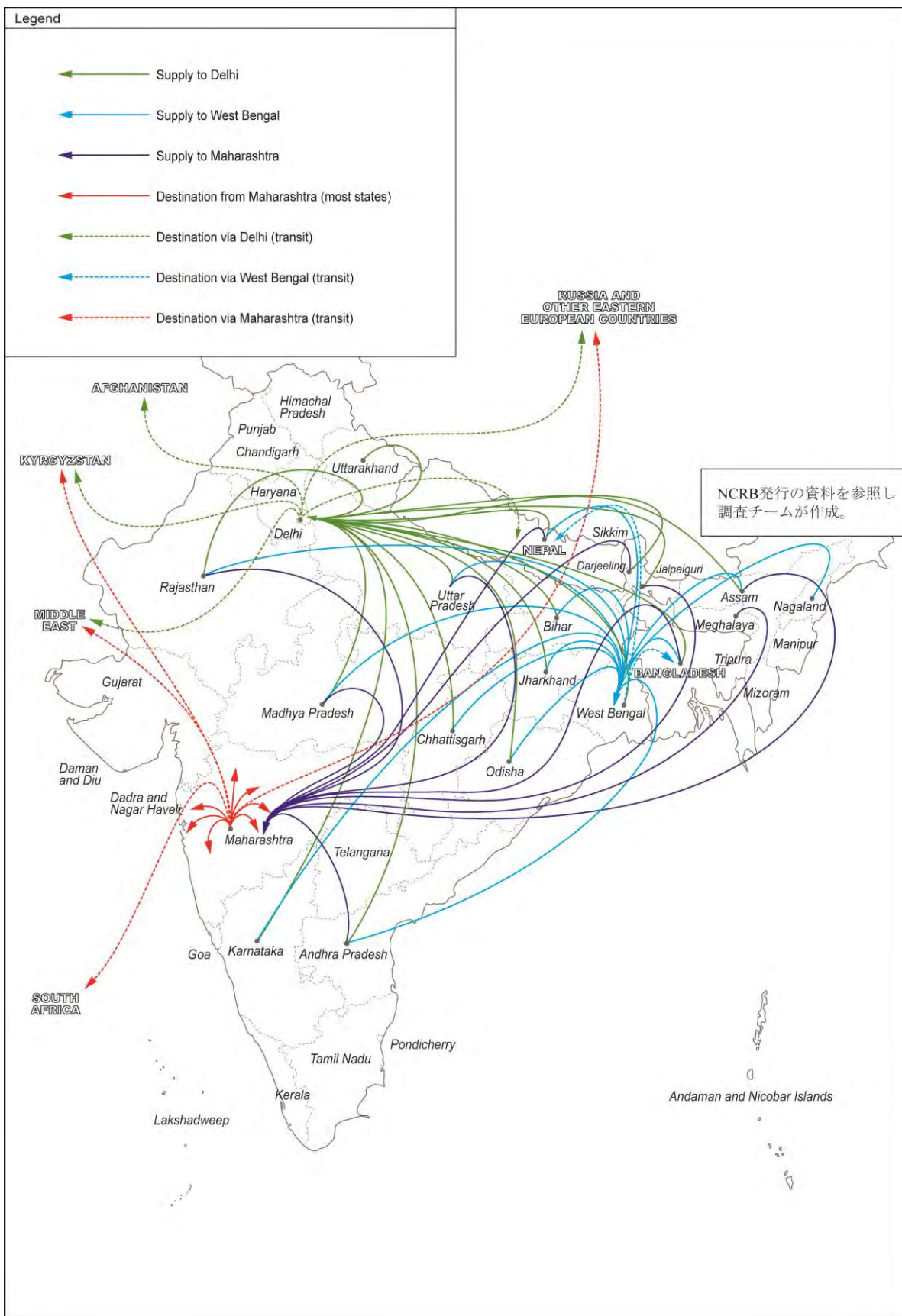
Source: FXB India Suraksha

3.5.1 地理的状況の分析

インドの人身取引における主要な送出地は、後述に示す被害状況や地理的・社会経済的要因から次のとおりとされる：アンドラ・プラデシュ州、アッサム州、ビハール州、チャッテイスガル州、ゴア州、デリー（NCTD）、ジャルカンド州、カルナータカ州、マハラシュトラ州、メガラヤ州、オディシヤ州、ラジャスタン州、タミル・ナド州、ウッタル・プラデシュ州、WB州。

農村部、特にWB州の北部・シッキム州等の茶園が広がる丘陵地帯は、低所得であることに加えて閉鎖的な農村文化も影響し、人身取引に対する脆弱性が高い地域である。また、ムンバイ市は、受入地でもあるとともに全州への送出地でもある¹⁰¹。とりわけ深刻な現状にあるNCTD、マハラシュトラ州、WB州につき、それぞれの送出地・経由地・受入地を次の地図に示す。インド全土における送出地・経由地・受入地の現状は、添付資料-6のとおり。

¹⁰¹ Bhat, U. (2006). BBC NEWS South Asia Prostitution 'increases' in India. (http://news.bbc.co.uk/2/hi/south_asia/5140526.stm, 最終アクセス：2016年5月8日)



地図 3-3: NCTD、マハラシュトラ州、WB州（へ）の送出地、経由地、受入地

3.5.2 送出国（国）におけるプッシュ要因

先行研究の多くは、人身取引における最大のプッシュ要因を貧困に結び付けている。本調査における NGO 等への KII から、送出国における人身取引被害者の共通要素として、貧困、低い教育レベル、カーストや伝統的慣習による差別、家父長的社会の影響、女性の地位の低さ、自然災害やその他の要因による失業などの生計手段の喪失等が把握された。

文献調査及び現地調査の結果に基づき、インドにおいて、人身取引に対する脆弱性をもたらす主なプッシュ要因を以下に詳述する。

・ 社会的慣習

第2章にて既述のとおり、SC/ST といった下級のカースト、特定のコミュニティに対する社会的差別は、人身取引を助長するプッシュ要因のひとつであるとされている。実際に買春に従事する女性の多くがダリットと呼ばれる不可触民（最下級のカーストに属する人の意）または社会的少数部族の出身である¹⁰²。これは、近隣国からの越境型人身取引についても同様であり、ネパール人、バングラデシュ人の人身取引被害者も低カーストの出身である場合が多い。このように、人身取引は不平等な扱いを受けてきたコミュニティや社会的弱者がよりターゲットになりやすいと言える。

Mishra は、「長い間抑圧される立場に置かれていた人々は、支配カーストによる搾取・支配を受けやすく、劣等感や無力さから自尊心が低い。そして、経済状況の向上や社会的ステータスからの解放に強い願望を抱いている」¹⁰³とし、人身取引加害者が用いる甘言はこの願望に沿ったものであることから被害に遭いやすいと説明している¹⁰⁴。

また、インドでは、長い年月に亘って行われてきた伝統的慣習として、Devadasi (Jogini、Basari、Venkatswami 等、地域ごとに名称が異なる) が存在する。Devadasi はヒンドゥー寺院に奉げられた女性を指し、古代の Devadasi はヒンドゥー神のために舞踊を踊り、祭事を行うなど社会的地位が高かった。現在は法令で禁止されているにもかかわらず、初潮を迎えた Devadasi の女性が売られたり、上級層の男性に対する性的サービスに従事したりといったケースが多く報告されている（主に、カルナータカ州、アンドラ・プラデシュ州、マハラシュトラ州）¹⁰⁵。ウッタル・プラデシュ州、マディヤ・プラデシュ州とラジャスタン州の隣接地域には、Nat¹⁰⁶、Bedia¹⁰⁷、Bachara¹⁰⁸、Deredar といったグループがあり、買春を世襲制の職

¹⁰² Forced Prostitution - International Dalit Solidarity Network (IDSN). (<http://idsn.org/key-issues/forced-prostitution/> 最終アクセス：2016年5月8日)

¹⁰³ Mishra, V. (2015). p.124

¹⁰⁴ ibid. p.124.

Gershen Kaufman (1 January 2004). *The Psychology of Shame Theory and Treatment of Shame-Based Syndromes*, Second Edition. Springer Publishing Company. (最終アクセス：2016年5月8日)

¹⁰⁵ Hameed S. (2010)

¹⁰⁶ Nat のコミュニティでは、買春は代々受け継がれる職業として現在も行われている。慣習としての強制力とともに厳しい貧困状態ゆえに拒むことができないとされる。買春に従事する女兒、女性として社会からの差別も根強い。

Nat Purwa: Where prostitution is a tradition (19 January 2013). Al Jazeera.

(<http://www.aljazeera.com/indepth/features/2013/01/20131161032441697.html>, 最終アクセス：2016年5月28日)

¹⁰⁷ Bedia のコミュニティでは、女兒は重要な稼ぎ手であり年頃になると性産業やダンサーなどの職業に就くことで家計を支えるという長年に亘り行われてきた伝統がある。現在も伝統を続ける人々の間では、他地域と異なり女兒の誕生が歓迎されている。

This Indian Community Celebrates Birth of a Girl Child. Here's Why It's Not Good News. (2015, October 30). Retrieved June 25, 2016, from <http://www.thebetterindia.com/37287/bedia-community-madhya-pradesh-samvedna-prostitution/>

¹⁰⁸ Bachara のコミュニティでは、買春を伝統的に行いであるとしており、まず長女が性産業に従事する。年齢を重ねるなどした場合には、次女に受け継がれる。元々は王に仕える買春婦として高位にあった。結婚の場合にのみ辞めることができるが、婚約者は多額のダウリを両親へ支払わなければならない。

業としていたり、女兒は性産業に就き稼ぎ手となるものと認識されていたりと、伝統的に女兒を CSE に従事させることで知られている。さらに、ウッタル・プラデシュ州アグラ市、ジャンシー市、シータプル市-ハルドイ市地域周辺に住む不認可部族 (De-notified tribes) も人身取引の危険性に晒されている。このような慣習が人身取引を肯定または助長する要因ともなっている。

・ 貧困

前述のとおり、送出地における最も主要なプッシュ要因は貧困である。1日 1.9 米ドル以下で生活する人口の割合は、大幅に改善されてきたとは言え、依然全人口の約 2 割の人々が貧困ライン以下の状態にある¹⁰⁹。人身取引被害者の多くが、オディシャ州、ビハール州、ジャルカンド州、チャッティスガル州、WB 州といった貧困レベルの高い地域の出身である。労働市場の低迷、不十分な生活保護制度、乏しい教育の質、金融アクセスの不足等により、貧困世帯の改善は出口の見えない課題であり、インド国内の経済格差は拡大傾向にあるとされている。

貧困によるプッシュ要因の具体的な例としては、貧困地域に暮らす親は総じて農作業や日雇い労働といった仕事に多忙であり、その間に子どもが人身取引加害者に目を付けられるケースがある。「家族を助けられる」、「家計に貢献できる」として子どもを惹きつけ、正当な仕事を紹介するふりをして人身取引を行うため、自らその仕事に名乗り出る子どもも多いとされる。そのため、デリーやゴア州のような教育を受けた、中産階級以上の子どもが狙われる場合と異なり、拉致や誘拐といった手段はあまり用いられない¹¹⁰。

その他、ダージリン県等の茶園労働者が多い WB 州特有の事項としては、突然の茶園の閉鎖または茶葉の病害の蔓延に伴う閉園、解雇などが挙げられる¹¹¹。人身取引加害者は、失業状態となった人々へ近づき、同様に仕事を紹介すると見せかけて人身取引を行うなど、生計状態が不安定な地域は、被害が発生しやすい脆弱な地域である。

・ ジェンダー問題

前述のとおり、近年の女兒胎児の中絶による男女人口の不均衡がプル要因となって、CSE、強制結婚、家事労働での労働搾取が増加している¹¹²。また、女兒を持つ親に対して加害者が用いる「ダウリを求めない縁談話」の誘いに騙されるケースも生じている。このようにインド社会における女性の社会的地位の低さは人身取引を助長する要因となっている¹¹³。

また、父権社会は根強く、女兒への教育投資が男児よりも少なくなりがちであることから、女兒、女性は限られた生計手段のみに頼らざるをえないことも人身取引、特に CSE の背景

This Indian Community Celebrates Birth of a Girl Child. Here's Why It's Not Good News. (2015, October 30). Retrieved June 25, 2016, from <http://www.thebetterindia.com/37287/bedia-community-madhya-pradesh-samvedna-prostitution/>

¹⁰⁹ Poverty & Equity. (World Bank). (<http://povertydata.worldbank.org/poverty/country/IND>, 最終アクセス : 2016 年 6 月 8 日) Oxford Poverty and Human Development Initiative (2015) <http://www.ophi.org.uk/multidimensional-poverty-index/global-mpi-2016/> (最終アクセス : 2016 年 6 月 8 日)

¹¹⁰ International Journal for Equity in Health. (2008, September 25). Sexual slavery without borders: trafficking for commercial sexual exploitation in India (<http://equityhealthj.biomedcentral.com/articles/10.1186/1475-9276-7-22>, 最終アクセス : 2016 年 5 月 8 日)

¹¹¹ WB 州にて最貧困層の生計向上プログラムを実施していた (特活) シャプラニール=市民による海外協力の会への聞き取り調査によると、近年 WB 州における茶園では突然の閉園や解雇が頻発しているとのことである。

¹¹² Mishra, V. (2015) p.127

¹¹³ Hameed S. (2010)

となっている。アジア財団（Asia Foundation）は、2010年発行の報告書にて、インドの経済発展が、労働集約的から資本集約的への移行期にあると述べている。より高い専門性、技能を求める産業が増えるなか、それらを持たない女性の雇用機会は一層限定されるものと想定できる。その一方で、長期雇用の必要がなく、労働環境や待遇面で融通の効く日雇労働者の需要は、漁業、煙草、綿花、機織等の製造業・非製造業の両方で高まっており、非熟練労働者や貧しい人々は、これらの日雇労働に頼る不安定な生活を続けざるをえなくなる。このような状況を人身取引加害者は見逃すことなく近づき、生計手段のない女性、失業状態にある人々の脆弱性を利用し、人身取引が行われている。

・ 自然災害

飢餓、干ばつ、サイクロン、洪水、地震といった自然災害は人身取引にも影響する。過去にも、ビハール州・WB州での洪水（2008年）、グジャラート州での地震（2001年）、インド洋大津波（2004年）、オディシヤ州でのサイクロン（1999年）等の被災地では、多くの人々が住居や家族を失い、ホームレスとなった人々を狙って人身取引が発生している。具体的な人数が把握されている災害では、ビハール州（2007年）での大雨被害では約2,500人、ネパールでの地震（2015年4月）では、約1万人とも推定される女性が加害者によって拉致され¹¹⁴、インド国内での性的搾取に利用されているとの調査もある（Banerjee, A, 2011）¹¹⁵。

被災地域における人身取引の脆弱性は、家族を亡くした人・子ども、それにより生計手段を絶たれた人、社会的繋がりを喪失した人、疾病や栄養失調に瀕している人などに最も高く生じるとされており、IOMは他の手段を見出せずに苦渋の選択として女兒、女性を売り飛ばしてしまうとして、被災者を取り巻く厳しい状況を指摘している。その他、Mishra（2015）は、被災地の子どもが誘拐された後、テロリスト集団での強制労働（子ども兵）、搾取される事例が近年明らかになったとしている¹¹⁶。

・ 紛争

ナクサライトとは、「貧農や下位カーストの権利保護や土地改革を標ぼうし、地主や警察当局を攻撃するマオイストの総称」¹¹⁷を言う。ジャルカンド州、チャッティスガル州におけるナクサライト運動は、子どもを誘拐し、暴行、性的虐待を加えるとともに児童兵士（Child naxal）として不法行為、暴力行為に従事させるなど、深刻な人身取引が発生している¹¹⁸。また、上記の地域にてナクサライトからの危害を避けるため、国内避難民となった場合にもその脆弱性から人身取引のターゲットとなる場合もある。

¹¹⁴ Burke, J. (2015). Nepal quake survivors face threat from human traffickers supplying sex trade-The guardian. Website: <http://www.theguardian.com/world/2015/may/05/nepal-quake-survivors-face-threat-from-human-traffickers-supplying-sex-trade> (最終アクセス：2016年5月8日)

¹¹⁵ Banerjee, A. (n.d.). Quake survivors vulnerable to human trafficking and child labour- Hindustan Times. Website: <http://www.hindustantimes.com/india/quake-survivors-vulnerable-to-human-trafficking-and-child-labour/story-E15bSWjontEDxYcMRWI6jO.html> (最終アクセス：2016年5月8日)

2001年1月の地震発生時に作られた Gujarat 州 Bhuj 市の救援キャンプでも、被災者の人身取引や性的搾取、薬物取引が増加した。

¹¹⁶ Mishra, V. (2015) p.137

¹¹⁷ 公安調査庁..Website: http://www.moj.go.jp/psia/ITH/organizations/SW_S-asia/naxalite.html (最終アクセス：2016年6月17日)

¹¹⁸ P.M. Nair “The game plan: Tackling trafficking and Maoists” -News 18, September 21, 20.

From <http://www.news18.com/news/india/the-gameplan-tackling-trafficking-and-maoists-402826.html> (最終アクセス：2016年6月10日)

3.5.3 受入地（国）におけるプル要因

性産業や安価な労働力への需要、家事労働者や嫁不足への需要といった、これらの需要（プル要因）は、あらゆる産業分野、地域にあり、人身取引被害者はこれを利用して利益を得ている¹¹⁹。需要なしに供給は起こらない。にもかかわらず、多くの人身取引対策の予防や撲滅の取り組みは、送出地（供給側）で行われることが多く、受入地（需要側）にはあまりない現状がある。人身取引被害を失くすためには、プッシュ要因となる、貧困削減や女性や子どもに対する暴力撲滅などを含めたあらゆる脆弱性への取り組みと同時に、受入地に根付いている需要を根本原因として捉え、これに対する取り組みを講じることが必要である。

コラム 2: 越境型人身取引②インド-バングラデシュ国境における人身取引の状況

毎年約 10,000～15,000 人もバングラデシュ人女性、女兒がインドへと取引されている。彼女らのほとんどが、インド-バングラデシュの国境沿い（ジョソール県、サトキラ県、ラジシャヒ県）から陸路で入国している。二国間の人身取引は主に WB 州を経由して入国しており、そこから中東諸国へ送られる場合もある。

より高い賃金を求めてインドに渡る不法移民も珍しいことではない。仕事紹介のエージェントを装った加害者に騙されるケースが半数以上を占め、移住労働（多くの場合不法移住）に関する注意喚起不足により、多くの被害者がどの地域で働くのか、どのようにそこへ渡るのかを知らないまま、そして人身取引の被害者であるという認識のないまま、インドへと入国し搾取されている。

越境型人身取引の砦となるはずの国境付近では、職員間の汚職問題が深刻とも言われている。ID カードや選挙人名簿といったものを偽造し、人身取引対策担当官が声を挙げたところで、その証拠を掴むことが難しくなっている。プッシュ要因に貢献しうる送出地での取り組み、国境や移民局での水際対策の徹底、そして関係する職員の意識啓発が必要とされている。

（出典：FXB India Suraksha）

3.6 人身取引の手口と類型

(1) 人身取引加害者によって使われる主な手口

人身取引加害者たちは、脆弱な女性や子どもに近づき、「正式 (legitimate)」な仕事や教育の機会を申し出ることが多い。提供される主な仕事には、仕出しやレストランなどでの仕事、酒場やクラブ、モデルの契約、そして家事労働などがある。人身取引加害者たちは、結婚の申し出や、巡礼に連れて行くなど嘘の約束をして連れ出すこともある。何か高価な品物を渡して家族や被害者本人と親しくなるということもある (Ganesh 2012, Sen 2005 など)。女性や子どもが、人身取引加害者の申し出を受け入れることになる主な動機は、自分たちや家族にとってのより良い暮らしのためであることが多い。脅迫、誘拐などの方法が使われることは稀である。女性や子どもの人身取引で使われる方法は、加害者と被害者との距離感によって異なることが多い。インドで 160 人の人身取引犯罪者にインタビューをおこなった Sen の報告によれば、50%以上の女性や子ども被害者たちは、「正式」な仕事や金銭を渡されて勧誘されており、脅迫や強制されているケースは少ない (Sen 2005, pp.120-pp.121)。

¹¹⁹ Mishra, V. (2015, p.130) と医療科学誌である BioMed Central は、Virgin cure と呼ばれる処女との性行為が HIV や性感染症の治癒になり得るといった、インドにおける迷信の存在を肯定し、これが人身取引の要因の一つともなっていると指摘している。しかしながら、インド社会において一般的ということではなく現地調査においては把握できていない。

(2) 人身取引加害者の実態

人身取引被害者が出身地から到着地まで連れて行かれる過程には、何人もの加害者たちが関わっていることが多い。すなわち、①人身取引の大元（買春宿の経営者であることも多い）、②主要な人身取引加害者であり調達者、③輸送などにかかわる補助的な人身取引加害者、④手引き役や草の根レベルの情報収集屋など様々な層の加害者たちが関わっている（Sen 2005 P.116）。

例えば、人身取引の被害者を最初に家や地域から連れ出す加害者（「手引き役（spotter）」と呼ばれる）は、家族の知人や近所の住人など、被害者が以前から知っている人々であることが多い。地元の暴力団員や、軽犯罪者（窃盗犯など）であることもある。市場や村々、鉄道やバスの駅などで、隙があつてターゲットになりそうな子どもや女性などの情報を集めるので、「情報収集屋（intelligence gatherers）」（Sen 2005 p.117）とも呼ばれている。情報収集屋は、主要な人身取引加害者（primary traffickers）や輸送の手配をする補助的な人身取引加害者（secondary trafficker）を手配する大元（Kingpin）に情報を流す。「手引き役（spotter）」は、被害者を地元から連れ出し、輸送を担当する加害者（secondary trafficker）に被害者を引き渡す。輸送後に別の人身取引加害者が被害者を受け取り、到着地で取引の大元や買春宿の経営者に被害者を受け渡すというような流れである。

この人身取引の流れには、他にも様々な形で関わっている人々が存在する。例えば、様々なレベルで安全を提供する地元の暴力団員など、被害者の輸送にあたって宿泊先を提供するホテル経営者など、輸送手段をアレンジする輸送業者、輸送の際に被害者が病気に罹った場合などに対応する補佐的医療関係者（paramedical）、入国管理の手続きなどを行う官公職にある者たち、そして、最終的に被害者を搾取・悪用するクライアントである。

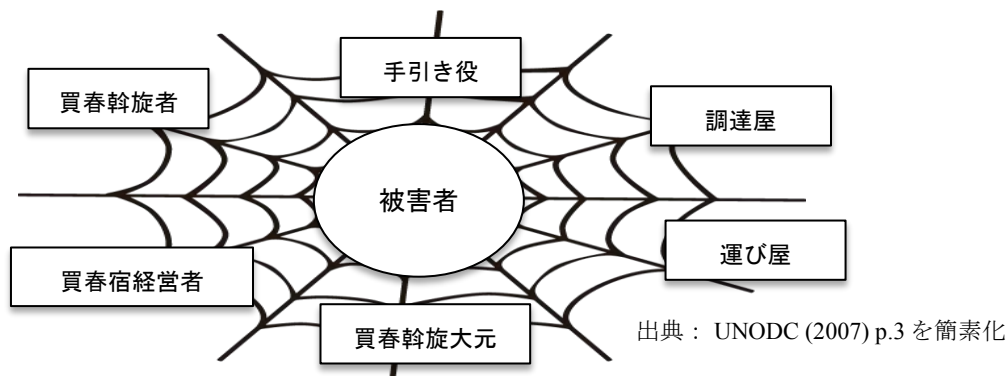


図 3-4: 人身取引加害者の網の目

(3) 女性や同じ民族出身者による人身取引犯罪

女性や子どもの人身取引犯罪においては、女性が手引者として関わっていることも多い。女性は、被害者やその家族から信頼されやすく、女性や子どもが村から出ることを説得しやすいということによる。手引きを行う中年の女性は、自身も人身取引の元被害者である場合が多い¹²⁰。現地調査において、WB州ジャルパイグリ県の警察官からも、人身取引犯罪に関

¹²⁰ NCRB の 2014 年のデータによれば、753 人の女性が人身取引犯罪者として起訴されている。

わる者の中に、元人身取引被害者が往々にして含まれているという指摘があった。ネパール人の人身取引には、ネパール人が関与し、バングラデシュ人の人身取引には、バングラデシュ人が関与していることが多いとも指摘されている（Ghosh and Kar 2008 p.92）。同性、また同じ民族出身の犯罪者たちは、被害者を騙す手口をよく知っているからである。

(4) 最近の人身取引手口の傾向

人身取引の手口は様々であるが、時代と共に変化している。最近では、ソーシャルメディアの使用が顕著に見られる。NCTD および WB 州で行った現地調査での KII でも、加害者たちが、インターネットや携帯電話などを利用して、最初は被害者に恩を売って味方になるという手口が明らかになった。人身取引加害者たちは、若い女性を結婚の約束を口実に、駆け落ちさせ、最後は騙して売りとばすなど、直接的な暴力を用いない様々な方法で誘惑している¹²¹。

Sanlaap という WB 州で活動するインド国内の NGO によれば、以前は、人身取引被害者は、言うことを聞かなければ、暴力的な方法で連れ去られることも多かったが、最近では、暴力的な方法が使われることは少ないという。被害者たちは、経済的に困窮している家庭の出身であることが多いため、加害者たちは、被害者たちが日常に必要としているものや手に入れたいと思っているものを与える。徐々に、そういう状況に被害者たちを慣らすことで、被害者が畏から抜けられないようにしてしまう。例えば、CSE の被害者たちは、高機能のスマートフォンやお洒落な服、スクーターなど、村での家族との生活では決して手に出来なかったもの、他の仕事では手に入れないような高価なものを買春宿の経営者などから与えられ、元の生活に戻れないようになってしまうという¹²²。

コラム 3: 越境型人身取引③インド-ネパール国境における人身取引の手口

人身取引加害者たちは、女性や子どもを移送する場合に、決まったルートを設定せず、常にルートを変えることで、警察などの疑いが向けられにくいようにしている。人身取引被害者たちは、通常、首都カトマンズやポカラ市、ダーラン市、ネパールガンジ市、ビルガン市などの主要な都市から長距離トラックで輸送される。途中、ゲストハウスなどに泊まり、国境をバスやトラックなどで通過する。国境を越えてからも、バスやトラック、車、電車などで移動する。

人身取引加害者たちは、目的地にたどり着くまで、国境で簡単に手に入れることができる偽のナンバープレートを用いることが多い。人身取引の被害にあっている子どもや女性は、早朝や夜遅くに移送されることが多い。さらに人身取引加害者たちは、バス停や鉄道の駅などに止まっているリキシャ引きや行商人などの協力者ネットワークを持っていることも多い。

現状では、16-30 歳くらいの年齢層の多くが、CSE 目的で人身取引されることが多く、10-16 歳は、労働目的の人身取引被害が多い。SSB（インドの MHA 傘下にある国境警備隊）によれば、最近の傾向としては、逮捕される人身取引加害者の多くは、女性である。偽の書類やパスポートを与えられて、デリー経由で中東に送られるネパール人女性もいる。ネパールからの女兒の人身取引は、ビハール州でのヒンドゥー祭の時期に増えるとも把握されている。

（出典：IMPACT (2013). Identifying Actionable Strategies to Minimize Vulnerabilities of Nepali Girls Trafficked to India and Repatriated as Survivors of Trafficking: Seeking Solutions for Improved Rescue, Recovery, Repatriation and Integration (RRRI) of Nepali Girls Victims of Trafficking -A Report of a Research Study from http://www.impactpartner.org.in/images/resources/Tdh_Foundation.pdf. (最終アクセス：2016年6月10日)

¹²¹ Sanlaap、Humming bird 財団、Marg などの面談記録参照（添付資料-4 面談記録 9,15,17）

¹²² 詳細は、添付資料-4 Sanlaap との面談記録（Minutes of Meeting 17）を参照（2016年1月15日実施）

3.7 予防に関する状況

(1) 人身取引および女性や子どもの人権に関する意識の低さ

農村部の多くの人々は、人身取引に関する危険についてあまり理解しておらず、その結果を予測できずに、女性や子どもたちを人身取引の危険に晒してしまっている。人身取引のみならず、農村部の人々は、人権に関する意識が一般的に低いため、人身取引だけでなく、Devadasi や児童婚、名誉殺人などの女性や子どもに対する暴力が起りやすい。

(2) 人権アプローチや統合型アプローチによる取り組みが十分でない

コミュニティでの意識啓発の働きかけは、NGO によって行われていることが多く、点-in-しているのが現状である。意識啓発に加え、女性や子どもの経済的および社会的エンパワーメントを強化するイニシアティブ、貧困世帯の生計手段を増やして貧困を緩和する、識字教育や小中学校の中途退学率の減少などの事業を統合的に行っていくアプローチは、未だ十分には主流化されていない¹²³。被害者も保護される権利を持っており、被害者が受けるサービスなどが事前に丁寧に説明され、「被害者の最善の利益」に基づいて、行われるべきであるということが、まだ十分に認識されているとは言えない¹²⁴。

(3) 人身取引予防において、CSE を目的とする人身取引予防への偏り

地域の人々だけでなく、人身取引対策に従事している行政など関係者の間でも、人身取引イコール CSE という思い込みが根強い。しかし実際には、人身取引の膨大な数は、農業セクターや工場での労働、家事労働、強制労働、児童労働などを含めた労働搾取を目的とするものである¹²⁵。MWCD の下で実施されている国家スキームの Ujjawala や、現在承認されている 1998 年策定の国家行動計画が「人身取引対策と CSE」を目的とするものであり、CSE に関する人身取引の予防に限られている。同様に、MHA が UNODC と策定している、犯罪調査における SOP も CSE を目的とした人身取引対策のみを対象としている。

(4) 警察や国境警備隊、行政官の知識不足や調整不足

行政官、警察、NGO などの関係者間の調整や予防活動は、これまでに随分と改善されてきたものの、さらなる改善も必要とされている。労働搾取を目的とするものも含めた人身取引の定義や人身取引と関連法、被害者に寄り添った取り調べ手法などが、関係者の間で必ずしも共有されていない。

ネパール国境配備の SSB やバングラデシュ国境配備の BSF などの国境警備隊は人身取引についての研修を受けており、国境警備は比較的厳格ではあるものの、なお抜け道はある。また、国境に比べて、州境は容易に超えることができる。人身取引に関する研修の機会が限られていることから¹²⁶、県の中心部に配置されている警察官は研修の機会に比較的恵まれているものの、辺境農村部などに駐在する地域の警察官は、子どもや女性の人身取引を予防

¹²³ *ibid.* Ganesh, A. (2012)、かものはしプロジェクトからの聞き取り（2016年2月23日）など。

¹²⁴ UNODC (2007) SOP on Investigating Crimes of Trafficking for Commercial Sexual Exploitation, Sen, Shankar (2012) *Trafficking in Women and Children: Human Rights Perspective in Singh, A.K., Sindh A.P., Khan P.A. (eds.) Trafficking in Women and Children in India: Emerging Perspectives, Issues and Strategies* など。

¹²⁵ UNODC (2007) *ibid.*, US Department of State (2014) *ibid.*, Sarkar, S. (2014) *Rethinking Human trafficking in India: Nature, Extent and Identification of Survivors in The Round Table*, Vol. 103, No.5 483-495, Routledge など

¹²⁶ 添付資料-4 面談記録 MHA との面談記録（Minutes of Meeting 9）（2015年12月23日実施）など

し、適切に保護できるような十分な知識や能力を持ち合わせている状況ではないことが多いことが推測される。

現地調査にて、WB州ジャルパイグリ県のサブ・ディビジョナル警察官（SDPO）へのKIIを行った際には、茶園地域での子どもの人身取引の増加に伴い、子どもが被害者となった事案の適切な対応にかかる研修が必要であると語られた。また、人身取引の事案が発生した際に、いつでもコンタクトできる中央レベルのAHTU担当官がいないという問題も指摘された。人身取引被害者の送出处で人身取引の疑いがある事案を担当する警察官が、どの法律を根拠として使ってよいのか必ずしも理解していない場合がある。そのような場合、送出处の警察官は、以前からの関わりがあるNGOの関係者にコンタクトを取っているのが現状であるが、本来は、NGOに頼らずに、デリーのAHTU内の担当官に連絡することが望ましいとの意見を受けた¹²⁷。

(5) 人身取引の受入地や経由地での予防の取り組みの少なさ

人身取引の送出处と比較して、受入地や経由地での予防の取り組みは少ない¹²⁸。被害者の情報が寄せられたときのみ、買春宿などの摘発が行われるが、そのような対応型アプローチでは、加害者を罰し、今後の人身取引被害を減らすためには十分ではない。AHTUは、予防に関して主体的に動くように期待されているものの、人材などが足りずに警察に頼らざるを得ないのも現状である¹²⁹。

3.8 訴追・取締りにかかる状況

(1) 人身取引加害者、特に首謀者の逮捕の難しさ

2014年のNCRBのデータでは、インド全体で14,442人が人身取引に関連する犯罪で逮捕されている。そのうち3,478人が女性であった。人身取引犯罪での逮捕において、買春に関わったとして罪が着せられることがよくある。彼女たちは、多くの場合、人身取引の被害者であるが、ITPAの第8条の「顧客を誘惑し引き込む」という罪により逮捕されている。ほとんどの逮捕は、警察が買春宿などに救出や捜査で乗り込む際に行われるので、人身取引犯罪者として女性が逮捕されることは珍しくない。

買春宿を経営する人々（組織の中核人物、買春宿主や買春宿経営者、マダムと呼ばれることもある）は、CSE目的の人身取引の元被害者であることも多いが、そういった中核にある人々が逮捕されることは少ない。買春宿の経営者は、人身取引加害者たち（首謀者、買い手、調達者、運搬者、斡旋者、手引き役など様々なレベルがあるが）と直接または間接的な関係をもっている。それゆえ、ITPAの関連項における買春宿主や経営者への執拗な徹底した取り組みは、ある程度、犯罪の連鎖を暴くことができる。しかし、実際には、なかなか難しく、性産業に関わる人身取引者たちは、再編して、新しい支援体制を作っては稼働し続けている。

¹²⁷ 添付資料-4 面談記録 Jalpaiguri SDPO との面談記録（Minutes of Meeting 15）（2016年1月11日実施）参照

¹²⁸ 添付資料-4 面談記録 認定NPO法人かものはしプロジェクトとの面談（面談記録6）（2016年2月23日実施）およびFXBからの指摘

¹²⁹ 添付資料-4 面談記録 AHTU との面談記録（Minutes of Meeting 21）（2016年1月19日実施）

買春宿の経営者よりもさらに逮捕が難しいのは、実際に、被害者たちを村から連れてくる手引き役や調達屋、移送を手配する運び屋、そして、買春宿主や人身取引の大元（暴力団のような組織であることも多い）である。

(2) 有罪判決率の低さ

2014年のNCRBのデータによれば、43,817名の男性と9,245名の女性が裁判にかけられたが、そのうち、審理が終了したものは、4,638名の男性加害者と1,665名の女性加害者のもののみである。これらのうち、1,570名の男性加害者と753名の女性加害者のみが有罪判決を受けた。有罪判決率は男性の場合3.5%、女性でも8%に過ぎない。

人身取引の未決率が高いことで、人身取引加害者への戒めになるような迅速な懲罰を与えるという目的は、ほぼ満たされていない。起訴手続きが過度に遅れることは、証拠が消失したり、証人が協力的でなくなることにつながる。ITPAで人身取引事案として立件するには、インスペクター以上の等級の警察官が取り調べをおこなう必要があるものの、農村部などでは、その等級の警察官がいないことが往々にしてある。また、ITPAで立件するには、犯人の引き渡しが必要になるが、人身取引のケースでは犯人を逮捕することが難しいため、人身取引事案としてではなく、強姦罪や誘拐罪として立件されてしまうことも多くなる。

本当の犯人を罰することができなくなる一つの理由として、警察による告訴を立証する証人がいないということも挙げられる。被害者が救出されてから滞在する施設の多くは、劣悪な生活環境であるため、救出後にもかかわらず、これよりも良い住居かつ生計を立てられていた元の職場に戻りたいと考えてしまうこともある。

マハラシュトラ州ムンバイ市のSpecial Courtの事例や同州ナグプール県やプネ県で行われている特定の裁判官を人身取引の案件に関わらせるという実質的な方法は、裁判所での人身取引対策の一例であり、有罪判決率を上昇させる効果が出ているという¹³⁰。

(3) 外国籍加害者の起訴の難しさ

外国人被害者を取り巻く人身取引犯罪は、出身国で人身取引されていることから始まっていて、被害者がそれを供述したとしても、インド国内の警察や関連当局が被害者の出身国にいる加害者を訴追することは非常に困難である。最近、ムンバイ市の高等裁判所が、犯人の引き渡しについて、インド国内で裁判を行えるように、ネパール大使館とネパール外務省に連絡するという判例が出ている。また、インド政府とバングラデシュ政府の間で締結されたMoUでも、インドのMHAとバングラデシュMHAの間で、組織犯罪のシンジケートや人身取引加害者の訴追について迅速な調査を行うために、人身取引犯罪者のデータベースの共有などを行うことが決められた。しかしながら、ネパールやバングラデシュ国籍など外国籍の人身取引加害者をインド国内で訴追・取り締まることは容易ではない。

¹³⁰ 認定NPO法人かものはしプロジェクトからの電話での聞き取り（2016年6月3日実施）

3.9 保護の状況

3.9.1 救出

(1) 救出活動の過程

救出活動における政府側の主な機関は、州や県レベルで機能している AHTU である。2011 年の設置以降、2014 年までの間に、AHTU によって、4,000 以上の救出活動が行われている¹³¹。被害者は、警察による不意の摘発、または NGO や他の機関によってもたらされる情報に基づく摘発によって救出される。多くの場合、被害者は何らかの手段で、自分の家族などに居場所を知らせることができている。その情報に基づいて、家族などが地元の警察や NGO などに連絡を取っている。

例えば、買春宿の摘発を行う前に、警察や NGO は客を装った偵察者を送り込み、行方不明になっている女性や子どもがいるかどうかを確認する。18 歳未満の子どもからは同意を取り付ける必要はないものの、18 歳以上の女性の場合には、彼女たちが買春をさせられているのか、彼女たちが救出されたいと思っているのかをまず確認し、同意を得られた場合においてのみ、救出が行われる¹³²。

救出後、被害者は、まず警察署で供述調書（First Information Report : FIR）に記載する内容を説明する。次に、裁判所が、各事案を判断し、被害者たちの保護命令を出し、被害者たちは、各保護施設に送られる。シェルター・ホームなどの保護施設において、必要な社会復帰や社会への再統合の支援が行われ、被害者が外国人や他州出身の場合には、帰還の手続きが始まる。

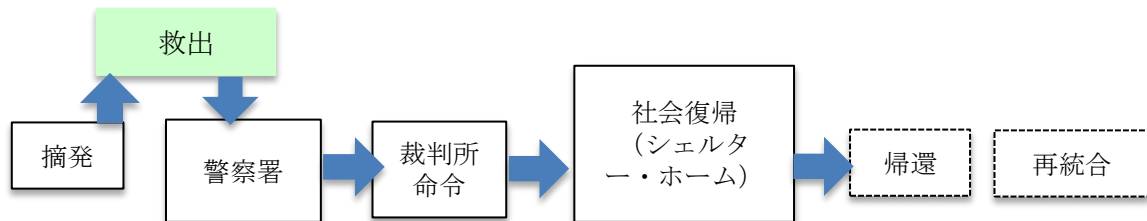


図 3-5: 救出から帰還、再統合までの過程

(2) 警察と NGO の協力

人身取引被害者の救出については、警察と関連する NGO が協力して行うことが義務付けられている。ARZ（ゴア州）や Rescue Foundation（ムンバイ市）、Sanlaap（コルカタ市）などの人身取引対策で知られている NGO は、警察と密に連携して救出活動を行っているが、全ての州、全ての地域で警察と NGO との連携が上手くいっているわけではない。

ゴア州の ARZ は、ゴア州警察によって設置された統合型 AHTU（integrated AHTU）によって、中軸 NGO（Nodal NGO）に任命されており、警察と協力して救出活動を行っている

¹³¹The Hindu June 20, 2014 <http://www.thehindu.com/news/national/100-more-antihuman-trafficking-units-soon/article6133605.ece>（最終アクセス：2016年6月10日）

¹³² <http://www.rescuefoundation.net/activities.php>（最終アクセス：2016年6月10日）

他、救出された被害者へのカウンセリングやインタビューの補助、他の NGO との連携、被害者のエンパワーメントや的確な社会復帰支援など多岐に亘り活動している¹³³。

(3) 外国籍の被害者の救出

インドの法律では、インド人と外国籍の人身取引被害者の救出については、特に違いを明記していない。MHA は、州政府や連邦直轄地域に対して、人身取引対策における外国籍の被害者や加害者の扱いについて詳細を記載した勧告¹³⁴を公布している。この勧告には、外国籍の者が逮捕・救出された場合、速やかに、加害者であるのか被害者であるのか詳細な取り調べを行うこと、もし被害者が女性や子どもであった場合には、正式なパスポートやビザを持っていなくても、「外国人法」によって犯罪者扱いはされず、政府や NGO によって運営されている適切なシェルター・ホームなどの保護施設でケアを受けるように必要な手配を行うことが記載されている。

(4) CSE 被害者救出と移住労働者の救出の難しさ

昨今、CSE を目的とする人身取引の被害者を見つけることが難しくなっている。その理由として、民間の住宅やホテル、スパ、さらには住宅街の美容室などが買春に利用されるようになってきていることがある。デリーやムンバイ市、コルカタ市などの大都市の買春街などの昔ながらの買春街のみならず、最近では、中小都市や郊外の住宅街なども、法執行機関の目をくらすために利用されている。Sanlaap は、季節労働者など、移住労働者たちの救出が難しいことも指摘している。年間を通して一箇所に滞在していないため、情報を得ることが難しく、救出が難航するという。

3.9.2 社会復帰

(1) 救出後すぐに始まるべき社会復帰支援

トラウマを受けた被害者が、警察署で FIR 作成のための聞き取り調査に応じる際に、同時に、カウンセリングの提供や ITPA に規定される女性警察官による聞き取り、それが難しい場合には、NGO の女性職員の同席による聞き取りが行われることになっている。

詳細にわたる聞き取りが、被害者に寄り添った形で行われることで、加害者についての詳細情報も得ることができ、ひいては加害者の起訴につなげることができる。しかし、警察官が、被害者である女性や子どもに寄り添った形の聞き取りの方法やカウンセリング技術を身に付けていることは稀である。救出後に行われる聞き取りでは、ソーシャルワーカーやカウンセラーが支援に入ることになっているが、そのような措置はいつも取られるわけではなく、救出後すぐに被害者への社会復帰支援が行われないことで、被害者の心の傷が深くなってしまう危険がある。

¹³³ ARZ についての詳細は、団体ウェブサイト参照 (<http://www.arzindia.org/>)。(最終アクセス：2016年6月10日)

¹³⁴ Office Memorandum Sub: Advisory on preventing and combating human trafficking in India - dealing with foreign nationals. (2012, May 1). from <http://stophumantrafficking-mha.nic.in/writereaddata/AmdmntAdvForeign-030512.pdf> (最終アクセス：2016年6月10日)

(2) シェルターなどの施設におけるカウンセリング、医療ケアや職業訓練の質の向上

18歳以上の女性被害者は、警察署での聞き取り後、24時間以内に、裁判所命令によって NGO や政府によって運営されるいずれかの施設に入所する。施設の監督人が、ITPA で規定されている調査書 (Home Investigation Report : HIR) を用意する必要があるが、多くの場合、被害者から適切な情報を得ることが難しく、詳細な HIR の作成は課題になっている。

施設では、住居や食事、カウンセリング、職業訓練などが提供されるが、職業訓練は、必ずしも被害者の出身地域のニーズや市場ニーズにあったものではなく、外国人であっても一律の職業訓練が行われるのみである。現地調査の KII においても、職業訓練の内容が被害者の自立につながるようなスキルの提供になっていないことが指摘された。

特に、NGO の運営するものに比べ、政府の運営するシェルター施設は、カウンセリングや医療、職業訓練などの質が良くないという問題が指摘されたが、現地調査においてはシェルター施設への調査許可が MWCD、WB 州 DWCD&SW などから下りなかったため、実際の質を確認することはできなかった。

シェルターの数も、様々な取り組み (Ujjawala、Swadhar Greh など) によって、かなりの数が運営されているものの (詳細は表 5-13、表 5-14 参照)、外国籍の被害者の場合は特に帰還が遅れ、何ヵ月また何年も施設に留まることが多いため、恒常的に足りない状況にあるという。

3.9.3 再統合

(1) 18歳未満の子どもの社会復帰について

18歳未満の子どもの社会復帰、コミュニティへの再統合は、子ども福祉委員会 (Child Welfare Committee : CWC) ¹³⁵の指示を受けることになっている。しかしながら、現状では、被害に遭った子どもは、すぐに親元に帰すという慣例がある。これによって、被害を受けた子どもは、構造的な脆弱な環境の中に戻され、再度人身取引被害の危険に遭う可能性がある。CWC は、裁定を下す前に、家族の状況などを調査して、子どもの出身地における脆弱性についての評価調査を行い、報告書¹³⁶を作成する必要がある。しかし、多くの CWC は、そのようなことを行う必要性について知らなかったり、人材が足りないなどの理由で報告書を作成していない (各県に 1~2 つあるのみの CWC が家庭調査を行うことも難しい)。現状の法律では、CWC は 4 ヶ月以内に裁定を下さなければならないことになっており、それができなければ、CWC が調査されることになっているため、CWC は、調査報告書を作成することなく、被害を受けた子どもをすぐに出身地へ移送するような結論を下す。子どもが村に戻ってきても、帰還後の状況を追跡する努力は払われこともなく、それを行うための人的資源が課題となっている。生物学的な両親を追跡することができず、家族との再統合が難しい場合には、被害を受けた子どもは、シェルターなどの施設に送られ、教育や職業訓練などのサービスを受けている。

¹³⁵ CWC は、少年法で規定され、ケアや保護を必要とする子どもたちの処遇について決定する機関である。

¹³⁶ この報告書では、家族の背景や脆弱性について調査するもの。報告書の中身についても少年法に規定されている。

(2) 年齢確認と出生登録の問題

インドでは出生登録をしていない子どもが約 42%に上るとい¹³⁷。年齢を確認できる証明書がないために、18 歳未満の子どもであっても、成人として扱われてしまう場合もある。Kanyashree 計画は、子どもの人身取引被害を予防するとともに、コミュニティへの統合後も人身取引の再被害に遭わせないために、18 歳未満の子どもに学校や職業訓練学校に通わせるための奨学金を供与するものである。しかしながら、Kanyashree 計画の奨学金を得るには、出生登録による証明書が必要であり、Sanlaap は、証明書がなければ利用できないという政府の「支援の穴」について指摘している¹³⁸。

(3) 外国籍の被害者の再統合の課題

外国籍の被害者の再統合については、インド側の政府や NGO に関与できることは限られている。現地調査結果からは、帰還支援を行っている NGO に対しケースのフォローアップを依頼している CWC は非常に限られていた。インドの NGO としても、送出地の NGO 等の関係者から情報をもらうことができれば、フォローできるものの、情報がなければ何をすることもできない。帰還が決定した場合のみ、帰還先で関わることになる相手国の NGO に対して、どのような社会復帰支援が必要かなどの助言を与えることができるのみという現状である。

3.9.4 帰還

(1) 中央レベルで帰還についての SOP が存在しない

外国籍の被害者の帰還について、より難しいのは、ネパール人よりもバングラデシュ人のケースである。ネパール人については、インドへの入国にあたってビザが必要ないため、不法入国者扱いにならない。バングラデシュ人は、「外国人法」に違反する犯罪者としてではなく被害者として扱うように勧告が出されており、その勧告を徹底することが第一の課題である。

帰還にあたっての主要な課題は、インド政府内でも MWCD、MHA、警察や国境警備隊などの各法執行機関、NGO など様々な関係者が関わっており、さらに相手国側の関係者もあり、プロセスが複雑化していることである。そのため、子どもも含めた外国人被害者が数ヶ月もしくは数年にも亘ってインド側に留め置かれることが常態化しており、被害者の最善の利益に繋がっていない。

インドには、帰還についての特定の法律は存在しないが、少年法や ITPA など既存の法律が帰還についても記載している。「女性と子どもの買春目的の人身取引の防止と撲滅についての SAARC 条約」では、帰還について重要な要素としながらも、帰還の明確な様式については明記していない。同条約では、外国籍の被害者が無事に帰還するまでの、SAARC 加盟国による外国籍被害者へのケアの責任について言及し、帰還について独自のメカニズムを実施することを要求している。しかしながら、インドではマハラシュトラ州以外でのそのようなメカニズムは存在せず、国レベルでも策定されていない。

¹³⁷ Birth Registration - the picture in India. (n.d.) from UNICEF India. <http://unicef.in/Story/1133/Birth-Registration-the-picture-in-India#sthash.B2leQ0xc.dpuf> (最終アクセス：2016年6月10日)

¹³⁸ Sanlaap からの聞き取り (2016年1月15日実施)。添付-4 面談記録 (Minutes of Meeting 17) 参照。

NGO の中では、マハラシュトラ州の Rescue Foundation、WB 州の New Light や Sanlaap、デリーの STOP、ゴア州の ARZ などがネパールやバングラデシュの NGO と独自のネットワークを作り、被害者の帰還支援を促進している。

(2) マハラシュトラ州と WB 州の SOP

マハラシュトラ州は、州レベルのタスクフォースを設置し、女性子ども開発局 (Department of Women and Child Development : DWCD) の Secretary が議長となり、2009 年に、バングラデシュの人身取引被害の子どもの帰還について救出、帰還、社会復帰、再統合の SOP を策定した。この SOP の実施と関係者間の調整は、今なお課題ではあるものの、SOP が策定されたことは第一歩であると言える。

さらに、マハラシュトラ州政府は、WB 州政府と人身取引被害者の帰還についての MoU を交わした。これによって、警察や国境警備隊などの法執行機関は、救出された被害者の身元確認を丁寧に行い、バングラデシュ人被害者をインド人の WB 出身者 (WB 州のベンガル人) として誤って判断し、バングラデシュではなく WB に移送してしまうケースが減少した。

第4章 人身取引対策に関わる関係者の役割・責任・能力

4.1 政府機関

人身取引対策のために活動している主要な組織は、MWCD、MHA、MLE である。2007 年の「女性と子どもに特化した人身取引の予防・撲滅を目指す国家総合行動計画」においても、これらの省には人身取引撲滅のための特別な役割が与えられている。また、外務省海外インド人局（Department of Overseas Indian Affairs of Ministry of External Affairs : DOIA、MEA）は安全な移住に係る課題に対応しており、女性移民に対するサービスも提供している。人身取引の 4P（政策、予防、訴追・取締り、保護）に関するこれらの機関の活動は以下の通りである。

表 4-1: 4P の区分による各機関の活動

政策	予防	訴追・取締り	保護
女性子ども開発省 (MWCD)			
<ul style="list-style-type: none"> 2001 年女性エンパワーメント国家政策 2007 年女性と子どもに特化した人身取引の予防・撲滅のための国家総合行動計画（未承認） 2013 年国家子ども政策 2016 年人身取引（予防、保護、社会復帰）法案 中央諮問委員会（CAC）の設立 	<ul style="list-style-type: none"> Ujjawala (CSE 目的の人身取引被害者の救出・社会復帰・再統合のための包括的の人身取引予防スキーム) 総合子ども保護スキーム (ICPS) チャイルドライン SABLA (女兒のエンパワーメント、保健と教育) Swayamsidh (マイクロ・クレジットへのアクセス) 	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ・クライシス・センター（被害者のための法的サービス） 	<ul style="list-style-type: none"> Ujjawala Swadhar Greh (女性ヘルプライン付きの滞在宿泊所) ICPS チャイルドライン ワンストップ・クライシス・センター (被害者のための法的サービス) 女性のための訓練・雇用支援プログラ (STEP) CSE の対策のための公式文書化
内務省 (MHA)			
<ul style="list-style-type: none"> 2007 年女性と子どもに特化した人身取引の予防・撲滅のための国家総合行動計画（未承認） 	<ul style="list-style-type: none"> AHTU の立ち上げ SOPs の発効 周辺諸国（バンラデシュ、UAE）との MoU 	<ul style="list-style-type: none"> SOPs 発効 女性に対する犯罪調査ユニット (IUCAW) 立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> SOPs 発効 AHTU 立ち上げ 中央被害者補償基金の立ち上げ 女性と子どもの保護組織 (POWC、救出活動)
外務省在外インド人局 (DOIA)			
	安全な移住に関する意識啓発、州政府との協働		
労働・雇用省 (MLE)			
<ul style="list-style-type: none"> 2007 年女性と子どもに特化した人身取引の予防・撲滅のための国家総合行動統合計画（未承認） 1987 年国家児童労働政策 	<ul style="list-style-type: none"> 全州政府への議定書の発行 NCLP (社会復帰と教育) 		<ul style="list-style-type: none"> 全州政府への議定書の発行 NCLP

4.1.1 女性子ども開発省（Ministry of Women and Child Development : MWCD）

MWCD は 4P の全プロセスにおいて女性と子どもに対する人身取引対策を管理し、活動を調整している責任機関である。女性と子どもの課題に関するインド政府の管轄省であるため、女性と子どもの人身取引に関するスキームや政策は同省が管理している。

(1) 役割

MWCD の広範囲な任務には、女性と子どもの包括的な開発が含まれる。MWCD は女性と子どもの開発の管轄省として、計画、政策、プログラムを策定し、法律の制定や改正を行い、同分野で活動する政府・NGO 双方の活動を指導し、調整する。また、福祉や雇用と所得創出のための訓練、意識啓発、ジェンダー意識の強化など、女性と子どものための創造的プログラムを実施している。こうしたあらゆる活動を通じて、経済的にも社会的にも女性がエンパワーメントされ、男性と並び国家の発展におけるパートナーとなることを目指している。

(2) 機能

分野横断的な政策やプログラムによって、女性の社会的・経済的エンパワーメントを促進する。ジェンダー主流化、権利意識の醸成、女性が自らの人権を自覚し、潜在能力を発揮できるような組織的・法的支援の推進などが含まれる。

同じく、分野横断的な政策やプログラムによって、子どもの発育やケア、保護を保障する。子どもの権利の意識啓発、教育機会の提供や栄養改善、組織的・法的支援へのアクセスの促進などが含まれる。

(3) 行政

同省には 6 つの独立した組織がある。すなわち、国家公社子ども開発研究所（National Institute of Public Cooperation and Child Development : NIPCCD）、NCW、子どもの権利に関する国内委員会（National Commission for Protection of Child Rights : NCPCR）、CARA、中央社会福祉局（Central Social Welfare Board : CSWB）、国家女性信用基金（Rashtriya Mahila Kosh¹³⁹）である。子どもに関する機関としては、CSWB があり、MWCD に付属している。

¹³⁹ MWCD 管轄下の独立機関として 1993 年に設立された、女性の社会経済的エンパワーメントのための国家機関である。

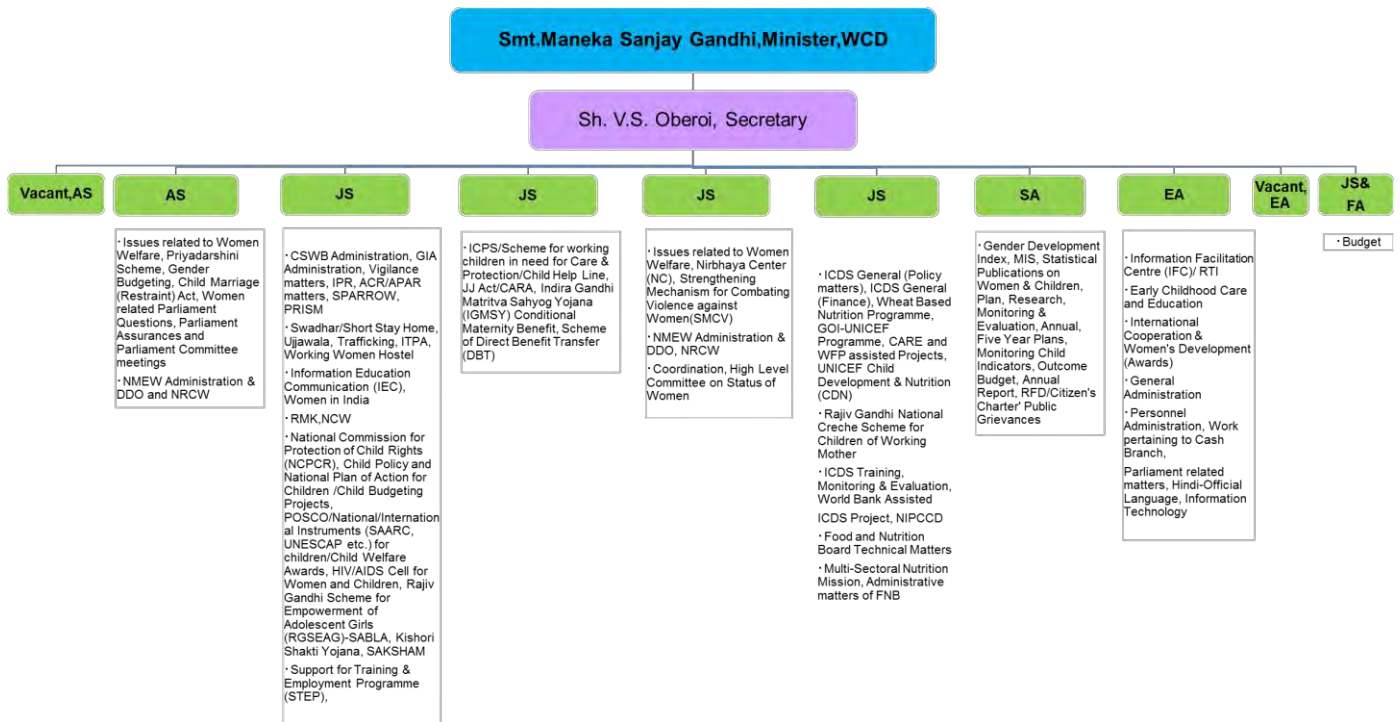


図 4-1: MWCD の組織図¹⁴⁰

(4) 人身取引対策関連の主要なスキーム

MCWD が運営する主要なスキームとその目的、活動、実績は表 4-2 にまとめられる。

表 4-2: MWCD の人身取引関連の主要スキーム

目的	主要な活動分野	実績
Ujjawala¹⁴¹		
CSE目的の人身取引被害者の救出・社会復帰・再統合のための包括的人身取引対策スキーム	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ警備グループ、若年層のグループの形成、意識の創出、教育情報教材の作成 現場からの被害者の安全な救出 安全なシェルターや基礎日用品、医療ケア、法的支援、職業訓練や雇用創出活動の提供による被害者の社会復帰 被害者の社会への再統合 外国籍被害者の安全な帰還 	2014-2015 年会計年度におけるスキーム全予算は 1.6 億ルーピーであり、289 プロジェクト（保護と社会復帰支援シェルターの 160 プロジェクトを含む）が認可された。
Swadhar Greh（困難な状況にある女性のためのスキーム）¹⁴²		
シェルターや食料、衣類、治療などのケアを提供し、困難な状況にある女性の経済的・	<ul style="list-style-type: none"> 食事や衣類、医療設備等の整った一時的な宿泊所の提供 	インド全土では、2012 年 1 月時点で、322 のシェルター・ホーム、2011 年 12 月時点で 267

¹⁴⁰ Ministry of Women and Child Development. Annual Report 2014-15. from <http://www.wcd.nic.in/sites/default/files/AR2014-15.pdf>（最終アクセス：2016 年 6 月 4 日）

¹⁴¹ Ministry of Women and Child Development. Ujjawala. from <http://wcd.nic.in/sites/default/files/Revise%20Ujjawala%20Scheme-2.pdf>（最終アクセス：2016 年 6 月 4 日）

¹⁴² Ministry of Women and Child Development. Swadhar Greh from http://wcd.nic.in/sites/default/files/Guidelines7815_1.pdf（最終アクセス：2016 年 6 月 4 日）

<p>社会的な社会復帰支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 女性の経済的・社会的な復帰のための職業訓練とスキルアップ研修 カウンセリング、意識啓発、行動訓練 法的支援とガイダンス 女性ヘルプラインのような電話を通じたカウンセリング 	<p>の短期滞在型ホームが設置されていた。本スキームを実施するうえで、MWCDとNGOの連携と調整が強化された。</p>
<p>統合的子ども保護スキーム (Integrated Child Protection Scheme: ICPS) ¹⁴³</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 全てのレベルにおける子どもへの基本的サービスの組織化、システム強化、能力強化 子どもの保護サービスのためのデータベースの作成 家族やコミュニティでの子どもの保護の強化 セクター間の適切な対応の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 危機に直面している子どもや家族のためのニーズおよびサービスのマッピング 子どもの保護計画を県および州レベルで作成 サービス供給メカニズム・プログラムの強化（予防・法的ケア・社会復帰支援を含む） 親のいない子どもに対する家族ベースでの非組織的ケアを強化すること（脆弱な家族へのスポンサー制度、親族によるケア、国内での養子、里親ケア） 事実に基づいたモニタリングや評価を行うためのウェブ上での統合的データベースの構築 	<ul style="list-style-type: none"> 県子ども保護協会 (District Child Protection Society) が全県に設置された。 ICPSには少年法委員会や子ども福祉委員会など、子どもの課題に対応する全ての組織や部局が含まれている。 村レベル子ども保護委員会 (Village level Child Protection Committees: VLCPC) を形成するために、区レベルでの子ども保護委員会が設置されている。これらの役割は、ICPSに関する意識を向上させ、コミュニティレベルでのサービス供給者の訓練を行い、少年法委員会 (Jubilee Justice Board: JJB) や CWC の調整を行うものである。
<p>チャイルドライン¹⁴⁴</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 困難な状況にある子どもの緊急なニーズに応える、照会サービスの提供 政府・非政府機関間のネットワークの構築 子どものニーズに向き合う医療従業者や警察、地方公共団体の意識強化 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急電話の対応によって、保護を必要としている全ての子どもを支援する チャイルドライン (番号1098、通話無料) の宣伝、キャンペーン 警察や医療関係者、青少年委員会、運輸関係者、教育関係者、メディア、コミュニティ等との連携とネットワークの強化 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間緊急電話サービス (番号:1098) が34州・連邦直轄領の366市町村で700社以上のパートナー組織のネットワークを通じて全国で運営されている。 通話の詳細は各チャイルドラインオペレーターによって記録され、チャイルドライン・インド基金に毎月提出される。国レベルでのデータも毎年取りまとめられている。
<p>「SABLA」女児のエンパワーメントのためのラジーブ・ガンディ・スキーム (RGSEAG) ¹⁴⁵</p>		
<p>11～18歳の女兒たちの自己開発とエンパワーメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鉄分と葉酸の配給 健康チェックと情報提供サービス 栄養・保健教育 家族の福祉に関するカウンセリング・ガイダンス 	<p>全ての州ないし連邦直轄領における205県にて実施。</p>

¹⁴³ Ministry of Women and Child Development. 「総合的子ども保護スキーム (ICPS) 政府-市民社会パートナーシップの中央支援スキーム」 http://icds-wcd.nic.in/icpsmon/pdf/icps/final_icps.pdf (最終アクセス: 2016年6月10日)

¹⁴⁴ Childline India Foundation. (n.d.). CHILDLINE 1098 SERVICE. <http://www.childlineindia.org.in/1098/1098.htm> (最終アクセス: 2016年6月10日)

¹⁴⁵ Ministry of Women and Child Development. SABLA from http://wcd.nic.in/sites/default/files/1-SABLAScheme_0.pdf (最終アクセス: 2016年6月10日)

	<p>ス、青少年リプロダクティブヘルスと性の健康 (Adolescent Reproductive and Sexual Health: ARSH)、子どものケア、家庭でのマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフスキル研修と公共サービスへのアクセス ・ 国家スキル開発プログラム (National Skill Development Corporation: NSDP) での 16 歳以上の女兒への職業訓練 	
<p>ワンストップ・クライシス・センター</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特にレイプ被害者に対する無料法的支援の提供 ・ 暴力の被害にあった女性の効果的で手厚いケアの促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機介入サービス (迅速な心理カウンセリング支援) の提供 ・ 警察での苦情登録の支援 ・ 被害者のための安全計画の策定 (女性のためのシェルター・ホームへの照会) ・ 法的カウンセリングのための弁護士訪問 ・ 経済的な社会復帰のための政府スキームの紹介 	<p>全ての州ないし連邦直轄領にパイロット事業としてのセンターが設立される予定である。第一段階として、センターが各州ないし連邦直轄領に設置される。これまでのところ 30 のセンターが認可されてきており、このうち 10 センターがフル稼働している。</p>
<p>Swayamsidha</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族やコミュニティ、政府に対する女性の権利の要求 ・ 物質的、社会的、政治的リソースに対する女性のアクセスや影響力の強化 ・ 女性の意識の向上とスキルの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の自助グループを設立 ・ 女性の地位や健康、栄養、教育、公衆衛生、法的権利、経済的エンパワーメントなどに関して、自助グループメンバーの自信を高め、意識啓発を行う ・ 農村部での女性の貯蓄および経済リソースに対する影響力の強化と組織化 ・ マイクロクレジットへのアクセスの改善 	<p>既存資料からの情報収集が困難</p>

(5) 財政的能力

表 4-3 は、インドの NPO である予算・ガバナンス説明責任センター (Centre for Budget and Governance Accountability) が「点を結ぶ：インド予算分析 2016-2017 年¹⁴⁶」というタイトルで出版した報告書からの抜粋である。

表 4-3: MWCD 用の支出額 (千万ルピー) ¹⁴⁷

S. No.		2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17
					RE	BE
Total allocations for Ministry of Women and Child Development		17,036	18,037	18,540	17,352	17,408
Allocations to Some Key Schemes						
i	ICDS	15,768	16,401	16,684	15,587	14,863
ii	Indira Gandhi Matritva Sahyog Yojana	82	232	343	234	400
iii	SABLA	504	602	622	476	460
iv	Rajiv Gandhi National Creche Scheme for Children of Working Mothers	106	100	98	132	150
v	Umbrella ICDS (i+ii+iii+iv)	16,459	17,188	17,747	16,428	15,873
vi	Beti Bachao Beti Padhao#			35	73	100
vii	Protection and Empowerment of Women**	86	110	68	127	313
viii	One Stop Centre	0	0	0	0	75
ix	Women's Helpline	0	0	0	1	25
x	Other Schemes					400
xi	Schemes funded from Nirbhaya Fund* (viii+ix+x)	0	0	0	0	500

Note: As per the recommendations of the Report of the Sub Group of Chief Ministers on Rationalisation of Centrally Sponsored Schemes, ICDS has been restructured into an umbrella programme to include IGMSY, SABLA, Rajiv Gandhi National Crèche Scheme in 2016-17. For the sake of comparability, the allocations to the Umbrella ICDS scheme have been calculated for the previous years

Scheme was introduced in 2014-15

** Includes National Empowerment of Empowerment of Women, Swadhar Greh, Ujjwala, Working Women Hostel, Gender Budgeting, STEP, Research and Monitoring, Information and Mass Education. Allocations for the last two schemes are not available for the years preceding 2016-17

* In 2016-17, allocations to some schemes of MWCD are being met from Nirbhaya Fund.

Source: Compiled by CBGA from Union Budget Documents, various years

4.1.2 内務省 (Ministry of Home Affairs : MHA)

(1) 役割

MHA には複数の任務があるが、中でも重要な任務として、国内治安や国境管理、中央・州関係の構築、連邦直轄領行政、中央武装警察部隊、災害管理等がある。インド憲法第 7 付則リスト II (「州リスト」) の項目 1 と 2 に関し、「公共秩序」と「警察」は州の責任ではあるものの、憲法第 355 条が連邦に対して命じていることは、外部による攻撃や国内の紛争から全州を守り、全州政府が憲法条項に従って業務遂行することである。こうした義務を全うする上で、州の憲法上の権利を侵害することなく治安や平和、調和の維持ができるよう、MHA は継続的に国内治安状況をモニタリングし、適切な指導要綱を発行するとともに州政府に対して人的・財政的支援やガイダンスと専門的知識を提供している。

¹⁴⁶Connecting the Dots An Analysis of Union Budget 2016-17. (2016). from http://www.cbgaindia.org/files/updates_on_ub15/Connecting the Dots - An Analysis of Union Budget 2016-17.pdf (最終アクセス：2016年6月24日)

¹⁴⁷1 クロール (Crore 単位) は 10,000,000 を指す。

(2) 機能

MHA の機能は、基本的に国内の平和と治安の維持に関するものである。MHA の主要な機能としては、法と秩序、警察、公共治安と刑務所、連邦直轄領行政、中央・州関係の構築、公用語の取り扱いと民間防衛等があげられる。

(3) 行政

1961 年のインド政府（業務配分）規則により、2016 年時点での MHA の組織構造は以下の通りである。

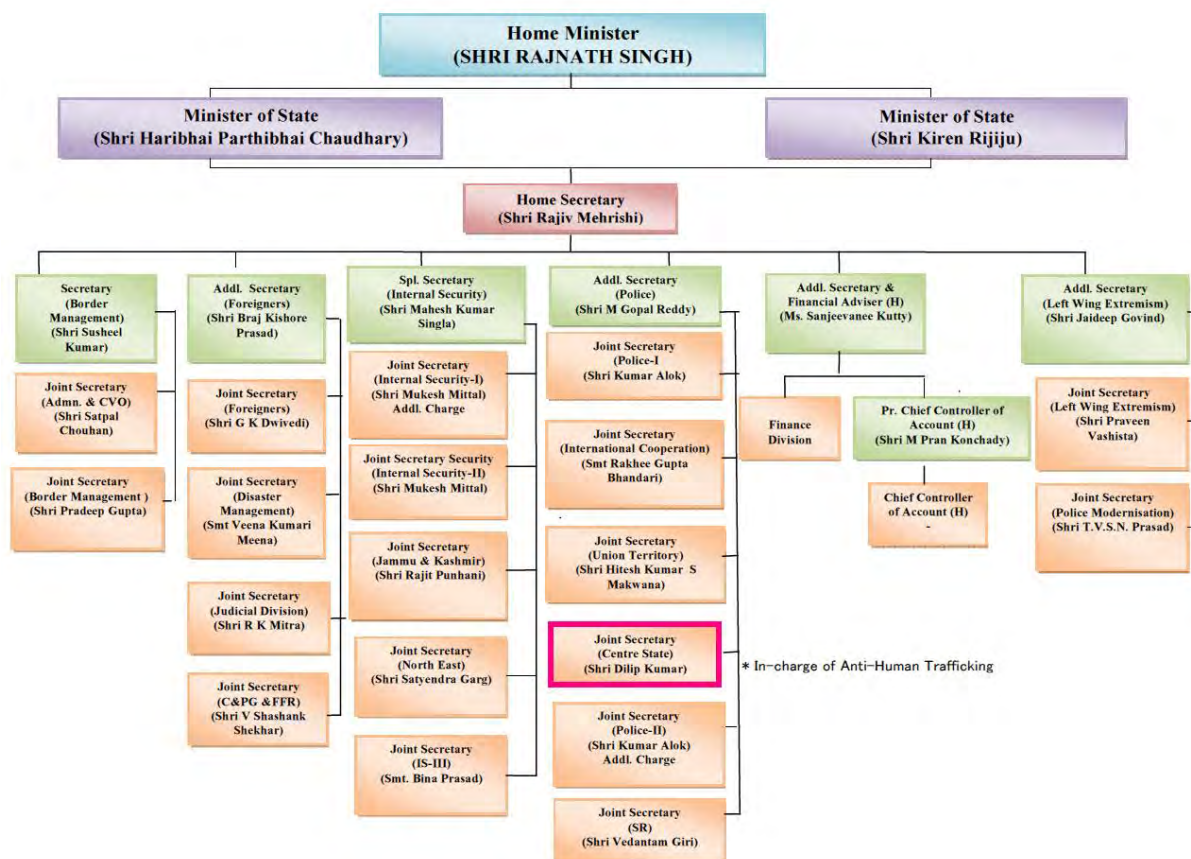


図 4-2: MHA 組織図¹⁴⁸

¹⁴⁸Ministry of Home affairs. ORGANISATIONAL CHART OF MINISTRY OF HOME AFFAIRS (As on 03.05.2016) From [http://mha.nic.in/sites/upload_files/mha/files/OrganizationalChart\(E\).pdf](http://mha.nic.in/sites/upload_files/mha/files/OrganizationalChart(E).pdf) (最終アクセス : 2016 年 6 月 24 日)

(4) 人身取引対策に関連する活動

表 4-4: MHA の人身取引に関連する主要な活動

目的	主要な活動分野	実績
人身取引対策組織 (Anti-Human Trafficking Nodal Cell)		
人身取引の予防や撲滅のために、州政府やその他の関連機関を調整し、フィードバックを行うこと	2006年に設立 人身取引の予防と撲滅における「ベスト・プラクティス」を文書化 関係者へのデータの共有	既存資料からの情報収集が困難
人身取引対策ユニット (AHTU)		
組織メカニズムの構築と全関係者との連携活動を通じ、特に女性と子どもの人身取引のあらゆる犯罪的側面と闘うこと	2009年以降に設立 被害者の救出活動の調整、被害者のエンパワーメントの視点をもった救出後のケア、人身取引の再発予防	現在330以上のユニットが警察の県本部長管理下で県毎に設立されている。 ユニットの担当職員はデリーでの担当職員会議に招聘され、各州での実績を報告し、様々な組織機関の改善に向けた戦略について話し合うことが期待されている。 人身取引対策活動の効果的な実施のために、関係者間での情報共有データベース管理システムの構築と強化を行った。
警察・検事・司法官のための訓練		
州と県において人身取引対策に従事する警察や検事、判事の訓練および意識啓発	人身取引の概念や状況、関連する罰則や法的手続き、救出活動に関する取り決め、被害者支援、非政府組織の役割、最高裁判所での様々な重要判決と法廷でのプロセスなどに関する研修	既存資料からの情報収集が困難
女性に対する犯罪調査ユニット (Investigative Units for Crimes Against Women : IUCAW)		
女性に対する凶悪犯罪の取り調べにおける現地警察の支援	MHAは150警察地区で「女性に対する犯罪調査ユニット (IUCAW)」を立ち上げ、事件の調査において現地警察を支援している ¹⁴⁹ 。	既存資料からの情報収集が困難
女性子ども保護室 (Protection of Women and Children Cell : POWC)		
POWCは県での人身取引対策支部として活動している。加害者を警備し、地元警察署や認可された NGO の助けを得て、摘発や救出活動を調整する。	各県の貧困地域における女性と子どもに対する暴力に関する意識向上プログラム ジェンダー意識啓発の訓練プログラム 女性や子どもに対する性的嫌がらせ、セクシュアルハラスメント、性的搾取に反対する活動 定期的な人身取引の被害者の救出	POWCは女性と子どもに対する犯罪のための担当機関として機能しており、女性委員会や人権委員会、その他の機関と調整している。

¹⁴⁹MHAは女性に対する犯罪に関するイニシアティブ・ユニットの設立を提言している。(2015年1月5日)
 (http://www.business-standard.com/article/government-press-release/mha-proposes-to-set-up-investigative-units-on-crimes-against-women-115010500654_1.html) (最終アクセス: 2016年6月10日)

4.1.3 外務省在外インド人局 (Department of Overseas Indian Affairs, Ministry of External Affairs : DOIA, MEA)

2016年、在外インド人省 (Ministry of Overseas Indian Affairs : MOIA) は外務省に併合、在外インド人局 (Department of Overseas Indian Affairs : DOIA) となった。

安全な移民を規制・促進するため、MOIAは重要な役割を果たしてきた。同省は1983年の移民法 (Emigration Act) を実施し、インド人移民労働者の利害を保護してきた。同法は合法的移民を促進し、民間のリクルート機関や外国人経営者の搾取から移民労働者を保護するものである。このように、国家・二国間レベル、さらに多国間の前線における制度的な介入を通じて、移民者をエンパワーするような積極的政策を追求してきた。また、DOIAは、ヘルプラインを開設しており、海外での労働中に搾取される状況に置かれた被害者を迅速に支援するとともに、「海外インド保険スキーム (Pravasi Bharatiya Bima Yojana)」を導入し、移民労働者に対する保険を提供してきている。また、在外インド大使館に対して、救出された女性のためのシェルター・ホームを設置するよう要求している。

4.1.4 労働・雇用省 (Ministry of Labour and Employment : MLE)

MLE は児童労働や債務労働の予防のために活動し、安全な移住、労働者の権利や搾取的労働からの保護を促している。

MLE が管理する NCLP は児童労働に従事する子どもの社会復帰支援のための主要なスキームであり、全国で 271 の県を網羅している。危険な職業に従事する児童労働者は職場から救出され、特別学校に送られる。NCLP スキーム下で活動している特別学校は約 6,000 校あり、現時点で 100 万人以上の子どもが公的教育制度に統合されている。

MLEはまた、児童労働 (禁止・規制) 法の執行に力を注いでいる。政府は2006年、2つの職業 (すなわち家事労働者とカフェやホテル、飲食店等での労働) で14歳以下の子どもの雇用を禁止することにより児童労働撲滅の大きな一歩を進めた。同法の効果的な実施および被害を受けた子どもの社会復帰のために、中央政府は州政府と協力して活動している。

4.1.5 法的サービス

(1) 最高裁判所

インド最高裁判所は、女性と子どもの権利に関する法律の実施を強化する判決を出してきた。様々な法律によって人身取引撲滅の任務を付与された組織と様々な法的機関は、最高裁判所と高等裁判所が取り上げてきたケースを通じて能力強化されている。最高裁判所はまた、委員団や委員会を設立し、人身取引被害者の権利の施行が正しく実施されるようにモニタリング・メカニズムを確立している。また、被害者の保護のためのメカニズムや法廷での被害者権利のためのガイドラインも作っている。

(2) ファスト・トラック・コート (Fast Track Court : FTC)

ファスト・トラック・コートは、女性や子どもへの性的暴力のケースにおいて迅速に正義を確保するために提案された中央政府のスキームであり、州全土にわたって 1,793 の FTC を設立することを目指している。2011年3月11日時点においては、全国で 1,192 の FTC が機能していた。2013年4月7日に開催された州首席大臣と高等裁判所長との共同会議では、

女性や子ども、様々な障害を持つ人々、高齢者、社会の周縁化された人々に対する犯罪に対処するため、州政府は適切な数の FTC を設立する手段を取り、適切な資金を準備しなければならぬ、と決定された。

(3) 州法律サービス庁 (State Legal Services Authorities : SALSA)

全ての州において、国家法律サービス庁 (National Legal Services Authority : NALSA)¹⁵⁰の政策と指示に効力を持たせ、人々に無料の法的サービスを提供し、「人々の法廷 (Lok Adalats¹⁵¹)」を実施するために SALSA は設立された。SALSA は各高等裁判所の裁判長が率いており、その目的は、遠隔地での貧困者や弱者に対して無料の法的サービスを提供し、彼らの権利を守ることである。SALSA はまた、法的支援やリーガル・リテラシー¹⁵²、その他法的サービスを提供するスキームやプログラムも実施している¹⁵³。

4.1.6 権利委員会

(1) 国家人権委員会 (National Human Rights Commission : NHRC)¹⁵⁴

NHRC は人権の保護と促進を担当する国家人権機関であり、同メンバーの一人が人身取引を含む女性の人権に関する担当者に任命されている。同委員会は女性と子どもの人身取引を予防・終焉させるための包括的行動計画を策定してきた。同行動計画の主要な目的は次の通りである。

- ・ 「インドにおける女性と子どもの人身取引に関する行動調査 (Action Research on Trafficking in Women and Children in India)」による勧告と提案を実行すること。
- ・ 全ての関係者を巻き込み、センターや州、県、区画、村の各レベルにおいて人身取引を予防・終焉させるための活動を進めること。

(2) 子どもの権利に関する国内委員会 (National Commission for Protection of Child Rights : NCPCR)

委員会の任務は、全ての法律や政策、プログラム、そして行政メカニズムがインド憲法および国連子どもの権利憲章に謳われているような子どもの権利の観点と一致しているよう確認することである。委員会の機能は以下の通りである。

- ・ 子どもの権利保護のための法律によって付与される保護を検証し、見直すこと
- ・ 子どもの権利を阻害するあらゆる要因を検証すること
- ・ 苦境にある子どもや周縁化された子ども、不利な立場にある子どもの問題について調査すること
- ・ 子どもの権利に関する人々の意識を向上させ、権利の保護のための意識を促進させること

¹⁵⁰ 社会的弱者に無料法的サービスを提供する国家レベルの団体

¹⁵¹ 人々の法廷

¹⁵² リーガル・リテラシーとは、法的識字能力のことを言い、法律の存在を知り、その意味するところを理解し、活用することができる能力を指す。

¹⁵³ Welcome to BSLSA. (n.d.). from

<http://bslsa.bih.nic.in/legalaid.html>, <http://upslsa.up.nic.in/functions.htm>, <http://www.wbslsa.org/entitlement.htm> (最終アクセス : 2016年6月26日)

¹⁵⁴ 国家人権委員会 from <http://nhrc.nic.in/> (最終アクセス : 2016年6月10日)

(3) 国家女性委員会 (National Commission for Women : NCW)

同委員会は、1992年1月31日、女性の利益を守るための国家レベルの法的団体として設立された。同委員会は女性の開発に関する以下の広範囲に亘る権限を有している。

- ・ 憲法とその他の法律下で女性に対して付与される法的保護を調査し検証すること
- ・ 女性に影響を及ぼす憲法やその他の法律の既存の状況を見直し、そうした法律に何らかの欠陥や不適切な点、欠点があれば改正を提言すること
- ・ 女性の権利の剥奪に関連する苦情を調査し、通報を行い、適切な当局に対しその事項を訴えること
- ・ 女性に関する課題の研究や調査を行うこと
- ・ 女性の社会的・経済的発展のための計画のプロセスに参画し助言を行うこと

州レベルでも同様に、州人権保護委員会や州子どもの権利保護委員会、州女性委員会が設置されている。

4.2 関係者の協力・調整メカニズム

4.2.1 中央政府の間での協力

(1) 中央諮問委員会 (CAC)

MWCDは、CSEを目的とした女性と子どもの人身取引を撲滅するため、関係機関をメンバーに招き、中央諮問委員会(CAC)を設立した。同委員会はMWCDのSecretaryを議長としており、その目的は次の通りである。

- ・ CSEを目的とした女性と子どもの人身取引を根絶するための措置や行動を、政府に対して提言すること。
- ・ CSEから救出された子どものケアや保護、医療ケアやカウンセリング、社会復帰のための福祉プログラムを提言すること。
- ・ 人身取引撲滅の措置の実施とモニタリングを目的とした、適切なメカニズムを構築し実行すること

CACは、デリーにおいて四半期毎に会合を開き、女性と子どもの人身取引予防と撲滅に関する主要な課題や戦略について話し合うことになっていたが、活動は活発ではなく、会合は不定期に開催されてきた。CACは2013年に再編され、メンバーは表4-5に示すメンバーが任命されている。

2015年9月、最高裁判所がMWCDに人身取引対策に必要な行動を迅速に取るよう命じたことにより、MWCDはCACを再活性化し、常設委員会と省庁間委員会の設立を決定した。CSEに限らずあらゆるタイプの人身取引を撲滅するため、ITPAの改正やSOP、新しい包括的な法律である人身取引(予防、保護、社会復帰)法案の策定を行うこととなった。最も被害の多い州のDWCDのSecretaryなども会合に出席し、中央政府メンバーとの情報交換を行っている。

表 4-5: CAC メンバー

省庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ MWCD (議長: Secretary) ・ MHA ・ MLE ・ CSWB 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・家族福祉省 ・ 法務局 ・ 地方自治省 ・ 社会的正義・エンパワーメント省
国家委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHRC ・ NWC ・ NCPCR 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家社会防衛研究所 ・ 人身取引対策支部
州	<ul style="list-style-type: none"> ・ WB 州、NCTD、マハラシュトラ州、ビハール州等の DWCD 	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ Shakti Vahini 等の NGO も公式メンバー。 ・ UNICEF や UNODC、UN Women 等の国連機関も会議参加。 	

(2) MWCDとMHA間の調整

MCWDとMHA間での調整としては、2011年5月に発布された勧告により、全州に対して中軸となる担当NGO (nodal NGO) とその担当職員を任命し、州のAHTUと調整するよう要望が出されている。CACへの参加についても、参加州政府は州のAHTUや警察と調整することが求められている。また、MHAの理事は、MWCDが実施するUjjawala およびSwadhar Grehスキームのプロジェクト認可委員会のメンバーである。

4.2.2 州政府の間での協力

(1) 各関連機関のネットワーク

州や県レベルでは、NGOや運輸警察、チャイルドライン、社会福祉局、シェルター・ホーム、保護施設、労働局、県法律サービス庁、子ども福祉委員会、子ども保護ユニットや検事のような様々な関係機関の間での連携をAHTUが促進し、調整している。AHTUはこうした機関との協同を積極的に行い、パートナーシップを構築し、人身取引という犯罪に対して統合的なアプローチを作り出してきた。また、AHTUは市民社会団体との緊密なパートナーシップによって活動を進めている。

(2) 州諮問委員会 (State Advisory Committee : SAC)

最高裁判所の命令により設立されたSACの役割は、各州における人身取引被害の予防や救出、社会復帰、再統合、帰還に関して実施された活動をモニタリングすることである。全てのDWCDは、定期的にSAC会合を開催することになっている。WB州では、州レベルでのタスクフォースも2008年¹⁵⁵以降機能しており、様々な政府・NGO運営のシェルター・ホームに滞在するバングラデシュの子どもの帰還プロセスを促進している。

4.2.3 中央政府・州政府・非政府組織の間での協力

法の施行は基本的に州の役割である。しかしながら、中央と州の分業を通じて、MHAは法の施行に関連するあらゆる事項、特に ITPA の条項と IPC の特定の条項に対処している。さらに、州政府の保護の下に、MHA は州の中央調査局 (Central Bureau of Investigation : CBI) やBSF、NCRB との緊密な調整の下で活動している。

¹⁵⁵ WB 州 DWCD 次官補 Smitha Pandey 氏の関係者聞き取りによる。

中央省庁のスキームのほとんどが、州の部局によって州のニーズを反映しながら、中央省庁から財政的支援を受けて実施されている。中央省庁と州の部局は、支援スキームの進捗を確認するため定期的に会合を行う。

一方、インド政府は、特に女性と女兒に対する人身取引の撲滅のために、市民社会や NGO との強力なパートナーシップを構築してきている。NGO は政府から資金供与を受けて、人身取引の課題に適切に対応するための政府スキームやプログラムを実施しており、MWCD の Ujjwala スキームや Swadhar Greh スキームによるシェルター・ホームの運営、チャイルドラインの運営においても NGO が実施している。

4.2.4 周辺国や SAARC における女性に対する暴力及び人身取引に関する連携体制

人身取引の撲滅のためには人身取引に関する政策や法的介入が地域レベルで促進される必要がある。以下、インドが周辺国と SAARC と推進している連携の取り組みをまとめる。

(1) 周辺国との連絡体制

南アジアの中でもインド、ネパールとバングラデシュは出稼ぎなど人の移動が多い地域である。特に1990年代以降、インドが南アジアの経済大国として君臨して以降、NCTD、ムンバイ市（マハラシュトラ州）、コルカタ市（WB州）、バンガロール市（カルナータカ州）、プネ県（マハラシュトラ州）、パンジャブ州、グジャラート州といった経済発展の著しい地域に、ネパールやバングラデシュの貧しい家庭の男性や女性、時には子どもまでもが、より良い生活を求めて出稼ぎに来るようになっている。

インドは隣国のバングラデシュと4,096km¹⁵⁶、ネパールとは1,751km¹⁵⁷の国境線を有している。国境地帯は複雑な地形と川が境となっているためパトロールや監視活動が難しく、ほとんどの場所に柵も設置されていない。ネパールは1950年にインド・ネパール平和友好条約¹⁵⁸を締結し、インドでネパール人が就労する際には公式な文書が不要となっている。一方、バングラデシュは「外国人法、1946」¹⁵⁹が適応され免責はないが、貧困から抜け出し、インドでのより良い暮らしを夢みて、斡旋業者の手を借り、危険を冒してでも国境を越えてインドへ入国する者が後を絶たない¹⁶⁰。

近年、インド政府は人身取引の撲滅には、送出国と受入国が連携することが最も有効的な手段であるとし連携体制を強化している。2015年5月には、インド政府とバングラデシュ政府が「女性や子どもの人身取引、人身取引被害者の保護、回復、帰還、社会復帰に関する二国間MoU（MoU on bilateral cooperation for prevention of human trafficking especially trafficking in women and children; rescue, recovery, repatriation and re-integration of victims of human

156 Ministry of Home Affairs, Board Management Division (n.d.). *International Boarders*. (<http://mha.nic.in/brdrnmngmnt> 最終アクセス：2016年4月20日)

157 *ibid*.

158 Ministry of External Affairs (1950). *Treaty of peace and friendship between the government of India and the government of Nepal*. (<http://www.mea.gov.in/bilateral-documents.htm?dtl/6295/Treaty+of+Peace+and+Friendship> 最終アクセス：2016年4月20日)

159 *Foreigners Act 194* (1946).

(<http://aasc.nic.in/Acts%20and%20Rules%20%28GOA%29/Passport%20Deptt/Foreigners%20Act1946.pdf> 最終アクセス：2016年4月20日)

160 CARE (2011). *Vulnerability to HIV & AIDS: A Social Research on Cross Border Mobile Population from Bangladesh to India - EMPHASIS Project*. (http://www.carebangladesh.org/publication/Publication_694108.pdf 最終アクセス：2016年4月20日)

trafficking)」¹⁶¹を締結した。連携強化と情報共有を密に行うことで、迅速に初動調査を行い、双方の国の加害者や組織犯罪の訴追と取締りを行うことと、国境検査を強化することで、加害者逮捕及び被害者の救出を目指している。さらに、被害者ができるだけ迅速に帰還、社会復帰できるようプロセスの見直しも重要な検討事項となっている¹⁶²。二国間MoU締結後は、両国の市民団体の連携が強化されたことで予防面では成果が上がっているという声も聞かれるが、バングラデシュ人の被害者支援を行っている団体からは、帰還への手続きは相変わらず手間がかかり改善はみられていないという。同様の二国間MoUはアラブ首長国連邦と2016年4月に締結されており、今後バーレーンやネパールとの二国間MoUを締結する見通しとなっている¹⁶³。

地域的な取り組みとしては、インド、ブータン、バングラデシュ、ネパールとの間で2015年6月に「バングラデシュ - ブータン - インド - ネパール道路交通条約 (Motor Vehicles Agreement for the Regulation of Passenger, Personal and Cargo Vehicular Traffic between Bangladesh, Bhutan, India, and Nepal: BBIN MVA)」の署名が行われ、4カ国間の地域統合によって切れ目のない、人、物品、車両の国境を越えた移動が可能となった¹⁶⁴。これにより地域の経済発展をもたらすことを目的としているが、国境移動が容易になることで、人身取引加害者も被害者と共に国境を越えやすくなるのが懸念される。しかしながら、現時点では人身取引への悪影響については報告がない。

(2) SAARC を通じた連携体制

SAARCは2002年1月5日の首脳会議で「買春を目的とした女性と子どもの人身取引の予防および撲滅に関する条約 (Convention on Preventing and Combating Trafficking in Women and Children for Prostitution)」¹⁶⁵を締結し、2005年11月15日に発効した。この条約では、買春を目的とした女性と子どもの不正取引の防止に向けた予防と処罰、人身取引被害者の帰還・社会復帰に関して加盟国間の協力を促進することとともに、国際買春ネットワーク（特に南アジア諸国が送出国・経由国・受入国になっている場合）における女性と子どもの使用を防止することを目的としている。条約の発効を受け、各国での取り組みをモニタリングする地域タスクフォースが設置され、これまで2007年、2008年、2009年、2011年、2013年と5回の会合が開催された。以下が主な成果である：

- ・ 全ての加盟国が買春を目的とした女性と子どもの人身取引の撲滅に関する SOP 採択
- ・ 女性と子どもの人身取引の撲滅に向けた政府、NGO、市民団体が優良事例を紹介する場の提供
- ・ 加盟国の人身取引に関する法令強化と調整

161 Memorandum of Understanding Between The Government of The Republic of India and The Government of the People's Republic of Bangladesh (2015).

(http://www.hcidhaka.gov.in/bi_doc/MoU_between_India_and_Bangladesh_on_Bilateral_Cooperation_for_Prevention_of_Human_Trafficking.pdf 最終アクセス：2016年4月20日)

162 Bhalla, N. (2015 October 7). After Bangladesh, India wants anti-trafficking pacts with Nepal, Gulf states. *Reuters*.

(<http://uk.reuters.com/article/uk-india-trafficking-idUKKCN0S11DI20151007> 最終アクセス：2016年4月20日)

163 Bhalla, N. (2015 October 7). *Ibid*.

164 Rahman, S. (2015, June 16). Four nations sign motor vehicles deal. *The independent*.

(<http://www.theindependentbd.com/post/3852> 最終アクセス：2016年5月5日)

165 SAARC Convention on Preventing and Combating Trafficking in Women and Children for Prostitution. (2002).

(<http://www.saarc-sec.org/userfiles/conv-trafficking.pdf> 最終アクセス：2016年5月5日)

- ・ 人身取引被害者（女性と子ども）、暴力や差別を受けている被害者に対する地域フリーダイヤルの設置
- ・ 関係者向けの能力強化研修¹⁶⁶の実施：中央、州レベル、SAARC 諸国の警察官に対する ToT 研修（2009）と SAARC 諸国に対する先進地見学としてインドの AHTU の取り組みの共有（2013）
- ・ 人身取引に関するデータ収集体制構築の検討
- ・ 人身取引撲滅に向けた二国間締結に向けた検討¹⁶⁷

本条約における人身取引の定義は「人身取引の対象とされた者の同意の有無に関わらず、金銭的その他の対償と引換えに、女性や子どもを買春目的で国内外に移送または売買すること」とし、買春目的以外（強制労働、臓器売買、家事労働など）の女性・子どもの人身取引は処罰の対象とされていないことや男性や男児の被害者を除外するなど、UNTOC のパレルモ議定書、ILO 総会で提出された強制労働に関するグローバル・レポート（2009）の定義などの国際文書が定める定義と比較すると対象範囲が狭いことから、現在地域タスクフォースによる見直し作業が行われている。

SAARC 枠組みの下、子どもに対する暴力を終わらせる南アジア・イニシアティブ（South Asia Initiative to End Violence Against Children: SAIEVAC）が創設され、政府、市民団体、国際 NGO や国連などが連携して女性を含む子どもに対する暴力を終結させる¹⁶⁸ことを目的として活動を行っている。SAIEVAC の地域や国内の支援体制を活用して、SAARC 諸国の子どもに対する暴力に対応した政策、計画、プログラムへの働きかけを行っている。また、二国間、多国間で情報、経験、専門性、優良事例などを共有する場としても機能している。

4.3 人身取引対策に係る開発パートナーと非政府組織

4.3.1 開発パートナー

国連機関をはじめとする複数の開発パートナーがインドにおける人身取引撲滅のために活動している。表 4-6 ではこうした機関の最近の活動と実績を概観する。

166 国家公社子ども開発研究所（National Institute of Public Cooperation and Child Development : NIPCCD）は SAARC の人身取引対策の研修や能力強化を担当している組織である。

167 Ministry of Home Affairs (2013). *India's Presentation on Human Trafficking for 5th Regional Task Force*, (<http://stophumantrafficking-mha.nic.in/forms/Sublink1.aspx?lid=264> 最終アクセス：2016年4月20日)

168 *South Asia Initiative to End Violence against Children*. (n.d.). (<http://www.saievac.org/> 最終アクセス：2016年4月20日)

表 4-6: 主要な開発パートナー

プロジェクト	目的	対象地域	活動内容	実績
1. UNODC				
人身取引に対するインドの法の執行対応を強化	法執行機関の能力構築、および女性と子どもの人身取引問題の予防・撲滅に対応するシステムの強化	アンドラ・プラデシュ州、マハラシュトラ州、ゴア州、WB 州、ビハール州	<ul style="list-style-type: none"> ・法執行職員の研修 ・9つの AHTU の設立 ・法執行機関と NGO との間のネットワークワーキング ・拠点となる研修機関の設立 ※予算は 258 万米ドル	<ul style="list-style-type: none"> ・インド政府は全国に多くの AHTU を設置している。 ・将来マスター講師となる警察官や検事、NGO 職員を研修した。 ・プロジェクトにおいて研修を受けた職員は人身取引問題についてより深く理解し、被害者に対しての態度が変化した。
2. UN Women				
人身取引対策プログラム	送出地に焦点をあてた政府の保護・予防メカニズムの改善、またコミュニティの活動と参加を通じて、国内での人身取引被害に遭う女性と子どもの数を減少させること。	オディシヤ州、ジャルカンド州、ビハール州、ラジャスタン州、アンドラ・プラデシュ州、WB 州	Panchayat レベルでの地元政府の関与によって、送出地の女性と女兒の人身取引問題に対応するためのパイロット活動 <ul style="list-style-type: none"> ・女性と女兒に対する生活スキルと法的意識についての研修 ・安全な移民に関する認識強化、関係者との協力関係の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピア教育者の育成 ・警備委員会の設置 ・移民の記録や雇用機関の登録についての Panchayat 職員の能力強化
安全なまちプログラム	研究や調査に基づいた短期・中期・長期での介入案を通じ、女性のための安全な公共空間を作ること。	デリー、ムンバイ市、ボパール市（マディヤ・プラデシュ州）	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー安全監査の実施 ・学校現場での女兒たちの安全の確保 ・公共バスの運転手や車掌の意識啓発 	既存資料から情報収集できず
3. UNICEF				
子どもの保護システムを支援するプログラム	ICPS の展開を通じた、国家・州・県・区画レベルでの子どもの保護システムの強化	マハラシュトラ州、ラジャスタン州、マディヤ・プラデシュ州、グジャラート州、WB 州、アッサム州、ウッタル・プラデシュ州、カルナータカ州、ジャンムー・カシミール州を含む 15 州	<ul style="list-style-type: none"> ・中間レベルの職員に焦点をあてた子どもの保護のための人材開発 ・基準に基づくモニタリング能力強化を通じた、子どもの保護サービスの質の向上 ・コミュニティベースでの子どもの保護メカニズムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・14 州における県子ども保護ユニット（District Child Protection Unit: DCPU）の設立 ・人身取引の被害者の救出、回復、再統合に関するマハラシュトラ州と WB の間での MoU の調印 ・少年法実施の評価にかかる地域会合の実施

			・子どものためのデータ・システムの強化	
4. ILO				
フリーダム・プログラム	南アジアから中東にかけての女性と女兒の人身取引の予防(特に縫製労働者と家事労働者)	受入国である中東(ヨルダン、レバノン)、送出国であるインド、バングラデシュ。インドにおいてはジャルカンド州、ビハール州等の北東州	・送出国と受入地の連携 ・安全な移民に関する女性の意識の強化、および出発前の研修の提供 ・移民労働者協会の強化 ・リクルート側の倫理的行動の育成	・インドにおける女性自営業団体(SEWA)との協力で、報告書「不可避な、しかし無防備な:国内および海外におけるインド家事労働者」の発行 ¹⁶⁹ ・2018年までに少なくとも50カ国に強制労働議定書への批准を呼び掛け
5. IOM				
人身取引の被害者の社会復帰に関するプログラム	人身取引の被害に遭った女性に社会的再統合と経済的エンパワーメントに向けた支援を提供すること。	インド全国で10州	・社会心理的ケア、医療ケアの提供 ・職業訓練や資源活用、雇用機会に関する支援の提供	被害者によるカフェの運営

4.3.2 非政府組織 (NGO)

インドにおける人身取引対策の分野では、予防から救出、社会への再統合まで、多数のNGOの関与を見逃すことはできない。本項では、NCTD、WB州及び他州でも活動しているNGOを分析する。後述の第5章において、NCTD、WB州でのみ活動しているNGOに関してそれぞれ分析する。

表 4-7: (WB と NCTD 以外で) 人身取引対策の活動を行う NGO

名称	活動領域
Apne Aap (http://apneaap.org/) (添付資料-4 : Minutes of the Meeting 5 参照)	買春宿で搾取される女性の救出活動の実施、人身取引加害者の告訴と逮捕のための支援。 所得向上のためのスキル開発プログラムの提供。 特に不認可部族の性的搾取の予防。青年期にある女兒たちへの職業訓練。脆弱な社会集団のためのセーフティネットの創出。
ARZ (http://www.arzindia.org/)	ゴア州が拠点。性的虐待や CSE を目的とした人身取引を撲滅するための社会事業団体。ゴア州警察が設置した AHTU においては担当 NGO に任命されている。活動は、証人の提供、救出活動の実施、救出者への訓練やカウンセリング、適切な社会復帰支援、エンパワーメント。他 NGO とのネットワーキング。
Butterflies (http://www.butterflieschildrights.org/)	バタフライ・レジリエンス・センターの運営、男児のためのシェルター・ホームの運営、ケアや保護、社会心理的・医療・法的支援。MWCD からの資金供与を得て、子どものための無料ヘルプライン「チャイルドライン」を運営している。

¹⁶⁹ILO (25 June 2015) Indispensable yet unprotected: Working conditions of Indian Domestic Workers at Home and Abroad.
<http://www.solutionexchange-un-gen-gym.net/wp-content/uploads/2015/11/COMPRESSED-indispensable-yet-unprotected-min.pdf>
 (最終アクセス: 2016年6月2日) より入手可能。

<p>Counsel to Secure Social Justice (CSJ) (http://www.csjindia.org/) (添付資料-4 : Minutes of the Meeting 25 参照)</p>	<p>依頼人である生存者（子ども・成人）に効果的な刑事司法および回復のための司法に関する支援を提供</p>
<p>FXB India Suraksha (http://fxbsuraksha.in/)</p>	<p>NACG メンバー。 女兒と女性の地位向上のための活動、UN Women や NCPCR、MWCD とのパートナーシップの下、VAW 問題への対処。コミュニティと家庭レベルでの予防活動。</p>
<p>認定 NPO 法人ラリグラス・ジャパン (http://www.laligurans.org/e_index.html) (添付資料-4 : 面談記録 11 参照)</p>	<p>インドのマハラシュトラ州拠点の NGO Rescue Foundation とネパールのカトマンズにある NGO Maiti Nepal とのパートナーシップにより、ネパールの女兒や女性の人身取引問題に取り組んでいる。同団体はまた HIV 感染者と障がいを持つ女性も支援している。</p>
<p>Oxfam (https://www.oxfamindia.org/subpage/228)</p>	<p>デリーやビハール州、ジャルカンド州、チャッティスガル州、オディシャ州、ウッタル・プラデシュ州、ウッタラーカンド州で、VAW の意識啓発を目指した「ジェンダー暴力と戦う 16 日キャンペーン」を実施している。DV 法による、適切な女性の保護の実施を呼びかけている。</p>
<p>Plan International (https://plan-international.org/india/child-protection-india)</p>	<p>南アジアにおける国境を超える子どもの人身取引に対してパイロットプロジェクト「行方不明の子どものアラートプログラム (Missing Child Alert (MCA) programme)」を実施。デリーやムンバイの都市スラムの女兒・男児に対する性的・リプロダクティブヘルスに関する意識向上活動を実施。</p>
<p>Rescue Foundation (http://www.rescuefoundation.net/)</p>	<p>ムンバイ市拠点。子ども（特に女兒）の人身取引の撲滅を目的として、被害者の救出や社会復帰、帰還を支援する。また、特に人身取引や性的虐待に関わった犯罪者の告訴に向けて活動している。これまでに、人身取引の被害に遭った女兒や子どもを 2,000 人以上救出・帰還させた。</p>
<p>Salaam Balak Trust (http://www.salaambaalakt rust.com/index.html) (添付資料-4 : Minutes of the Meeting 8 参照)</p>	<p>3本のチャイルドラインを運営。 18のシェルター・ホームを運営、ケアと保護を必要とする子どもに終日営業で短期滞在用の施設を提供。医療ケアや教育、レクリエーションを提供。</p>
<p>Save the Children (https://www.savethechildren.in/what-we-do/child-protection/child-trafficking)</p>	<p>インド 20 州において活動。「3P 戦略 (Prevention、Protection、Prosecution)」に基づいて、コミュニティ・ベースでのアプローチを通じ、送出处と受入地の双方で活動している。ムンバイ市では、DWCD との緊密な連携の下、性的・労働搾取に関する国際的正義のミッション (International Justice Mission) を実施している。</p>
<p>TdH Terres des hommes (https://www.tdh.ch/en/)</p>	<p>子どもの保護や健康を目的とし、人道的危機にある子どものための活動。州レベルでのアドボカシー、ツールの開発、調査・研究、CWC の能力開発。</p>
<p>The Asia Foundation (http://asiafoundation.org/where-we-work/india/)</p>	<p>VAW 撲滅のための大学生対象のキャンペーンの実施。2010 年には、スタンフォード大学チームとの共同で、インドの人身取引対策の取り組みに関する報告書を実施し、現状の課題抽出と優良事例を分析した。</p>

第5章 NCTD、西ベンガル州における女性、子どもの人身取引の状況

5.1 NCTDにおける人身取引の被害状況および関連政策の実施状況

5.1.1 NCTDにおける人身取引の被害状況、カテゴリー、課題

本調査の対象地域の一つであるデリー首都直轄地域（National Capital Territory of Delhi : NCTD）は、11県から成る。NCTDの女性と子どもに関連する社会開発指標は、下記表5-1のとおり。

表 5-1: NCTDにおける女性、子どもに関連する社会開発指標

項目	男性	女性	合計
人口	8,987,326	7,800,615	16,787,941
識字率 ¹⁷⁰	90.94% (インド全体 82.14%)	80.76% (インド全体65.46%)	86.21% (インド全体 74.04%)
乳幼児死亡率 ¹⁷¹	21.66 (インド全体1,000人あたり35人)		
子どもの性別割合 ¹⁷²	871 (インド男児 (0-6歳) 1,000人あたり女性940人)		

(1) NCTDにおける人身取引の状況、カテゴリー

NCTDは、人身取引の最も大きな受入地、そして経由地の一つであり、CSE、児童労働や家事労働、工場等での労働力が主要目的である。

2014年には、計27件の人身取引犯罪が発生しており（NCRB）¹⁷³、インド全体の5,466件に対し少なく見られる。一方、VAW関連の犯罪発生数では3番目に高い9,350件であり、人身取引についても実際にはもっと多くの被害が発生している可能性が高い¹⁷⁴。

表 5-2: 人身取引関連犯罪の発生件数、被害者数、犯罪率（2014年）

	Crime head	Incidence	Victim
1	IPC 第 366 節 A 女児の調達	0	0
2	IPC 第 366 節 B 外国からの女児の輸入	0	0
3	IPC 第 370 節&370A 人身取引	13	13
4	IPC 第 372 節 買春目的で未成年者を売ること	4	4
5	IPC 第 373 節 買春目的で未成年者を買うこと	0	0
6	ITPA	10	15
Total		27	32

NCTDにおける人身取引の現状は、悪化を辿っていると言え、人身取引は飲食店、美容院、スパ・マッサージ、エスコートサービスといった業種、サービスを装って横行している。これと平行して、前述にもあるとおり、家事労働者の需要も増加している。法の整備、関連機

¹⁷⁰ Annual report of Registration of Births and Deaths in Delhi 2014 . (n.d.). Government of Delhi Directorate of Economics and Statistics Office of the Chief Registrar (Births & Deaths).

¹⁷¹ Population Census 2011

¹⁷² 0-6歳の男児 1,000人に女児の占める割合 (Population Census 2011)

¹⁷³ NCRB, MHA (2014). Crime in India MAP 2014. (最終アクセス: 2016年6月2日)
<http://ncrb.nic.in/StatPublications/MAPS-2014/ALL-MAPS-2014.htm>

¹⁷⁴ ibid. Delhiは、マディヤ・プラデシュ州 (15,085件)、ウッタル・プラデシュ州 (14,8353件) に次いで3番目に高い。

関の取り組みにもかかわらず、加害者は場所をデリー周辺の都市に移しながら人身取引を展開している。

(2) NCTDへの主な送出处、NCTDにおける受入地および州外の受入地

NCTDへの主な送出处、NCTDでの受入地、NCTDを経由しての最終受入地の一例は、以下に示すとおりである。

表 5-3: NCTD への主な送出处、NCTD での受入地、NCTD を経由しての最終受入地

デリーへの主な送出处	越境型：ネパール、バングラデシュ 国内取引：ラジャスタン州、WB州、ジャルカンド州、ビハール州 ¹⁷⁵ 、ウッタル・プラデシュ ¹⁷⁶ 州、マディヤ・プラデシュ州、ウッタラーカンド州、インド北部（Kanjarという部族 ¹⁷⁷ ） 特に女兒：アンドラ・プラデシュ州、ビハール州、WB州、ラジャスタン州、カルナータカ州、マハラシュトラ州、ウッタル・プラデシュ州、アッサム州、タミル・ナド州、アルナーチャル・プラデシュ州、デリー、シッキム州、マディヤ・プラデシュ州、ウッタラーカンド州、ハリヤナ州
デリーにおける主な受入地	CSE：G.B ロード（買春街）、買春宿、一般住居を含む性産業を提供する店など、デリー-アグラ-ジャイプール（ピンク（またはゴールデン）トライアングルと呼ばれる児童買春街） 特に児童労働、家事労働：デリー市内
デリー経由後の最終的な受入地	特に強制結婚：ハリヤナ州、パンジャブ州 特に児童労働、債務労働：ハリヤナ州、ウッタル・プラデシュ州、パンジャブ州、チェンナイ市（タミル・ナド州）ハイダラーバード市（テランガーナ州）コチ市（ケララ州）、中央アジア諸国、中東諸国 特に家事労働：中東諸国

¹⁷⁵ ジャルカンド州、ビハール州における Bedia のコミュニティを含む。

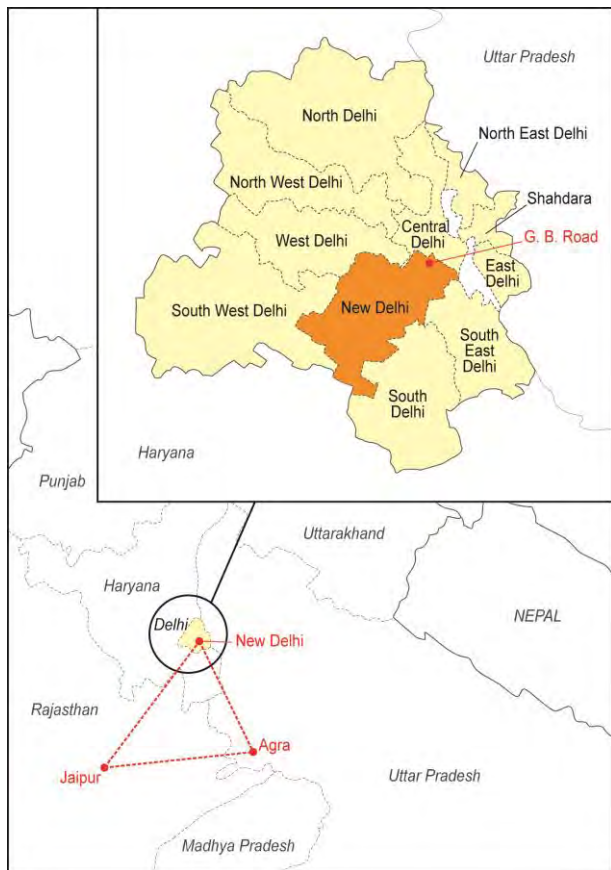
¹⁷⁶ ウッタル・プラデシュ州における Nat のコミュニティを含む。

¹⁷⁷ Kanjar とは、北インド地域、パキスタンに暮らす伝統的部族のことを指す。

(2) NCTDにおける人身取引の特徴

・ CSE

上述表に示したとおり、18歳未満の女兒を狙った人身取引は広く行われ、NCTDはその受



入地となっている。特に、NCTD最大とも呼ばれる買春街であるGBロード（Garstin Bastion Road）でCSEが行われている。UNODC（2013）によると、GBロードには、92件もの買春宿があり、少なくとも4,000人以上の女性が従事しているとしている。その中には、人身取引により強制労働をさせられている場合も多い。加えて、GBロードには、ネパール、バングラデシュからの越境型人身取引被害者も多く従事している¹⁷⁸。

既述のとおり、GBロードが依然最大の買春街ではあるものの、携帯電話の普及により、SNSや情報提供サイトなど、性的サービスへのアクセスはより容易になった。よって、より見えにくく、しかし規模を拡大しながら人身取引、CSEが横行しているものと考えられる¹⁷⁹。

地図 5-1: NCTD 地図¹⁸⁰

・ 行方不明者の多さ

本調査に関係する、NCTDにおけるひとつの特徴として、行方不明者（特に子ども）の多さが挙げられる。その一部は、ラジャスタン州、ムンバイ市で展開する犯罪組織による犯行とも見られている。誘拐された子ども、特に女兒は、ムンバイ市に送られてバーやダンスクラブなどで働かされる、CSEを受けるとともに、多くの被害者が買春目的で中東諸国へ送られている。

また、近年の新たな傾向として、これまでのような貧困世帯ではない中産階級以上の家庭にある子どもが、人身取引であると気付かずに被害に遭い、行方不明のままとなっているケースも数百万人に上ると推測されている¹⁸¹。

¹⁷⁸ UNODC (2013) (https://www.unodc.org/southasia/frontpage/2013/July/india_country-assessment-highlights-status-of-victim-assistance-and-criminal-justice-initiatives-on-anti-human-trafficking.html, 最終アクセス：2016年6月18日)

Deccan Herald "Paid sex and the city" (July, 2008) available at <http://www.deccanherald.com/content/343204/paid-sex-city.html>

¹⁷⁹ 例えば、求人募集や不動産情報、観光スポット情報などを提供する集約サイトに、所謂出会い系やエスコートサービス等の広告があり、これらのCSEの裏には人身取引の被害者も含まれている。

¹⁸⁰ 調査チーム作成。

¹⁸¹ UNODC (2013).

表 5-4: NCTD における行方不明者数

年	子どもの行方不明者			女性の行方不明者		
	報告数	追跡数	追跡不可数	報告数	追跡数	追跡不可数
2008	6,268	N/A	276	N/A	N/A	N/A
2009	5,946	5,365	581(*312)	3,073	1,980	1,093
2010	5,091	3,937	1,154(*493)	3,456	2,203	1,253
2011	5,111	3,752	1,359(*504)	4214	2774	1,440
2012	5,248	N/A	(*597)	N/A	N/A	N/A
2013	7,235	N/A	(*1,402)	N/A	N/A	N/A
2014	(*2,700) up to May 14	N/A	(*355) up to February 15	N/A	N/A	N/A
2015	6944 ¹⁸²	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A

出典: United Nations Office on Drugs and Crime. (2013). (http://www.unodc.org/southasia/en/frontpage/2013/July/india_-_country-assessment-highlights-status-of-victim-assistance-and-criminal-justice-initiatives-on-anti-human-trafficking.html, 最終アクセス: 2016年6月1日)

*印のついた数値については、デリー子ども権利委員会 (Delhi Commission for Protection of Child Rights : DCPCR) 作成の報告書 (2013年-2014年) に基づき記載¹⁸³。

・ 児童虐待の増加

2009年から2014年までの「Crime in India」によると、2012年にPOCSOが制定されて以降、インド全土における児童虐待（性的虐待を含む）の報告件数が増加している。NCTDでも同様に、例えば2014年に報告された児童強姦の件数は1,004件（2012年には415件, NCRB）であり、統計上にて大幅に増加している。

・ 家事労働者の被害

家事労働者の需要が高まる中、違法な斡旋、仲介を行う業者も増加している。家事労働者の実態は、雇用者の命令に従うゆえの長時間労働をはじめ、労働環境の整備等が追いついておらず、厳しい状況にある。また、雇用者は、労働力の安価さと自分に対する反抗心の少ない未成年者を好む場合が多い。その結果、UNODCによると家事労働に従事した人身取引被害者の多くが、給与の未払い、身体的・性的虐待、心理的抑圧を経験している。

5.1.2 NCTD 政府における女性と子どもの人身取引に関連する政策の実施状況

NCTD政府は、第12次5ヵ年計画（2011-2017）の下、社会保障・福祉の分野の中で女性の安全とエンパワーメントの課題を含めている。人身取引対策に特化した取り組みはないものの、安全な都市デリーに向けた取り組みや、困難な状況下にある女性への支援が計画されている。5ヵ年計画の後半となる、2016-2017年分の予算（案）¹⁸⁴では、以下の金額を当該分

¹⁸² MWCD and National Informatics Centre “Delhi State Portlet, No. of Children during the last one year”. (<http://www.trackthemissingchild.gov.in/trackchild/delhi>, 最終アクセス: 2016年6月7日)

¹⁸³ Annual Report 2013-14 English Part 1, Part2 (n.d.). Delhi Commission for Protection of Child Rights (DCPCR) website: http://delhi.gov.in/wps/wcm/connect/doi_t_dcpcr/DCPCR/Home/Annual_Report (最終アクセス: 2016年6月8日)

¹⁸⁴ Budget 2016-2017, Planning Department, Government of NCT of Delhi.

(http://www.delhi.gov.in/wps/wcm/connect/DoIT_Planning/planning/budget+of+delhi/budget+2016-1, 最終アクセス: 2016年6月8日)

野に支出する計画として提案している。これらの予算は、広義では「Nirbhaya (fearless) Fund¹⁸⁵」という、女性の安全危機管理強化を目指した国家スキームに由来する。

表 5-5: 女性の安全とエンパワーメントに対する NCTD 政府予算 (案)

計画 (案)	予算 (10 million)
CCTV (防犯カメラ) の設置	200 INR
灯りの少ない場所における照明の設置	114 INR
市民ボランティアからなる自警団 (Mohalla Rakshak Dal) の結成	200 INR
働く女性のためのホステルの設立	N/A
女性の安全とエンパワーメント推進	1068 INR

出典: NCTD政府

NCTD における女性と子どもの人身取引にかかる関連スキームは、そのほぼ全てが中央政府のもと、予算のみ州政府に分配される形で行われているものである。DWCD は、ITPA 第 21 条における女性の保護を目的とした、シェルターを 1 件、CSE から救出された女の子のためのシェルター・ホームを 2 件運営している。未成年の被害者については、子どものためのシェルター・ホームを経由して、保護施設 (After Care Home) に移る。

NCTD 政府も、Nari Nikeran という保護施設 (Protective cum Corrective Home) を運営しており、CSE の被害者に対し安全な住居を提供している。加えて、各スキームの下、Swadhar Greh Home、Ujjawala Home、ICPS 下での子ども保護施設を運営している。現在、NCTD 政府は 104 のジェンダー・リソース・センター (Gender Resource Centres : GRCs) を運営しており、ここでは女性、女の子の性的搾取・虐待、欺まんを防ぐため、情報の提供や法制度の啓発活動、周知徹底を行っている。女の子を守るため、NCTD 政府は、「Delhi Ladli Sheme」という奨学金支援も実施している (詳細は後述する)。また、DWCD の支援のもと、産業に従事する母を持つ子どもに対して、一時避難所、保育所を買春街である GB ロードに隣接して設置するなどしている。なお、DWCD は現在、より予防の観点に注力したプログラムを計画中である。

DWCD 傘下のデリー女性委員会 (Delhi Commission for Women : DCW) は、女性の保護に関するあらゆる事象を調査し、憲法や法に基づく保護を提供する目的にて設置されており、レイプ被害者支援センター (Rape Crisis Centre)、モバイルヘルプライン、婚前カウンセリング局を NCTD 内で運営している¹⁸⁶。人身取引対策に直結したプログラムはないものの、DCW は NGO、警察、その他の関係機関や行政機関との連携体制を築いているとともに、ヘルプライン、女性に関する危険調査センター (Crisis Intervention Centres : CIC)、困難な状況下にある女性へのカウンセリングなども提供した経験があり、ノウハウ・知見は今後の人身取引対策に有効となりうる。

2015 年 10 月、DCW は、人身取引被害者の社会復帰にかかる政策 (案) の作成に向けて、タスクフォースを再構築する旨決定した¹⁸⁷。人身取引被害者の社会復帰にかかる政策はこ

¹⁸⁵ 中央政府による 2013 年予算案策定の際、女性のエンパワーメントと安全性を確保するための事業に、ニルバヤ・ファンド (Nirbhaya Fund) として 100 億ルピーを割り当てることを公約。2015 年 4 月に、政府はその運用についてのガイドラインを発行している。(http://pib.nic.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=117914, 最終アクセス: 2016 年 6 月 8 日)

¹⁸⁶ Delhi Commission For Women, Retrieved from http://www.delhi.gov.in/wps/wcm/connect/lib_dcw/DCW/Home/

¹⁸⁷ Draft trafficking rehab policy soon - Times of India. (n.d.). (http://timesofindia.indiatimes.com/city/delhi/Draft-trafficking-rehab-policy-soon/articleshow/49234898.cms, 最終アクセス: 2016 年 6 月 8 日)

れまでになく新しい試みとなる。新政策の下、元被害者が技能訓練を受けたり、就業機会を得たりと性産業、CSEに関わらざるを得なかった状況からの転換を目指していく。

(1) 人身取引対策に特化した取り組み

NCTD政府による、人身取引に特化した取り組みを以下のとおり述べる。

・ 人身取引対策委員会¹⁸⁸

人身取引対策にかかる州レベルの調整委員会は、2012年の最高裁判所により設置が決定された。しかし、第1回目の会合はそれから3年後となる2015年10月となり、25名にも上る出席者とのスケジュール調整が困難であったためとも言われる。本会合に出席したDWCは、NCTDにおける人身取引対策の進捗を述べるとともに、デリー警察による被害者救出の強化や加害者情報のデータベース化の必要性を訴えた。そして、本委員会は、2020年頃までに再構築されることとなった。

また、DCWはCSE・性産業に関わる女性の子どものための住居内教育施設を建設するとともに、民間セクターと連携し、職業訓練や実際の仕事を提供する取り組みをパイロット事業として始めており、女性、女兒の受益者は50名に上る¹⁸⁹。

・ デリー警察管轄、人身取引対策ユニット (AHTU)

AHTU及び誘拐対策課は、人身取引事件を扱う中軸機関であり、予防、保護、訴追の3点に対し機能しており、デリー警察下には計12のAHTUが置かれている。AHTUは、DWCD、労働局、保健局等との調整に加え、NGOの協力を得て被害者の救出を行っている。また、国内の人身取引はもちろん、債務労働や児童労働、CSEまたは家事労働目的の越境型人身取引等、あらゆる犯罪組織の摘発を行っている。デリーにおけるAHTUは、危険性の高いエリアでのパトロールに加えて、鉄道の駅及びバスターミナルとの協力関係も築いており、人身取引の予防と被害者の迅速な保護に注力している¹⁹⁰。

表 5-6: AHTU の連携機関

NCTD 政府	DWCD、労働局、保健局など
救出活動を行う NGO	Baccpan Bachao Andolan, Butterflies, Delhi Brotherhood Society, FXB India Suraksha, Justice Venture International, Salaam Balak Trust, Shakti Vahini
その他	(協力体制にある NGO を介して) 鉄道公社・駅、バスターミナル等

デリーを経由地そして受入地として蔓延する人身取引犯罪の仕組みを明らかにすべく、デリー警察は、送出地にも捜査を広げるとともに、州警察との連携促進を進めている。加え

Taskforce formed for rehabilitation policy for trafficked victims, says Delhi Commission for Women. (n.d.).

(<http://tilakmarg.com/news/taskforce-formed-for-rehabilitation-policy-for-trafficked-victims-says-delhi-commission-for-women/>, 最終アクセス: 2016年6月8日) 2016年6月現在、本政策は未だ発表されていない。

¹⁸⁸ ibid.

¹⁸⁹ Delhi's trafficked sex slaves face sad and horrible life. (2016). (<http://www.reuters.com/article/india-trafficking-prostitution-idUSKCN0VMDR>, 最終アクセス: 2016年6月8日)

¹⁹⁰ 2011年、AHTUは148人の女兒を、2012年には675人の男児を救出。うち、30人の女兒及び150人の男児がデリーにおける鉄道の駅で救出されている。

て、AHTUは全ての送出地の警察に対し必要な協力を申し出ており、これは州間の警察の連携を強化する先駆けとも言える。

NCTD全体で警察官を対象とした人身取引関連法の研修も実施しており、実際のケースを踏まえた内容にて定期的に行われている。同様に、少年法に関する研修も特別少年犯罪課(SJPU)、女性子ども犯罪室との連携により行われている。ただし、これらは既存資料による情報であり実際に聞き取り調査は行っていないため、取り組みと課題との乖離は正確に把握できていない。

(2) 人身取引被害者を含む困難な状況下にある女性に対する取り組み

・ **Awaz Uthao Campaign**¹⁹¹

Awaz Uthao Campaignは、「声をあげよう」という意味のキャンペーン。デリーにおける女性と子どもの安全を強化する目的で2011年3月から開始された。草の根レベルでの女性や若い人々から成る団体を巻き込み、公共スペースでの女性の安全確保や性的嫌がらせ、レイプといった犯罪に悩む女性の支援を行っている。

・ **Ujjawala**

第4章にて詳述のとおり、UjjawalaはMWCDの下、CSE被害者を対象に、4Pの観点から総合的にアプローチする国家スキームである。Ujjawalaでは、被害者への経済的支援も行っており、帰還の際の旅費の補助(INR5,000(約8,050円/1人当たり))が受けられる。また、NCTDにおいては、被害者の保護施設であるUjjawala Homeが1件設置されている¹⁹²。

・ **Swadhar Greh**

Swadhar Grehスキームも同様に、MWCDによる国家スキームであり、性的搾取から救出または逃れた人身取引被害者の女性、女兒を対象にしている。現在、NCTD内には2件の保護施設が機能している。

・ **Family Counselling Centres (FCC)**

FCCの詳細は第4章のとおりであり、カウンセリングサービスを提供するものである。NCTDには、27件のFCCが設置されており、地方行政機関、警察、裁判所、無料の法律相談室、医療機関やカウンセリング機関、職業訓練機関等との密接な連携を基に、被害者の支援を行っている。

¹⁹¹ Government of NCT of Delhi “Awaaz Uthao Project”

(<http://delhi.gov.in/wps/wcm/connect/doi/wcd/wcd/Home/Women+Empowerment/Awaaz+Uthao+Project>,最終アクセス:2016年6月8日)

¹⁹² Anti-human trafficking, MHA. Ujjawala scheme (Shelter homes) “Sanctioned Project under Ujjawala Scheme”

(http://stophumantrafficking-mha.nic.in/writereaddata/Ujjawala-comp-details%2031_3_14.pdf,最終アクセス:2016年6月8日)

・ **Swayamsidha**

本スキームは、2001年から2005年までの5年間に亘り実施されたものであり、現在は終了しているが実績を記す。NCTDにおいては、デリー - メヘラウリー市（ハリヤナ州）間、アリプール町（デリー）、シャクールプル町（デリー）の3箇所（3県、30村）を対象に行われた。276のSHGが組織化され、メンバー総数は3,456名にも上る。本スキーム下で組織化されたSHGでは、貯蓄や組織内融資を開始し、それに応じたマイクロファイナンス、リーダーシップ、ジェンダー研修等が提供された。また、社会福祉局が行う「Bhagidari Scheme¹⁹³」の下、Special Stree Campを立ち上げ、SHGのメンバーに対し女性に関する様々な研修、法制度の意識啓発、健康に関する知識、経済的事象、エンパワーメント等を実施していた。

(3) 人身取引被害者を含む困難な状況下にある子どもに対する取り組み

・ **デリー子ども権利委員会（Delhi Commission for Protection of Child Rights : DCPCR）**

DCPCRは、Commission for Protection of Child Rights（CPCR）Act, 2005に基づき、2008年9月に設置された。DCPCRは、児童労働や児童結婚、行方不明児童、女兒に対する伝統的慣習、性的虐待等からの保護とその予防を目的としている¹⁹⁴。また、子どもの人身取引についても調査するとともに、保護施設としてのシェルターも運営している。

・ **統合型子ども保護スキーム（ICPS）**

第4章4.1政府組織にて説明したとおり、困難な状況下にある子どもの保護と安全な環境の提供を目的とするICPSの下、NCTD内には以下の機関が設置されている¹⁹⁵。

表 5-7: ICPS で実施されている事業

	事業名	数と場所
1	JJB	2委員会（Sewa Kutir Complex、デリーゲート）
2	州政府運営の子ども研究所	23施設
3	子どもケア研究所（Child Care Institutions : CCIs）	75施設（NGOによる運営）
4	CWC	8施設（Mayur vihar、Sewa Kutir Complex、Kasturba Niketan Complex、Nirmal Chhaya Complex、Asha Kiran Complex、Sanskar Ashram Complex）
5	州養子縁組機関（Specialised Adoption Agencies : SAA） ¹⁹⁶	13機関
6	チャイルドライン	11ライン（各県）
7	シェルター・ホーム	7施設（NGOによる運営）
	オープン・シェルター・ホーム	12施設（NGOによる運営）
8	保護施設	2施設（女兒：Nirmal Chhaya complex、男児：アリプール町）

¹⁹³ Bhagidari Scheme は、NCTD 政府による政治への市民参画を促す取り組み。

¹⁹⁴ Delhi Commission for Protection of Child Rights (DCPCR), Govt. of NCT of Delhi (http://delhi.gov.in/wps/wcm/connect/doi_t_dcpcr/DCPCR/Home/About+Us,最終アクセス：2016年6月8日)

¹⁹⁵ Status of implementation of integrated child protection scheme (ICPS) by the state child protection society in Delhi, Govt. of NCT of Delhi (http://wcdel.in/pdf/UPDATED_ICPS_%20NOTE_MAR_2015.pdf,最終アクセス：2016年6月8日)

¹⁹⁶ The List of Specialized Adoption Agencies in Delhi is available at :http://wcdel.in/pdf/List_AdoptionAgn_Delhi07072015.pdf (最終アクセス：2016年6月8日)

・ **県子ども保護ユニット(DCPU)**¹⁹⁷

DCPU は、ICPS の下、県レベルにおける子どものあらゆる権利保護に関する取り組みを実施するものであり、JJB や CWC、養子縁組を扱う SAA などの機関も含まれる。政府及び NGO がそれぞれ運営する児童保護施設、観察施設、シェルター・ホーム等も管轄している。

・ **Delhi Ladli Scheme**

Delhi Ladli Scheme は、女兒の社会的地位の向上を目指すものであり、権利の剥奪等からの保護を行うとともに、特に教育による自尊心の向上や経済的自立に向けた投資を推進している¹⁹⁸。本スキームは、デリーに生まれる女兒のエンパワーメントを進めるべく 2008 年に NCTD 政府によって開始された。出生、学校への入学、進級、卒業といった女兒の成長段階に合わせ、給付金が得られる仕組みとなっていることから、女兒胎児の中絶の改善とともに女兒の権利向上が期待されている。

NCTDにて実施されているスキームとその実施機関である各組織の全体像を次頁に示す。

¹⁹⁷ ibid.

¹⁹⁸ Delhi Ladli Scheme - The India Post. (2012, May 08). (<http://www.theindiapost.com/articles/delhi-ladli-scheme/>,最終アクセス：2016年6月8日)

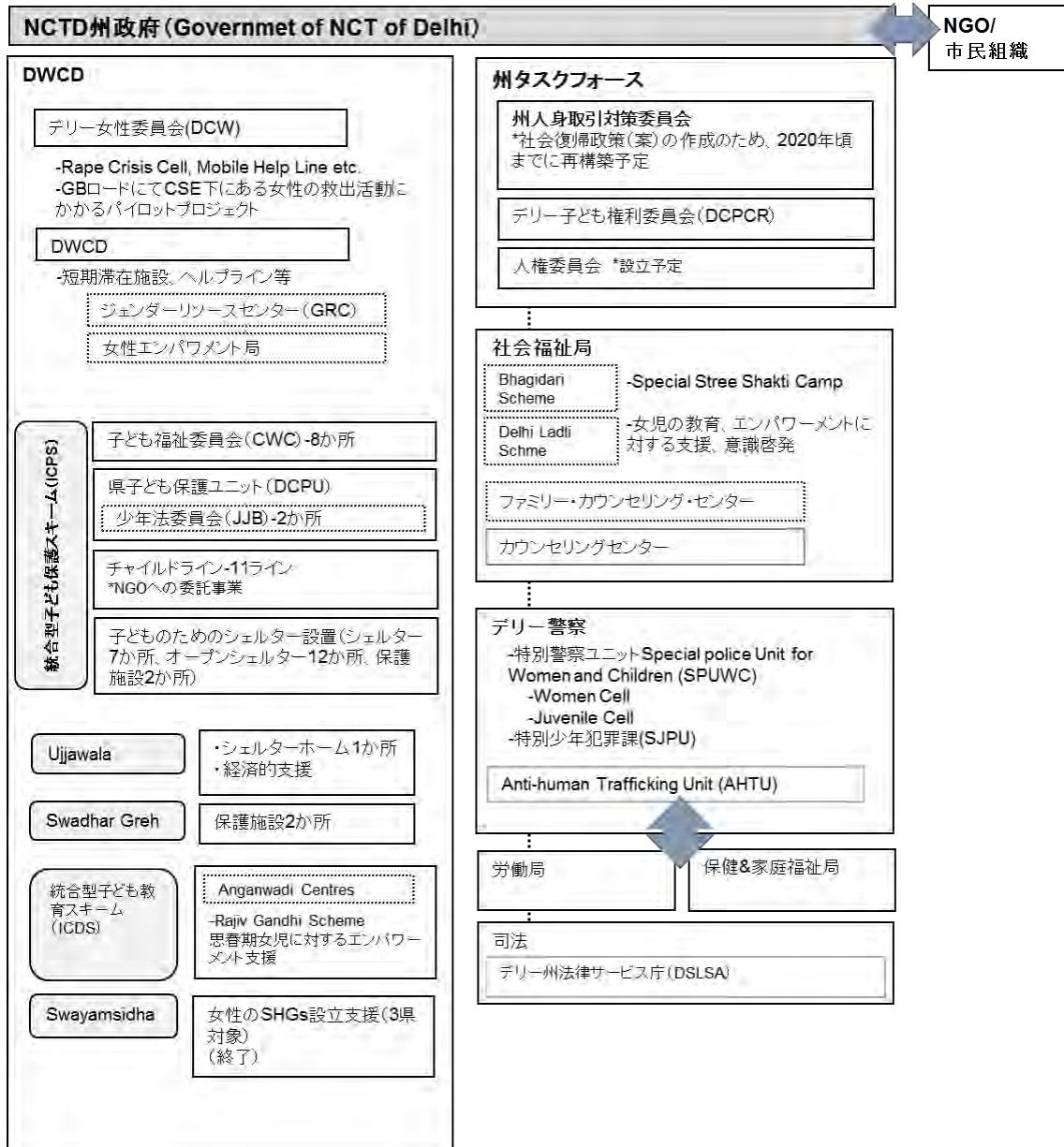


図 5-1: NCTD における関係機関及び関連スキームの全体像

5.1.3 NCTD における NGO の取り組み

NCTD を支援対象地域として、人身取引に取り組んでいる国内・国際 NGO を以下に取りまとめる。

(1) 国際 NGO

表 5-8: 国際 NGO の主な活動内容

NGO 名 (ウェブサイト)	活動内容
Delhi Brotherhood Society (DBS) (http://delhibrotherhoodsociety.weebly.com/)	<ul style="list-style-type: none"> ・ シェルターの提供、24 時間子どもヘルプラインセンターの運営 ・ 女性のエンパワーメントにかかるアドボカシー活動の実施 ・ 教育、職業・技能訓練の提供
Justice Venture International (http://www.justiceventures.org/our_work/india/)	<ul style="list-style-type: none"> ・ デリーの買春宿における女児の救出に際し、協力関係にある現地 NGO、州・県政府の支援 ・ デリーにおける強制買春の被害者（特に未成年の女児）に対する法的サポートの提供 ・ DV についての啓発活動 ・ 低賃金で働くなど、女性に対する法律分野の研修

(2) インド国内 NGO

表 5-9: 国内 NGO の主な活動内容

NGO 名 (ウェブサイト)	活動内容
Bachpan Bachao Andolan (BBA) (http://www.bba.org.in/)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての子どもへの教育機会の提供とともに、債務労働、児童労働、人身取引に特化 ・ 子どもの強制労働、人身取引廃絶キャンペーンをデリーにおける 158 村で実施（ラジャスタン州、ウッタル・プラデシュ州でも実施）
Joint Women's Program (JWP) (http://www.jwpindia.org/)	<ul style="list-style-type: none"> ・ デリーを拠点とする、Devadasi への支援に特化した NGO ・ 意思決定層に対する VAW キャンペーン、アドボカシーの実施 ・ 買春街での保育所、初等教育機関の運営 ・ 人身取引の予防のための思春期児童に対する職業訓練の実施
RBC Trust *STOP (stop trafficking and Oppression of Children & Women) (http://stopindia.in/) (添付資料-4 : Minutes of Meeting 4 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・ デリー周辺にて、Aashray home という保護施設を運営し、50～60 人の CSE から救出された子どもを保護。教育、職業訓練等を提供 ・ Family home という人身取引被害者のための保護施設を設置し、望む限りいつまでも入居できる仕組みとしている ・ デリー内における買春宿、コミュニティ内での救出活動の実施 ・ 救出された被害者情報の分析・統計を整理している過程であるとともに、人身取引対策のための情報センターを設置予定

NCTD において、現在国際援助機関によるプロジェクトは実施されていないが、UN Women が 2009 年から 2015 年まで、DWCD との共同で「VAW のない安全な街デリーイニシアティブ (Safer Cities Free from Violence against Women and Girls Initiative)」を実施した。本プログラムでは、デリー内 (South Delhi, Badarpur, Haus Khas, Malviya Nagar, Mehrauli and Molarband 地区) にてジェンダー主流化を進めるアドボカシーを実施した。

(3) NGO による NCTD での特記すべき取り組み

上記セクションに加えて、他州での活動を実施しているものの、NCTD においても特記すべき取り組みを行っている NGO を以下に記す。

【インド国内 NGO】

・ Butterflies

ホームレスや住居を失った子どものための夜間のシェルターの運営（場所：Daryaganj）とともに、“Delhi Child Rights Club”として子どもに優しい、安全な街づくりを進めている。

・ Shakti Vahini

2012年12月から人身取引対策にかかる NCTD 諮問委員会のメンバーである Shakti Vahini は、ITPA の Section 133(b)におけるソーシャルワーカーの諮問機関のメンバーにも選出されているなど、人身取引対策分野の協力を豊富な実績を有する。デリー警察や AHTU と連携して救出活動を行っており、その後の訴追にも NCTD 政府からの協力を受けるなど良好な関係性を築いている。

・ HAQ

HAQ は、児童労働や人身取引、子どもの性的搾取の被害者を対象に、法的サービスの支援を提供している。NCTD では、NGO の CSJ とともに心理的ケアと法的支援を提供する3年間のプロジェクトを実施しており、400人の人身取引被害者を支援した実績がある。また、デリーの Nirmal Chhaya Complex にある州政府運営のシェルターにて、ライフスキル研修なども提供している。

【国際 NGO】

・ 認定 NPO 法人 ラリグラス・ジャパン

日本の NGO であるラリグラス・ジャパンは、ネパールとインドの人身売買の廃絶を目指し、Rescue Foundation、Maiti Nepal と協働して活動を行っている。現在、デリー周辺に救出後の人身取引被害者を保護するためのシェルターの建設に協力している。

・ アジア財団（Asia Foundation）

アジア財団は、2013年から公共空間の安全情報を示すモバイルアプリ“Safepin”を提供しており、デリー警察によるパトロールを行うべきエリアの特定に活用されている。

5.2 WB 州における人身取引の状況および関連政策の実施状況

5.2.1 WB 州の現状と人身取引に関連する状況

(1) WB州の地理的状況、社会関連指標と人身取引

WB州は、インドの東側に位置し、人口9,100万人以上のインドで4番目に人口密度の高い州である¹⁹⁹。首都のコルカタは、480万人以上の人口で、インドで7番目に大きい都市である。WB州は、2,216.7 kmに亘るバングラデシュとの国境、ネパールとの92 kmの国境、ブータンとの175 kmの国境を有している。さらに、国内の他州、オディシャ州、ジャルカンド州、ビハール州、シッキム州、アッサム州の各州とも州境を接している。WB州の女性と子どもに関連する社会開発指標を下記表5-10に示す。

表 5-10: WB 州における女性と子ども関連社会指標

	男性	女性	合計
人口	46,927,389人	44,420,347人	91,347,736人
識字率 ²⁰⁰	82.67% (インド全国: 82.14%)	71.16% (インド全国: 65.46%)	77.08% (インド全国: 74.04%)
子どもの性別割合 ²⁰¹	947 (インド全国: 940)		
乳児死亡率	31 (インド全国: 35)		

(2) WB州における人身取引の状況

WB 州は、インドの中でも地理的に重要な場所にあり、国内および国外の人身取引の大きな課題を抱えている。WB 州は、鉄道や道路、空路、水路の要所として、インド国内の他の地域や中東などの諸外国への便利な交通の要所として機能している。WB 州の高い人口密度と経済停滞、政治や宗教に絡んだ暴力があいまって、人身取引の起こりやすい環境が生じている。NCRB による 2014 年の犯罪統計データによれば、5,466 件の人身取引に関するケースのうち、1,096 件が WB 州から報告されていた。人身取引被害者数に関しては、インド全体における 8,099 人のうち、1,200 人が WB 州から報告されている。(第 3 章 3.3 章、地図 3-1 および添付資料-8 インド各州における人身取引に関連する犯罪別事件数、被害者数、犯罪率 (2014 年) 参照)

州都であるコルカタ市は、インド全域でも悪名の高いソナガチ地区のような買春街を抱えており、CSEを目的とする人身取引でよく知られている²⁰²。NCRBの2014年データによれば、未成年女児の調達については、インド全体で2,020件中、852件がWB州の事案とされている²⁰³。買春目的での未成年者の売買は、同じく2014年のNCRBのデータによれば、インド全国82件中、67件がWB州のケースであった²⁰⁴。下記の表は、2014年の犯罪項目ごとのWB州における人身取引犯罪の件数および被害者数である。

¹⁹⁹ 人口密度の高い州は、ウッタル・プラデシュ州、マハラシュトラ州、ビハール州、WB 州の順。

²⁰⁰ Population Census 2011

²⁰¹ 0-6 歳の男児 1,000 人に女児の占める割合 (Population Census 2011)

²⁰² 'Human Trafficking on the Rise in West Bengal, Thousands go Missing Every Year', Silicon India, 16 July 2013
<http://www.siliconindia.com/news/general/Human-Trafficking-on-the-Rise-in-West-Bengal-Thousands-Go-Missing-Every-Year-nid-150662-cid-1.html> (最終アクセス : 2016年6月10日)

²⁰³ National Crime Records Bureau. (2014). Chapter 6A Human

Trafficking. <http://ncrb.nic.in/StatPublications/CII/CIH2014/chapters/Chapter%206A.pdf> (最終アクセス : 2016年6月10日)

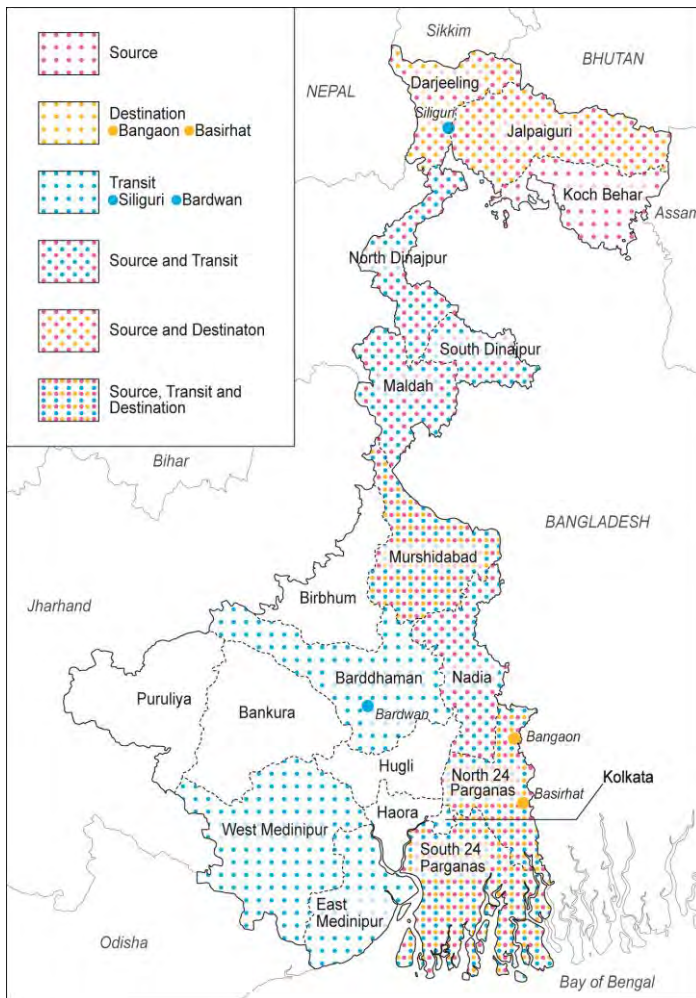
²⁰⁴ Ibid. (最終アクセス : 2016年6月10日)

表 5-11: WB 州における人身取引犯罪の数 (2014 年)

	犯罪の項目	件数	被害者数
1	IPC 第 366 節 A 女兒の調達	852	852
2	IPC 第 366 節 B 外国からの女兒の輸入	4	4
3	IPC 第 370 節&370A 人身取引	55	106
4	IPC 第 372 節 買春目的で未成年者を売る事	67	69
5	IPC 第 373 節 買春目的で未成年者を買う事	1	1
6	ITPA	117	168
合計		1,096	1,200

(3) WB州の主な送出处、WB州および州外の受入地および経由地

WB州のほぼすべての県が、人身取引に脆弱であるといえる。中でも、ダージリン県、ジ



ャルパイグリ県、クーチ・ビハール県、北ディナジプール県、南ディナジプール県、マルダー県は、WB州北部で人身取引に脆弱な県である。これらの県は、バングラデシュやネパール、ブータンとも国境を接しており、少数民族居住区や茶園地域、国境地域からの人身取引が多く報告されている。WB州南部の北24パルガナー県や南24パルガナー県も、人身取引に脆弱な地域である。これら2県の村落は、町から離れており、シュンドルボンと呼ばれるマングローブ森林地域に位置している。最近のデータでは、これら2県がWB州で最も人身取引が多い送出处とされている。プッシュ要因としては、単一作物栽培地域であり、生計機会が限られているとともに、サイクロンや洪水などの自然災害の影響も受けやすい地域であるという理由もある。

地図 5-2: WB 州地図²⁰⁵

WB州からの被害者たちに最も共通する州外の受入地は、デリーやムンバイ市、プネ県など、また、ハリヤナ州やウッタル・プラデシュ州、ラジャスタン州、パンジャブ州などが含まれる。最近の新しい受入地は、アーメダバード市 (グジャラート州)、バンガロール市

²⁰⁵ 調査チーム作成。

(カルナータカ州)、そしてハリドワール市（ウッタラーカンド州）などが挙げられる。女兒の嬰兒殺しなどによって女兒の人口が全国平均より低いハリヤナ州やウッタル・プラデシュ州などでは、強制結婚や舞踊団、買春の被害が多く報告されている。

WB州内では、コルカタ市（ソナガチ地区やラルバティ地区など）が最も多い受入地となっている。他の人身取引受入地としては、ダージリン県（シリグリ市）、マルダー県、ムルシダーバード県、ナディア県、東ミドナープル県、西ミドナープル県、南24パルガナー県、北24パルガナー県、バルッダマーン県、南ミドナープル県、北ディナジプール県などが挙げられている。

WB州のCID内に設置されているAHTUによれば、南24パルガナー県、北24パルガナー県、ムルシダーバード県、ジャルパイグリ県、ダージリン県（シリグリ市）などが、WB州における経由地として最もよく使われている地域である²⁰⁶。

WB州、特にコルカタ市は、バングラデシュやネパールなどを始めとする外国籍の女性や子どもの受入地として知られているが、インド国籍の女性や子どもが他国に人身取引される経由地にもなっている。コルカタ市を拠点としてWB州で活動するSanlaapとWB州で活動する英国のNGO、Hummingbird Trustによれば、ここ数年、インド人女兒がバングラデシュに連れて行かれ、バングラデシュを経由地として、ドバイや中東などの国々に売られて行くケースも見られるという。インド国内の移民規制と比べ、バングラデシュの規則が緩いためであるという²⁰⁷。昨年、Sanlaapは、バングラデシュに人身売買されたインド人女兒17名のうち、1名の救出に成功している²⁰⁸。

表 5-12: WB州内の主な送出处、受入地、および経由地

主な送出处	ムルシダーバード県、南ディナジプール、北ディナジプール、ナディア県、ジャルパイグリ県、ダージリン県、クーチ・ビハール県、マルダー県、南24パルガナー県、北24パルガナー県、
主な受入地	コルカタ市、ダージリン県（シリグリ市）、マルダー県、ムルシダーバード県ナディア県、東ミドナープル県、西ミドナープル県、南24パルガナー県、北24パルガナー県、バルッダマーン県、北ディナジプール、南ディナジプール
主な経由地	南24パルガナー県、北24パルガナー県、ムルシダーバード県、ジャルパイグリ県、ダージリン（シリグリ市）

5.2.2 WB州における女性と子どもの人身取引に関連する政策の実施状況

WB州では、人身取引対策について、様々な取り組みが行われている。人身取引加害者の訴追・取締りと予防については、内務局（Department of Home Affairs : DHA）が中心的役割を担っている一方で、人身取引被害者への適切なケア、保護および社会復帰などに重要な役割を果たしている、女性と子どもの人身取引対策の主幹省はDWCD&SWである。

²⁰⁶ 2016年1月19日に Kolkataで行われたCID内のAHTUとの面談記録（添付資料-4 Minutes of Meeting 21）

²⁰⁷ 2016年1月16日に Kolkataで行われたHummingbird財団およびSanlaapとの面談記録（添付資料-4 Minutes of Meeting 16及び17）

²⁰⁸ 2016年1月16日に Kolkataで行われたSanlaapとの面談記録（添付資料-4 Minutes of Meeting17）

(1) 人身取引対策に特化した取り組み

州諮問委員会 (SAC)

DWCD&SWの主導によって、WBのChief Secretaryを議長として州レベルの諮問委員会 (SAC) が設置されている。SACは、DWCD&SW、DHA、警察、関連するNGOなどの関係機関から構成されている。SACは、3～6年に1度の割合で定期的な委員会を開催することになっているが、最近はあまり活発でないとのことであった。県レベルでは、県諮問委員会 (District Advisory Committee : DAC) が各県の県知事の下に作られることになっている。今回の調査では、全ての県にDACがあるのか、機能しているのかについて明らかにすることができなかったが、既存の委員会などを活用していることも多くあり²⁰⁹、委員会としては設置されていることが多いようである。ただし、実際に人身取引対策について話し合われているかどうかは議事録などを入手できなかったため不明である。県レベルでの人身取引対策についての優先度も高くない。DWCD&SWのJoint Secretaryは、CACのメンバーであるため、CACとWBのSACの間には何らかの連携機能はある。しかしながら、SACとDACの間で具体的にどのような連携が取られているのかは不明である。

人身取引対策ユニット (Anti Human Trafficking Unit : AHTU)

AHTUは、WB州のCIDの中に設置されている。AHTUは、人身取引に関する事案を調査し、県警察や他の関連部局の関係者に対して、人身取引に関する裁判所のガイドラインや調査手順について啓発する研修を行っている。CIDは、PWCCも設置し、人身取引以外の女性や子どもに対する暴力犯罪についても調査している。PWCCは、WB州の全県警に設置されており、警察官や関連部局の関係者たちに女性や子どもに対する暴力について周知するために研修などを行っている。CID内に設置されている州レベルのAHTU以外にも、WB州には、ムルシダーバード県、ジャルパイグリ県、南24パルガナー県、北24パルガナー県、ダージリン県などを含む7県にAHTUが設置されている。

救出、回復、帰還および統合についてのWBタスクフォースの設置

DWCD&SWは、2008年に、政府機関やNGO運営のシェルターなどに長期間に亘って滞在しているバングラデシュの子どもの帰還を進めるために、タスクフォースを設置した。2013年11月には、WB州「女性や子どもの被害者の救出、安全な帰還、バングラデシュからの国境を超えた移動についての実施ガイドライン (Operational Guidelines on Rescue, Safe Return and Repatriation of Women and Child Victims of Trafficking and Cross Border Movement from Bangladesh)」が策定されたことを受け、タスクフォースもメンバー構成やタスクフォースの活動についても見直され、再通知された。タスクフォースの活動としては、①帰還プロセスを促進するために関係機関などを支援する、②NGO、警察、省局間での情報交換、③情報の管理とアップデート、④帰還に関する決定、⑤ケースマネジメントファイルの記録保存、⑥帰還プロセスの監督が記載されている。四半期に一度の定期会合が行われることになっているが実際には定期開催はされていない²¹⁰。

²⁰⁹ かものはしプロジェクトなどからの聞き取り

²¹⁰ DWCD&SWとの面談記録 2016年1月18日 (添付資料-4 Minutes of Meeting 19)

WB州女性と子どもの被害者の救出・安全な帰還およびバングラデシュからの越境移動についての実施ガイドライン (Operational Guideline on on Rescue, Safe Return and Repatriation of Women and Child Victims of Trafficking and Cross Border Movement from Bangladesh)

2013年、UNICEFからの支援を受けて、DWCD&SWは、上記ガイドライン²¹¹を策定した。本ガイドラインでは、救出、家族の追跡、国籍の決定、個々のケアプラン作成、身元確認を経て被害者の帰還に至る一連の手続きが明確にされている。ガイドラインでは、関係者の役割や責任、各期限についても明記され、救出から帰還まで21週間の期限が規定されている。

(2) 人身取引被害者を含めた暴力被害者の女性に対する支援事業

Ujjawala

Ujjawala 計画は、WB州では2007年に始まり、主にNGOを通して実施されている。WB州では、DWCD&SWと2つのNGO（南24パルガナー県にあるHaripur Amra Sabai Unnayan Samitiとジャルパイグリ県にあるWomen Interlink Foundation）の協力により、2県においてProtective Homesが運営されている。Haripur Amra Sabai Unnayan Samitiによって運営されるProtective Homesは、2007年から運営されており、人身取引や性的被害、児童婚などのVAWの被害女性や夫による一方的な離婚などで困窮状況にある女性、服役経験のある女性など66名の女性が滞在している²¹²。

Swadhar Greh

Swadhar Greh（シェルター・ホーム）スキームでは、人身取引被害をはじめ、様々な暴力を受けた女性など窮地にある女性が滞在できるシェルター・ホームを提供している。Swadhar Grehスキームは、18歳以上の女性を支援対象とするものであるが、女性に同行する子どももSwadhar Grehの設備を使用することができる他、必要な社会復帰支援を受けられることが特長である。短期滞在施設（Short Stay Home）では、15歳から35歳までの女性が入所の優先権を与えられている。WB州では、困窮女性のためのSwadhar Grehが19カ所と短期滞在施設が32カ所、DWCD&SWが委託するNGOなどの運営団体によって運営されている（詳細は下記表5-13参照）²¹³。

また、同スキームの下で、南24パルガナーの県、北24パルガナー県、およびフグリー県において、無料の女性ヘルプライン（番号：10921、10925）が運営されている。これらのヘルプラインは、Gana Unnayan Parshad、Association for Social Health in India、Jayaprakash Institute of Change、Saujatya and Society for Equitable voluntary ActionなどのNGOがDWCD&SW傘下のSocial Welfare Advisory Board（州レベルのCSWB）からの技術支援を受けて、運営している。

²¹¹ DWCD&SW, State of West Bengal. Operational Guidelines on Rescue, Safe Return & Repatriation of Women and Child Victims of Trafficking and Cross Border Movement from Bangladesh. From <http://www.dcpmurshidabad.org/Pages/GetPDFFile.aspx?id=111&download=0>（最終アクセス：2016年6月10日）

²¹² Retrieved April 20th 2016 from <http://hasusindia.org/shelter-homes> (unavailable as of June 2016)

²¹³ シェルターを運営しているNGOなど：Malipukur Samaj Unnayan Samit, Saujatya, Sanlap, All Bengal Women's Union, Human Rights Law Network from http://wbcs.gov.in/ngo/list_of_ngo's%20running%20under%20Swadhar%20scheme1.htm（最終アクセス：2016年6月10日）

表 5-13: 各県ごとの Swadhar Greh と短期滞在施設の数と運営 NGO など

県名	Swadhar Greh の数と運営 NGO	短期滞在施設の数と運営 NGO
バーンクラ	0	1 (Purabudha Bharathi Shishu Tirtha)
ビールブーム	0	4 (Sri Aurobindo Anusilan Society, Elmirst Institution of Community Studies, Association for Social Health in india, Jayaprakash Institution of Social Change)
バルッダマーン	0	3 (Institute for Motivating Self Employment, Association for Social Health in India, Jayaprakash Institution of Social Change)
ダージリン	0	0
東ミドナープル	2 (Vivekanand Lokshiksha Niketan, Buntiyru Tankuj Ybbatab Samiti)	1 (Pallikatha)
ハーウラー	2 (Malikpur Samaj Unnayan Samity, Chiranabin)	2 (Malipukur Samaj Kalyan Samity, Malipukur Samaj Unnayan Samity)
フグリー	1 (Dulal Smiti Samsad)	2 (Association for Social Health in India, Janashikshan Prochar Kendra)
ジャルパイグリ	0	2 (Human Development Center, North Bengal People Development Center)
クーチ・ビハール	0	1 (New Bharathi Club)
コルカタ	10 (Saujatya, All Bengal Women's Union, Janashiksha Prochar Kendra, Garden Reach Slum Development, Jayaprakash Institute of Social Change, Sanlaap, Jabala Action Research Organisation, Mahila Seva Samity, Women Interlink Foundation, Socio Legal Information center (Human Rights Law Network))	5 (Association for Social Health in India, Gandhi Sarak Gram Siva Kendra, Navadiganta, Liberal Association for Movement of People, Saujatya)
マルダー	0	0
ムルシダーバード	1 (Netaji Park)	1 (Haripur Dr. Ambedkar Janaseva Mission)
ナディア	0	1 (Karimpur Social Welfare Society)
北ディナージプル	0	1 (Dakshin Malon Indra Samriti Sangha)
北 24 パルガナー	1 (Haripur Amra Sabai Unnayan Samiti)	4 (Gana Unnayan Parishad, Society of Equitable Voluntary Action, Seva Sangh Mahila Samiti, Jaya Prakash Institution of Social Change)
プルリヤ	0	0
南ディナージプル	1 (Teor Dhiren Mohanta Public Charitable Society)	0
南 24 パルガナー	0	2 (Mahila Sewa Samiti, Association for Social Health in India)
東ミドナープル	1 (West Bengal Scheduled Castes Tribes and minority Welfare Association)	2 (Pradudha Bharathi Shishu Tirtha, All India Women's Conference)
合計	19	32

出典: No. 8-37 (17)/2014-Swadhar Government of India, Ministry of Women and Child Development²¹⁴

²¹⁴ Ministry of Women and Child Development.(2015 Aug 17) Details of Swadar Greh Homes in West Bengal.
<http://wcd.nic.in/sites/default/files/WEst%20bengal.PDF> (最終アクセス : 2016年 6月 10日)

Swayamsidha

Swayamidha は、女性のエンパワーメントを目的として、女性による SHG を形成して、マイクロクレジットの供与、panchayat レベルでの参加をすすめるものである。WB 州では、DWCD&SW がこのスキームに助成しており、4 県（バーンクラ県、プルリヤ県、南ディナージプル県、ダージリン県）で実施している。これら 4 県では、5,000 以上の SHG が形成されている²¹⁵。

(3) 人身取引被害者など困難な状況にある子どもの支援事業

統合型子どもの保護スキーム (ICPS)

ICPS は、困難な状況にある子どもや脆弱な子どものために保護的な環境を作り出すために MWCD によって実施されている中央政府が助成しているスキームであり、政府と市民社会のパートナーシップによって実施されている。

ICPS のコンポーネントの一つである、DCPU²¹⁶は、州内の全域 19 県で設置されており、ICPS の実施のための局となっている。DCPU は、県内ですべての子どもの権利や保護活動を調整および実施することが義務づけられている。ICPS の他の事業は下記の表 5-14 に整理している。

ICPS では、主に以下の 3 つのシェルターなど子どもの保護施設を支援している。

- ① シェルター・ホーム：州政府直轄もしくは NGO（政府からの助成）によって運営される、主に親のいない子どもや親が面倒をみるできない子どものための施設
- ② 子どもの保護施設：少年法によって規定される保護が必要な子どもおよび法に抵触する子どものための保護施設
- ③ オープンシェルター：路上生活や路上で働く子ども、孤児、家出をした子ども、人身取引などの被害を受けた子どものための保護施設で主に都市部、準都市部に設置されている。

チャイルドラインも、19 県において 48 ライン設置されており、DWCD&SW が委託している NGO などが運営を行っている（詳細は表 5-15）。

表 5-14: ICPS で実施されている事業

	事業名	数と場所
1	DCPU	19 ユニット (19 県すべてに 1 か所ずつ)
2	CWC	19 委員会 (19 県すべてに 1 か所ずつ)
3	Juvenile Justice Board	19 ボード (19 県すべてに 1 か所ずつ)
4	政府運営の親がいない子どものためのホームなど	19 施設 (19 県すべてに 1 か所ずつ)
5	NGO が運営する親がいない子どものため	44 施設

²¹⁵ West Bengal Women Development Undertaking. (n.d.). from

http://wbsc.gov.in/organization/west_bengal_women_development_un.htm (最終アクセス：2016年6月10日)

²¹⁶ Central Adoption Resource Authority. List of District Child Protection Unit (DCPU) from

[http://www.cara.nic.in/InnerContent.aspx?Id=182#List of District Child Protection Unit \(DCPU\)](http://www.cara.nic.in/InnerContent.aspx?Id=182#List of District Child Protection Unit (DCPU)) (最終アクセス：2016年6月10日)

	のホームなど	
6	法律と抵触する子どもと保護を必要とする子どものためのホーム（少年法）	55 施設
7	都市部および準都市部でケアと保護を必要とする子どものためのオープンシェルター	26 施設
8	チャイルドライン	48 ライン（19 県、詳細は下記の表 5-15）

表 5-15: チャイルドラインの設置場所

県名	数	チャイルドラインの運営を委託されている NGO の名前
バークラ	1 (Rural)	Shamayita Math
ビールブーム	3 (Rural)	Elmhirst Institute of Community Studies, Jayaprakash Institute of Social Change, Rampurhat Spastics and Handicapped Society
バルッダマーン	3 (Rural)	Assansole Burdwan Sewa Kendra, Jayaprakash Institute of Social Change - Katwa, Jayaprakash Institute of Social Change - Asansol
ダーズリン	3 (Rural)	Child In Need Institute, North Bengal Unit, Kanchanjungha Uddhar Kendra Welfare Society, Bal Suraksha Abhiyan
東ミドナーブル	1 (Urban)	Vivekananda Lok Siksha Niketan
ハーウラー	2 (Urban)	Don Bosco Ashalayam, Don Bosco Ashalayam*
フグリー	1 (Rural)	Satya Bharati
ジャルパイグリ	2 (Urban)	Jalpaiguri Welfare Organisation, Child In Need Institute, North Bengal Unit*
クーチ・ビハール	2 (Rural)	Society for participatory Action and Reflection (SPAR), Haldibari Welfare Organization
コルカタ	6 (Urban)	City Level Programme of Action for Street & Working Children, CINI ASHA, Loreto Day School, Bustee Local Committee & Social Welfare Center, Institute of Psychological & Educational Research, CINI Urban Unit, Sealdah*
マルダー	2 (Rural)	Haiderpur Shelter of Malda, Chanchal Jankalyan Samity
ムルシダーバード	3 (Urban)	CINI- Murshidabad Unit, Palsa Pally Unnayan Samity, Gorabazar Shahid Khudiram Pathagarh
ナディア	2 (Urban)	Chapra Social and Economic Welfare Association, Sreema Mahila Samity
北ディナーズブル	1 (Rural)	CINI Uttar Dinajpur Unit
北 24 パルガナー	8 (Rural)	Centre for Communication and Development, Dhagagia Social Welfare Society, Katakali Empowerment & Youth Association, North 24 Parganas Sammyao Sramogibi Samity, Charuigachi Light House Society, Khalisady Anubhab Welfare Association, Joygopalpur Youth Development Center, Sayestanagar Swanirvar Mahila Samity
プルリヤ	2 (Rural)	Centre for Enivornmental & socio Economic Regeneration, Manipur Leprosy Rehabilitation Center
南ディナーズブル	1 (Rural)	Society for participatory Action and Reflection (SPAR)
南 24 パルガナー	3 (Urban)	School of Women's Studies of Jadavpur University, Sabuj Sangha, CINI - Diamond Harbour Unit
東ミドナーブル	3 (Rural)	Vidyasagar School of Social Work, Prabuddha Bharati Sishu Tirtha, Chak-Kumar Association for Social Service

* 鉄道駅のチャイルドライン

統合型子ども教育スキーム（ICDS）を通じた啓発活動

ICDSは、0-6歳の子どもの栄養や健康状況を改善すること、子どもの心理的、身体的社会的発達への基礎をつくることを目的とした事業であり、インド全域で実施されているが、WB州でも1975年の事業開始当初からDWCD&SWによって実施されている。子どもの発達を保障するために、母親や地域の女性を巻き込んで、栄養や健康に関する意識啓発を行っている他、人身取引や女性や子どもに対する暴力を予防するための意識啓発を行っている。WB州では、全県の約35万人を対象として実施されており、子どもの栄養や健康を目的に多くの女性が集まる場で人身取引や女性や子どもへの暴力防止の意識啓発を行っているため、啓発活動としての効果が高い。

Kanyashree

Kanyashreeは、州政府が財政負担を行っているWB州独自の事業であり、UNICEFの支援を受けてDWCD&SWが考案し、2013年から開始されている。Kanyashreeは、特に社会経済的に困窮家庭出身の女児の地位と生活向上のために、高等学校卒業（12年）もしくはそれに準じる職業学校などに通うために年間INR 500（約805円）の奨学金を支払うものである。それによって、結婚を18歳まで遅らせるという効果を狙っている。対象女子が18歳に達すれば、INR 25,000（約40,250円）の資金が提供されるというインセンティブもある²¹⁷。

²¹⁷Retrieved from http://www.wbkanyashree.gov.in/kp_objectives.php（最終アクセス：2016年6月10日）
Retrieved from http://westbengal.gov.in/BanglarMukh/Download?FilePath=/alfresco/d/d/workspace/SpacesStore/7ba151c4-61de-4a50-8052-141360470be5/Jul_Sept_15_29.pdf（最終アクセス：2016年6月10日）

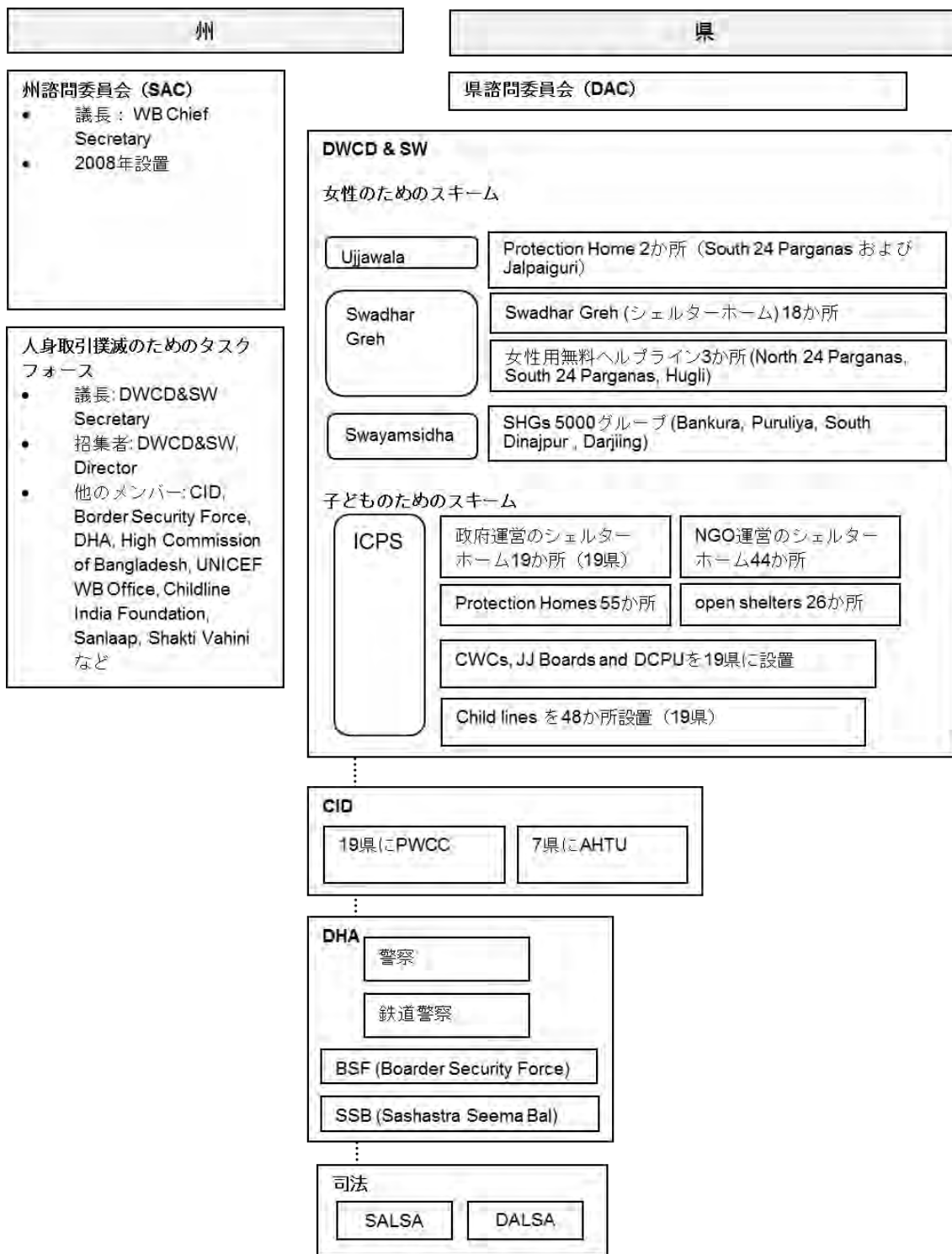


図 5-2: WB 州の人身取引対策に関する関係者図

5.2.3 WB における政府間、NGO 間および政府-NGO などの調整および連携メカニズム

(1) 政府間の調整および連携メカニズム

WB 州では、先に述べたように、Chief Secretary が議長を務める、人身取引対策に関する州諮問委員会 (SAC) がある。また、州レベルのタスクフォースも 2008 年からバングラデシュ国籍の子どもの帰還促進のために機能している。タスクフォースは、当初はバングラデシュ国籍の子どもの帰還のためのものであったが、結果として、州間の女性や子どもの人身取引被害者の帰還促進にも貢献している。四半期ごとの会議の開催は定期的には行われていないようであるが、2013 年に実施ガイドラインが活性化されたことで、タスクフォース関係者間の省庁同士の調整および連携、政府および NGO 間での調整および連携が進むようになってきている。

2014 年には、DWCD&SW は、マハラシュトラ州の DWCD と「被害者の救出・社会復帰・安全な帰還・再統合および加害者の訴追・取締り」に関する MoU を締結している。これに先立ち、UNICEF の支援を受けて、SOP 策定の取り組みが行われており、SOP には、救出から再統合までに必要な様々な取り組みの手続きや加害者の訴追・取締りに関する手順が記載されている。このような MoU の締結は、州間の連携を促進するために極めて有効であるが、現状ではマハラシュトラ州政府以外とは MoU は締結していない²¹⁸。

(2) 政府と NGO 間の調整および連携メカニズム

WB 州では、人身取引対策において NGO と政府間の調整および連携は、かなり良いといえる。ゴア州の ARZ のように、救出から社会復帰までのプロセスについて政府と連携する中軸 NGO (nodal NGO) のような存在はないものの、多くの NGO が、タスクフォースのメンバーになっており、SOP や実施ガイドラインの策定プロセスにおいて、UNICEF などが支援する策定準備会議などに出席している NGO も多い。DWCD&SW が実施する ICPS や Ujjawala、Swadhar Greh などの事業においては NGO とのパートナーシップによって実施されることが多く、DWCD&SW と NGO との関係も良好のようである。コルカタ市に本部を置く Sanlaap などの一部の NGO は、人身取引や CSE、性的被害などの女性や子どもに対する暴力に関する国際会議などにも出席しており、バングラデシュやネパールの NGO とも連携して人身取引対策に当たっていることも WB 州の特徴と言える。

5.2.4 WB における国際機関、二国間ドナー、NGO などの取り組み

(1) 国連機関と二国間ドナー

国連機関については、唯一 UNICEF がコルカタ市に事務所を持っており、それ以外の国連機関はデリー事務所から WB 州の活動にも助言している程度である。UNODC は、WB 州も対象としているものの、主に訴追・取締り強化の観点から、DHA や警察など関係機関に研修を行っている。UN Women は、2015 年まで、村落レベルでの啓発活動や panchayat の強化などの人身取引のパイロットプロジェクトを行っていた。UNICEF は、主に子どもの人身

²¹⁸ 新聞記事などによれば、ウッタル・プラデシュ州およびジャルカンド州政府との MoU も検討中とのこと。To curb trafficking Jharkhand to sign MoU with UP - Times of India. (2015 Jun 25) from <http://timesofindia.indiatimes.com/good-governance/jharkhand/State-to-sign-MoUs-with-UP-and-WB/articleshow/47806011.cms> (最終アクセス: 2016 年 6 月 10 日)

取引対策および子どもの暴力防止に特化した取り組みを子どもの保護のシステム強化の活動の中で行っている。DWCD&SW を支援して、ICPS のコンポーネントである DCPU など ICPS への支援を行っている。過去には、DWCD&SW に対して、マハラシュトラ州政府との MoU 締結や SOP、実施ガイドラインの策定支援を行っている。二国間ドナーに関しては、現状では、WB 州内で人身取引対策を支援している開発パートナーはいない。

(2) 国際 NGO

下記の表から分かるように、多くの国際 NGO の活動は、南 24 パルガナー県および北 24 パルガナー県の両県に集中している。両県は、人身取引の送出处としてだけでなく、受入地、また経由地としてもよく知られている。ガンジス川とブラフマプトラ川の両大河の流域デルタに位置し、三分の一以上の土地がマングローブ森林にあるため、洪水やサイクロンなどの自然災害が多い地域でもある。多くの国際 NGO は、人身取引対策のみの支援を行っているわけではなく、緊急災害支援なども合わせて行っていることが多いことも、両県に支援が集中する理由と考えられる。認定 NPO 法人かものはしプロジェクトは、日本の NGO で、人身取引対策に特化した活動を行っており、インド国内で活動する様々な国際 NGO や国内 NGO とパートナーシップを組んでいる。

WB 州の北部地域（ダージリン県、ジャルパイグリ県など）は、コルカタ市からの交通の便が良くないことも活動する団体が少ない理由と考えられる。ダージリン県で活動する Edith Wilkins Street Children Trust は、活動費がかさむことの課題とともに政府の資金スキームを活用することも難しいと指摘している。下記の表は、WB 州でのみ活動を行っている NGO を取りまとめたものである。WB 州および他の州でも活動を行っている NGO については、第 4 章 4.3.2 の表 4-7 に取りまとめられている。

表 5-16: WB 州の主な国際 NGO の活動地域と活動内容

名称 (ウェブサイト・添付資料 4 における面談記録番号)	活動地域	活動内容
Hammingbird Trust (http://thehummingbirdtrust.co.uk) (Minutes of Meeting 16 参照)	南・北 24 パルガナー県	人身取引予防に関して、調査の実施や必要性を重視。人身取引予防における青年男性（12-18 歳）と男性参加に関する取り組みについては、WB 州の他の NGO などにも研修を実施するなど先進的な取り組み。
特定非営利活動法人かものはしプロジェクト (http://www.kamonohashi-project.net) (国内調査 面談記録 6)	南・北 24 パルガナー県	人身取引に関する犯罪司法制度の強化（Sanjog との連携）、被害者のエンパワーメント（banglanatal.com という NGO との連携によるダンスを通じた被害者の回復支援）、インド国内 NGO との共同アドボカシー、送出处と受入地の CWC の連携強化、被害者の社会統合支援としてのマイクロビジネス支援など
Sanjog (http://www.sanjogindia.org/) (Minutes of Meeting 18 参照)	南 24 パルガナー県	犯罪司法制度の強化（人身取引被害者が法律支援を得られるようにする）、CSE 目的の人身取引対策、コミュニティのレジリエンス強化など
Edith Wilkins Street Children Trust (http://edithwilkinsfoundation.org/) (Minutes of Meeting 10 参照)	ダージリン県	ダージリンで唯一の子どものためのシェルター・ホーム運営（90 人定員、6-18 歳の男女、茶園出身者が多い）、カウンセリング、職業訓練などの提供も行う。

(3) 国内 NGO

WB 州内には、多くの現地 NGO が活動している。下記表 5-17 は、一部の NGO に過ぎない。表 5-13 の Swadhar Greh の連携団体や表 5-15 のチャイルドラインの連携団体にあるように、他にも多くの国内 NGO が活動を行っている。Sanlaap はコルカタ市をベースにして、CSE や子どもの性的搾取、人身取引において長年活動している実績豊富な NGO である。州外やバングラデシュの NGO などとも密に連携を行っている。北部地域で活動する MARG や Duras Express Mail は、訪問時に資金不足を指摘していた。WB 州北部の遠隔地は交通の便もよくないため、活動している NGO の数も限られており、州政府との連携も難しく、資金調達に課題が多いようである。

表 5-17: 国内 NGO の活動地域と主な活動内容

名称	活動地域	活動内容
Sanlaap (http://www.sanlaap.org) (Minutes of Meeting 17 参照)	コルカタ市	CSE の被害を受けた子どものためのシェルター・ホームの運営、人身取引被害者向けの心理ケア、アドボカシー、法律支援、コルカタ市とその郊外での一次避難所の運営など
Haripur Amra Sabai Unnayan (http://hasusindia.org/)	南 24 パルガナー県	Ujjawala 計画と連携して、WB 州 DWCD&SW からの委託で、南 24 パルガナー県にて困窮女性のためのホームを運営
Women Interlink Foundation (http://womensinterlinkfoundation.org/)	ジャルパイグリー県、コルカタ市	ICPS 計画と連携して、WB 州 DWCD&SW からの委託でジャルパイグリー県にて、困窮女性のためのホームを運営
MARG (http://marg.org.in/) (Minutes of Meeting 11 参照)	ダージリン県	“Students against Trafficking”や“Drivers against Trafficking”などのアドボカシーグループの立ち上げ、警察と連携しての被害者の救出
Duras Express Mail (http://www.duarsexpressmail.in/index.html) (Minutes of Meeting 14 参照)	ジャルパイグリー県	識字や教育などコミュニティ開発活動とあわせて人身取引に関する意識啓発、警察と連携して人身取引被害者の救出
Jayprakash Institute of Social Change (http://www.jpoinstitute.org/jpisc/)	コルカタ市、北 24 パルガナー県、ビールブーム県	Swadar Greh 計画と連携して、WB 州 DWCD&SW からの委託で、Swadar Greh (女性のためのシェルター) をコルカタ市で運営している他、バルッダマーン県、北 24 パルガナー県で短期滞在施設、女性ヘルプラインを運営。Vidyasagar University として、ソーシャルワーク学部を運営し、ソーシャルワーク修士号を出しているインド東部の唯一の NGO

第 6 章 インドにおける女性に対する暴力と女性や子どもの人身取引に関する課題

6.1 女性に対する暴力の課題

第 2 章で前述した VAW に関するデータや情報を基に、課題を抽出したのが次頁の表 6-1 である。VAW の最大の課題は被害の実態が把握しにくいことであり、その第一の理由は、VAW に関するデータが十分整理されていないことが挙げられる。現在、NCRB がまとめている犯罪白書「Crime in India」が VAW に関する情報を得る唯一の統計資料であるが、通報件数や犯罪の登録方法に課題があり、統計データと現実には大きな乖離がある。第二に、司法の問題として、インドでは夫婦間のレイプは犯罪と見なされないなど、見過ごされる犯罪がある。第三に、警察官が VAW 犯罪を適切に対処できないことから正確に記録、捜査されず、それが検挙率の低さにつながっていることがある。最後に一般市民の VAW に関する認識が低いことで、地域によっては女性に不利な慣習が今なお執り行われていたり、VAW に関する法律や制度が広く一般市民（男女、子どもを含め）に周知されていない。そして何よりも行政関係者なども含め、VAW の撲滅に関わるべき人々のジェンダー平等に関する認識が低いという課題がある。本節では、VAW のそれぞれの課題に対し、達成状況、課題と今後取り組むべき事項を分析し、現実と目指している状況との間のギャップを明示している。

表 6-1: VAW に関するギャップ分析

課題	達成状況 (現状)	課題	今後の対応
VAW に関する統計データが不十分である	1989 年以降 NCRB は犯罪白書で「女性に対する犯罪」に関するデータを収集している。2014 年以前は 11 項目に関するデータを収集していたが、14 項目に増えた。	1) 男女別、年齢別、カースト別、障害の有無、宗教、言語別のデータを収集する必要がある	1) NCRB のデータで収集するデータを増やす 2) NCRB が女性に対する犯罪で収集したデータ分析能力が向上する
	Ministry of Health and Family Welfare は現在 National Family Health Survey-4 (2014-2015) を実施している。調査結果には VAW に関連するデータもあり、補完情報となりうる	2) 警察官が犯罪を正しく捜査し動機が正しく記録されていない (例: 台所での調理中の事故死の報告はダウリ殺人の可能性あり)	警察官への研修の実施する
	2012 年のデリーでの集団レイプ事件以降、VAW に関する議論がされるようになってきている。	1) 社会的な慣習から警察に通報するのを躊躇する人が多い (社会的な汚名)	1) 被害者へ VAW 被害の通報の呼びかけを行う 2) 全国でヘルプラインや支援体制の広報を行う 3) ワンストップセンターの設立と機能強化を行う
	VAW 事案に対応するために、デリーの警察官の三分之一を女性警察官とすることをインド政府が発表した。	2) 警察官からの賄賂の要求や悪態をつかれることへの恐怖がある	警察官へのモラル研修や汚職警察官の処罰方法の検討を行う
	2014 年の女性や子どもに対する犯罪の通報件数が、前年度比からそれぞれ 9.2% と 53.6% 増加している。	3) レイプ事案は近親者など被害者の身近にいる人が犯人であることが多い	1) 一般市民に対する啓発活動の実施する 2) レイプの加害者へ厳罰を科せるよう刑法の見直す
Indian Police Service は女性の安全を守るため、いくつかの県で警察官向けの啓蒙プログラムを実施している。	4) DV が犯罪であるという認識が男女双方に低い	DV が犯罪であることを広く周知する	
VAW に関するデータがない	VAW に関するデータは NCRB の犯罪白書以外ない	1) 申し立てがあっても警察官が記録や捜査しつづけて協力的でない 2) 警察官は、県の犯罪率を下げるよう上層部より圧力を受けている	1) VAW 事案を適切に対応できるよう警察内でのルール作りを行う 2) 警察官や警察署の評価方法の見直しを行う
レイプの定義が明確でない	レイプの定義は 1860 年に施行された IPC にさかのぼる。2013 年にレイプに関するより詳しい定義や事件の発生場所や不明確な表現などが改正された。	1) NCRB のデータ収集方法が改善される 2) ジェンダー関連業務を行っている他の省庁や全国のヘルプラインから VAW 関連データが収集されるようになる	1) 定期的に VAW に関するデータを総合的に分析し、動向や新たな兆候を分析する必要がある 2) ジェンダー関連業務を行っている他の省庁と収集するデータの基準や一貫性について連携する体制を構築する
VAW 事案を被害女性の立場に立って公正に業務を遂行できる警察官が少ない	蔓延する性的虐待や VAW 事案に対応するために、デリーの警察官の三分之一を女性警察官とすることをインド政府が発表した。	1) 2013 年に IPC が改正されたが、夫婦間のレイプは犯罪として含まれていない。レイプの定義を再考する必要がある 2) 家庭内の事案についてさらなる改正が必要である	家庭内での事案についてさらに法改正の検討を行う
現在の司法制度は加害者を適切に処罰できない (性犯罪の有罪判決率は 26% と極めて低い。77-87% の事案は裁判待ちの状態)	捜査を担当する警察官に対する研修の実施。 刑法が改正され懲罰が厳しくなった他、レイプ事案は FTC で対応し 2 ヶ月以内に判決を下すように改正された。	VAW 事案の申し立てを受ける警察官の能力強化が必要である	1) VAW 事案を適切に対応できるように警察でルール作りを行う 2) 警察官向けの研修や啓発活動を行う 3) 女性警察官の人数を増やす
女性に不利な慣習が今なお実施されている	多くの組織がジェンダー暴力と戦う 16 日キャンペーンに参加し啓発活動を行っている。 ポスター、集会、ストリートショー、寸劇などでジェンダー平等、暴力の撲滅、ダウリ、児童婚、DV などの啓発活動を開発パートナーや国際 NGO が実施している。	1) 司法制度が遅く、手続きが面倒で汚職が横行している。 2) 警察官が VAW 事案を記録、捜査しない 3) インドでは証人を保護する制度がないため、加害者からの復讐を恐れて証言を拒むため捜査が難しい 4) レイプ事案では法医学的証拠が必要不可欠であるが、警察官が被害直後に被害者の診察を行わないため証拠が出せない	司法制度が効率的かつ透明性が高いものに改善する (犯罪捜査と裁判制度)
		1) 女性に不利な慣習に対する見直し 2) 女性は男性に従属するべきであるという伝統や慣習がまだ根強い	1) 女性に不利な慣習が根強い地域で啓発活動を実施する 2) メディアを活用して VAW に関連した研修や啓発活動を行う

<p>VAW に関する法律や制度が十分周知されていない</p>	<p>2013年に刑法が改正され、セクシュアルハラスメント、のぞき行為、ストーカー行為なども不法となった。</p>	<p>一般市民に対し改正が行われたことが十分に周知されていない</p>	<p>1) 全国レベルで啓発キャンペーンを開催する 2) メディアを活用して法改正に関する研修や啓発を行う 3) 学校カリキュラムに VAW に関する科目を盛り込む</p>
<p>ジェンダー平等に関して男性や若い世代の認識が十分でない</p>	<p>政府は VAW 対策として、映画館の予告で啓発ビデオの上映やラジオ番組を活用した啓発活動を実施。</p> <p>多くの開発パートナーや国際 NGO はポスター、集会、ストーリーショー、寸劇などを通して、VAW の啓発や、キャンペーン、調査などを実施している。</p> <p>2012年のデリーでの集団レイプ事件以降多くのメディアが VAW の事件を取り上げるようになってきている。</p>	<p>ジェンダー平等に関して男性や若い世代（男児、女児）の認識が十分でない（社会変革）</p>	<p>1) 学校のカリキュラム内にジェンダー平等や暴力について議論する科目を設置する 2) 男性や男児に対し不平等な性差別的態度を見直すためのキャンペーンを実施する</p>

6.2 人身取引に関連する課題

第3章から第5章にて前述した人身取引の現状に関するデータや情報から、4P（政策・法律、予防、訴追・取締り、保護）と能力強化にかかる課題を抽出した（表6-2参照）。

表 6-2: 4P の課題と能力強化

注: ●は7章で対応する課題

政策と法律	訴追・取締り
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもと女性に特化した人身取引の予防と撲滅のための国家総合行動計画のドラフトが未だ承認されていない ・ ITPA 改正案が通らず、新法案の成立を待つ状態である ・ 女性と子どもに関する法律に人身取引問題が十分に主流化されていない ● ほとんどの州で、州レベルの行動計画や法案が策定されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な人身取引加害者である 買春宿の経営者の逮捕が困難である ● 有罪判決数が少ない
予防	保護
<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティレベルで、女性と子どもの権利や人身取引の問題に関する意識と認知が低い ● 警察やその他の政府機関関係者が、人身取引の定義や関連法案、近年の犯罪の手口や傾向の変化、女性と子どもに対する暴力の問題などについての十分な知識を持っていない ● 予防活動が統合的アプローチで実施されていない ● 女性や子どもも対象のヘルプラインが十分に機能していない 	<ul style="list-style-type: none"> ①救出 <ul style="list-style-type: none"> ● 救出活動の際に、警察と NGO の連携が常に行われていない ● 近年の犯罪の手口や傾向の変化は、救出活動を困難にしている ● 被害者への情報提供とコンサルテーションが十分に行われていない ②社会復帰 <ul style="list-style-type: none"> ● 政府の運営するシェルター・ホームの質が低い ● 政府運営のシェルター・ホームが提供する職業訓練は、被害者のニーズが雇用機会を得るための市場ニーズと一致していない ● ホームの数が不十分である ③再統合 <ul style="list-style-type: none"> ・ CWC が十分に機能していない ● 人身取引の再発を防ぐ試みが限られている ④帰還 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者の帰還が遅れている
能力強化	
<ul style="list-style-type: none"> ● 女性や子どもの人身取引対策に人権に基づくアプローチが十分に取り入れられた活動がされていない ● データベースがインドの人身取引の実態と乖離している ● 収集されたデータが予防活動に十分活用されていない ● 近隣諸国との連携体制をさらに強化する必要がある ● 中央レベルで調整の動きが出ているがまだ十分機能していない ● 州レベルの調整体制が十分機能していない ● 県レベルの調整体制が十分機能していない ● 中央-州- 県の調整体制が十分機能していない ● 政府と NGO の調整体制が十分機能していない ● MWCD、DWCD の能力が低い ● MHA、DHA の能力が低い ● AHTU の能力が低い ● 警察の能力が低い ● NGO の能力が低い 	

政策・法律に関する課題として、まず関連法案の未承認が挙げられる。女性と子どもに特化した人身取引の予防と撲滅のための国家総合行動計画や ITPA 改正法案など、策定はされたものの未だ承認には至っていない。また、女性と子どもの権利、児童労働に関連する法律には、人身取引の定義やインドにおける課題が十分に反映されていないために、法律の抜け穴となってしまう加害者の摘発や訴追の妨げとなっている。現状に即した有効な人身取引対策のためには、州レベルでの行動計画・法案の策定が鍵となるが、先進的に進めたゴア州を除き、そのような取り組みは見られない。

予防に関しては、MWCD や国際・国内 NGO がコミュニティレベルでの意識啓発プログラムを実施しているものの、対象地域が散在しているためにそれぞれの効果や好事例の蓄積がされにくい状況にある。プログラムの内容についても、CSE のみを扱ったものが多く、最も被害者の多い労働搾取が含まれないなど、内容に偏りがあるとともに加害者が常に手口を変えているなか、最新の状況が加味されていないという課題もある。啓発のみが実施されている場合も多いが、収入向上や教育支援など、プッシュ要因となっている貧困問題に寄与する、統合的な予防アプローチがもっと取られるべきである。また、Devadasi 等の慣習や児童婚、名誉殺人、SC/ST に対する差別などが依然根強い農村部のコミュニティでは、女性と子どもの権利、VAW、社会的包摂などに対する知識が非常に低く、課題となっている。次に、警察等の人身取引対策に携わる関係者にも課題がある。人身取引の定義や関連法案、近年の犯罪の手口や傾向の変化、女性と子どもに対する暴力の問題などについての十分な知識を持っておらず適切な対応が取れない、全国で 366 件ものチャイルドラインが設置されているものの、支援を必要とする女性と子どもにヘルプラインの存在・情報が周知されていない、リファール機能が不十分なためにヘルプラインを通じての相談を受けても的確な対処ができないといった、警察やヘルプラインを運営する職員の能力には依然改善の余地がある。

訴追・取締りに関する課題として、人身取引の事案における警察官の取り調べ能力の低さや被害者の立場に立った対応ができていないことが挙げられる。警察署での取り調べの際に、ITPA の定めるソーシャルワーカーの立会いは常時確保されず、NGO との連携体制も整っていないことから、十分な供述が得られずに加害者である買春宿の経営者の逮捕を難しくしている。そして、最も深刻な課題は有罪判決数の少なさである。これは、農村部における検査官や上位の警察官の不在により、人身取引の事案であっても対処できずにレイプや誘拐事件として片付けられてしまうこと、送出地と受入地の警察官の連携が限定的でスムーズな検挙に結びつかないこと、そしてムンバイ市における Special Court や全国に 1,200 以上ある FTC で好事例がインドの他地域に伝達されていないといったことに起因している。

保護に関する課題は、①救出、②社会復帰、③再統合、④帰還に分類できる。①救出の課題としては、救出活動における警察と NGO の連携の弱さ、手口の巧妙化による難航とともに、被害者への情報提供とコンサルテーションが十分に行われていないために被害者の救出を難しくしている。②社会復帰の課題としては、Ujjawala、Swadhar Greh、ICPS スキームの下で、多くのシェルター・ホームが運営されているものの、HIV 感染症や性感染症の治療を含む適切な医療ケア、カウンセリング、被害者が抱えるスティグマへのケア、社会復帰に向けたライフスキル研修は十分に行われていない。また、シェルター・ホームが提供する職業訓練は、雇用機会を得るための市場ニーズと一致しておらず、成果が上がっていないなど、サービスの質に多くの課題がある。なお、既存のシェルター・ホームだけでは、支援を必要

とする全ての女性と子どもを受け入れきれないことに加え、帰還手続きの遅れにより、多くの被害者がホームに数ヵ月から数年の長い期間滞在することを余儀なくされており、空きが出ない状況にあることからホームの新設も求められている。③再統合の課題としては、MCWD の主導により CWC が設立されたものの、技能不足と人材不足により十分に機能していない状況がある。加えて、人身取引の被害に遭いやすい女兒は、出生証明書を持っていない場合も多く、Kanyashree スキームの支援を受けることができないという問題も生じている。先に述べたとおり、コミュニティレベルでの意識啓発プログラムは、限られた対象地域のみで実施されるとともに、その内容も不十分であるため、人身取引の再発を防ぐレベルにはない。また、NGO 職員のカウンセリングやケースマネジメントの技能が十分とは言えず、適切に対応できていない状況にある。最後に、④帰還の課題として、多くの州で、関係機関の調整が上手く機能していないことから、被害者の出身地の特定などに手間取り、帰還まで数ヵ月から数年といった長い時間を要している。

能力強化に関する課題としては、大きく5つ挙げられる、第一に、人権に基づくアプローチの不足、第二にインドが作成・公表しているデータベースが国内における人身取引の実態と乖離しているとともに、蓄積されたデータはほとんど予防活動に活用されていないことである。第三に、近隣諸国や SAARC との地域レベルでの連携強化の必要性、第四に、中央・州・県の各レベルでの調整能力及び中央 - 州 - 県間や政府と NGO 間の連携体制の不十分さ、最後に、人身取引対策に従事する関係職員 (MWCD、DWCD、MHA、DHA、AHTU、警察、NGO) の能力強化が喫緊の課題となっている。

次頁の表 6-3 は、人身取引のそれぞれの課題に対し、達成状況、課題と今後取り組むべき事項を分析し、現状と目指している状況とのギャップを明示している。

表 6-3: 人身取引の課題に関するギャップ分析

(1) 政策と法律

課題	達成状況	課題	今後取り組むべきこと
子どもと女性に特化した人身取引の予防と撲滅のための国家総合行動計画のドラフトが未だ承認されていない	本ドラフトは2007年に草稿され、人身取引の被害者に対する予防、救出、社会復帰、統合、帰還のための行動計画は明記された。また、MWCD、MHA、NHRC、NWCの役割が明確に規定され、その連携はある程度進んでいる。	ただし、この関係者間で同ドラフトの改正に向けての同意が得られないまま、2016年6月現在承認に至っていない。	本行動計画の承認に向けての取り組み強化
ITPA 改正案が通らず、新法案の成立待ちの状態である	ITPA 改正法案は2006年に議会に提出された。 ITPA に代わる人身取引を扱う新法案人身取引（予防、保護、社会復帰）法案が、草稿され発表された。現在、一般市民からのコメントを公募中。	1) 様々な利害関係者の同意が得られず、本改正法案の議論は2009年より中断されている。 2) ITPA は女性と子どもへの性的搾取のみに注力しており、幅広い人身取引の形態に対応できていなかったため、新法案の策定が必要とされてきた。このニーズに答えたものが人身取引（予防、保護、社会復帰）法案である。	1)新法案の策定と承認のために、CAC での議論や国会議員などへのアドボカシーを活性化すること 2) 人身取引（予防、保護、社会復帰）法案の承認に向けての支援
女性と子どもに関する法律に人身取引問題が十分に主流化されていない	インド刑法と少年法においては、人身取引は女性と子どもに対する基本的権利の侵害である、と明確に定義されている。	女性と子どもの権利に関する法律と児童労働に関する法律に、人身取引の定義や課題が十分に触れられていない。	関連する法律における人身取引問題の主流化促進
ほとんどの州で、州レベルの行動計画や法律が策定されていない	ゴア州のみがゴア州の2005年児童（改正）法を2005年に発効しており、子どもに対する人身取引の問題を扱っている。	州レベルでの行動計画の策定の必要性がある。	DWCDによる行動計画策定支援

(2) 予防

課題	達成状況	課題	今後取り組むべきこと
コミュニティレベルで、女性と子どもの権利や人身取引の問題に関する意識と認知が低い	MWCD による Ujjawala スキームや、Oxfam、Save the Children India、BBA 等の支援によって、コミュニティレベルでの意識啓発プログラムが実施されている。	1) 意識啓発プログラムの対象地域は、点在しており、とくに受入地や経由地での取り組みが少ない。 2) ほとんどの意識啓発プログラムは、CSE のみを扱っており、労働搾取の問題や近年の犯罪の手口の変化を十分に取り上げていない。 3) 特に地方のコミュニティでは、Devadasi や児童婚、名誉殺人、SC/ST に対する差別などが残り、女性と子どもの権利、VAW、社会的包摂などに対する知識は非常に低い。	1) メディアやその他の新しいツールを使った、より広域を対象とする包括的な意識啓発の実施 2) 最新の人身取引の状況、定義、手口などを反映した意識啓発プログラムの作成と実施 3) 人身取引撲滅の意識啓発プログラムを、VAW や子ども、SC/ST の問題などその他の人権問題と合わせて実施する
警察やその他の政府機関関係者が、人身取引の定義や関連法案、近年の犯罪の手口や傾向の変化、女性と子どもに対する暴力の問題などについての十分な知識を持っていない	AHTU、UNODC、Save the Children in India 等が、政府関係者や NGO 職員に対して、多数の研修を実施してきた。	1) 人身取引に関するほとんどの研修は、送出地で実施されており、受入地や経由地では少ない。また、州レベルの実施がほとんどで、県・市レベルや農村部の僻地での実施は少ない。 2) 政府機関の関係者は、人身取引の定義や労働搾取の問題、関連法案、近年の犯罪の手口や傾向の変化等について、十分に理解していない。 3) 関係者間で、女性と子どもの権利や、VAW、社会的包摂に対する意識が低い。	1) 県レベルでの広範囲な研修の実施。特に、僻地での実施。また送出地と合わせて受入地や経由地での実施の必要性。 2) 適切な人身取引の定義や近年の犯罪の手口や傾向の変化等を反映して、研修教材を改正する 3) 人身取引問題のみではなく、女性と子どもの権利や、VAW、社会的包摂も含めた研修の実施
予防活動が統合的アプローチで実施されていない	いくつかのコミュニティレベルの予防活動は、生計向上プログラムと組み合わせられ、人身取引の根本的な原因である貧困問題に取り組み、効果を上げている。	意識啓発を行うのみで、代替の生計手段の提案がなければ、貧しいコミュニティにおける人身取引を予防することは難しい。	貧困削減に着目し、収入向上活動、教育支援を含めた統合的な予防アプローチの実施
女性や子ども対象のヘルプラインが十分に機能していない	チャイルドラインはインド全土のうち、366 の県に設置されている。	1) 女性のヘルプラインとチャイルドラインは、支援を必要とする女性と子どもに周知されていない。	1) メディア等を通じたヘルプライン情報の発信 2) ヘルプラインの職員のリファーマル能力強化

	Swadhar Greh スキームで NGO との連携により、女性のヘルプラインが運営されている	2) チャイルドヘルプラインおよび女性のヘルプラインの職員のリファール能力は不十分である。	
--	--	---	--

(3) 訴追・取締り

課題	達成状況	課題	今後取り組むべきこと
主要な人身取引加害者である買春宿のオーナーや経営者の逮捕が困難である	警察と関係機関の職員は、AHTU、MHA、UNODC 等による研修を受けている。	1) 警察官が人身取引のケースを取り調べる能力が低く、被害者の立場に立った対応ができていない。 2) 警察署での取り調べの際に、ITPA の定めるソーシャルワーカーの立会いが常時、確保されていない。 3) NGO との連携が限られている。	1) 被害者の立場に立った取り調べを行うための警察官の能力強化 2) 被害者の面談と取り調べの際にソーシャルワーカーと NGO 職員が同席し十分な介入を行うこと 3) 警察と NGO との連携強化
人身取引事案の有罪判決数が少ない	ムンバイ市(マハラシュトラ州)には、2つの Special Court が設置され、全国では 1,200 以上の FTC が運営されている。	1) 地方では、インスペクターや上位の警察官が不在のため、人身取引の案件が、レイプや誘拐事案として片付けられてしまう。 2) Special Court と FTC の好事例がインドの他地域に伝達されていない。 3) 送出处と受け入れ地の警察官の連携が限られている。	1) 地方の警察官に対する取り調べの研修の実施 2) 司法関係者対象の研修実施を行い、Special Court と FTC の好事例をモデルとして他地域に展開すること。 3) 送出处と受け入れ地の連携メカニズムの構築と強化

(4) 保護

① 救出

課題	達成状況	課題	今後取り組むべきこと
救出活動の際に、警察と NGO の連携が密に行われていない	AHTU・警察と NGO の調整と連携は、Sanlaap、Rescue Foundation、ARZ 等の NGO によってコルカタ市、ムンバイ市、ゴア州等で促進されている。	全国的には、AHT・警察と NGO の調整と連携は適切な方法で行われていない。	AHTU、警察と NGO の調整と連携強化
近年の犯罪の手口や傾向の変化は、救出活動を困難にしている	Hummingbird、Sanlaap 等の NGO は近年の変化にも対応するべく努力している。	近年の犯罪の手口や傾向の変化に対応する現実的な解決策は提示されていない。	1) 近年の犯罪の手口や傾向についての詳細調査の実施 2) 被害に晒されている地域と人々を明確にするためのマッピングの実施 3) 近年の犯罪の手口や傾向の変化に関連する警察官と関係者への研修の実施
被害者への情報提供とコンサルテーションが十分に行われていない	取調べの訓練を受けた警察官は、ソーシャルワーカーとの協働についても理解している。	警察官は被害者の立場に立ったインタビューを常に行っていないため、被害者は今後どのような手段をとっているのか分からない場合が多い。	警察官が被害者に対して説明責任をもって接する

② 社会復帰

課題	達成状況	課題	今後取り組むべきこと
政府の運営するホームやシェルターの質が低い	Ujjawala、Swadhar Greh、ICPS スキームのもとで、多くのホームやシェルターが運営されている。	1) 政府の運営するこれらのホームでは、被害者へのカウンセリングや医療ケア、ライフスキル研修などが十分に行われていない。 2) 被害者の HIV 感染や性感染症へのケア、心理的なステイグマへのケア等のサービスが不十分である。	1) ホームやシェルターの職員対象のカウンセリング研修の実施 2) ホームやシェルターの職員対象のケースマネジメント研修の実施、犠牲者の身体的・精神的状態への配慮指導
政府運営のホームやシェルターが提供する職業訓練は、被害者のニーズが雇用機会を得るための市場ニーズと一致していない	Sanlaap などいくつかの NGO が運営するホームやシェルターでは、質の良い職業訓練が提供されている。	1) ホームやシェルターで獲得した技能を、雇用や起業に活用するのは難しい。	ニーズアセスメントと市場調査の実施により、ニーズに沿った職業訓練計画を策定
ホームやシェルターの数が不十分である	Ujjawala や Swadhar Greh や ICPS スキームのもとで、多くのホームやシェルターが運営されている。	1) 既存のホームやシェルターだけでは、支援を必要とする女性と子どもたちの収容に間に合わない。	1) 女性と子どもたちのニーズに合ったホームやシェルターの建設/改築

		2) 特に外国人被害者の帰還の遅れにより、多くの被害者がホームに数ヶ月、数年の長い期間滞在することになり、空きが出ない。	2) 被害者の帰還の促進（特に外国人被害者）
--	--	--	------------------------

③再統合

課題	達成状況	課題	今後取り組むべきこと
CWC が十分に機能していない	MCWD の主導により設立された CWC は、子どもたちを再統合するための主要な委員会として機能している。	技能不足と人材不足により、CWC は十分機能していない。	CWC 職員に対して、とくに調査やフォローアップ技能の能力強化
人身取引の再発を防ぐ試みが限られている	WB 州政府は、教育分野にて Kanyashree スキームを実施している。 コミュニティ意識啓発のプログラムは、多くの国際機関や NGO によって実施されている。 被害者の長期にわたるフォローアップ・カウンセリングやケースマネジメントは、ラリグラスジャパンや Rescue Foundation 等のソーシャルワーカーによって実施されている。	1) 人身取引の被害に遭いやすい女兒たちは、出生証明書を持たない為、Kanyashree スキームの支援を受けることができない。 2) コミュニティ意識啓発プログラムは、包括的でなく、対象地域も散在している。 3) NGO 職員のカウンセリングやケースマネジメントの技能は不十分である。	1) 被害の多い地域の女兒・男児の出生証明書発行の促進 2) 被害の多い地域での包括的なコミュニティ意識啓発プログラムの実施 3) 県レベルでの、NGO 職員へのカウンセリングやケースマネジメント研修の実施。 4) 先進的な NGO の好事例の共有

④帰還

課題	達成状況	課題	今後取り組むべきこと
被害者の帰還が遅れている	マハラシュトラ州の SOP とマハラシュトラ州と WB 州間の MoU は、帰還プロセスを促進する好事例である。	多くの州で、関係機関の調整がうまく機能していないため、被害者の出身地の特定などに手間取り、帰還には数ヶ月から数年の長い時間がかかっている。	1) 大使館などとの関係機関の連携強化、タスクフォースの維持 2) 関係職員を招いた先進的な州への訪問と意見交換

(5) 能力強化

課題	達成状況	課題	今後取り組むべきこと
女性や子どもの人身取引対策に人権に基づくアプローチが十分に取り入れられた活動がされていない	ドナーや NGO は人権に基づくアプローチへ移行している	人権に基づくアプローチがまだ十分浸透していない	政府職員、NGO や他の関係者に人権に基づくアプローチの研修を行う
データベースがインドの人身取引の実態と乖離している	NCRB がデータを収集しており、毎年犯罪白書を出している AHTU は州の AHTU 経由で人身取引に関するデータを提供している	1) 警察に通報するのを躊躇する人が多い(社会的な汚名) 2) 警察官が犯罪の動機を正確に記録していない 3) 州からの報告があがらないため暫定的なデータしか収集できない	1) 啓発活動の推進 2) 州の AHTU の担当者に人身取引に関するデータ収集・集計とレポートの研修を行う
収集されたデータが予防活動に十分活用されていない	NCRB はデータと地図を公表している	啓発などの予防活動に活用可能な地図情報とはなっていない	リアルタイムで被害状況が分かるような地図情報を開発する
近隣諸国との連携体制をさらに強化する必要がある	人身取引撲滅に向けた二国間 MoU を締結した(バングラデシュ、アラブ首長国連邦、バーレーンと MoU 締結済み) SAARC 加盟国が SOP を締結し優良事例の共有を行っている	1) MoU を実行に移す 2) SAARC 条約の人身取引の定義を国際文書が定める定義への見直し	1) 他の受入国、送出国との MoU を締結する 2) SAARC 諸国間での人身取引防止のための取り組みの活性化
中央レベルで調整の動きが出ているがまだ十分機能していない	CAC は 2001 年に MWCD 主導で女性や子どもの CSE 対策として設立された MCWD は「Trafficking of Persons Bill 2016」をドラフトする過程で CAC の機能の見直しと Standing Committee と Inter-Ministerial Committees を 2015 年に設立した。この委員会では中央レベルで人身取引の特別捜査機関を設立す	1) CAC は明確な目的がなく 2015 年以前は機能していない 2) CAC は定期的な会合を開催しておらず、SAC との連携も不十分	1) CAC、SAC、DAC の能力や機能についての調査を行う 2) Bill 2016 (未承認) が承認されるよう CAC が機能できるように指導する 3) CAC が人身取引の特別捜査機関設置に向けた定期会議を開催する

	ることも検討している。		
州レベルの調整体制が十分機能していない	SAC が設立された	SAC は州政府が主導しているが、ほとんどの州で定期会合が開催されていない	1) SAS、DAC の能力や機能について調査を行う 2) SAC と DAC の調整・連携を強化する
県レベルの調整体制が十分機能していない	ほとんどの県で DAC が設置され、県の行政長官が主導しているようである	1) DAC 会合の議題が人身取引に特化していない 2) 送出处と受入地の県の関係者の調整機能が十分機能していない	1) DAC の能力や機能について調査を行う 2) 機能していない県の DAC を活性化させる 3) 送出处の県と受入地の県の調整体制を強化する
中央-州- 県の調整体制が十分機能していない	DWCD は CAC の委員となっている 書類上では CAC は SAC に技術的な支援を行う役割を担っている	1) CAC、SAC、DAC の調整がほとんどされていない 2) CAC は SAC に対して技術な支援を行っていない 3) 中央政府が州政府の活動のモニタリングをほとんど行っていない	1) CAC、SAC、DAC の機能について調査を行う 2) CAC - SAC - DAC 間の調整を強化する。
政府と NGO の調整体制が十分機能していない	人身取引対策のプロジェクトを実施するには NGO と政府が調整して実施する方針が定められている 国家スキームやプログラムを NGO へ委託実施している (例: チャイルドラインや女性ヘルプライン、Ujjawala) コルカタ市の NGO は DWDC & SW や DHA と良好な関係が構築されている	1) NGO によると国家スキームからの支払時期が不定期であるため活動実施に影響がある 2) 農村部の僻地で活動をしている NGO は州政府と調整するのが難しい	1) スケジュール通り支払を行う体制づくり 2) 農村部の僻地で活動している NGO や県政府なども招待した会合を開催する必要がある
MWCD/DWCD の能力が低い	MWCD は女性や子どもの人身取引対策を行う主要な組織として、Ujjawala、Swadhar Greh、ICPS といったスキームを実施してきた。	1) MWCD は訴追や保護の活動を MHA や州警察の協力を得て活動を実施する他手段をもっていない 2) MWCD が実施している活動は CSE による人身取引の予防と保護に重点が置かれている	1) MWCD と MWCD の調査を行い、課題を明確にする 2) CSE 分野以外の被害者にも対応できる様能力強化を行う 3) ニーズ調査や被害者を支援するプログラムの開発能力を強化する
MHA/DHA の能力が低い	警察官、検事、裁判官に対する研修が実施された	定期的な能力強化研修は実施されておらず内容も現在の人身取引の動向や環境の変化に対応したものとなっていない	1) MHA や DHA の研修ニーズ調査を実施する 2) 研修教材を改訂して ToT を開催する
AHTU の能力が低い	インド全土で 225 の AHTU が開設された	1) 全ての AHTU が機能していない 2) AHTU がない県もある	1) AHTU の現状を調査し、機能しない理由を調査する 2) 開設済みの AHTU の機能が強化されるよう、必要な支援や調整を行う 3) AHTU の県レベルの活動を強化する
警察の能力が低い	他の関係者と連携して捜査を行う体制が整っている 2009 年以降人身取引に関連した犯罪種別が増えている	1) 警察官から賄賂などを要求されるのを敬遠して通報しない 2) 買春宿の経営者が警察とつながっており事前情報を得てしまうために取締りの対象とならない 3) 事前調査や情報が漏れることで適切な捜査ができない 4) 汚職、証拠の不備、怠慢な捜査の結果、被害者への賠償や訴追につながらないといった被害者への不利益を生んでいる 5) 捜査が数ヶ月にも及び、また裁判も数年要するため、被害者の社会復帰、再統合が遅れる	1) 警察官の倫理観を強化する 2) 救出活動に特化している NGO を講師として研修を実施する 3) 被害者に寄り添い、人権に基づくアプローチを取る必要がある。被害者の社会復帰、再統合を促進するために、被害者のニーズを尊重した支援を行う。
NGO の能力が低い	経験豊富な国際 NGO や国内 NGO が複数ある	1) 規模が小さい NGO では、研修など能力強化を行うのが難しい	1) 小規模な NGO の能力強化を支援する

	<p>多くの NGO が諮問委員会のメンバーとなっている</p> <p>NGO によっては政府や他の NGO との良好な関係を構築している</p>	<p>2) 人身取引対策の 4P に支援している実務者への共通ガイドラインがない</p> <p>3) 農村部の僻地で活動を行っている NGO は活動資金を得るのが難しい</p> <p>4) 送出地と受入地の両方の NGO が連携して、裁判に必要な証拠集めや安全な帰還を行うための支援がない</p>	<p>2) NGO 関係者の能力強化のために手順をまとめたガイドライン、マニュアル、優良事例や学びをまとめた教材などを開発する</p> <p>3) NGO フォーラムの設立を支援する</p> <p>4) 僻地で活動を行っている NGO や支援が行き届いていない地域で活動を展開しようとしている NGO などへ小規模な助成金制度を導入する</p> <p>5) 保護や訴追活動を効果的に実施するために NGO 同士の連携を促進する</p>
--	---	--	---

上述したギャップ分析の結果、4P と能力強化の観点からさまざまな課題が明確となった。しかし、二国間協力では政策や法律の承認や改正や被害者の帰還といった課題は対応するのは難しい。一方、予防、保護、能力強化については、日本の専門性、経験を活かすことができ、インドが抱える VAW、人身取引の問題に貢献できる分野も多い。第7章では、JICA の支援によって成果が見込まれる課題を具体的に提案する。

第7章 女性に対する暴力および人身取引にかかる提言

インドにおける VAW および人身取引対策にかかる協力を JICA が行うにあたり、第6章で述べた VAW と人身取引に関する課題やギャップ分析の結果に加え、本分野での支援を行う上で C/P となりうる政府機関との制約などを念頭に可能と考えられる協力の方向性を以下の方針に沿って検討した。

方針1：JICA と協働して本課題に取り組むモチベーションの高い組織

本調査での現地聞き取りに対して協力的であった MHA、WB 州の AHTU、DWCD など
を対象とした案件形成を提案する。

方針2：JICA あるいは日本の経験やノウハウが活かせる分野の支援

JICA がタイ、ベトナム、ミャンマーで実施する人身取引対策の技術協力プロジェクト
においては、関係機関の連携強化、緊急電話相談であるホットラインの機能強化、シェル
ター支援、カウンセリング能力強化等の経験と知見があるため、これらを活用する。

方針3：NGO との連携を重視した支援

MWDC をはじめとする政府のスキームは、政府の資金供与のもと NGO が実施してお
り、政府と NGO の連携強化と現場での NGO 職員の能力強化こそが被害者の裨益に繋
がるため、NGO との連携を重視する。

方針4：インドの人身取引に関する政策や支援方針と整合性のある活動

協力の妥当性を高め、またインドの政策に反映できるようなパイロット活動を策定する。

第6章で分析した主要な課題の解決のためには、第一に、MHA、MWCD という主要な
関連政府機関を対象として、人身取引の状況に合わせたカウンセリング、報告、ケース
マネジメント、リファール等に関する研修が必要である。この際に、それぞれの現場の実
情に合わせた能力強化のためには、州と県の政府職員と NGO 職員を対象とした能力強化が
求められる。第二に、政府の関連機関の連携と調整体制が、中央、州、県のそれぞれのレ
ベルで強化されるべきである。第三に、南アジアの近隣諸国とのネットワーク強化や情報交換
が促進されるべきである。これらを念頭に、以下に JICA の今後の支援の方向性として6案
を提案する。第1案と第2案は、MHA と AHTU およびその実施パートナーである NGO に
対して保護の分野に注力した能力強化を図るものである。また、第3案と第4案は、MWDC
と DWCD および NGO を対象として、シェルターの質の向上、技能訓練とチャイルドライ
ンの機能強化を目指すものである。第5案では、被害者に最も近い県レベルの関係機関の調
整メカニズムの強化を提案する。最後に第6案では、南アジア近隣諸国とのネットワーク強
化のために、日本とタイでの研修プログラムを提案する。

7.1 人身取引対策の ToT 及び AHTU と NGO の連携強化

変容する人身取引の状況に合わせたカウンセリング、報告、ケースマネジメント、リファールに関するカリキュラムの開発および研修教材の更新を行う。研修の一部は、共通の課題について取り組みを行っている政府機関および NGO 関係者を対象とすることで、関係者間の連携強化を図ることとする。正式な連携メカニズムを構築するため、中軸となる県警察、カウンセラー、NGO を県レベルで任命することも一案である。これらの組織は、被害者により近い立場で人身取引に関与することから、技術的な支援を必要としている。

課題	<p>訴追・取締り、予防、保護、能力強化アプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要な人身取引加害者である 買春宿の経営者の逮捕が困難である ● 有罪判決数が少ない ● コミュニティレベルで、女性と子どもの権利や人身取引の問題に関する意識と認知が低い ● 警察やその他の政府機関関係者が、人身取引の定義や関連法案、近年の犯罪の手口や傾向の変化、女性と子どもに対する暴力の問題などについての十分な知識を持っていない ● 救出活動の際に、警察と NGO の連携が常に行われていない ● 近年の犯罪の手口や傾向の変化は、救出活動を困難にしている ● 被害者への情報提供とコンサルテーションが十分に行われていない ● 女性や子どもの人身取引対策に人権に基づくアプローチが十分に取り入れられた活動がされていない ● 政府と NGO の調全体制が十分機能していない ● MWCD、DWCD の能力が低い ● MHA、DHA の能力が低い ● AHTU の能力が低い ● 警察の能力が低い ● NGO の能力が低い
事業目的	<p>人身取引にかかる訴追・取締り、予防、保護の分野において従事する人材の能力強化をすることで変化する人身取引の状況により適切に対応できるようにするとともに、州政府と市民団体の連携強化を図る。</p>
想定される C/P 機関	<p>MHA、NGO</p>
事業対象者	<p>WB 州の特定県における AHTU 職員、警察、チャイルドライン運営者、SALSA、DALSA、SSB、BFS、CWC 関係者、保健局職員、NGO</p>
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係者の人身取引の訴追・取締り、予防、保護にかかる能力が強化される 2. 政府機関と NGO 間の連携が強化される 3. 人身取引にかかる課題が抽出される
活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の研修プログラムとその内容のレビュー ● 人身取引対策に取り組む州・県レベル行政職員と NGO の明確化 ● 研修教材の更新・開発 ● マスタートレーナー研修 (TOT) の実施 ● 研修成果のフォローおよび研修モジュールの改訂 ● 人身取引被害の大きい県における 中軸となる NGO の任命

7.2 人身取引の送出地（州）と受入地（州）のAHTUの連携強化

人身取引加害者の訴追・取締りおよび被害者の保護のため、警察、シェルターの職員、ヘルプラインの運営者、弁護士等に対するケースマネジメントやリファールシステムにかかる研修を実施する。また、人身取引の送出州と受入州の間の連携メカニズムを強化する。さらに、連携メカニズムを構築するため、中軸となる県警、カウンセラー、NGOを県レベルで任命することも一案である。既述の7.1同様、これらの組織は、被害者により近い立場で人身取引に関与することから、技術的な支援を必要としている。

課題	<p>訴追・取締り、予防、能力強化アプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要な人身取引加害者である買春宿の経営者の逮捕が困難である ● 有罪判決数が少ない ● 警察やその他の政府機関関係者が、人身取引の定義や関連法案、近年の犯罪の手口や傾向の変化、女性と子どもに対する暴力の問題などについての十分な知識を持っていない ● 救出活動の際に、警察とNGOの連携が常に行われていない ● 近年の犯罪の手口や傾向の変化は、救出活動を困難にしている ● 女性や子どもの人身取引対策に人権に基づくアプローチが十分に取り入れられた活動がされていない ● 州レベルの調全体制が十分機能していない ● 政府とNGOの調全体制が十分機能していない ● MHA、DHAの能力が低い ● AHTUの能力が低い ● 警察の能力が低い ● NGOの能力が低い
事業目的	人身取引加害者の摘発と被害者の保護のため、送出地および受入地のAHTU職員の能力を強化し両州間で連携を図る。
想定されるカウンターパート(C/P)	MHA、CID (NCTD、WB州)、DWCD&SW (WB州)
事業対象者	州AHTU職員、チャイルドライン運営者、SALSA、DALSA、SSB、BFS、CWC関係者、保健局職員 (WB州および受入州)
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係者の人身取引の訴追・取締り、予防、保護にかかる能力が強化される 2. 送出州と受入州間の連携が強化される 3. 人身取引にかかる課題が抽出される
活動	<ul style="list-style-type: none"> ● パイロット送出州・受入州の選定 ● 県レベルにおいて人身取引対策の取り組みを行っているステークホルダーの把握 ● ケースマネジメント研修の実施 ● リファール・スキル研修の実施 ● 送出州・受入州間の報告メカニズムの構築 ● 被害者の保護に関するリファールガイドラインの作成 ● 人身取引被害の深刻な県における中軸となるNGOの任命

7.3 人身取引予防及び被害者の社会復帰のための職業訓練強化

生計手段へのアクセスが限られていることは、人身取引が発生する原因でもあり、また被害者の社会復帰を阻む要因でもある。既存の職業訓練のスキームを活用し、人身取引リスクの高い地域（予防）やシェルターにいる被害者（保護）に訓練を行うとともに雇用主と提携し、就労機会を提供することを提案する。MWCD の Ujjawala や Swadhar Greh スキーム、MLE の NCLP との連携が考えられる。

課題	予防、保護アプローチ <ul style="list-style-type: none"> ● 予防活動が統合的アプローチで実施されていない ● 政府運営のホームやシェルターが提供する職業訓練は、被害者のニーズが雇用機会を得るための市場ニーズと一致していない ● ホームの数が不十分である ● 人身取引の再発を防ぐ試みが限られている
事業目的	人身取引の危険性の高い地域および被害者の生計手段・雇用機会へのアクセスを向上する。
想定されるC/P	WB州 DWCD&SW、 Department of Labour and Employment、 CWC、 NGO
事業対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● WBの人身取引リスクの高い県の若い女性（予防） ● シェルターに滞在する人身取引被害者（社会復帰）
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人身取引リスクの高いコミュニティの意識が向上する 2. シェルターの施設やサービスが改善される 3. 若い女性や人身取引被害者に就労機会が提供される 4. 人身取引にかかる課題が抽出される
活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 人身取引リスクの高い地域とシェルター所在地のマッピング ● 人身取引リスクの高い地域における啓発活動の実施 ● シェルターの建設・改築 ● シェルター職員（政府・NGO）に対するカウンセリングとマネジメント研修の実施 ● 既存の職業訓練スキームの精査 ● 市場調査・生計向上に関する調査および裨益者のニーズ調査の実施 ● 裨益者に対する職業訓練の提供 ● カリキュラムおよび研修教材の開発 ● 研修の実施 ● 雇用主やマイクロクレジットスキームの把握 ● 裨益者に対する雇用先の紹介

7.4 チャイルドラインおよび女性のヘルプラインの強化

チャイルドラインは子どもを保護するための緊急ホットラインであり、インド国内では制度化されている。しかし、チャイルドラインの運営はリソースの限られた NGO に依存しており、改善の余地がある。他方で、暴力や人身取引の危険に晒されている女性のためのヘルプラインは、チャイルドラインのように確立されたシステムがない。また、国内でも女性のヘルプラインの有無は地域によって大きく異なるのが現状である。

課題	予防、保護、能力強化アプローチ <ul style="list-style-type: none"> ● 女性や子ども対象のヘルプラインが十分に機能していない ● 救出活動の際に、警察と NGO の連携が常に行われていない ● 女性や子どもの人身取引対策に人権に基づくアプローチが十分に取り入れられた活動がされていない ● MWCD、DWCD の能力が低い ● 警察の能力が低い ● NGO の能力が低い
事業目的	WB 州におけるチャイルドラインサービスの改善と女性ヘルプライン・モデルの開発をする。
想定される C/P	WB 州 DWCD&SW、警察、NGO
事業対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存のチャイルドラインおよび女性ヘルプラインの運営者 (NGO) ● 警察 ● ソーシャルワーカー・カウンセラー
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. チャイルドラインおよび女性のヘルプラインで働くカウンセラーの能力が向上する 2. 女性のヘルプライン・モデルが構築される 3. チャイルドラインおよび女性のヘルプラインに対する一般市民の認知度が高まる
活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存のチャイルドラインおよび女性のヘルプラインにおける課題の抽出 ● チャイルドラインおよび女性のヘルプラインを強化するためのパイロット県の選定 ● ソーシャルワーカーに対するカウンセリングの研修 ● リファールシステムの研修 ● 警察が運営する女性のヘルプラインのマニュアルやガイドラインの作成 ● 女性のヘルプライン運営にかかる警察への研修 ● 女性ヘルプライン・モデルを他県に広めるための共有ワークショップの開催 ● 一般市民を対象としたチャイルドラインと女性ヘルプラインの啓発活動の実施

7.5 県レベルの人身取引対策および女性と子どもに対する暴力防止メカニズムの強化

人身取引に対する取り組みは、様々な関係者の努力を要し、関係者間の調整が特に重要になる。調整は、様々なレベルで必要となるが、県レベルでの調整も重要である。パイロット県において関係者の能力向上を図り、調整メカニズムを強化しながら、人身取引対策に対する統合的なアプローチが求められる。

課題	<p>政策、予防、保護、能力強化アプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 州レベルの行動計画や法案が策定されていない ● 有罪判決数が少ない ● コミュニティレベルで、女性と子どもの権利や人身取引の問題に関する意識と認知が低い ● 警察やその他の政府機関関係者が、人身取引の定義や関連法案、近年の犯罪の手口や傾向の変化、女性と子どもに対する暴力の問題などについての十分な知識を持っていない ● 予防活動が統合的アプローチで実施されていない ● 救出活動の際に、警察と NGO の連携が常に行われていない ● 被害者への情報提供とコンサルテーションが十分に行われていない ● 政府運営のホーム、シェルターが提供する職業訓練は、被害者のニーズが雇用機会を得るための市場ニーズと一致していない ● 人身取引の再発を防ぐ試みが限られている ● 女性や子どもの人身取引対策に人権に基づくアプローチが十分に取り入れられた活動がされていない ● 収集されたデータが予防活動に十分活用されていない ● 州レベルの調整体制が十分機能していない ● 県レベルの調整体制が十分機能していない ● 政府と NGO の調整体制が十分機能していない ● MWCD、DWCD の能力が低い ● MHA、DHA の能力が低い ● AHTU の能力が低い ● 警察の能力が低い ● NGO の能力が低い
事業目的	WB 州のパイロット県において、女性と子どもに対する暴力と女性と子どもの人身取引を失くすための県レベルの調整メカニズムを強化する
想定される C/P	州レベル (WB 州) : DWCD&SW、DHA、CID、AHTU、警察その他関連部局 県レベル : DWCD&SW、県知事および関連部局、NGO など
事業対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● SAC と州レベルの女性と子どもに対する人身取引対策の関連部局 ● DAC と県レベルの女性と子どもに対する人身取引対策の関連部局 ● 経済的および社会的に不利な立場にある女性と子ども
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. パイロット県において、DAC が設置・強化され、SAC との調整メカニズムが強化される。 2. パイロット県において、警察、県の関係部局職員、NGO、裁判官、シェルター職員などの人身取引ケースを扱う能力や被害者への適切な対応能力が高まる。 3. パイロット県の経済的・社会的に不利な立場にある女性に識字、ライフスキル研修、職業訓練、小規模融資などの必要な支援が与えられる。 4. パイロット県の経済的社会的に不利な立場にある子どもに、基礎教育、職業訓練、出生登録などの必要な支援が与えられる。
活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況分析調査 (脆弱な地域や人々の把握含め) を行う。 ・ 必要な活動を行うための DAC の設置・強化および SAC によるモニタリング強化 ・ 対象コミュニティにおける人身取引および女性や子どもに対する暴力に関する意識啓発 ・ DAC メンバーや県レベルの関係者への人身取引の定義や関連法、人身取引対策に必要な知識の研修 ・ 対象コミュニティでの識字 (女性)、基礎教育 (子ども)、ライフスキル教育、職業訓練 (女性、若者) などの研修 ・ 人身取引被害者や暴力被害者への適切な支援がおこなえるような県レベルでのリファールメカニズムの構築

7.6 南アジアにおける女性に対する暴力撲滅に向けたネットワーク構築研修

2015年以降、インド政府は近隣国と女性や子どもの人身取引に関する二国間 MoU の締結に向けた取り組みを進めている。南アジアの国々が協調し合うには、お互いの国の現状や人身取引対策の学び合いが重要となる。日本とタイ（JICA がタイ国にて実施している「タイ・メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト: CM4TIP」）での研修を通して、機能強化や、人身取引対策に取り組む参加者同士での連携、ネットワークの強化に資する方策を検討する。

課題	能力強化アプローチ <ul style="list-style-type: none"> ● 女性や子どもの人身取引対策に人権に基づくアプローチが十分に取り入れられた活動がされていない ● 近隣諸国との連携体制をさらに強化する必要がある ● 中央レベルで調整の動きが出ているがまだ十分機能してない ● 州レベルの調全体制が十分機能していない ● 県レベルの調全体制が十分機能していない ● MWCD、DWCD の能力が低い ● MHA、DHA の能力が低い ● AHTU の能力が低い ● NGO の能力が低い
事業目的	南アジアにおける、人身取引対策の課題について相互理解する。2～3 週間の研修を通して、南アジアにおける予防、被害者保護と自立支援に携わる関係機関の役割や協力体制について理解する。
参加者候補 / 参加国	参加者: DWCD、MHA、CID、人身取引に係る NGO 対象国: インド、ネパール、バングラデシュ、アフガニスタン（アラブ首長国連邦、バーレーン）
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本政府の人身取引対策や JICA のメコンでの取り組み事例を理解する。（可能であれば CM4TIP も訪問） 2. 日本の NGO による人身取引被害者に対する保護支援策について理解する。 3. 人身取引の予防、加害者訴追、被害者保護、帰還、社会復帰の一連のプロセスと関連機関の関係を把握し、各国の優良事例や課題が抽出・分析される。 4. 参加国同士の人身取引対策の状況やアプローチ、各国の人身取引対策の改善策、国を超えたネットワーク構築に向けた方策が検討される。人身取引に関する課題が明確にされる
活動	<ul style="list-style-type: none"> ● インセプションレポートの作成 ● 政府や NGO の VAW や人身取引に関する講義 ● 日本国内での視察（シェルター、ホットラインなど）、タイ（CM4TIP） ● 経験共有ワークショップの開催 ● 国別アクションプランの作成

結論

本調査で収集したデータと情報を整理し、人身取引の政策、予防、取締り・追訴、保護の4Pと能力強化の観点から、主要な課題を抽出した。

まず、政策・法律に関する課題として、関連法案の未承認が挙げられる。女性と子どもに特化した人身取引の予防と撲滅のための国家総合行動計画やITPA改正法案など、策定はされたものの未だ承認には至っていないため、中央レベルでは、草稿されたばかりの「人身取引（予防、保護、社会復帰）法案」の議論が進むことが今後期待されている。また、先進事例であるゴア州に見られるような州レベルでの行動計画・法案の策定が必要とされている。

予防に関しては、コミュニティレベルでの意識啓発プログラムの対象地域が散在しているためにそれぞれの効果や好事例の蓄積がされにくい状況にある。プログラムの内容についても、CSEのみを扱ったものが多く、最も被害者の多い労働搾取が含まれないなど、内容に偏りがあるとともに、近年の犯罪の手口や傾向の変化、女性と子どもに対する暴力の問題などが含まれていないという課題もある。意識啓発のみではなく、技術訓練や教育支援など、プッシュ要因となっている貧困問題に寄与する、統合的な予防アプローチが取られるべきであろう。また、全国で設置されているチャイルドラインや女性ヘルプラインについては、リファール機能が不十分なために、相談に対して的確な対象ができないという問題も指摘されている。

訴追・取締りに関しては、最も深刻な課題は有罪判決数の少なさである。人身取引の事案における警察官の取り調べ能力の低さに加えて、ITPAで定められたソーシャルワーカーの立会いやNGOとの連携体制も十分整っていないこと、送出地と受入地の警察官の連携が限定的でスムーズな検挙に結びつかないこと、などが課題である。

保護に関する課題は、第一に、救出活動における警察とNGOの連携の弱さ、手口の巧妙化が救出を困難としている。第二に、社会復帰の課題として、MWDCによるスキームの下で、多くのシェルター・ホームが運営されているものの、適切な医療ケア、カウンセリング、社会復帰に向けたライフスキル研修、雇用機会を得るための技術訓練など、サービスの質に多くの課題がある。なお、帰還手続きの遅れにより、多くの被害者がホームに長い期間滞在することを余儀なくされているため、圧倒的にホームの数が足りないという問題もある。第三に社会再統合の課題としては、CWCの技能不足と人材不足、コミュニティレベルでの意識啓発プログラムの限界、NGO職員のカウンセリングやケースマネジメントの技能の低さなどにより、再発を十分に防ぐことが困難となっている。最後に、帰還については、多くの州で、関係機関の調整が上手く機能していないことから、被害者の出身地の特定などに手間取り、帰還まで長い時間を要することが課題である。

これらの主要な課題を踏まえて、人身取引対策に従事する関係職員、特にMWCD、DWCD、MHA、DHA、AHTU、警察、NGOの職員を強化することが求められる。このためには、さらなるデータ整備を行うとともに、予防、訴追・取締り、保護にあたって、送出地と受入地の関係職員の連携と調整メカニズムを確立することが喫緊に必要とされている。同様に、中央・州・県の各レベルでの関係政府機関の調整・連携体制の強化、政府機関とNGOの連携体制の強化、近隣諸国やSAARCとの地域レベルでの連携強化の必要性も挙げられ

る。また、VAW と人身取引対策に従事するこれらの職員が、女性と子どもの人権という基本認識を踏まえて、本課題に取り組むことが重要である。

本調査では、以上の課題のギャップ分析を行い、これらの課題に取り組む方法として、JICA の今後の支援の方向性を示す 6 つの支援案を抽出した。第一は、特に MHA とその実施パートナーである NGO をカウンターパートに、変容する人身取引の状況に合わせたカウンセリング、報告、ケースマネジメント、リファールに関するカリキュラムの開発および研修教材の更新を行い、多様な関係者への TOT を行うプロジェクトである。第二に提案するプロジェクトは、第一と同様の内容の TOT アプローチであるが、特に送出处と受入地の関係職員の連携と調整に焦点を当て、二州を対象に能力強化を行う。どちらも、州政府関係者に加えて、被害者により近い立場で人身取引に関与する県警察、NGO、カウンセラーなど、県政府レベルの関係者への研修に重点を置くこととする。第三の提案は、脆弱なコミュニティの貧困問題に着目して、予防と社会復帰のための統合的アプローチを採用した職業訓練強化プロジェクトである。裨益者はコミュニティの女兒と女性、およびシェルター滞在中の被害者とし、シェルターの質の向上も支援する。第四の提案は、全国で制度化されているチャイルドラインと、VAW 対策として設置されている女性のヘルプラインの機能強化であり、MWCD や DWCD をカウンターパートとするものである。第五の提案は、県レベルの関係者の調整メカニズムに強く焦点をあてたプロジェクトであり、パイロット県において、県レベルの調整メカニズムである県顧問委員会の設立支援とその強化を目的とするものである。最後に第六の提案は、南アジアでの近隣諸国間のネットワーク構築を目的として、インド、ネパール、バングラデシュ、アフガニスタンからの関係職員を日本とタイに招き、2～3 週間の研修を通して、南アジアにおける予防、被害者保護と自立支援に携わる関係機関の役割や協力体制について理解する研修プログラムである。

上記の支援案について、まずは、モチベーションの高い州政府を対象にパイロット事業を実施しながら、現場における全関係者それぞれが抱える実際の課題を十分に把握することを提案する。このようにパイロット事業を展開する中で、本調査中に困難であった政府機関の組織能力分析などについても、現場から把握することが可能であろう。一方、まずは、第 6 案である本邦および第三国研修を通して主要関係機関の人材との関係を十分に構築した上で効果的な協力方法を探るなど、戦略的に取り組む必要があると思われる。

添付資料

- 添付資料-1 調査グリッド表
- 添付資料-2 インタビュー調査先リスト（現地調査）
- 添付資料-3 インタビュー調査先リスト（日本国内）
- 添付資料-4 面談記録（現地調査及び国内調査）
- 添付資料-5 作業工程表
- 添付資料-6 要員計画
- 添付資料-7 インドにおける人身取引の主な送出地（国）、経由地（国）、受入地（国）
- 添付資料-8 インド各州における人身取引に関連する犯罪別事件数、被害者数、犯罪率（2014年）

添付-1 調査グリッド表

調査グリッド

大項目	中項目	#	調査項目 小項目	調査先									情報入手手段		
				内務省	AHTU	女性子ども 開発省	女性子ども 開発局	ドナー	NGO	自助グ ループ	法務省/ 法務局	検察		警察	
基礎情報	1. 女性に対する暴力と人身取引に関する現状把握及び分析・課題の抽出	1-1	インドにおける女性に対する暴力の Kategorization と犯罪件数の把握	○		○	○	○					○	・文献レビュー ・インタビュー	
		1-2	女性に対する暴力の被害者の社会的・経済的・地理的背景及びジェンダーに基づく分析（人身取引以外）			○	○	○							
		1-3	人身取引被害者の社会的・経済的・地理的背景及びジェンダーに基づく分析	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		1-4	人身取引被害者・加害者数(性別)、摘発状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		1-5	人身取引の手口、パターン(国内とクロス・ボーダーの場合)	○	○	○	○	○	○	○					
		1-6	被害の予防の現状（国内とクロス・ボーダーの場合）	○	○	○	○	○	○	○					○
		1-7	訴追および取り締まりの現状(国内とクロス・ボーダーの場合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		1-8	被害者保護、帰還、社会復帰支援のプロセスと現状（国内とクロス・ボーダーの場合）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
政策	2. 女性に対する暴力と人身取引に関する関連法及び関連政策の整理・分析	2-1	女性に対する暴力に関連する法律・批准条約とその内容	○		○	○							・文献レビュー ・インタビュー	
		2-2	女性に対する暴力に関連する政策（中央政府レベル）とその内容	○		○									
		2-3	人身取引に関連する法律・批准条約とその内容	○		○	○								
		2-4	人身取引に関連する政策（中央政府レベル）とその内容	○		○									
CB	3. 関係機関の機能・役割分担、連携体制、能力などに関する情報の収集・分析・課題の抽出	3-1	中央レベルにおける政府機関の役割・機能と連携、行財政能力状況	○		○					○	○	○	・文献レビュー ・インタビュー ・視察	
		3-2	州レベルにおける政府機関の役割・機能、行財政能力と連携状況		○		○						○		
		3-3	NGOや自助グループの活動内容、課題・成果						○	○					
		3-4	各機関に所属するスタッフの状況とその役割・資格	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		3-5	省庁間・中央-地方間・政府-NGO間の連携・調整メカニズム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		3-6	周辺国やSAARCにおける女性に関する暴力及び人身取引に関する連携体制・調整メカニズム	○		○		○				○	○		○
基礎情報	4. 対象州における調査の実施	4-1	対象州における人身取引の現状把握		○		○		○	○	○	○	○	・文献レビュー ・インタビュー ・視察	
政策		4-2	対象州における州政府の政策とその実施状況の把握		○		○								
CB		4-3	対象州における政府機関とNGOや自助グループの連携状況		○		○		○	○					
支援		4-4	対象州における他ドナーやNGOなどによる支援状況の把握					○	○						
4P		4-5	対象州における人身取引に関する課題の抽出		○		○	○	○	○	○	○	○		

AHTU: Anti Human Trafficking Unit

添付-2 インタビュー調査先リスト（現地調査）

インタビュー調査先リスト(現地調査)

#	Date of Visit	Area	Gov./UN/International Org./NGOs	Organization	Name	Position	URL
1	2015/7/2	NCTD	NGO	Shakti Vahini	Ravi Kant		http://shaktivahini.org/
2	2015/8/27	NCTD	UN	UN Women	Anju Pandey		http://asiapacific.unwomen.org/en/countries/india
		NCTD			Sonal Jaitly		
3	2015/8/31	NCTD	NGO	RBC Trust (recognised as STOP before the survey)	Roma Debabrata	Founder	http://www.stop-india.org/
4	2015/8/31	NCTD	NGO	RBC Trust (recognised as STOP before the survey)	Joanna Daniel Wrabetz	Director, Research, Data Collection and Analysis Unit	
5	2015/9/1	NCTD	NGO	Apne Aap	Nana Taw	Media Associate	http://apneap.org/
6	2015/9/1	NCTD	UN	United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC), Regional Office for South Asia	Swasti Rana	Project Officer Anti Human Trafficking	http://www.unodc.org/southasia , http://www.unodc.org/toc
7	2015/9/4	NCTD	UN	ILO	Igor Bosc	Chief Technical Advisor	http://www.ilo.org/newdelhi/whatwedo/projects/WCMS_166809/lang-en/index.htm
8	2015/12/13	NCTD	NGO	DMRC Shelter Home & ChildLine Salaam Balak Trust	Praveen		http://www.salaambaalaktrust.com/index.html
9	2015/12/23	NCTD	Government	Ministry of Home Affairs (MHA) Prison Reforms & Anti Trafficking Cell	Rajnish Kwatra	Under Secretary	http://www.mha.nic.in/
10	2016/1/8 11:00	WB	NGO	Mankind in Action for Rural Growth (MARG)	Nirman John Chhetri	General Secretary	http://www.ngo-marg.org/about/join-us-2
					Rohini Nicholas	Social Worker	
					Ashwini Chhetri	Coordinator	
11	2016/1/8 12:30	WB	NGO	Edith Wilkins Street Children Trust	Anuja Ghaley Namrata Sharma	Director Assistant Director	http://edithwilkinsfoundation.org/
12	2016/1/11	WB	Government	Malbazar Jalpaiguri Sub Divisional Police Officer (SDPO)	Shri N.N Bhutia	SDPO, West Bengal Police Station (since 03-03-2014)	http://calcuttahighcourt.nic.in/district_courts/jalpaiguri.htm
13	2016/1/8	WB	NGO	Sashastra Seema Bal (SSB, MHA)	Tapan Kumar Das	Commandant	http://www.ssb.nic.in/
14	2016/1/11	WB	NGO	Duars Express Mail	Raju Nepali	Director	N/A
15	2016/1/11 18:30	WB	Government	Child Welfare Committee (CWC) Darjeeling	Sister Sudeshna	Executive Member	N/A
16	2016/1/14 19:00	WB	NGO	The Humming Bird Trust	Rajiv Kumar Roy	Lead- India Programme	http://thehummingbirdtrust.co.uk/
17	2016/1/15	WB	NGO	Sanlaap	Pinaki Ranjan Sinha Tapoti Bhowmick	Executive Director	http://www.sanlaapindia.org
18	2016/1/16	WB	NGO	Sanjog	Roop Sen		http://www.sanjogindia.org/
19	2016/1/18 12:00	WB	Government	Department of Women and Child Development, Kolkata Directorate Child Rights and Trafficking	Richa Mishra	Director Child Rights and Trafficking	http://wbcs.gov.in/
20	2016/1/18 16:30	WB	NGO	Child in Need Institute (CINI)	Rajib Kumar Halder	Additional Director	http://www.cini-india.org/
21	2016/1/19 14:00	WB	Government	Anti-Human Trafficking Unit (AHTU), Kolkata	Smt. Sarbari Bhattacharya (OC, AHTU)	Crime Investigation Dept., West Bengal	N/A AHTU: http://stophumantrafficking-mha.nic.in/
22	2016/1/19 15:00	WB	Government	Criminal Investigation Department, Kolkata	Shri. V. Kr. Goyal	Inspector, General of Police (IPS)	http://www.cidwestbengal.gov.in/
23	2016/2/2	NCTD	UN	United Nations Children's Emergency Fund (UNICEF)	Miho Yoshikawa	UNV Child Protection Officer	http://unicef.in/
24	2016/2/19	NCTD	International Organization	International Organization for Migration (IOM)	Amit Bhardwaj Radharani Thakuria	Programme Assistant	https://www.iom.int/countries/india
25	2016/3/7 10:00	NCTD	NGO	Counsel to Secure Justice (CSJ)	Eliza Rumthao	CSJ Director	http://www.csjindia.org/

添付-3 インタビュー調査先リスト（日本国内）

インタビュー調査先リスト(日本国内)

No.	訪問日	種類	団体・機関名/プロジェクト名	氏名	職名
1	2016/2/1 15:30-17:00	JICAプロジェクト	ミャンマー国人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト	甲木 京子様	チーフ・アドバイザー
2	2016/2/4 11:00-12:00	JICAプロジェクト	ベトナム国人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト	小川 佳子様	チーフ・アドバイザー
3	2016/2/3 16:00-17:30	専門家	明治学院大学 国際学部 国際キャリア学科	齊藤 百合子様	准教授
4	2016/02/08 14:00-15:00	JICA	JICA	田中 由美子様	国際協力専門員(ジェンダーと開発)
5	2016/02/18 13:30-14:30	UN	国際移住機関 (IOM) 駐日事務所	清谷 典子様	プログラム・マネージャー
				須藤 詠子様	人身取引対策コーディネーター
				森田 カリーナ様	人身取引対策・帰国支援 主任ケースワーカー
6	2016/02/23 13:30-14:30	NPO	認定NPO法人かものはしプロジェクト	本木様	共同代表
				清水様	シニア・プログラム・マネージャー
				手嶋様	インド事業部
7	2016/02/25 10:30-12:30	研究機関	独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所	山田 美和様	新領域研究センター法・制度研究グループ長
8	2016/3/9 15:00-16:00	NGO	特別非営利活動法人シャプラニール＝市民による海外協力の会	菅原 伸忠様	海外活動グループチーフ
9	2016/03/16 10:30-11:40	JICAプロジェクト	人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト	百生 詩緒子様	チーフ・アドバイザー
10	2016/03/09 11:00～12:30	研究機関	独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)	渡辺 美穂様	研究国際室研究員
11	2016/04/05 10:00-12:00	NPO	NPO法人人身取引被害者サポートセンター ライトハウス	藤原 志帆子様	代表
12	2016/04/22 11:00-(at Earth Day event)	NGO	特定非営利活動法人 ラリグラス・ジャパン	長谷川 まり子様	代表
13	2016/05/6 15:00-16:00	NGO	認定特定非営利活動法人 地球市民ACTかながわ/TPAK	伊吾田 善行様	事務局長
				バックレイ 麻知子様	副代表、JICA草の根技術協力事業 プロジェクトマネージャー
				板倉 玲子様	JICA草の根技術協力事業 プロジェクトサブマネージャー

添付-4 面談記録

添付資料-4 面談記録

面談記録目次

Minutes of Meeting (現地調査)

Minutes of the Meeting 1: Shakti Vahini	1
Minutes of the Meeting 2: UN Women	2
Minutes of the Meeting 3: UN Women	3
Minutes of the Meeting 4: STOP (RBC Trust)	5
Minutes of the Meeting 5: Apne Aap	7
Minutes of the Meeting 6: UNODC	9
Minutes of the Meeting 7: ILO	11
Minutes of the Meeting 8: Salaam Balak Trust	13
Minutes of the Meeting 9: Anti-Trafficking Cell, MHA	15
Minutes of the Meeting 10: Edith Wilkins Street Children Trust	17
Minutes of the Meeting 11: MARG	19
Minutes of the Meeting 12: Sashastra Seema Bal	21
Minutes of the Meeting 13: CWC	23
Minutes of the Meeting 14: Duars Express Mail	24
Minutes of the Meeting 15: SDPO	25
Minutes of the Meeting 16: Humming Bird Trust	27
Minutes of the Meeting 17: Sanlaap	30
Minutes of the Meeting 18: Sanjog	33
Minutes of the Meeting 19: DWCD	35
Minutes of the Meeting 20: CINI	38
Minutes of the Meeting 21: AHTU	41
Minutes of the Meeting 22: CID	43
Minutes of the Meeting 23: UNICEF	44
Minutes of the Meeting 24: IOM	47
Minutes of the Meeting 25: CSJ	48

面談記録 (国内調査)

面談記録 1: JICA プロジェクト (ミャンマー)	50
面談記録 2: 明治学院大学	52
面談記録 3: JICA プロジェクト (ベトナム)	55
面談記録 4: JICA 専門員	57
面談記録 5: IOM	58
面談記録 6: 認定 NPO 法人かもものはしプロジェクト	60
面談記録 7: JETRO-IDE	66
面談記録 8: NWEC	72
面談記録 9: 特別非営利活動法人シャプラニール=市民による海外協力の会	75
面談記録 10: JICA プロジェクト (タイ)	78
面談記録 11: 特定非営利活動法人 ラリグラス・ジャパン	82
面談記録 12: 特定非営利活動法人 地球市民 ACT かながわ/TPAK	87

Minutes of Meeting (現地調査)

Minutes of the Meeting 1: Shakti Vahini

Date	July 2, 2015 (before beginning of the survey)
Venue	Shakti Vahini Office in Delhi
Attendees	Mr. Ravi Kant (Shakti Vahini)
Purpose of the Meeting	
To collect basic information on human trafficking from Shakti Vahini	
Points Discussed	
<ul style="list-style-type: none"> • The government of India has been taking initiative to combat human trafficking since 2000 due to donor pressure. In 2004, the National Human Rights Commission prepared an report together with UNIFEM which is still relevant. In the same year, central committee to work on the issue of human trafficking was established. • Until 2009, the Ministry of Women and Child Development was the nodal ministry tackling the issue of human trafficking; however, from 2009, Ministry of Home Affairs become the nodal ministry. • Anti Human Trafficking Units (AHTU) were established, an effort started by UNODCD in 2007. They started with 5 Districts in Maharashtra and Andhra Pradesh and are now replicated across the country. • Since then, there have been a lot of trainings for AHTU and prosecutors by the government. However, the police is not aware enough to tread victims of human trafficking sensitively. • In 2013, cases on missing children started getting complied. The record prepared by the National Crime Record Bureau is reliable. • In 2012, Prevention of Sexual Offence Act was enacted and following year, the definition of human trafficking was added to the penal code. Also, a victim compensation scheme was notified by all State governments. • Issues on women and children are State subjects, and therefore, the Central government is only in position to advice the State. • States of Maharashtra and Andhra Pradesh have lots of good interventions in terms of rehabilitation and institutional framework. • West Bengal government has a Memorandum of Understanding (MOU) with Maharashtra, Delhi and Uttar Pradesh. Trafficking is a high priority issue for the West Bengal government. Women and Child Development Department is also active in the State. • Delhi government's response to human trafficking issues is lukewarm. • In terms of some interventions required in this field, one thing is to strengthen Integrated Child Protection Scheme (ICPS). Capacity of agencies implementing the scheme needs to be built. • Technical support for the government for providing shelter homes is also needed. Apart from infrastructure, skill development programme needs to be strengthened. • Strengthening of law enforcement such as police, judicial and prosecutors are also needed. 	

Minutes of the Meeting 2: UN Women

Date	July 3, 2015 (before beginning of the survey)
Venue	UN Women Office in Delhi
Attendees	Ms. Anju Pandey (UN Women)
Purpose of the Meeting	
To collect basic information on UN Women's activities in India	
Points Discussed	
<ul style="list-style-type: none"> • There are four areas in which UN Women is working and ending violence against women is one of the areas. • Currently, UN Women is running a global programme on Safe City which is partly funded by the government of Japan. In India, Delhi, Mumbai and Bhopal are the target cities. • To end violence against women in India, mindset and behaviour of both men and women need to change. Legal framework requires strengthening. Monitoring of implementation of various programme also needs to be done as such things are not really taking place. Infrastructure for One Stop Crisis Centre is required. Access to justice for the victims like shelter, police and judicial also need to be improved. • Government of Delhi is difficult to work with while Maharashtra is ahead of other States in this field and have many active NGOs. • There is an inter agency coordination for sex selection but limited to UN agencies and there is no official coordination mechanism in the area of trafficking. • UN Women focuses on prevention of trafficking and has worked with Panchayati Raj Institutions in source areas. • Data on violence against women may be collected from National Sample Survey Organization. Data on prevalence of violence may be with National Family and Health Services as well. • Under the support of UN Women, Tata Institute of Social Science is taking up a national research on changing trend of trafficking for the period of 2 years. 	

Minutes of the Meeting 3: UN Women

面談日時	2015年8月27日	場所	UN Women インド事務所
訪問先機関	UN Women		
面談者	Anju Pandey		
内容	<p>訪問先機関は○、調査団は●</p> <p><u>UN Women の活動について</u></p> <p>○インドにおいては4つの分野で活動している。女性に対する暴力の撲滅はそのうちのひとつになる。人身取引に関しては、予防が UN Women のフォーカスエリアである。</p> <p>●UN Women では、人身取引防止のため、村落自治（Panchayati Raj Institutions : PRI）と協力して活動している地域があると聞いたが、詳細を教えてください。</p> <p>○活動していたのはオリッサ、ジャルカンド、ビハール、ラジャスタン、西ベンガル、アンドラ・プラデシュの6州。西ベンガルでは南24パラガナ県が対象地域であった。このプロジェクトについては評価報告書がだされているのでそちらも確認してほしい。評価報告書へのリンクはメールで知らせる。</p> <p>場所によって活動内容が異なるが、具体的には、出生や婚姻届のシステムの強化を通じて児童婚（＝強制結婚）の防止を図ることや、「Safe Migration」と称して、各村から出稼ぎなどで移動する人の情報を把握すること、斡旋業者の登録などを通じた人身取引の予防に努めるよう PRI の職員の能力強化を図った。</p> <p>また、Mahatma Gandhi National Rural Employment Guarantee Act (NREGA)¹や National Rural Livelihood Mission といった中央政府のスキームでより多くの脆弱な女性にリーチアウトすることで、生計向上を図り、彼女たちが人身取引の被害者にならないようにする、といった対策もとった。</p> <p>本プログラムでは、National Commission for Women がパートナーであったがあまり活発なパートナーであったとは言えない。同じ活動を他地域にも展開したかったが、資金不足により拡大することができなかった。</p> <p>○「Safe City Campaign」も UN Women のプログラム。デリー、ムンバイ、ボパールが対象都市。デリーでは NGO Jagori とともに特定地域において、女性が安全であるため、安全と感じられるため、街頭などのインフラが整備されているか等を調べた。ムンバイでの活動も開始しており、Akshara と CORO という二つの NGO がパートナーである。Akshara は鉄道における女性の安全について、CORO はスラム等貧困層が居住する地域のトイレのアクセスにかかる活動を実施する。</p> <p>○この他、UN Women では女児胎児の中絶撲滅に対する活動も開始する予定である。UNFPA とともにまずは調査を行う予定であるが、調査に対して女</p>		

¹ 国家農村雇用保証法。同名のインド政府スキームであり、貧困農村世帯に対して年間100日を上限に雇用を保証するもの。土木工事などの労働に対して賃金を支払う現金給付事業。

性子ども開発省は後ろ向きである。このほか、インド政府のスキームである「Betl Bachao Bei Padho」キャンペーンの一部として、メディア関係者に対する研修や市民社会の役割について協議する地域別コンサルテーションの開催、写真展の企画を検討している。

●One Stop Crisis Center (OSCC) についても教えてほしい。

○女性子ども開発省の計画としては当初、各県に暴力等の被害者に対する医療やカウンセリング、法的支援を行う OSCC を設立する予定であった。しかし、各州に OSCC が一つあるかどうかというのが現状である。州によっては既存のモデルを利用した OSCC も存在する。マハラシュトラがその一つであり、ムンバイ市が運営する「Dilaasa」が病院ベースのよいモデルとして知られている。デリーにも病院ベースの OSCC が3箇所あり、保健局が管轄している。

既存の人身取引に関する法律と施行状況のギャップについて

○ギャップは大きいと感じる。Immoral Trafficking Prevention Act が存在するが、実際に加害者に有罪判決が下される割合はとても低い。その理由としては、判決がでるまでの時間がとても長く、被害者にとってあまりよい環境とは言えないこと。さらに、被害者の情報不足や起訴することにより被害が経験する周辺社会からの差別や偏見により加害者が起訴されないこと、警察・裁判官・検察官の能力不足もあげられる。

他機関との調整メカニズムについて

○女兒胎児の中絶においては国連機関の間での調整メカニズムが存在する。人身取引については、ILO・UNICEF・UNODC といった機関と情報共有や協力をするものの、公式な調整メカニズムはない。

○SAARC レベルでは、Gender Policy Advocacy Group があり、UN Women が中心となっている。人身取引に関して言えば、クロスボーダーの人身取引被害者の帰還について政府間での調整等を支援している。

○ムンバイの Tata Institute for Social Science とともに二年間の予定で人身取引のトレンドの変化について調査を行っている。JICA の調査と互いに情報共有ができるかもしれないので、追って担当者の連絡先を教える。

その他

●UN Women が一緒に活動している NGO のリストがあれば提供いただきたい。他ドナーの担当者もご紹介いただけないか。

○NGO リスト、他機関のコンタクトとも了解した。メールで連絡する。

Minutes of the Meeting 4: STOP (RBC Trust)

面談日時	2015年8月31日	場所	STOP 事務所
訪問先機関	STOP (RBC Trust)		
面談者	Roma Debabrata、他3名		
内容	<p>訪問先機関は○、調査団は●</p> <p><u>STOPの活動について</u></p> <p>○NGOの名称はRBC Trust。STOPは人身取引撲滅のための運動の名称である。1992年の終わりから人身取引被害者の救出の活動を始めた。活動を進めていくにつれて、数名の被害者を救出しても、他の女性や子どもがどこからか連れてこられることや、救出された被害者のケアが必要であることに気づいた。</p> <p>今では、人身取引防止のため供給地におけるアドボカシーや売春宿から救出された少女たちが社会復帰できるように職業訓練なども行っている。寄付を元手にケータリングの研修を受けたものたちでケータリングのビジネスをしているグループがある。また、Thousand Dreamsという名前でアパレルやビーズアクセサリーを生産している女性のグループもある。Aashray Family Homeという施設を運営しているが、これはシェルターホームではなく、救出されたが様々な事情で家族のもとに帰れない少女や女性が自分の家として過ごせる場所。</p> <p>●ファミリーホームについてももう少し詳しく教えてほしい。このような施設を運営している組織は他にもあるか。</p> <p>○ファミリーホームは、シェルターホームのように成人しても施設を出る必要はない。この施設から大学へ進学したり、就職したりする。なかには結婚して施設を出て行ったが、自分の実家のように定期的に訪れてくるものも多い。STOP以外でこのような施設を運営しているところがあると聞いたことはない。</p> <p>ファミリーホームには常時45～50名程度の被害者たちが生活している。施設のある敷地内で野菜の有機栽培や様々な研修（コンピューター等）も行っている。施設の運営には政府の支援は受けていない。海外にあるSTOPの拠点が寄付金を募ってくれたりするので、その資金を利用している。</p> <p>●STOPには何名の職員がいるのか</p> <p>○事務所には8名。この他ボランティアや人身取引の供給地にはVigilanceのため数名の職員がいる。</p> <p><u>人身取引の被害者数やプロフィールについて</u></p> <p>○人身取引の原因は貧困、女性の地位が低いこと、そして宗教や文化的な理由によるもの。北インドのいわゆる「Cow belt²」では、葬儀の際、死んだものが息子に水を飲ませてもらわないと天国にいけないという概念があり、男児が女児よりも重んじられる。女児胎児の中絶など行ったりするため、男女比率が崩れ、結果的には他の地域から嫁をもらうことになってい</p>		

²ウツタル・プラデシュ州、ビハール州の辺りを指す。

る。西ベンガルやアッサム、その他北東地域の女性は肌の色も白く、働き者であることから北インドに送りこまれるケースも多い。

今まで自分が救出した被害者はマディヤ・プラデシュ、ウッタル・プラデシュ、ビハールの出身者が多かった。

マディヤ・プラデシュとラジャスタンにはベディア (Bedia) というコミュニティがあり、未婚の娘をセックスワーカーとして売り飛ばす伝統をもっている。家族に富をもたらすとして、娘は重宝される。ベディア男性の嫁は別のコミュニティからもらうしきたりになっている。

西デリーの Prem Nagar には既婚女性のみがセックスワークに従事するというコミュニティも存在する。

●人身取引の被害者の9割りはインド国内からと聞かすが、実際はどうか。

○今までの経験から、被害者の5~6%はネパールやバングラデシュ終身であり、残りはインド人。国内ではアンドラ・プラデシュの被害が一番大きいのではないかと。次に西ベンガル、そしてマハラシュトラとなる。

以前は、他の組織が出した被害者数をそのまま使っていたが、人身取引のなかでも売春目的と奴隷労働等の被害者が重複してカウントされていることがわかった。現在、STOP では救出された被害者のデータをまとめるフォーマットを開発している。被害者の年齢や出身地、どのような手口で人身取引されたかなどを把握することを目指している。まだ作業中であるが、他のNGOや政府機関も使えるツールにしたい。

その他 (帰り際、Joanna Daniel Wrabetz 氏との立ち話)

●人身取引に関する研究をしていると聞いた。

○STOP 事務所内にリソースセンターを開設する予定。既存の資料やデータを収集するとともに、人身取引対策に関する研究をしている海外の学生等を受け入れることを考えている。

<Summary of meeting with STOP>

- Main activities of STOP are advocacy in supply areas of trafficking and to rescue and rehabilitate girls and women.
- STOP owns a “family home” which is different from shelter home. Girls and women who are rescued from prostitution can stay in this facility for as long as they want.
- Skill training programmes are there. Some women started catering business and apparel business.
- Based on STOP’s rescue experiences, 5-6% of victims are from Nepal and Bangladesh while the rest of the victims are Indians. The largest number of victims is from Andhra Pradesh, then West Bengal and Maharashtra.
- STOP is taking a new initiative to compile the data on trafficking victims. Although the information on rescued victims has been with STOP, it was never organized. STOP is developing a format to compile information on victims such as their profile and how they have been trafficked.

Minutes of the Meeting 5: Apne Aap

面談日時	2015年9月1日	場所	Apne Aap 事務所
訪問先機関	Apne Aap		
面談者	Nana Taw, Media Associate		
内容	<p>訪問先機関は○、調査団は●</p> <p><u>Apne Aap の活動について</u></p> <p>○Apne Aap の活動は性的搾取を目的とした人身取引の防止である。特に Denotified Tribes がターゲットである。活動地域は主にデリー、ビハール、西ベンガル（コルカタ）、マハラシュトラ（ムンバイ）。</p> <p>（注：Denotified tribes とは、植民地時代に悪事を働く民族「Criminal tribes」と区分されていた民族を指す。インド独立後、Criminal tribes の区分は廃止されたものの、それまでの歴史的な差別が背景にあり、教育や職業の機会が限られていたため、一族の女性に売春させることで生計を立てる傾向が多く見られる。Bedia は Denotified tribe の一つ）</p> <p>商業的性的搾取のリスクの高い少女たちや被害者の少女たちを対象に、「Safe House」というホステルに入れるプログラムを行っている。Denotified Tribe の少女たちの場合、自分のコミュニティにすることで性的搾取されるリスクが高いため、ホステルから学校に通わせることでその防止を図っている。</p> <p>様々なスキル向上を図ることで、伝統的に売春に従事していた少女たちに代替生計手段も与えている。縫製やマドゥバニ絵画のほか、舞踊なども教えている。舞踊が得意な少女たちは、そのタレントを認められることで自尊心の向上にもつながる。</p> <p>この他、「9 Friends」というプログラムを実施している。これは、自助グループのような機能をもっており、9名のメンバーから構成される。一人では様々なリスクの危険性が高くなるが、メンバーがいることで防止できる。例えば、誰かからお金を借りなければならない場合、貸金業者を頼るのではなく、9 Friends のメンバーにお金を貸してもらうことで、借金を引き金に起こりうるリスクを回避する。このプログラムの対象は主に若い女性。古い世代は既に売春に従事しているので、次世代が同じ道を辿らないようにしている。</p> <p>●Apne Aap の職員は何人くらいか。</p> <p>○約 60 名。事務所の職員のほか、Community mobilizer として各地の Denotified Tribe のコミュニティやコルカタの赤線地帯で活動しているものも含む。</p> <p>●コルカタの赤線地帯ではどのような活動をしているのか。</p> <p>○Community mobilizer は売春宿の連なる地域に出向いて売春婦の健康等についての啓発プログラムを開催したりしている。赤線地帯でこのような啓発活動をするなかで、ときには人身取引の被害者から救出してほしいと頼ま</p>		

れることがある。そのように頼まれた場合は救出活動もする。Community mobilizer はもと被害者がほとんど。

Denotified tribe のコミュニティにおいて、Community mobilizer は各家庭を訪問して啓発活動に取り組んでいる。娘のいる家庭では、教育の重要性について話をすることで、今までの世代のように娘を売春させないように説得する。しかし、人の意識を変えることは大変難しい。

他組織との連携について

○政府機関と密接な関係にあるわけではない。活動別にドナーがいて、Apne Aap の活動はドナー資金を使って実施されている。

Minutes of the Meeting 6: UNODC

面談日時	2015年9月1日	場所	UNODC 事務所
訪問先機関	UNODC		
面談者	Swasti Rana、Project Officer		
収集資料	Terminal Evaluation Report of Strengthening the law enforcement response in India against trafficking in persons through training and capacity building		
内容	<p>訪問先機関は○、調査団は●</p> <p><u>UNODCの活動について</u></p> <p>○人身取引は組織的な犯罪であるため、組織的に取り組み必要があるとして、2006年から2009年にかけて、人身取引の取り締まりのため、法執行機関の能力強化を目指し、400人以上の警察官や検察官の研修を実施した。ただし、このプログラムを開始してから、人身取引撲滅のためには、政府機関だけではできないことを痛感し、NGOへの支援も行った。特に、被害者の保護は警察では実行できない。政府が運営するリハビリ施設もひどい状況にある。法執行機関とNGOのネットワークを強化するため、研修にNGOを参加させることも行った。</p> <p>このプロジェクトでは国内に9つのAHTUを設立し2009年に終了した。その後もインド政府は独自のスキームで警察や検察の能力強化を図っている。インド政府の計画としては国内に存在する県（District）の半数にAHTUを設立することである。</p> <p>●研修の講師は海外の人材を利用したのか。</p> <p>○地域間の協力を除き、通常、研修実施者はインド国内のリソース。リソースはインド国内に十分あると認識している。</p> <p>○国別評価として「Current Status of Victim Service Providers and Criminal Justice Actors in India on Anti Human Trafficking」を発刊した。（調査団入手済み）</p> <p>○この他、越境型の人身取引を取り締まるため、国境警察に対する啓発活動を行っていたこともある。また現在ではILOとともにインドとネパールの警察と労働局職員（職業斡旋業者の取り締まりを担当する職員）を対象に研修を行っている。</p> <p>●UNODCの活動は主に加害者の告発なのか。完了した事業の評価などは行っているか。</p> <p>○Prosecutionが主な活動エリアといえる。先ほど話したAHTUの設立や警察官の研修をした案件の評価報告書がある（評価報告書入手）。予防の分野は成果を測定することが難しいということもあり、あまり力を入れていない。</p> <p><u>本JICA調査の対象州での経験について</u></p> <p>○マハラシュトラと西ベンガルにおいて人身取引対策は優先度が高い。デリーは政治の中心ということもあり、中央政府がからむこともあり、何をするにも難しいと感じる。様々な課題が競争している状況になっている。ま</p>		

た政府職員が優先順位をつけて用務に取り組むことができていないということもあると思う。

○デリーを今後の協力地域とするのは難しいかもしれない。他方で主要な供給地である西ベンガルと受入地であるマハラシュトラを選定するのはよいアイデアでないか。UNODCの協力でも供給地と受入地を選定するようにしていた。

人身取引被害者・加害者数の統計について

○National Crime Record Bureau (NCRB) のデータが一番、実態に即していると思う。報告されていない人身取引の被害数などは今まで、誰かの文献にでてきた数字を使いまわしてきた。NCRB 以外できちんとデータが整備されているところはない。

対象3州の主要 NGO

○西ベンガルは Sanlaap、ATSEC が主要 NGO になる。予防の分野では Banglanatak という NGO もある。デリーは既に調査団で把握しているところ以外だと FXB というのがある。マハラシュトラは Rescue Foundation と Prenara になる。

Minutes of the Meeting 7: ILO

面談日時	2015年9月4日	場所	ILO事務所
訪問先機関	ILO		
面談者	Igor Bosc, Chief Technical Advisor		
内容	<p>訪問先機関は○、調査団は●</p> <p><u>ILOの活動について</u></p> <p>○ILO インド事務所は南アジア地域を管轄している。南アジアから中東地域への労働者の移住やインド国内の労働移住にかかるプログラムを展開している。現在実施しているプログラムは大きく分けて5つの分野にまたがる。</p> <p>一つ目は出稼ぎ労働者の出身地（送り出し地）である東インドのジャルカンド、ビハールそして北東州を中心に脆弱性の高い女性を対象に出稼ぎに関する情報提供のキャンペーン等を行っている。出稼ぎすることにより搾取される可能性が高いのは貧困層や社会的地位の低い、教育を受けていない人が多い。移住前にどのようなリスクがあるのかといった情報や労働者の権利について情報提供することで、一定の知識を提供している。</p> <p>二つ目は労働者をリクルートする側に対する対策である。特に縫製産業や家事使用人をリクルートする業者や雇用主が対象。リクルートに関する行動規範をつくったりしている。労働者に対する雇用者の姿勢や態度を変えることも目指している。このプログラムは南アジア（ネパール、バングラデシュ）からの労働者の受入国であるレバノンやヨルダンで実施している。</p> <p>三つ目は労働者の組織化。縫製業の労働者に組合を組成させ、彼らの権利保護の強化に努めている。</p> <p>この他、政策（四つ目）、研究（五つ目）などのプログラムも実施している。</p> <p><u>インド政府・NGOパートナーについて</u></p> <p>●ILOのインド国内の活動の政府カウンターパートはどの機関になるか。 ○労働省が主なカウンターパートである。</p> <p>●内務省のAHTCと協力することもあるか。 ○内務省は人身取引の取り締まりのため、出稼ぎ労働者の追跡システムの導入に力を入れている。我々は出稼ぎ労働者がいつどこにいるかといった個人情報をも徹底的に把握する仕組みづくりに懸念をもっている。これは個人の自由を損害するものではないか。</p> <p>内務省は刑事司法のアプローチをとっており、労働者を搾取する斡旋業者や雇用者の摘発に力を入れている。我々のアプローチは労働者のエンパワーメントである。確かに労働者を搾取するものは罰せられるべきと思うが、出稼ぎ労働者をリクルートする経路は多種多様かつ複雑である。この長く複雑なプロセスのなかで誰が犯罪者か特定すること、またその加害者を捕まえることは大変な作業である。このようなアプローチをとって斡旋業者を犯罪者扱いすることで、彼らをステークホルダー間の協議の場によんでも出席してくれない。それよりも、労働者の権利を保護する仕組みや</p>		

労働者と雇用主の間で問題が発生した場合、関係者が対話を通じて解決できるスペースを作ることに力を入れている。この点について、労働省は我々のアプローチを理解している。

人身取引の被害者が保護された後、シェルターに入れられることにも懸念をもっている。基本的に、シェルターで生活している間は外出の自由もなく、個人の移動の自由を損害するものではないか。

●NGOにはどのようなパートナーがいるか

○オリッサでは SEWA（グジュラートのものではなくケララが本拠地のもの）、ジャルカンドは CINI、チャッティスガルでは Samarpan がパートナーである。

移住労働と人身取引の問題についてもっと詳しくしりたければ、リソースとして Human Rights Lawyers Network や SEWA の Nalini Nayak 氏に聞くとよいと思う。

移住労働者の送り出し地域での活動について

●ILO が力を入れている移住労働者の供給地での活動についてももう少し詳しく知りたい。人身取引防止を視野にいれた子どもを対象とするプログラムもあるのか。

○我々のプログラムの対象者は成人と 10 代後半の少女たちである。各家庭を訪問し、出稼ぎを検討しているメンバーがいた場合、「Pre-decision training」という研修に参加することを勧めている。労働移住する前に本当に移住するべきかの判断をするための情報を提供する。ネパールでは出発前研修も行っていて、3~4 週間の期間である。出稼ぎ労働者が多いチトワン、モラン、ルパンデヒなどで実施している。

ネパールとバングラデシュでは職業訓練的な研修も実施している。研修は雇用者と結びついているので、訓練を受けた後は仕事が用意されていることになる。

インド国内の移住労働について

●インド国内で出稼ぎが多いのはどの地域になるか

○女性の場合、南部になる。アンドラ・プラデシュ、テランガナからは家事使用人として出稼ぎに行く女性が多い。

●ケララから中東へ出稼ぎに行く女性（特に看護師）も多いと思うが、そこでは支援していないのか

○ケララの場合、NORKA³のような組織があり、出稼ぎ労働者に対するサポートシステムが存在するので、特に支援は行っていない。最近では北東地域やビハール、ネパールからケララへの建設現場やホスピタリティ産業の仕事をしにいく人が増えている。

³ Non-Resident Keralite's Affairs' Department。ケララ州は昨今より中東を中心とした海外への移住労働が多いため、1996年に非居住者ケララ出身者の権利保護・福祉のため設立された州政府の組織。

Minutes of the Meeting 8: Salaam Balak Trust

Date & time	13/12/2015	Venue	
Participants	Mr. Praveen, DMRC Shelter Home & ChildLine Salaam Balak Trust		
Contents	<ul style="list-style-type: none"> • About Salaam Balak Trust <ul style="list-style-type: none"> ✓ The Trust is operating 3 CHILDLINES. In Delhi, there are 4 other NGOs running 3 lines each. ✓ Twelve people are involved in operating 3 lines. This includes volunteers and counselors. ✓ For Child Home, there are 42 staffs. There are approximately 50 children who are sheltered for short-term and 100 for long-term. • According to the trafficking cases reported with the trust for last 2 years <ul style="list-style-type: none"> ✓ Ratio of girls is much higher than boys ✓ Girls are largely trafficked for domestic servitude while few cases have provided evidence of girls getting trafficked for the purpose of commercial sex work. ✓ Boys are generally from the state of Bihar, Uttar Pradesh and girls are from West Bengal and Jharkhand.⁴ ✓ All the girls were found to be adults and above 18years of age. None of them were minor. ✓ Boys are majorly found to be trafficked for the purpose of factory work like bangle making, plastics, designing of gold ornaments. However, majorly they are involved in designing of gold ornaments. ✓ Most of these factories are situated near Karol Bagh area, which is commonly known as Delhi's Gold Market. ✓ These factories preferably have working hours in the night. ✓ Direct Entry to these factory premises is strictly restricted for outsiders. Further the premises are under CCTV surveillance. 2 broader reasons of the owners, behind this motive are: <ul style="list-style-type: none"> ➤ So that each and every movement of the trafficked persons as well as those entering or hovering nearby the factory could be traced ➤ If anyone among the trafficked persons tries to run away they could be caught easily. ✓ All these information were provided by the local residents of the specific area. ✓ In context of raids, either the ChildLine rescue workers were not allowed to enter the premise or the owners shifted the victims to some other place. • Trafficking for Prostitution <ul style="list-style-type: none"> ✓ Observed into 2 categories: <ul style="list-style-type: none"> ➤ Red light areas: Paid & victims have mentioned that they are in a position to take care of the needs of their families economically ➤ Factories: Unpaid, Forced ✓ Recommendations for preventing trafficking for the purpose of Prostitution <ul style="list-style-type: none"> ➤ State specific rehabilitation process needs to be strengthened ➤ Higher degree of attention/focus required towards evaluation and monitoring of the rescued victims, in 		

⁴ Exact Data for the year 2015 will be shared in form of a ppt. waiting to receive.

order to ensure that they have no or lesser chances of they getting re-trafficked after repatriation

- **Feedback on working of AHTU**
 - ✓ Lack of coordination between AHTU and GRP(Government Railway Police)
 - ✓ Observed regular disinterest among police personnel in cases related to the above specified nature
 - ✓ Currently all the district in India considered as major source areas for trafficking don't have connectivity with CHILDLINE 24*7 helpline numbers(services) and this delays the overall process of coordination and timely repatriation of trafficked / missing children
 - Note: Juvenile Justice System for the state of West Bengal is seemingly active and the involved Police Personnel's has been observed to be accountable in such cases
 - ✓ **Recommendations:** In order to create an uniform structure for developing the rehabilitation process:
 - Because rehabilitation programme is weak, many victims end up in trafficking again. Government (both state and central) should appoint Nodal Officers, who would be responsible to provide information and coordinate with the stakeholders and rescue agencies. They should also follow-up on repatriated victims.
- **Feedback on working of Child Welfare Committee (CWC)**
 - ✓ Not every state have CWCs
 - ✓ Except few states, CWCs do not function effectively
- **General recommendations to prevent trafficking of children**
 - ✓ Poverty stands out to be one of the major causes for migration of children hence, raising awareness among the communities is required. Attention is required to spread the message that children should not be sent out of the state in pretext of any kind of labour.
 - ✓ Create vocational training options for regions largely affected by trafficking, in order to generate income. Further, initiatives of such nature ensure children are safe and not vulnerable, thereby reducing the risk of getting exploited.
- **Challenges faced by Outreach Workers**
 - ✓ Leveraging efforts in fake cases
 - ✓ Safety concerns of the outreach team is at stake, in certain situations

< 面談要約 >

- Salaam Balak Trust はデリーでチャイルドライン（ヘルプライン）を運営する NGO。デリー交通公社（デリーメトロ）の支援のもの、シェルターホームも運営している。
- 人身取引の原因は貧困である。被害者がレスキューされても、社会復帰のプログラムがきちんと確立されていないため、また人身取引の被害者となるケースが多い。
- AHTU と鉄道警察の連携調整がなされていないと感じる。

Minutes of the Meeting 9: Anti-Trafficking Cell, MHA

Date & time	23/12/2015
Participants	Mr. Rajnish Kwatra, Under Secretary: Prison Reforms & Anti Trafficking Cell Stakeholder: Ministry of Home Affairs, Govt. Of India
Contents	<p>Anti-Human Trafficking Unit (AHTU):</p> <p>Achievements</p> <ul style="list-style-type: none"> • Engagement among the officials and the coordinating units has been strengthened, as compared to previous year experience. • Wider and robust coordination among the agencies (dealing with trafficking) working in the ground • <p>Highlights</p> <ul style="list-style-type: none"> • It has been observed, that being able to deal with trafficking cases effectively generated a sense of motivation among the officials himself. He shared further that in this year (2015), Ministry launched One Month “Mission MUSHKAN” to look out for trafficked and missing children across India. Under this operation more than 25000 children were repatriated back to their families. Later Home Minister Shri Raj Nath Singh awarded the best officials from AHTU. This was experienced as a major success and generated motivation among the officials to achieve something. Learning from this, Ministry has re-launching the operation for the months of January 2016. <p>New Strategies</p> <ul style="list-style-type: none"> • Rigorous surveillance of highly prone trafficking regions • Railways roped in for better escalation among the coordinating units • 20 busy railway stations across India has been identified to open CHILDLINE (24/7 emergency helpline services for children in distress) and this will turn out to be major breakthrough in intercepting potential victim of trafficking. • Creation of child sensitization centres • Integrated response strategy • <p>Challenges</p> <ul style="list-style-type: none"> • Leveraging of funds: States are provided annually with approximately Rs. 200,000 for training but they are not able to spend the funds. <p>Recommendations:</p> <ul style="list-style-type: none"> • Organize comprehensive trainings and refresher courses for capacity building and knowledge transfer of the: <ul style="list-style-type: none"> • Civil society • Police personnel • AHTU officials • Judges • Judiciary needs to be more open and flexible in loopholes while framing judgments on cases of trafficking; with special attention to cases involving provisions Indian Penal Code (IPC) Section 370 & 370 A, the recent amendment in the law to address cases of trafficking. • Fabricating Judicial Colloquiums seems to be much more operational in comparison to creation of special courts in the case of Protection of Children from Sexual Offence (POCSO) cases, as the cases of trafficking needs detailed integrative in-approach for discussion, before framing judgments. Transfer of officials is another reason special court does not work. Judicial Colloquiums are already in place in 9 States. <p>Feedback for the Civil Society:</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ Though civil society has been making larger efforts in conducting trainings for capacity building and generates awareness, however the training contents provided for the capacity building and knowledge transfer lacks updated information. Even the anti human trafficking course offered by Indira Gandhi National Open University (IGNOU) is not up to date. <p>New Developments</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A comprehensive legislation in human trafficking is to be presented in the coming year of 2016. Currently a committee has been constituted involving representatives from Ministry of Women and Child development, Ministry of Home Affairs, Ministry of Labour and Employment, Ministry of Law, Ministry of Health, civil society and academic institution ・ Recently a new MoU has been signed with Bangladesh, with major objective to suppress cross border human trafficking in Bangladesh and India and providing immediate post rescue and effective rehabilitation services to the victims of trafficking. Information on traffickers is shared with Bangladesh. Joint secretary (Centre –State relation) has been appointed as a nodal officer. <p>< 面談要約 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人身取引の取り締まり強化には、研修が一番重要。ただし、現在使われている研修教材の更新が必要。現在の教材は、近年の法律の変化等を反映していない。IGNOU 大学の人身取引対策も役に立っていない。 ・ 年間、約 20 万ルピーの研修予算が各州に割り当てられているが、州政府は予算を消化することができていない。
--	--

Minutes of the Meeting 10: Edith Wilkins Street Children Trust

Date & time	8/01/2016, 12:30 pm	Venue	Edith Wilkins Street Children Trust, Darjeeling
Participants	Edith Wilkins Street Children Trust KII: Anuja Ghaley (Director), Namrata Sharma		
Contents	<p>Role and function of the Trust:</p> <ul style="list-style-type: none"> • The trust was founded in the year 2003 • Registered in the year 2006 • It is the only shelter home for children in Darjeeling • In 2007, the trust started with their first programme of the drop-in centre, where children are provided with non-formal education, food and medicines. Any children coming from the underprivileged background as well as rescued children, between the age group of 6-18 years receive required support services. After few years the trust started providing classes on art & craft for children, counselling sessions to both the children and their families, and vocational trainings on handicrafts and activities to work in beauty parlour were provided to adolescents/teenagers. • The rescued children come to the trust through the Child Welfare Committee and the police. Further the trust also has 1 outreach programme • Among the children who come here, not all of them require residential stay facilities. There are children who receive one or the other kind of support service provided by the trust and then they go back home. However, the rescued children form the majority who stay in the residential care • There have been instances where families of the rescued children could not be traced or due to the huge stigmatization and rejection by the communities, families deny accepting these children back. In such cases the children stay back with the trust • The trust has the capacity to accommodate 90 children at the age-group of 6-18years. It has separate facility for girls and boys. Currently 65 children are staying at the residential care, among whom 32 are girls and 33 are boys respectively. During summer the number of children coming for the residential care exceeds the normal accommodation capacity of the trust. • It has required amenities to accommodate children for short term as well as long term. However, maintaining a complete segregation between children (victims) staying for short terms and those staying for long term become difficult. <p>Socio-economic background of rescued victims:</p> <ul style="list-style-type: none"> • Most of the children were found to be in the rut of alcoholism • The trafficked victims have been largely found belonging to the tea gardens areas. The prospects for higher money and a better life and the genuine innocent nature of the people here make them more prone to trafficking as well as all other forms of exploitation. The rescued trafficked victims are under the age group of 16-18 years. • The trust has imprinted a framework of 4 categories, by which it segregates the rescued children. These include: <ul style="list-style-type: none"> -Abused Children -Neglected Children -Trafficked Children -Runaway Children • According to investigation reports of the police, the children rescued as domestic laborers and trafficking are largely from the state of West Bengal, and Nepal. • In most of the cases, boys were rescued from hotels and restaurants whereas girls as domestic help. 		

	<p>Challenges faced:</p> <ul style="list-style-type: none"> • No leveraging of funds on behalf of the government, despite having drafted schemes to provide support on the above specified grounds. Even the Mid-Day-Meal scheme is also not active here. • Funds required to incur the nutrient enriched and hygienic food, fuel to make the food, medicines, and to fulfill the other basic needs are hence incurred by the trust itself. • Applied for funds in August 2015 for all the children, however funds are in the process of getting approved for the girls only. • Though there are vocational training programmes run by the trust to strengthen the skill building capacity of the effected children, however income generation or getting employment is a great issue in Darjeeling. <p>< 面談要約 ></p> <p>家庭内暴力や人身取引からレスキューされた子どもたちを保護する施設。年齢 18 歳までの男女が生活できる施設となっている。ダージリン唯一の保護施設。この施設にくる多くの子どもたちは近隣地域の茶園の出身。子どもたちは 18 歳を超えると施設を出る必要があるため、手工芸品等の職業訓練を行っているが、実際には職を得ることができないのが課題となっている。</p>
--	--

Minutes of the Meeting 11: MARG

Date & time	8/01/2016, 11:00 am	Venue	MARG Office, Darjeeling
Participants	Mankind in Action for Rural Growth (MARG) KII: Mr. Nirnay John Chhetri (General Secretary) and MARG team		
Contents	<p>Interventions by MARG for prevention of trafficking</p> <ul style="list-style-type: none"> · Awareness programmes in schools, creation of Student against Trafficking (SAT) clubs. Engaging students from classes 6-10th, with 5-6 students per group from each class. Presently, MARG has coverage with more than 20 schools in Darjeeling. Activities involve making posters, performing arts like drama, etc. · Sensitization programmes with police, media, taxi drivers. · Help partner organizations to trace the social background of the victims · Sensitization programmes are largely focused on the urban settings, as most of the cases are reported from the urban settings. <p>Interventions by other organizations</p> <ul style="list-style-type: none"> · Anyay Rahit Zindagi (ARZ) Goa funded by DFID was the first Non-Governmental Organization (NGO) to organize awareness programmes on trafficking in Darjeeling, followed by Shakti Vahini in the later years. <p>Broader Challenges</p> <ul style="list-style-type: none"> · Local people are conservative and are not open to discuss/talk on issues like trafficking. However, change could be observed now and communities have become inquisitive. · So far, there has been no consensus on any kind of joint action by the NGOs functioning here or the Darjeeling Administrative services. However only recently, Darjeeling District Child Rights NGO Network (DDCRN) has started initiating efforts. · Due to the laid back nature of the police personnel's here, the requirement for more sensitization generating activities for them are needed. Moreover the police are not so updated on the guidelines and the newly formed legislations or even if they are aware there is huge uncertainty in their nature to follow them rigorously. · There is only 1 shelter home for rescued victims in Darjeeling. · Lack of counseling staffs. · There is lesser chances of follow ups on cases of rescued victims. · Due to the geographical terrain the functioning of the Child Welfare Committees (CWC) are irregular. CWC assembles for one day in a week in Darjeeling and 2 days/week in Siliguri . In case of crucial situations, hence the children are taken to Siliguri to be presented before the CWC and then again bring back to Darjeeling. · There is just 1 private shelter home; however the compound is not barricaded properly. Thereby leaving chances for the victims to run away. · Political instabilities in Darjeeling are largely responsible for the inactive anti trafficking initiatives by the government. <p>Social Background of the Victims</p> <ul style="list-style-type: none"> · According to investigation reports, largely the victims were found to be school dropouts, however there were cases where victims were literate. · Belong to economically weaker families · Victims are mostly from tea garden areas 		

	<p>Modus Operandi</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Due to their innocent nature, the victim's falls into the trap of fake marriage proposals, love affairs, and therein get trafficked to other states in India and in many instances taken to other countries with fake passport. ・ Most of the cases reported, highlights that victims were either trafficked to Cochin, Delhi, Haldia, 24 Paraganas and Basirhat in West Bengal or to Nepal and Middle East countries. <p><面談要約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Marg は 2006 年よりダージリン県で活動を始めた NGO。主に人身取引に関する意識向上のプログラムを地域の学校、警察、メディア、タクシー協会を中心に展開している。警察の人身取引に対する知識も低い。 ・ この地域には人身取引対策に関する活動をしている NGO が複数あるが、今まで NGO 間での調整・協力は特に行われてきていない。最近、DDCRN という NGO のネットワークのイニシアティブが取られるようになった。 ・ 課題の一つとしては CWC の機能が上げられる。山間地域であるため、ダージリン週 1、シルグリ週 2 で CWC が開催される仕組みとなっている。緊急の場合、ダージリンがシルグリまで移動して CWC と面会する必要もある。 ・ 最近の人身取引の犯罪手口として、ネパールからダージリンに入り、インド南部のコーチン市から中東に売り飛ばされるというケースが出てきている。これは、ネパールでの厳しい取締りを避ける手口と見られる。
--	--

Minutes of the Meeting 12: Sashastra Seema Bal

Date & time	11/01/2016, 11:30	Venue	Office of the Commandant Sashastra Seema Bal (SSB, Ministry of Home Affairs) 10th Battalion, Malbazar, Jalpaiguri
Participants	Sashastra Seema Bal (SSB, MHA) 10th Battalion, Malbazar KII: Mr. Tapan Kumar Das (Commandant)		
Contents	<p>Reasons of trafficking Trafficking of children has been possible because of 2 reasons:</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ For Compulsion: This draws attention towards trafficking cases where children falls within the trap of the traffickers in lieu to earn money for fulfillment of the family's basic daily necessities. Around 90percent of the trafficking are taking place due to this reason ✓ For Ambition: There are quite a few victims who due to their fair and sharp features are inclined to become actors and models. They are the ones who could get easily trafficked, with false engagements and later are at heavy risk of getting exploited. Around 5-10 percent of child trafficking cases has been observed of this nature <p>Recommendations</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Creation of new employment opportunities and older ones with reasonable salary will be a push towards safe migration ✓ Promote and develop business practices like sericulture, cottage industries ✓ Skill development trainings for <ul style="list-style-type: none"> • driving, • mechanic • health services ✓ Establishment of government website providing follow up details of the persons getting trained in the above mentioned skills, so that whoever require to avail of their service, could connect to them directly to job ✓ Further, it should be made customary for those getting trained, to register them with the administration before leaving for the client location. Such a systematic monitoring mechanism can prevent trafficking to a certain extent. ✓ Try to develop other safe migration strategies <p>Gap/Loopholes</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Lack of manpower, resources, and strategic planning ✓ For example: Even though there is availability of support services and resources with SSB in implementation of the above mentioned strategic models, practices like cottage industries, sericulture will only cater 10 percent of communities. In other words what is required is creation of integrated support services and not just one or two components <p>Modus Operandi</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Traffickers come to this area to recruit for requirements from other cities ✓ Conversion into Christianity <p><面談要約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SSBは国境警察（ただし、Border Security Forceとは異なる）。この地域はパキスタンやカシミール地域のような国境問題もなく、SSBは人身取引対策にも一役かっている。 ・ 今までの経験から、人身取引の被害は①経済的な状況、②野望、によるものに分けられる。経済的な状況にプッシュされる者については、 		

	<p>この地域で茶園以外の就職先があれば被害が減ると考える。職業訓練を受けても実際には職を見つけられないのが問題。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 個人の野心によりこの地域を離れたいと思っている者については、安全に移動する手段があるべきである。
--	--

Minutes of the Meeting 13: CWC

Date & time	11/01/2016, 6:30 pm	Venue	Convent School, Darjeeling
Participants	Child Welfare Committee (CWC) Sister Sudeshna (Executive Member)		
Contents	<p>Background of the victims</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Large family's with disturbed family life like: <ul style="list-style-type: none"> • father having extramarital affair, • mother has eloped, • single parent ✓ Economically weak, unable to afford even two times meal in a day ✓ Majority of victims are girls between the age of 13-16 years however boys also get trafficked but the ratio is on the lower side <p>Challenges</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Cases are reported by families under the category of 'missing child' or 'kidnapping' and not under the category of 'trafficking', and this is solely because until the victim is found and he/she has given their statement the details will be unknown ✓ It is difficult to find anyone from the community itself, who can accompany with the victim's family to get the First Information Report (FIR) done ✓ Sending children back to their own homes without proper counseling and support services like quality education and healthy livelihood, keep chances open for them to get re-trafficked ✓ Parents of the trafficked children belonging from the tea garden belts do not come for rehabilitation sessions, even if they are asked to do so. <p>Recommendations</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ No Short stay home for rescued victims ✓ Require proper counseling measures. Lack of proper counseling of the rescued children and their families, further leave the child with the similar degree of vulnerability to run away from home ✓ Implementation of policies and laws are limited to paperwork. All the legislated provisions on child protection should be executed properly ✓ Integrated Child Protection Scheme (ICPS) takes longer time (2-3years) to reach villages, hence NGOs are expected to roll out the ICPS according to their guidelines ✓ NGOs working with the child trafficking should be capable to provide support services (mentioned as above) to these children once they are rescued ✓ Follow ups after re-integration must be ensured ✓ Families of the victims need to be counseled ✓ All the child protection home to follow the Juvenile Justice Act purviews and get each and every child certified <p><面談要約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが行方不明になった場合、この地域では人身取引ではなく、行方不明事件としてケースが登録される。子どもが人身取引の被害にあったとわかって、人身取引事件として警察に届け出ることができることを親が知らないケースも多い ・ 人身取引被害者のための短期保護施設は現在のところこの地域にない。また保護されたあとのカウンセリングなどのサービスがなく、このような状況が再度、人身取引の被害を引き起こす原因にもなっている。 		

Minutes of the Meeting 14: Duars Express Mail

Date & time	11/01/2016, 12:30 pm	Venue	Duars Express Mail Office, Jalpaiguri
Participants	Duars Express Mail, Raju Nepali (Director)		
Contents	<p>Prevention Strategies</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Awareness programmes in colloquial language while getting friendly and thereby get engaged with the community. Components of engagement includes: <ul style="list-style-type: none"> • Stories • Plays/Drama • Speech <p>Background of victims</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Majority of victims are minor girls between the ages of 8-13 years. ✓ Women at the age group of 25-30 years, has also been found missing <p>Modus Operandi</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Missing reports of children and women have helped identified tea gardens run by the Goodricke company are prone to trafficking ✓ Love and Attraction has been found to be the major trap for trafficking in adivasi (tribal) culture ✓ In most cases victims were imported to NCT Delhi, Gujarat, Maharashtra, Himachal Pradesh ✓ It has been found that in Bengaluru, Chennai and Delhi, the trafficked victims are mostly engaged into Massage Parlours <p>Challenges</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Communities are not aware about their existing rights ✓ Negligence within the government departments to implement sanctioned schemes for the communities ✓ There is no shelter home for children in the Odlabari area ✓ No leveraging of funds for rescue operations ✓ Many times, the outreach members has to wait in the police station for longer hours and thereafter has to return with no supportive actions provided ✓ Rescued Victims do not want to stay back at home due to 2 reasons: <ul style="list-style-type: none"> • The families has to live a stigmatized life • The unchanged economically weaker and Socially vulnerable conditions, genuinely pushes them not to stay back <p>Plight of the Victims</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Sexually exploited by traffickers and their neighbouring known groups <p>Recommendation</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Skill building of similar nature as suggested by the Sashastra Seema Bal (SSB) 		

Minutes of the Meeting 15: SDPO

Date & time	11/01/2016, 11:00	Venue	Sub Divisional Police Office, Malbazar, Jalpaiguri
Participants	Malbazar Jalpaiguri Sub Divisional Police Officer (SDPO) KII: Shri N.N Bhutia, SDPO, West Bengal Police (since 03-03-2014)		
Contents	<p>Background of trafficked victims</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ According to home investigation reports, most of the victims are from tea garden belts ✓ The daily wages of tea garden workers are Rs 130/-, thereby making the children from these communities more vulnerable in getting trafficked ✓ Further lack of employment opportunities and dire poverty in these belts push children towards relying on unknown agents, who make promises of better salaried employment opportunities. In this way, escalating channels for unsafe migration and trafficking in particular ✓ In majority of cases the trafficked victims are in the age group of 10-14 years <p>Modus Operandi of trafficking in Jalpaiguri</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ According to the police, till the time the victims receive their promised salaries from the particular jobs provided by the trafficker, they do not try to escape the traffickers catch. However, the moment there is discrepancies in earning the salary, or there is no flow of money, they tend to run away and come back to the families. This is purely based on the fact that with the hope for a better life for themselves and their family they chose to step out with the trafficker ✓ Once traffickers were also victims, this gives them idea of the internal social and economic vulnerabilities of the communities present here ✓ Placement agencies from other states have traffickers present here in disguise of agents who are involved in taking away both boys and girls in the promise of employment opportunities ✓ There is no exact statistics available on the ratio of boys and girls got trafficked ✓ Most of the victims are found to be trafficked for domestic servitude ✓ So far, the SDPO has come across 70-80 cases of trafficking since his tenure in 2014 ✓ Most of the traffickers were found to be from Delhi <p>Adopted Strategies to prevent trafficking</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Mapping the traffickers ✓ Sensitizing communities through awareness programmes conducted by NGOs ✓ Sharing with communities the experiences of the victims from the victims himself ✓ Follow ups with the victim's family after re-integration are performed by the NGOs, however very rare. <p>Involved Challenges</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ So far suggestion were provided to communities on DOs and DONTs for making them aware on traffickers, however no concrete actions have been taken to solve their economic crisis, which prompts child trafficking. ✓ Every time there is a change of the nodal police personnel appointed to deal with child protection and specific to trafficking cases, the uncertainty of not being able to be equally accountable like his predecessor pertains 		

Recommendations for state governments for prevention of trafficking

- ✓ There is a need to increase in the daily wage of the tea garden workers, from current wage rate of Rs. 130 to a reasonable amount of Rs. 230-250. Rise in the wage rate will genuinely push the communities in fulfilling their daily ration and other basic necessities, thereby leaving lesser possibilities in the mind of the people to migrate to other places for better salaries. This eventually will reduce the chances of the children from vulnerable families getting lured to unsafe job and befriending proposals and get trafficked
- ✓ Generating 100 days employment opportunity within the Mahatma Gandhi National Rural Employment Guarantee Act 2005 (MGNREGA) for the unemployed tea garden workers
- ✓ As families do not encourage children to continue their secondary education and children are also not willing to go for education beyond class 10th above, and choosing some or the other forms of income to support their families, hence, providing vocational skill trainings may help
- ✓ The state of NCT Delhi should appoint one nodal authority in Delhi, who can be contacted directly while dealing with trafficking cases. So far, either the police personnel's had to contact Shakti Vahini and other organizations while investigation
- ✓ Frequent training of police personnel's on how to sensibly deal with child trafficking cases, following the legal boundaries, are needed.

<面談要約>

- ・ ジャルパイグリ県は茶園が多いが、近年は経営破綻などを理由に閉鎖した茶園もある。茶園労働者の賃金は低く（Rs. 130/日）、このような状況が人身取引に拍車をかけている。
- ・ 人身取引の被害にあわないよう、予防のための意識向上プログラムなどを実施しているが、問題の根本は茶園労働者の経済状況にある。
- ・ 継続的に警察官の研修をすること、特に人身取引を取り巻く法環境や被害者との接し方などが必要。
- ・ デリーやプネの警察に人身取引の捜索を担当する窓口のような機関があると便利。

Minutes of the Meeting 16: Humming Bird Trust

Date & time	14/01/2016, 7:00 pm	Venue	Pan Asia Hotel, Kolkata
Participants	Humming Bird Trust KII: Mr. Rajiv Kumar Roy (Lead- India Programme)		
Contents	<p>About the Trust</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ It was established in the year 2007 by the Mathias family ✓ Aimed to provide a formal vehicle through which to implement the family's philanthropic aims. In addition to learning about the responsibility that accompanies wealth, the aim of setting up Hummingbird was to encourage the family. They wanted to build something together that would achieve a significant social goal in a way that combined their passion with strategic professionalism. ✓ Major focus of the trust is to support community action in combating trafficking in the 24 North and South Paraganas in West Bengal. ✓ The trust primarily focuses on research as the major component of preventative initiative. It has been conducting data collection in the above mentioned districts, to understand the incidence and depth of the problem. Thereby, planning to initiate long term intervention programmes to prevent trafficking ✓ Engaging men and adolescent boys (12-18 years) to end violence and discrimination against women and girls ✓ One of the significant research works of the trust was conducted in partnership with Dasra ✓ Earlier it has also been associated in the Kamonohashi project, in studying the situation of the child sex trafficking ✓ The trust has collaborated with Equal Community Foundation at building the capacity of 20 organizations based in West Bengal over a period of 3 years to start engaging boys and men to end violence and discrimination against women and girls. Ultimately, the efforts of these organizations to involve men in their work will contribute to the prevention of trafficking of women and girls <p>Key Principles of the Trust</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Operational plan to be inclusive and of participatory nature to understand the degree of the problem faced by the communities ✓ Focus on prevention of trafficking of girls ✓ Idea to create an intervention model at first, test it, check the scalability and do the impact evaluation study, in both the 24 North and South Paraganas. If the model proved to be reliable in the above 2 districts, it is to be implemented in other districts as well. ✓ Intervention model to have holistic integrated approach. ✓ Focus on creating empirical evidences ✓ Internally in-built Monitoring and Evaluation Component. ✓ Analyze the broader indicators channelizing for trafficking to take place <p>Modus Operandi</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ There has been shift in the purpose of trafficking: Earlier the major objective of the trafficking was commercial sex-work. However, now trafficking happens in the form of child labour, domestic labour, marriage ✓ Earlier: forced/early marriage, where alliance were known to the family ✓ In present context: the shift has been to child (13-17years) initiated marriage. Ex: adolescent girls getting lured easily in the trap of traffickers. Agencies include: love and attraction through social media websites, mobile phone 		

	<p>(traffickers buy SIM cards, do recharge and give it to the specific person they are trapping)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ It has been observed, that in last few years girls are being trafficked to Bangladesh from India and from there to gulf countries as compared to the earlier context, where girls from Bangladesh were trafficked to India ✓ States like Haryana, Western Uttar Pradesh, Punjab, and Jammu & Kashmir are the major zones, where both trafficked girls and boys are taken to <p>Gap in the legal framework</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Act is vague and poor in terms of defining the functionality of the provision ✓ There are other Acts, that has components of trafficking included in it, however, a legislation with comprehensive focus specific to trafficking is lacking ✓ FIR's of the cases on trafficking are poorly registered by the police. Terminologies used and efforts made to shape up a First Information Report in a particular case, depends upon the police personnel's beliefs, understanding, and available resources in terms of time and location. Most of the time they are confined within their comfort zone. In otherwords, making cases weaker that they get dismissed on the first day of hearing in the court itself. <p>Gap in crime statistics</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ The statistics of crime on trafficking available with the National Crime Records Bureau (NCRB) varied from the data obtained by one of the organizations, functioning very intrinsically with both the 24 North and South Paraganas. While the NCRB indications suggests 472 children were trafficked, the data for the local organization indicates 400 cases in 23 blocks) <p>Discrepancies in available support services</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Unavailability of one specific scheme, providing comprehensive support services ✓ Schemes like Ujjwala, Integrated Child Protection Scheme, Sabla, and Kanyashree (West Bengal Govt.) are there but neither their reach nor their implementation has been given required attention ✓ Rolling out the compensations to the victim takes 2-3 years. Moreover, the compensation is in terms of money only, not based on the injustice happening with them. ✓ In West Bengal, Kanyashree has been able to retain girls from early marriage and school dropout rates ✓ Compensation received by the girls at the end of the year is huge on these grounds, and for a person belonging the economically vulnerable household, it is a sense of motivation <p>Challenges at Implementation Level</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 'The erosion of Trust' is the constraint between the Government and the civil society. For govt. the latter are lower- miniscule functional units, while the latter consider govt. as corrupted system. ✓ Government is not flexible enough to risk innovative implementation plans ✓ Lack of evidence (statistics and qualitative data), is preventing government in making strategic recommendation. <p>Recommendations</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Government need to invest more on research. For example: the Ministry of Women and Child Development conducts 9-10 research per year, however they are not published. The primary reason behind these remains that the
--	---

	<p>research works are solely conduct to fulfill certain target of the ministry. Further there is huge uncertainty that the final reports of these research would be formulated</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Need to conduct impact assessment of the available schemes on the present context ✓ Government need to engage in private players and corporates for the above assessments, as corporates have already in-built capacities to evaluate, develop, propose, and promote required support services in terms of skill building, marketing linkage, and collaboration with other CSR partners <p><面談要約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西ベンガル州の北・南 24 パラガナス県の人身取引対策に関する活動を手がける財団。女性に対する暴力や人身取引撲滅のため、男性を対象とした活動も行っている。 ・ 現在、人身取引予防のための活動を展開し、インパクト評価を実施することで活動の成果を検証したうえで、活動を拡大することを考えている（注：ただし、話の内容からきちんとインパクト評価のデザインをしている模様ではなかった）。 ・ 以前と比べ、人身取引の目的や手口に変化が見られる。以前は売春目的で連れ去れるケースが多かった。最近では、西ベンガルからバングラデシュを経由して中東地域に売られるケースが増えている。 ・ 女性のエンパワメントや人身取引対策に関する複数の政府スキームがあるが、必ずしも適切に使われていない。 ・ 女性子ども開発省は年間 9～10 件の調査を行っているが、どれも予算執行を目的としており、結果が公表されることもない。
--	--

Minutes of the Meeting 17: Sanlaap

Date & time	15/01/2016, 3:00 pm	Venue	Sanlaap Office, Kolkata
Participants	Sanlaap KII: Mr. Pinaki Ranjan Sinha (Executive Director), Ms Tapoti Bhowmick		
Contents	<p>General Information</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Trafficking cases has increased in West Bengal ✓ Incidence of cases reported on trafficking, have also gone up ✓ Majority of victims are girls <p>Modus Operandi</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ There has been a huge shift in modus operandi for human trafficking in West Bengal ✓ Earlier trafficked victims were tortured violently, if they disagreed to act as per the traffickers instructions. However now, the traffickers have changed their strategies to roll out their activities. As the victims come from economically weaker families, the traffickers try to identify the day-to-day needs and fantasies of the targeted victims and fulfill them. By doing so, they are escalating a trap, which the victim is unwilling to move out ✓ For example: victims being targeted as well as trapped for commercial sex work, are lured by providing high tech- mobile phones, good clothes, scooters etc. by the brothel owners, which otherwise the victims would not have access to, had they been with their families ✓ Nowadays, trafficking largely takes place with the purpose of smuggling, forced labor and sexual exploitation, as compared to the earlier scenario where victims were largely trafficked for sexual exploitation ✓ According to the investigation conducted by police, it has been found that in last 2-3 years, girls from India are trafficked to Bangladesh. And in most of the cases the traffickers chose Bangladesh as a transit country to import victims to Dubai and Middle East countries, because the migration laws seems to be less strict as compared to India ✓ Last year around 17 cases of girls being trafficked to Bangladesh came into observation, however Sanlaap could trace and rescue only one of the victims <p>Challenges faced during Rescue and Post Rescue phase</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Organizations are not capacitated enough to deal with the ideology of the victims who really wants to go back from where they are rescued ✓ Though there are few selective red light areas, however now the network for commercial sex-work has started developing in private houses, hotels, spa, and even beauty clinics ✓ Seasonal migrants from Jharkhand and Chhattisgarh for foot labour are the most unsafe form of migration leading to trafficking for sexual exploitation. It is very difficult to identify, rescue and rehabilitate such migrants who come for seasonal work ✓ As a mandate to the MoU signed between West Bengal and Maharashtra, victims from Bangladesh rescued in either of the states are not allowed to be kept in shelter homes. However, due to the assimilation of same language, the Bangladeshi victims would hide their real identity and stay back with the shelter homes. Later on organizations running the shelter home faces legal hassles, if the truth is disclosed thorough investigation ✓ Legislation were created for All West Bengal Task Force repatriation operation framed in 1999, however, it got operational in the year of 2014 		

	<p>Gaps in Legal Framework</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Law enforcing agencies have problem, implementing the legislated Acts ✓ These agencies are more comfortable in implementing provisions under Indian Penal Code (IPC) and give little or no focus on the created special Acts like Protection of Child from Sexual Offence (POCSO), Juvenile Justice (JJ) ✓ In fact, JJ Act and POCSO is not popular, police personnel's are not aware how to situationally implement them in trafficking based cases ✓ The rescued victims are presented before the district magistrate foremostly, than to the Child Welfare Committee <p>Gaps within Government</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Lack of match between the policy-makers set of ideologies and the real grassroot systematic implementation work ✓ More flexibility required in policies <p>Gaps in Rehabilitation</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ In Integrated Child Protection Scheme, not a single term has been mentioned on rehabilitation of children ✓ There is only one scheme for retaining girls to trafficking in West Bengal, i.e. Kanyashree. However, rescued girls from the shelter homes could not avail this scheme, due to their inability to produce the birth registration certificate. Schools also deny providing admission to girls without the birth registration certificate. Hence government needs to provide attention towards the loopholes in the mechanism itself. <p>Recommendations</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Rethink on the rehabilitation strategies, keeping focus on how the mental health of the victims could be improved ✓ Explore the potential of the rescued victims and develop space for age and individual specific rehabilitation support services. For example provide comprehensive support services like education, medical care, regular counseling, skill building and counseling of the communities. However, there should be multiple skill building options, like block printing, stitching, and etc. So that if someone is more interested to learn a particular skill, may pursue for income generation. Sanlaap works in cooperation with Ramakrishna Mission, so that the girls could be fixed up with units that has agency for the particular skill. Such intervention models are aimed at re-integrating the victims back to the society, where they are able to protect themselves from being vulnerable and re-trafficked ✓ Change in attitude required in the operation of the correction and shelter homes ✓ Ministry of Home Affairs should recommend in-depth orientation of the special acts related to child protection, in the refresher courses of training of Police, Army, Border Security Force, in order to develop their conceptual clarity and make them aware of the child protection mechanism ✓ Trainings should be a continuous component to facilitate knowledge transfer ✓ We have always been critical of the police and their inability to implement legislations; however the fact that even the judiciary have never been sensitized and initiated in any social orientation were never questioned. In trial courts, there is no maintenance of confidentiality in cases related to children. Hence, the prosecutors and the police should be sensitized enough how to present and deal with cases of above nature with utmost sensitivity. ✓ Mobility is required to prevent child trafficking. The government should go beyond the old support strategies to provide food, and clothes
--	--

	<p>✓ Advocacy is required</p> <p><面談要約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、人身取引の犯罪手口や目的に変化が見られる。特にここ 2～3 年、バングラデシュを経由して中東に連れてかれるケースが目立つ。 ・ 警察等の法執行機関における知識が低いと感じる。研修を制度化し、継続的に行うことが必要。 ・ 人身取引対策に関わる政府や市民団体の活動を調整するための団体を立ち上げたが機能していない。 ・ 人身取引被害者の帰還を促進するため、西ベンガルとマハラシュトラ州で覚書を交わしているが、うまく機能していない。特に、マハラシュトラでバングラデシュ出身の被害者が保護されると、言葉が同じということや被害者が出身地を偽るため、西ベンガルに送られてくるケースが多く、困っている。
--	--

Minutes of the Meeting 18: Sanjog

Date & time	16/01/2016, 10:00 am
Participants	Sanjog KII: Mr. Roop Sen (Secretary and Technical Advisor)
Contents	<p>General Information</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ West Bengal is the poorest implementer of Centrally Sponsored schemes ✓ Working with the vulnerable age group 14yrs-18yrs is most important ✓ Law and policies are changing <p>Gaps in Legal Framework</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ The current framework to address issue of trafficking is ineffective and needed major shift. ✓ Government (Ministry of Women and Child Development) has constituted a committee which is different from Central advisory committee and is currently looking in to the policy and legal gaps and soon come up with the recommendation. ✓ There has been numerous challenges faced in accessing legal aid service by the victim and this in result poor conviction rate. ✓ Law should be effective to check unsafe migration which in result in maximum number of trafficking cases. <p>Gaps within Government</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Lack of proper data on the number of trafficked victims. NCRB is not the best data source to ascertain total number of victims. As NCRB only cite reported incidences and there are many examples where the cases doesn't get reported. ✓ Policies like UJWWALA scheme need to be monitored and sending victim to the rehabilitation is not the ultimate solution. ✓ There are no clarity about the different ministries/department of the government and there are numerous challenges faced in intergovernmental coordination and this result in ineffective implementation of policies and schemes. ✓ Role of Ministry of Panchyati raj and rural development should be clearly defined as they are one of the key departments which provide access to livelihood opportunities at rural level. ✓ Government department and officials lack technical expertise <p>Gaps in Rehabilitation</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ The service provider at the protective home need proper training as it is one of the key area which has not been addressed so far. ✓ Vocational skill based training need to provided with mindful decision while keeping in view the opportunities available at the place of origin of the victim and therefore providing single window of vocational training is not the key to success. For eg: providing tailoring classes to the victim during their stay in the home may not be profitable to continue with the same once the victim is repatriated to their families. <p>Recommendations</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ We are in the process of preparing policy draft and new law to address the gaps in the existing practices to prevent and combat trafficking effectively. ✓ Government is considering to set up "Organized Crime Investigating Agency" (OCIA) which will work like Central Bureau of Investigation and link all the existing AHTU's to it. This is a major step forward in addressing

	<p>the issue of trafficking provided government will provide its support and resource to set it up.</p> <ul style="list-style-type: none">✓ AHTU's in India should be provided with more resource and committed staff.✓ The training of Law enforcement officers should be a continuous process and it should be based on practical experiences and challenges.✓ Training of judiciary and public prosecutor is important and key to increase the conviction rate in India.✓ Strategies should be made to meet with intergovernmental coordination problem.✓ There should be a convergence model where all the scheme and policies of govt. should target at providing overall care and support to address the issue of trafficking.
--	--

Minutes of the Meeting 19: DWCD

Date & time	18/01/2016, 12:00 pm	Venue	Department of Women and Child Development, Kolkata
Participants	Department of Women and Child Development, Directorate Child Rights and Trafficking KII: Ms Richa Mishra, Director Child Rights and Trafficking		
Contents	<p>Child Protection system in the State of West Bengal</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ West Bengal has 49,700 Gram Sansads (village level administrative units) ✓ UNICEF and Save the Children has been working with the state government for conducting trainings and developing a framework model for prevention of child trafficking ✓ District Child Protection Society (DCPS) has been actively functioning and organizing workshops for the local communities every year ✓ 19 Shelter homes has been functional, under the government banner in the state of West Bengal ✓ Government run shelter homes in the state are functioning within the MUKTI AALO framework ✓ Presently the government is rolling out trafficking prevention strategies on pilot basis, in 24 North and South Paraganas ✓ A new scheme is about to be launched by the government in the month of February to provide certain support services to the rescued victims of trafficking ✓ Further, 40 shelter homes are registered with NGOs working in the state and are functioning effectively <p>Challenges with the AHTU</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ A new anti-human trafficking task force has been set up by the West Bengal State Government, to stop trafficking of girls and rehabilitate the survivors. Christened as `3R`, the task force consist of police and Crime Investigation Department officials, representatives from the Bangladesh Deputy High Commission in Kolkata. The major challenge with this initiative lies in the fact that the despite being one of the major platform for discussion of all the convergence issues on trafficking, the quarterly meeting of the task force: <ul style="list-style-type: none"> • is either not conducted regularly (timely), or • all the appointed members are not present together, in the meetings with their stratified agenda's for discussion ✓ Lack of fixed nodal appointments in district and state, who could be contacted for collecting information of the victims and their communities ✓ Further, the transfer of nodal officers at state level, creates uncertainty of the fact, that whether the same attention would be given on respective cases, as they were dealt by the predecessors <p>Challenges with the Government</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Lacking manpower and other resources at government run shelter homes. Most of the homes have been running with half of required number of staffs <p>Recommendations</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Help the state with aftercare issues ✓ Generating awareness among communities at block, district, institution and state level about the available state government support service schemes like Kanyashree for girls, specifically those from socio-economically disadvantaged families, to improve their status and wellbeing, through Conditional Cash Transfers by: 		

	<ul style="list-style-type: none"> • Incentivizing girls to continue in education for a longer period of time, and complete secondary or higher secondary education, or equivalent in technical or vocational steams, thereby giving them a better footing in both the economic and social spheres • Dis-incentivizing marriage till at least the age of 18, the legal age of marriage, thereby reducing the risks of early pregnancies, associated risks of maternal and child mortality, and other debilitating health conditions, including those of malnutrition • It was also decided that the Scheme should confer more than just monetary support; it should be a means of financial inclusion and a tool of empowerment for adolescent girls. The scheme's benefits are therefore paid directly to bank accounts in the girls' names, leaving the decision of utilization of the money in their hands • To reinforce the positive impact of increased education and delayed marriages, the scheme also works to enhance the social power and self-esteem of girls through a targeted behaviour change communication strategy. The communication strategy not only builds awareness of the scheme, but includes adolescent-friendly approaches like events, competitions and Kanyashree clubs, and the endorsement of strong women figures as role models to promote social and psychological empowerment <ul style="list-style-type: none"> ✓ To make functioning of the Child Protection Committees in the state active in raising awareness and address the issue of child trafficking ✓ State has financial capacity to improve child protection initiatives however it lacks technical expertise. Hence, rigorous technical assistance is required from civil society and other development organizations ✓ Required strategic interventions in shelter homes for shaping the ideologies of the staffs and making the functioning of the homes more sociable both at pre and post rescue of victims. Focus to be given in developing a framework, where rescued victims are provided with choice to select a skill of their interest that could be later taken up for earning their livelihood ✓ Even though Integrated Child Protection Scheme has been functioning centrally, develop district-wise model shelter homes that would include, regular childcare plans like: <ul style="list-style-type: none"> • Proper health check ups • Nutritious food • Age-specific vocational trainings from early age, if a child is not willing to continue with formal education ✓ The main agenda behind developing such a strategic intervention is to re-integrate the victims back to the society, with a sense where they could establish an identity of their own. <p><面談要約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県（District）レベルで設置されている児童保護委員会（DCPS）は比較的で活発に活動しており、人身取引予防を目的とした地域内での啓蒙活動などを行っている。DCPS に関しては研修等のニーズは見られない。 ・ 州内には政府が運営するシェルターホームが 19、NGO が運営するものが 40 ある。 ・ 西ベンガル州の人身取引に関する活動計画が策定されており、現在、北・南 24 パラガナスでパイロット的に活動を展開している。
--	--

	<ul style="list-style-type: none">・ 現在抱えている課題としては、被害者のアフターケアが挙げられる。この他、州としては各種活動を展開していく財源は特に問題ないが、技術的な面で限界を感じる。NGO やドナーからの技術支援が必要である。
--	---

Minutes of the Meeting 20: CINI

Date & time	18/01/2016, 4:30 pm	Venue	CINI office, Diamond Harbour
Participants	Child in Need Institute (CINI) KII: Mr. Rajib K. Halder (Additional Director)		
Contents	<p>About the organization</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ CINI was founded in 1974 in Kolkata ✓ It works with central and state government, national and international donors, non-government organizations' and local communities to strengthen the capacity of deprived children and women. ✓ The 2 major verticals of the organization for intervention includes: <ul style="list-style-type: none"> • Maternal and child health (Prevention of HIV, enrolling Integrated Child Development Scheme (ICDS)) • Education and child protection (child trafficking, child abuse, sexual violence on children) ✓ Each vertical includes: <ul style="list-style-type: none"> • Quality controlled Child Friendly Schools (CFCs) • Knowledge management units • Technical assessment unit • Capacity building staffs ✓ The organization promotes education through CFCs which are non-formal coaching centres. These centres are focused on girls belonging from vulnerable families or either have been victims of trafficking. The purpose behind construction of such centres lies in reintegrating the victims back to the regular schooling ✓ Child protection initiatives of the organization is focused upon 2 perspectives: <ul style="list-style-type: none"> • Community counseling • Victim assistance <p>Intervention strategies for prevention of child trafficking</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Extends coverage to over 5,000 children through institution-based services and 21,500 children through community-based services ✓ Conducts evidence based research in mapping cross border trafficking in West Bengal and also provides support services for children who are vulnerable to abuse, exploitation and trafficking in the metro areas of Kolkata through CINI Urban Unit and Siliguri through CINI North Bengal Unit, and in the districts of Murshidabad through CINI Murshidabad Unit, North Dinajpur and Jalpaiguri through CINI North Dinajpur Unit, in South 24 Parganas through CINI Diamond Harbour Unit and in Khunti District through CINI Jharkhand State Unit ✓ Runs 4 child protection centres, as per the Juvenile Justice (JJ) provisions and capacitated to run 6 ChildLine at railway stations in Kolkata ✓ Partnership with local service providers like gram panchayat, sansads and police in all the districts, has been the major agenda of CINI for generating awareness among the communities and working together in a convergent way in villages, slums, lanes for promoting gender equity ✓ Training and capacity building of local service providers ✓ Addressing the vulnerabilities of the children from economically weaker and socially vulnerable families with: <ul style="list-style-type: none"> • Making available proper food and nutrition through the ICDS • Encouraging families to register birth of the children 		

In other words, CINI is trying to develop a scalable holistic model to combat social vulnerabilities, that forms to be the root-causes for trafficking

Modus Operandi

- ✓ Earlier, majority of the trafficked victims were above the age of 18 years. However, as per the investigation reports of the trafficking cases in last 5 years, it has been observed that majority of the trafficked victims are children.
- ✓ Befriending with victims through social networking sites and mobile phones are the 2 approaches of the traffickers
- ✓ In West Bengal, about 62 percent of trafficking cases are girls eloping at a minor age for the pretext of marriage

Gap within the Anti Human Trafficking Unit (AHTU)

- ✓ Sedentary functioning of the police within the AHTU. Lacks required determination and inquisitiveness for case management and investigation
- ✓ Non-availability of data on repatriation of rescued victims. Even among the available data 90 percent are fake records

Gap within the Government Child Protection System

- ✓ Lack funding in the Integrated Child Protection Scheme (ICPS)

Recommendation

- ✓ To bring Sub Divisional Police Office within the AHTU
- ✓ To converge the ChildLine Programme with the AHTU and leveraging of the human resources in the programme
- ✓ To strengthen law enforcing agencies
- ✓ Preventive strategies for trafficking should be including components beyond one-way training and workshop sessions. Approach of trainings to be process driven, involving action, learning and capacity building
- ✓ Approach of ICDS to be replicated for the Integrated Child Protection Scheme (ICPS)
- ✓ National Crime Records Bureau (NCRB) to upload data including profiling of traffickers. Collaborations to be formed with NGOs in this context, for assembling more information
- ✓ Develop a frontline model for rescue, repatriation and reintegration of the victims
- ✓ In order to formulate policies with more holistic approach, developing a stringent association between the District Magistrate, Block Development Offices, and the District Child Protection Offices is required
- ✓ To focus attention on research and innovation for vulnerability assessment

< 面談要約 >

- ・ CINIは母子保健、教育、児童保護の活動を行っている NGO である。コルカタが本部であり、州内及びジャルカンド州に支部を設置している。コルカタではチャイルドラインの運営もしている。
- ・ 以前は、人身取引の被害者は 18 歳以上が多かったが、過去 5 年の傾向を見ると 18 歳未満の子どもの被害者が増加している。
- ・ 家庭内暴力や人身取引の被害者となりやすい経済的に脆弱な家庭をターゲットとして、ICDS のスキームを通じた栄養素の高い食料の提供や出生登録の推進をしている。

	<ul style="list-style-type: none">・ 現在、NCRB では被害件数などの情報がとりまとめられているが、加害者に関する情報を NGO 等からも収集し、関係者が閲覧できるようなシステムが必要ではないかを感じる。・ エビデンスに基づく人身取引に関する調査を増やし、調査結果に基づいた予防や保護戦略の策定が必要と思う。
--	---

Minutes of the Meeting 21: AHTU

Date & time	19/01/2016,2:00 pm	Venue	AHTU Office, Kolkata
Participants	Anti-Human Trafficking Unit (AHTU) KII: Smt. Sarbari Bhattacharya (OC, AHTU) Crime Investigation Dept., West Bengal		
Contents	<p>General Informal</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ According to the National Crime Records Bureau (NCRB) data, West Bengal is indicative of one the worst trafficking prone state in India ✓ The state is both the source and transit point for trafficking activities ✓ Bangaon, Basirhat, 24 North and South paraganas, Murshidabad, Jalpaiguri, Siliguri, Darjeeling are the transit points for trafficking ✓ Trafficking of both minor boys and girls are common: <ul style="list-style-type: none"> • Boys are trafficked mainly for the purpose of child labour • Girls are trafficked for commercial sex work and domestic servitude • Victims are at the age group of 12-18years ✓ In majority of cases families are responsible for the children getting trafficked. The susceptible economic and social family backgrounds forces them to break free from those settings and land up exploited under the lucrative offers in the name of jobs and marriage proposals <p>Challenges faced by the police</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ First Information Records (FIR) by the victim's family are lodged under the purview of 'missing' or 'kidnapped' ✓ Cross-border trafficking cases involving victims from countries like Bangladesh and Nepal are more complex in nature as often victims are misidentified as residents from West Bengal, due to their similar physical appearance and language. In otherwords, while these victims are rescued they portray themselves as mentioned, however after conducting thorough investigations in later stages real identities of the victims are found to be different from their provided statements ✓ Victims are found to be disinterested to return back to their families. The fact that they are able to eat good food, buy expensive accessories, clothes, high-tech mobile phones, etc. lure them to bend in front of the exploitative conditions ✓ Also, the traumatic experiences faced by the families also force them to reject the victim, if they return home. Hence, even after restoration both the mentioned causes are equally responsible and leaving heavy chances for the victims to get re-trafficked ✓ Due to lack of evidence about the major goons responsible for escalating the trafficking rackets, while investigation and post rescue only mediators engaged in the rackets are identified and presented for conviction. Almost leaving negligible chances for them to get convicted <p>Gap within the child protection framework</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Lack of resources in terms of manpower, infrastructure (separate office), logistics for the AHTU ✓ Lack of any structured mechanism/provision within the police stations for maintaining records of the recovered victims ✓ Lacking precise sensitization initiatives with particular local communities, post rescue of victims ✓ Though the shelter homes have livable resources in terms of availability of meals, clothes, medical facilities, however they are guided under certain 		

	<p>rigorous mandates, making the social conditions almost equal to prison/jail. Thereby, laying space for the rescued children to runaway</p> <p>Recommendations</p> <ul style="list-style-type: none">✓ Strengthen the AHTU with:<ul style="list-style-type: none">• Manpower• Logistics support• Office set up• Vehicles✓ Public prosecutors dealing with trafficking cases have no sensitivity and lack knowledge on specific provisions that can be applied for conviction of traffickers. Leaving rare chances for the traffickers getting convicted or otherwise prevailing way for easy bail. In many of the cases :<ul style="list-style-type: none">• victims have been purchased• victims have been murdered• their family got purchased <p>Hence, it is utmost necessary for the judiciary and the public prosecutors to be sensitized</p>
--	--

Minutes of the Meeting 22: CID

Date & time	19/01/2016, 3:00 pm	Venue	
Participants	Criminal Investigation Department, Kolkata KII: Shri. V. Kr. Goyal, Inspector General of Police (IPS)		
Contents	<p>General Information:</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Anti Human Trafficking Unit (AHTU) is functional at state-district-village level ✓ Effective law and order management ✓ Remote areas are more vulnerable for child trafficking ✓ Traffickers continue develop new strategies to traffic victims, therefore identifying the victims of trafficking becomes challenging <p>Challenges with the police</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Police stations are confined within a perspective area and with limited manpower, hence to follow up in cases situated 150-200 km's away is a rigorous task. Thereby receives not as much of attention ✓ Verification procedure of the victims and their families takes a much longer time as the police stations are curbed with multiple cases, hence officers are unable to offer undivided attention for a specific case on trafficking monitored with the anti-trafficking provisions <p>Preventive strategies</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ If cases get mobilized timely, there are greater chances of sensitization happening at faster speed with the police persons ✓ Identify the vulnerable localities for trafficking ✓ Organize aggressive campaign for generating consciousness among the communities <p>Recommendations</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Strengthen local police stations ✓ Introduce provision to form Aadhar cards for shelter care victims 		

Minutes of the Meeting 23: UNICEF

Date & time	2/02/2016	Venue	NCTD
Participants	United Nations Children's Emergency Fund (UNICEF) KII: Miho Yoshikawa, UNV Child Protection Officer		
Contents	<p>Guiding Principles and Mandate:</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ UNICEF is guided by the Convention on the Rights of the Child (CRC); ✓ In India, UNICEF's programme to support Child Protection System is aimed strengthening the systems at national, state, district, and sub-district levels through the roll out of the Integrated Child Protection Scheme (ICPS) ✓ Measures are aimed at preventing the trafficking of children include increased educational opportunities for disadvantaged children, particularly girls; support to families at risk, appropriate social welfare, training of law enforcement officials and judicial authorities. It is also essential to raise awareness of the media, communities and families on the rights of child victims of any form of trafficking. ✓ Child victims of any form of trafficking require special protection and need to be treated with respect and in a manner consistent with their age and special needs. They are entitled to legal protection and to help integrating back into their communities. ✓ If children are used as witnesses, officials should secure their testimony in a manner that does not re-traumatize them and ensures their protection throughout the criminal proceedings and beyond as necessary. ✓ States should ensure that parents are provided with the necessary legal aid and financial assistance for a child's participation in legal proceedings. ✓ States should ensure that child victims have access to assistance that meets their needs, such as legal aid, protection, secure housing, economic assistance, counseling, health and social services, physical and psychological recovery services and that they are not discriminated against. Special assistance should be given to those who are suffering from HIV/AIDS. Emphasis should be placed upon family and community-based rehabilitation or placement in foster families rather than institutionalization. ✓ Children should be given an opportunity to express their views, particularly within the framework of any administrative or judicial proceeding affecting them; and no child should be discriminated against, including on the basis of gender, national or social origin. This is consistent with article 2 and 13 of the CRC. ✓ Efforts against trafficking should be aimed particularly at preventing vulnerable groups of children from becoming victims. While it is true that boys are increasingly involved in child prostitution and child pornography, girls comprise the majority of victims. Gender discrimination can place girls at greater risk of sexual exploitation, and also creates specific needs for their rehabilitation. <p>Focused strategies for addressing Child Trafficking</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Raising awareness about the problem; ✓ Providing economic support to families; ✓ Improving access to and quality of education;and ✓ Advocating for the rights of the child. <p>Strategies to strengthen the Child protection System:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Develop Human Resources for Child Protection,focusing on mid-level cadres, which includes: 		

	<ul style="list-style-type: none"> · Facilitate development of a framework for Child Protection social workforce development · Develop core trainer groups in states · Develop standardized training modules <p>2. Improve quality of Child Protection Services</p> <ul style="list-style-type: none"> · Set standards for services through Standard Operating Procedures, guidelines, pilot models of functional structures like Special Juvenile Police Units (SJPU), Special Courts etc. · Enhance monitoring and supervision of ICPS, JJA and Protection of Children from Sexual Offences Act (POSCO) through the judiciary and Commissions for Protection of Child Rights · Strengthen medical sector's capacity to respond to violence against children <p>3. Community-based protection mechanisms</p> <ul style="list-style-type: none"> · Support formation and strengthening of community based structures from village, block and district level · Support the synergy of structures with other community structures like Panchayati Raj Institutions, School Management Committees etc. · Build referral linkages with child protection services · Develop safe communities model in two cities <p>4. Strengthen data systems for Child Protection</p> <ul style="list-style-type: none"> · Create prototype and roll out on ICPS scorecard to advocate for greater investment in the quality of Child Protection Management Information Systems (CPMIS) · Generate, analyze and use data to advocate for policies and programmes to strengthen child protection systems <p>Globally Adopted Measures</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ A proposed UN Convention on Transnational Organised Crime is now being drafted with a special protocol on trafficking. UNICEF has emphasized the importance of not criminalizing the victims of trafficking; children, who are the victims, must be protected. Similarly, where children are trafficked, particularly when they find themselves in an unfamiliar country, the first priority must be to treat them in an environment which fosters the health, self-respect and dignity of the child (as outlined in the CRC). ➤ UNICEF supports major studies of trafficking that are taking place around the world, including a study of trafficking in the NAFTA region underway at the University of Pittsburgh. ➤ UNICEF provides input to "The Global Programme Against Trafficking in Human Beings", a three-year study undertaken by the United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention. It focuses on the role played by organized crime, trafficking patterns, the nature of the criminal syndicates involved, the role of corruption, the impact of clandestine migrant communities, the trafficking of women and children for purposes of forced/exploitative labour, commercial sexual exploitation and unlawful adoption. UNICEF is concerned to ensure that the human rights aspects of the issue are not overwhelmed by the study's focus on the criminal aspects. ➤ In the Asia and Pacific Region, UNICEF is a partner in a number of projects that specifically address the trafficking of women and children. They include: <ul style="list-style-type: none"> · the Mekong Regional Law Centre project, "Illegal Migration: The Case in Trafficking of Women and Children" (Cambodia, China, Laos, Myanmar,
--	--

	<p>Thailand, Viet Nam), which aims to develop a practical program to improve legislation and law enforcement in the area of trafficking;</p> <ul style="list-style-type: none"> · the ESCAP (Economic and Social Commission for Asia and the Pacific) Human Resources Development Section of the Social Development Division, "Project for the Elimination of Sexual Abuse and Sexual Exploitation of Children and Youth in Asia and the Pacific"(Cambodia, China, Laos, Myanmar, the Philippines, Thailand, Viet Nam, Bangladesh, India, Nepal, Pakistan, Sri Lanka), which will build capacity of local government and NGO personnel through research and networking, raising awareness of policymakers, development of curriculum and training materials and sub-regional training; · the ILO-International Programme for the Elimination of Child Labour (IPEC) project, "Combat Trafficking in Children and Women for Labour Exploitation in the Mekong Sub-region and South Asia", which aims to develop best practice guidelines based on the evaluation of pilot activities and train trainers as well as offering direct socio-economic alternatives to child and women victims of trafficking and to those at risk; · the UNDP project, "Trafficking in Women and Children in the Mekong Sub-region", which will do an inventory of UN agency, government, NGO and CBO activities addressing trafficking; assess gaps in these activities; establish mechanisms to improve communication and coordination; identify research needs and begin research; · the International Organization for Migration (IOM) project, "Return and Reintegration of Trafficked Women from China to Vietnam, Thailand to Cambodia and Cambodia to Vietnam", which will build research capacity, train border police and provide psycho-social recovery assistance to trafficking victims. <ul style="list-style-type: none"> ➤ UNICEF participates in the Regional Working Group on Child Labour (involving ILO/IPEC, Save the Children Alliance, and Child Workers in Asia). ➤ UNICEF supports the International Network for Girls (INfG). Organized by the NGO Working Group on Girls, the network comprises 400 NGOs in 86 countries who work with and for girls. Sexual exploitation and trafficking are two of its highest priorities. <p>Issues and Challenges</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Finance and human resources as well as legal system is in place but not necessarily functioning. ✓ Monitoring and evaluation are not done properly to see the progress of implementation of child protection related acts. In case of ICPS, there is a monitoring format for budget implementation; however it is not being used properly. ✓ Capacity building of mid-cadre people like Child Welfare Committee members and social workers are needed. IPCS does not have mandatory training and quality of training needs to attention.
--	---

Minutes of the Meeting 24: IOM

Date & time	19/02/2016, 11:00 am	Venue	NCTD
Participants	International Organization for Migration (IOM) KII: Mr. Amit Bhardwaj and Ms. Radharani Thakuria (Programme Assistant)		
Contents	<p>General Information</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ IOM works in the areas of overseas migration and internal mobility (migration) ✓ Operation in India started in 2007 when there was Gujarat earthquake. ✓ Main counterpart organization in India has been the Ministry of Overseas Indian Affairs. <p>Programme related to trafficking</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ From 2007 to 2011, IOM worked on rehabilitation of victims of labor and internal trafficking. One of successful model they have done is through the Ministry of Women and Child Development in training women victims and establishing a café called Café Kushi, run by those women. ✓ Currently, there is not programme related to trafficking; however, considering of reviving the café Kushi project. <p>Labour and migration related programmes</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Earlier, migration was largely the South Indians going overseas; however, the trend is changing and now the largest migration is from States of UP, Bihar and West Bengal to South India. ✓ There are large number of people migrating from places like Punjab to Europe. Pre-departure orientation is given to such population for safe migration. Such programme is targeting overseas migration and not much is done for internal migration. ✓ The government of India is not capturing the exact number of people going abroad for work. The immigration system is often faulty and some people fake their age on passport and declare occupation other than the one they are actually taking up. ✓ Issue of internal migration is handled by the Ministry of Home Affairs. Data on internal migration is also not captured properly. IOM is getting ready for consultation on need analysis of internal migration to be addressed in Census 2021. 		

Minutes of the Meeting 25: CSJ

Date & time	7/03/2016, 10:00 am	Venue	NCTD
Participants	Counsel To Secure Justice (CSJ) KII: Eliza Rumthao, CSJ Director		
Contents	<p>Key Objective of CSJ:</p> <ul style="list-style-type: none"> • Give survivors of sexual violence effective access to the criminal justice system. CSJ provides counsel, either on staff or through pro bono networks, who advocate for client interests throughout criminal proceedings. • Strengthen the criminal justice system so it delivers more compassionate and effective justice. CSJ strengthens the criminal justice system through strategies that target problems identified doing casework, so it delivers more compassionate and effective justice. • Develop advocates who are servant leaders. CSJ has a two-year fellowship program that develops young advocates into leaders who have refined and practical professional skills, high standards of personal and professional ethics and a heart to serve the poor and disadvantaged. <p>General Information:</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ There has been several cases of Domestic servitude (trafficked for domestic work) who has been victim of sexual abuse. ✓ Mostly they are between the age of 14-18 yrs ✓ Cases of Protection of Children from Sexual Offences Act (POCSO) has gone up but the conviction rate is too low. ✓ Challenges in obtaining victim compensation from government. <p>Gaps in Legal Framework:</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Though Government has come up with Protection of Children from Sexual Offences Act (POCSO) in 2012 but there has been a discrepancy as under this act any sexual violence against any children up to the age of 18yrs is an offence but age of consent to have sex is 16 yrs. It has lot of challenges particularly how to address any sexual violent act where child marriage is still a big problem in India. ✓ In all the trafficked victim cases the POCSO act must be applicable. In some of the cases in our experience where only sections against human trafficking were applied. <p>Gaps within Government:</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ We have witness lack of coordination among the government department. ✓ Challenges particularly in coordination with Inter-state trafficking cases. For eg: In 2013 when 51 girls were rescued from Jaipur by FXB India Suraksha, there were children from different states like Manipur, Nagaland, UP and Nepal. But the Jaipur police failed to appropriate action and as a collective we had to pressurize the government of Manipur and Nagaland to take appropriate action. And finally it is because of Manipur and Nagaland police proactive investigation the perpetrator is about to be convicted. ✓ Confusion about who will release victim compensation money. <p>Gaps in Rehabilitation:</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ There has been no rehabilitation scheme in place which is effective to reintegrate the victim back to the society. 		

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ Services at the shelter home is not efficient to rehabilitate the victim once they are back to their home. ✓ Shelter home service provider need more training in order to appropriately take care of the victim. ✓ Counseling service at the shelter home is not effective as there are not much trained counselor and under the current government sponsored scheme the honorarium of counselor is too low and probably that is the reason shelter home could not afford professional counselor. <p>Recommendation:</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ Strengthening of legal system. Though special court/bench has been set up in the district court but the capacities of judges are not satisfactory. ✓ Public prosecutor must be trained. ✓ Young advocates in India must be trained more in detail to take up the cases of sexual abuse and trafficking. ✓ Victim compensation should be immediately awarded to the victim. This should be immediately received by the victim soon a FIR is lodged in the case. ✓ Witness support system should be strengthened and victim during their trial period should be provided all support as how to face the court procedure.
--	--

面談記録（国内調査）

面談記録 1: JICA プロジェクト（ミャンマー）

面談先	「ミャンマー連邦共和国人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト」チーフ・アドバイザー甲木京子様		
日時	2016年2月1日 14:00～15:00	場所	電話インタビュー
提供資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ グッドプラクティス集（英語版） ・ ハンドブック参考資料 		
内容	<p>1. <u>人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクトの成果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 被害者の保護と自立支援のために、ソーシャルワーカーの育成に焦点を絞ったプロジェクトである。裨益したソーシャルワーカーは約 130 名。直接のカウンターパートは、人身取引対策中央委員会とプロジェクト対象であるヤンゴンとマンダレー州の DSW（Department of Social Welfare）の職員。裨益者として、社会福祉訓練校の講師、シェルターの職員、人身取引対策タスクフォースの職員、ミャンマー女性課題連盟職員、警察官、市民団体等。 ✓ ソーシャルワーカー研修は、2 週間がワンセット。ヤンゴンで行う研修とモバイル研修。カスケード方式をとっており、TOT 研修、マスタートレーナー研修、トライアル研修、フォローアップ研修、等で構成される。研修教材とマニュアルを開発した。 ✓ ヤンゴンとマンダレーを中心に活動を展開しているが、中国やタイ国境のホットエリアで働く各局の政府職員や NGO なども研修対象としている。今後、ホットスポットであるヤカイン州への展開も検討中。 ✓ ヤンゴンの DSF 内に約 300 坪の「インフォメーション・センター」を設立したことが大きな成果。（活動 3-1 のリソーススペースの相当するものであるが、より規模と内容が充実したものとなった）。カウンセリング室と資料室からなり、DSF の職員であるソーシャルワーカー 2 名が常駐。DSF 自身のアイデアにより自立的に計画。日本側は施設のリノベーションのための改修費を支援するとともに、センターの運営指導を行っている。現在までのカウンセリング件数は 300 件。 ✓ プロジェクトの成果のひとつとして、実践的なソーシャルワーカーとしてのスキル育成手法をまとめたハンドブックを作成。カウンセリングやリスニング、ケースワーク等のポイントが記されており研修のテキストとして活用中。 ✓ 本ハンドブックを使って警察内の人身取引担当 ATITD の職員（計 400 名）にも、カウンセリング、聞き取り能力にかかる研修を実施しており、好評である。 ✓ 他ドナーのうちオーストラリア政府の ARTIP などは、既に政策や法制度に関する支援、内務省ミャンマー警察への支援等を十分に行っていた。JICA は他ドナーが行っていなかったソーシャルワーカー支援という分野で優位性と独自性をもった。 ✓ 国家が DSW 傘下で運営するシェルターは全国に 7 箇所あり、これらの施設のソーシャルワーカーもヤンゴンでの研修に招いている。 ✓ 本プロジェクトは政府機関のサービスプロバイダーを育成することが主要な目的であるが、他機関の連携については、活発に活動するローカル NGO 関係者やカレン族を支援するキリスト教系団体などへの研修参加を随時呼びかけている。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ MOU を結んでいる国々とは常に連携し、アセアン地域の重要な関連会議に参加している。 <p>2. <u>人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクトの課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ミャンマー国では MDT 体制はシステムとしては確立しているが、実際にうまく機能していない部分もあるため、各省庁間の連携はさらに強化される必要がある。本プロジェクトの視点からみると、ソーシャルワーカーの育成と強化は、省庁を超えて実施できているため、連携の促進要因になれるのでは。 ✓ 女性省が DV 法を策定中。策定されれば、さらに活動がスムーズに行えるだろう。 ✓ 被害者の自立のためには、就労や起業まで支援する取り組みが必須であるため、ただいま労働省等との連携も検討中。被害者には最も貧しい地域出身のものが多いため、受講料を無料にする、衣食住付きの職業訓練施設を立ち上げる、被害者同士の会を支援するなど、彼らの立場を配慮した訓練計画が必要である。欧米系 NGO との連携も検討できるかも。 <p>3. <u>協力を行う際の知見、教訓、留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 被害者の保護と自立支援のためには、人身取引対策に係る他省庁および他機関との連携が最も重要である。また機関の組み合わせも十分に考慮する必要がある。 ✓ プロジェクトでは、研修中に受講生自身で策定するアクションプランのうち、優良な計画の実践に対して支援を行っており、いくつかの地域で成果を挙げている。例えば、マンダリンのサバイバー・ギャザリング、ヤンゴンの帰還者の再統合状況調査、シャン州の予防チラシ配布のプロジェクト等。これら 15 の事例をまとめたグッドプラクティス集を作成済み。 ✓ 被害者の自立支援のための職業訓練や就労支援についても、インドにて検討できるアプローチではないか。 ✓ 自助グループなど、被害者同士による支援はインドでは進んでいると思われるが、長い時間をかけて留意しなければいけない課題である。 ✓ 本プロジェクトで設立したインフォメーション・センターのように、人身取引対策の情報センターづくりは重要な取り組みであろう。
--	---

面談記録 2: 明治学院大学

面談先	明治学院大学国際学部 准教授 齊藤百合子様		
日時	2016年2月3日 16:00~17:30	場所	明治学院大学 横浜キャンパス
内容	<p>1. <u>JICAのGMSでの取組みからの知見、効果的な取組み、課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベトナム <ul style="list-style-type: none"> ✓ 他ドナーが行っていなかったホットラインの整備であり、コミュニティの人々へその周知を広く行った。一方、他民族への配慮としての多言語対応には課題がある。 ✓ (自立支援に関する) 参考情報として、ストリートチルドレンの保護、自立支援を実施しているハノイの NGO Blue Dragon (https://www.bluedragon.org/) では、企業の協力を仰ぎ、企業見学やインターンシップの機会を創出。自立の手段を自身が見つかる、オーダーメイド的な取組みとし、個々人の希望や得意分野、能力にあった自立支援を実現。 ✓ 齊藤准教授により、ホットライン電話相談員研修支援として、人身取引理解のための研修講師として講義を実施の研修を実施。 ・ タイ <ul style="list-style-type: none"> ✓ MDT アプローチの実践。MDT は中央政府レベル、各県・自治体レベル、郡、タンボンの各レベルで構成。 当事者(人身取引被害者)のプロジェクト活動への参画が未だ限定的。また、MDTには NGO も含まれるが、他の専門家と対等な立場にいるとも言えず参画は限定的である。本点につき、JICA 専門家は他の機関への理解促進を行っている。 ✓ 第1フェーズの対象地域であるパヤオは、児童買春被害者がタイで初めて発生した地域(バンコクや南タイに送られた)であり、地域や学校などが改善に向けて取組んでいく素地があった。 ✓ 近々、被害者に対する社会再統合支援の効果を図る現地調査を齊藤准教授により実施予定。 ・ ミャンマー <ul style="list-style-type: none"> ✓ ソーシャルワーカーとしての現場経験を有する甲木専門家により、当事者の声に傾聴する姿勢、意識が C/P に身に付きつつあると感じる。 ・ GMS 全体 <ul style="list-style-type: none"> ✓ UNIAP により、周辺国が互いの取組み・進捗を意識しあう関係となり功を奏した面がある。 ✓ C/P 機関について、開発援助機関、NGO 等との連携経験を有し、事業が効果的に進みやすい要因があった。対象地域も同様。 ✓ 一方、協力によってできること・できないことは、(本件に関わらずとも) 属人的な傾向があると言わざるを得ない。 <p>2. <u>インドで協力を行う際の知見、留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 女性に対する暴力が見られる国ではあるが、ジェンダー平等が進み、活動団体も多い点は先進的。NGO、市民グループの能力も高い。そのような中で、どの政府機関とどの分野での協力を行うか、どこまで協調しうるか、検討が必要と感じる。 ✓ インド、西ベンガル州では臓器売買の人身取引が多い可能性がある。ベトナムのメコンデルタでも少しずつ臓器(おもに腎臓)の人身取引 		

が話題になりつつある。

- ✓ 代理母ビジネスについてもタイとインドで広がっている。タイで数年前にベトナム人女性が代理母型人身取引の被害に遭っていたことがある。インドで人身取引課題に対応していく際には、こうした代理母ビジネスや臓器売買など新たな課題に政府や民間がどのように対応していくのか、把握・留意する必要がある。
- ✓ ネパール同様、インドの NGO・SHG も政治家への転身など発言力を有し、タイよりも進んでいる点があると言える。警察の機能も一定程度備わっており、MDT も既に存在するのでは。一方、それらが弱い地域・課題のある機能に協力を行うのはよい。
- ✓ JICA の協力でホットラインを整備したベトナムと異なり、IT 環境はより進んでいる。地域連合である SAARC も有効と見える。
- ✓ 災害と TIP を結びつけるのもひとつ。ネパール、バングラデシュと面する西側地域は、将来的にも災害被害の多い地域である。
- ✓ GMS 側もインド側から学べる事が多いはず。SAARC と GMS を繋ぐ取組みがあるとよい（南南協力）

3. インドにおける女性に対する暴力改善、人身取引対策にかかる助言

- ✓ “被害者支援アプローチ”の枠組みづくりに留まらない、（行政官への能力強化を行いつつ）具体的かつ当事者各個人の能力を見つめるアプローチ、エンパワーメントの促進が必要。
- ✓ 当事者がプロセスで参画すべき。そのような協力内容および案件デザインとする。
- ✓ 日本国の人身取引対策への取組みとして、外務省へも積極的な公開を行う。

4. 協力内容の検討にかかる助言

- ✓ 被害者支援アプローチとして職業訓練があるが、これまではジェンダーの役割を固定化しがちで市場ニーズを踏まえたものになりにくい傾向があった。当事者は一家の稼ぎ頭であることから、収入に結びつきにくいスキルトレーニングではなく、マネジメントスキル（金銭、資金フロー等の経営、マイクロファイナンスの方法）を強化し、アントレプレナーシップを育むとよい。
- ✓ （予防の観点からの）貧困削減、当事者の自立支援として、ビジネスと結びつけた協力の提案も有用。一方、当事者支援は長い目で心理的支援が必要なこともあるので、その場合に頼ることのできる立ち寄りサポートセンターのような場所も必要。UNIAP 作成の報告書「After trafficking」にも提言があるので、参考になる。
- ✓ 当事者の社会復帰・再構築のためには、地域・地域経済との繋がりが必要。それを有する地場産業（農業含む）や中小企業との連携に可能性を感じる。
- ✓ ビジネス、職能分野での協力を行う場合は、職業にかかるインドの社会構造（カースト等）と、ネパール、バングラデシュ、ミャンマー等の周辺国の社会構造、民族についても把握し、案件形成時に配慮する必要がある。

5. 参考情報

- ・ インド NGO Impulse（インパルス）：米国のアショカ財団のフェローにも選ばれた経歴あり。JICA ミャンマー案件に関係するミャンマーYMCA が協

	<p>働。 (http://impulseasia.org/)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ UNIAP : GMS における TIP 当事者の再構築にかかる報告書 After Trafficking (http://www.no-trafficking.org/content/Publication/pdf/After%20Trafficking%20-final%20report.pdf) ・ 2016 年 2 月 9 日 人身取引研究会にて東南アジアでの人身取引について講義予定。 (島崎 裕子様 : 2015 年 11 月の開発学会にて発表「強制立ち退き居住者に対する社会的排除 —移転地における物質的剥奪と社会的剥奪 : カンボジアの事例から—」 (http://www.waseda-giari.jp/jpn/organization/member59.html))
--	---

面談記録 3: JICA プロジェクト (ベトナム)

面談先	「ベトナム国人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」 チーフ・アドバイザー小川佳子様、合田様		
日時	2016年2月4日 11:00～12:00	場所/方法	電話インタビュー
提供資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ E-ダイレクトリー・フォーム ・ データベース・フィールド ・ 研修教材例 		
内容	<p>1. <u>人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクトの成果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ベトナム労働傷病兵社会省 (MOLISA) の児童保護局をカウンターパートとして、既存のハノイのチャイルドヘルプライン (全国対応) の機能を拡大し、人身取引予防と被害者社会復帰支援のためのホットラインの運営と、関係機関とのリファール体制の構築を目的とした。対象地域はハノイ及び北部のアンザン省と南部ハザン省。このうちアンザン省は人的にも財政的にも能力が高く、IOM や UNICEF 等の他ドナーとの経験も豊富であり業務実施も円滑に進んだ。 ✓ ホットラインとデータベース構築の IT 専門家や IEC 専門家、研修の短期専門家。研修講師としては、寄り添いホットラインのスタッフや、アメリカのホットライン機関であるポラリスのスタッフを呼び、ホットライン運営の研修を行った。他の研修講師はベトナムのベトナム人及びマレーシア在住ベトナム人。 ✓ ハノイ、アンザン、ハザンの三箇所のコールセンターを設置した。アンザン、ハザンはプロジェクトにより新設。インパクト測定によると、対象地域 (広報実施コミュニン) の住民の 30%が本ホットラインを認知している。 ✓ 本プロジェクトでは、政府機関間のリファールメカニズムを強化。オペレーションセンターやコネクティングユニットのスタッフが、ホットラインに電話した被害者を警察、シェルター、NGO 等につなぐ能力を強化している。警察が緊急時、シェルターが長期的支援とすると、ホットラインは中期的な支援をする機関。 ✓ IEC 活動は、新聞、テレビ、ラジオでの広報を行ったほかに、コミュニティレベルでは学校や市場、村でリーフレットを配り直接的な広報活動を行った。その他、DVD 動画やカレンダーでの広報も好評だった。 ✓ 電話相談員が様々な質問のケースに答えるための運営ガイドラインを作成。 ✓ 周辺国との二国間協力については、常に情報交換を行っており、タイのナショナルホットラインのある One Stop Crisis Centre と ECPAT という NGO へ、カウンターパート (ハノイと地方) を連れてスタディツアーを実施した。また、ラオスの UNACT を訪問したおり、UNACT は本プロジェクトのホットラインに関心を示した。 <p>2. <u>人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクトの課題と知見</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ベトナム国の政府機関は、リファール等の際に公式文書での手続きに時間がかかることがある。縦割り体制が問題。 ✓ MDT 体制が制度化されていないため、政府機関間の連携が進みにくい。アクションプランを策定しつつも事が進まない。現在、IOM やワールドビジョンによって、支援機関のマッピングや National Referral Mechanism への取組みが実施されているので、今後の動きに期待したい。 		

- ✓ ハザン省は人的、財政的能力が低く、雷でホットラインの機材が故障するなどのトラブルもあり、能力強化が思うように進まなかった。
- ✓ 被害者は多様な民族の出身であるため、ホットラインには少数民族の言語での対応が必要であるが、現在のところは対応できていない。少数民族の言語のできるオペレータの育成が課題。
- ✓ アンザン省を南部拠点、北部の拠点は、ハノイとし、これらのパイロット活動の知見を中部のダナンにコールセンターを設置し、中部の拠点として普及する方向性である。
- ✓ ベトナムでは、NGO や国際機関の間で「カウンター・トラフィッキングネットワーク」が 2014 年に発足し、ハノイで定期的に集まり情報交換を始めている。活動が活発になってきている。ネットワーク全体としての活動は難しいが、ホットラインも広報や研修で個別に連携している。
- ✓ 労働省の中にホットラインの拠点を設置したため、被害者や帰還者をいろいろな機関につなげ易い。例えば、就労支援など。

3. 協力を行う際の教訓、留意点

- ✓ 案件形成においては、相手政府と十分に話を詰めて、お互いの考えをすり合わせておくべきである。人身取引対策はとくにセンシティブな 이슈であるため、お互いのニーズが異なる場合もある。本プロジェクトでは、開始後にホットラインの機材内容を決めたが、機材の種類によって活動内容も変わってくるため、開始以前から相手国と十分に協議し方向性を決めておくと、より良かったと思われる。

面談記録 4: JICA 専門員

面談先	JICA 専門員（ジェンダーと開発） 田中由美子様		
日時	2016年2月8日 14:00～16:10	場所/方法	JICA 本部
内容	<p>●は田中専門員、○は団員</p> <p>1. <u>メコン地域での知見、教訓</u></p> <p>●メコン地域の案件はいずれも、丁寧なフォローアップ、中央政府への十分な説明、要請書提出後のフォローがなされていたために、双方がある程度合意を持って案件を開始できた。インド国における農業案件の立ち上げでも、案件要請を州レベルで進め中央を説得する形をとったが（それがインドでの適切なやり方かは分からないが）、中央では通りにくかった。州との協力で検討していても、中央への説明、フォローアップによる理解促進は必須であろう。</p> <p>●VAW を対外的に認めたくないのは他国も同様。女性省が JICA と支援を実施したいかどうか、が全てである。次期調査団がメコン地域での JICA 協力実績を含め、JICA の技術を見せて、インド国側にプレゼンテーションすることが求められる。</p> <p>○タイ国の MDT 強化という協力内容の背景について</p> <p>●C/P に対する説明を何度も繰り返し行い、先方ニーズの確認と協議を行い、一緒に要請書を作り上げた。その背景には、熱心な現時事務所の担当者、ナショナルスタッフの努力がある。</p> <p>●人身取引というセンシティブな課題に対し、ベトナムはホットライン、ミャンマーはソーシャルワーカーをエントリーポイントとした。タイは、MDT 強化が先方政府の希望であった。様々な課題を含む VAW に対し、インドでは何がエントリーポイントになりうるか、考える必要がある。メコンでは、このように限定したニーズに応え、小規模でのアプローチとし、そこから広げる展開にしたことで具体的な成果が得られている。</p> <p>●ベトナムは、子どものホットラインとして既に機能しておりデータベースも作成されていたところに協力した点がよかった。GMS の中ではベトナムがホットライン構築は最も進んでいると思われる。タイはリファールに弱く、ラオス・ミャンマーはこれからホットラインをベトナムに学びたいと考えている。ミャンマーはインフォメーション・センターが一棟設置されたため、フェーズ 2 で増やす意向。ベトナムでは被害者中心アプローチに馴染みがなかったが、被害者の“自立支援”を促す考え方が新鮮であり、研修を通じて本視点が備わった。</p> <p>●ケース・マネジャーの育成はどの地域・国でも重要。ベトナムでは未だ「対応」レベル、次に「リファール」レベルとなっていく見込み。なるべく長い期間にわたり、被害者のモニタリングを行うスキルを適切に指導する必要がある。</p> <p>●インドでは、ケースマネジメントに専門性の高い人材と団体があるのでは。東南アジア地域がインドから学べる事項も多いはず。</p> <p>●インドの MDT 体制（有無）、その機能の能力、連携の状況、課題、について詳細に取りまとめる必要がある。</p>		

面談記録 5: IOM

面談先	国際移住機関 (IOM) 駐日事務所 プログラム・マネージャー清谷様、人身取引対策コーディネーター須藤様、人身取引対策・帰国支援 主任ケースワーカー 森田カーリーナ様		
日時	2016年2月18日 13:30~14:30	場所/方法	国際移住機関 (IOM) 駐日事務所
提供資料	IOMによる人身取引対策		
内容	<p>1. <u>近年の被害者の状況、背景、手口の傾向の変化、人身取引にかかる課題の変化</u></p> <p>人身取引対策の本格的取り組みが始まった 2005 年以降、興業査証の「審査」が厳格化された。例えばフィリピンからの興業査証による入国者数は、かつて 8 万を超えていたものが、近年は 2,000 件程度となった。</p> <p>ブローカーは（取締りや規則の状況を踏まえて）その都度入国の手段を変えるため、傾向にはばらつきがある。近年では、正規資格で入国された方（偽装結婚の配偶者、父親または母親が日本国籍を有し、日本国籍を取得するための入国など）が増えつつある。興行ビザと違い、オーバーステイにならないため発見されにくい。本人が被害者であるという意識になりにくいことや搾取されているが言えない、過酷ではあるが自国の生活よりも良い、借金が返済できれば今よりも良い生活ができることへの期待などが被害者に見られる。</p> <p>2013 年、タイ国からの入国が査証免除（15 日以内）となったため、かつては被害者が背負わされていた（弱みとして利用されていた）渡航に係る費用の金額が下がると認識され、被害者のブローカーへの依存度や力関係に変容がでていていると感じるが、実証的なデータはまだ不十分とも言える。</p> <p>2. <u>入国管理局はじめ他機関、日本政府、NGO 等との強固な連携について</u></p> <p>国内では、内閣に「人身取引対策連絡会議」（タスクフォース）があり、定期的に NGO 等との意見交換も行っている。また、NGO 主導での会議も定期的に行われており、IOM は、テーマにより、オブザーバーとして参加することもある。</p> <p>行動計画に基づく公的係機関間のリファール・システムはよく機能しているが、民間との連携はニーズベースによる補完的なものが主である。内容は、シェルター、語学支援、法的支援、帰国しない被害者の支援等、多岐に亘る。一方で、被害者それぞれの背景、状況が異なるとともに、健康状態や思わぬ事態の発生などもあることから、柔軟性の高い、一人一人に寄り添った支援を行っている。</p> <p>帰国しない人は、IOM の支援対象から外れる。</p> <p>3. <u>自主的帰国・社会復帰支援の取り組みについて</u></p> <p>帰国支援は出身国・地域の IOM オフィスと連携して行う。帰国にかかる支援をはじめ、本人の希望・意思を尊重した対応をとる。帰国後にも再度カウンセリングを行い、十分に話を聞き、その後希望に沿って、教育機会へのアクセス（再就学）や生計手段の検討、そのための職業訓練や起業支援（例えば、養豚、小売店）などを提供する。過酷な状況を経験し、その苦しみが続く中、心を開くことが難しい方や自分のやりたいことをすぐには見つけられない方もいる。</p> <p>帰国者に対するフォローアップを 1 年程度行っている。</p>		

	<p>4. <u>インフォームド・コンセントの徹底について</u> 警察、入国管理局での重要項目としているが本当のインフォームド・コンセントの浸透は難しくもある。置かれている状況を丁寧に、繰り返し伝えて全体像を見せ理解を促すことを心掛けている。また、当事者は得られる選択肢を把握していないことが多いことから、選択肢の全てを見せ、望んでいる生き方に合った支援を大事にしている。これらを知っていた方が、その後の復帰の面でよい変化が生まれている。</p> <p>5. <u>関係機関やステークホルダーに対する能力強化・研修の取組み</u> 入国管理局：中堅職員に対する TIP 研修を年 2 回。 婦人相談所：毎年 TIP についての研修を 1 コマ実施。 官職員：要請に応じて実施。 警察庁：コンタクトポイントミーティングと呼ばれる関係者会合にて毎年実施 地方の入国管理局：在留資格、特別滞在許可にかかる帰国支援含む研修等 上記は TIP 関連で定期的なもののみ。その他、移住・移民全般やアドホックなものも含めて要請に応じ、取り組んでいる。</p> <p>6. <u>国際協力機構（JICA）との協力実績</u> メコン地域における TIP 対策案件の本邦研修における講義（1 コマ～数コマ）や TIP 分野の専門家によるヒアリングなどにて協力。</p> <p>7. <u>日本における人身取引対策の分野でのインド国との関わり</u> 現在のところ IOM にリファーされた被害者はない。バングラディッシュの案件は被害者認定を受けたが帰国には至らなかった。ネパールは過去にあるが、要件を満たさずカウンセリングのみの提供となった。</p> <p>8. <u>インドでの TIP 対策案件の立案にかかるご助言</u> デリーにある IOM では、女性子ども開発省とのプロジェクトを実施した経験などがある。現地状況については、やはり現地オフィスがよく把握しているので、ヒアリングすると良い。 IOM の強みは政策だけでなく、実際にオペレーションも実施しているところであり、かつ全世界の IOM が共通した理念に沿った考えに基づき、一貫して当事者の支援にあたることのできる点である。</p>
--	--

面談記録 6: 認定 NPO 法人かものはしプロジェクト

面談先	認定 NPO 法人かものはしプロジェクト 共同代表本木様、シニア・プログラム・マネージャー清水様、インド事業部手嶋様		
日時	2016年2月23日 13:30～14:30	場所/方法	認定 NPO 法人かものはしプロジェクト様事務所
提供資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. かものはしプロジェクト インド事業について 2. Feasibility Study Report NAGPUR, Model Design for the Coordination Mechanism among Stakeholders for Anti Human Trafficking in Maharashtra, India, written by Save the Children India. (October 2014) 3. Sanyukt Snapshots: Learnings from a Regional Case Management Programme with Survivors of Trafficking, written by Roop sen 4. Thought Coalition mapping data (NGO リスト) 		
内容	<p>1. <u>インドの状況、政府機関の機能</u></p> <p>➤ <u>インド政府の状況</u> 政策はあるが、現場（実務者レベル）に届いていない、知らないということが多。縦割りによる、連携不足。 インドは連邦制であるため、州によって人身取引対策の施策も取り組みも違い、州同士の連携が難しい。被害者の救出から自立支援に至るプロセスは州をまたぐ活動であるため、リファーマル活動に課題が多い。また、各組織が持つ人身取引に関連するデータが未整備、未公開である。</p> <p>現在、人身取引対策にかかる新法とそれに基づいた中央政策の策定中である。また、西ベンガル州では人身取引被害者のリハビリテーションを目的とした「ムクティアロー」という新しいスキームを策定中であり、Sanjog + かものはしによる被害者の回復のための心理的ケアの活動がモデルケースとして採用される可能性が高い。</p> <p>➤ <u>西ベンガル地域の特性</u> ウッタル・プラデシュ（UP）やビハール州と比べて、女性の出稼ぎが多い。マハラシュトラ州での被害が多いので、西ベンガル州からの Destination であるマハラシュトラ州との連携が大切。</p> <p>➤ <u>CWC(child welfare committee)の機能について</u> CWCは、18才未満の被害者に対して裁判所に代わり保護する役割。投資の進んでいるセンターは、スタッフがCWCの機能を理解している。西ベンガル州南24パルガナ県には1～2つのCWCがある。ムンバイにあるCWCは、UP州等よりは機能していると言えるが、委員会によっては職員の定員割れをおこしている。CWCが設置されていない県もある。</p> <p>➤ <u>既存の Advisory Committee について</u> 中央、州、県でそれぞれに設置されており、人身取引対策にかかる2カ年計画を策定している州もある（マハラシュトラ州）。中央レベルは、最近活性化が進み精力的に取り組んでいる。西ベンガル州は、Roshni Sen という女性開発局次官の主導もあり行動的、協働するにはよい機会かもしれない。一方、マハラシュトラ州ナグプール県（かものはしの支援地域）のように、女性に対する暴力に関してのCommitteeとして機能し、人身取引対策に特化していない場合もある。</p>		

ナグプール県の ATHU は、隔月でのミーティングを実施しており、機能の活性化を図ってきた。最近担当職員の異動があり、属人的な影響は避けられない。

➤ ネパールからのクロスボーダーの状況

ネパールからムンバイに入るルートはかなり少なくなった。水際対策が効いているのではと感じる。一方、インド国内での取締り強化を受け、バングラデシュを通過するルートが出来ていることも確認している。

➤ Labour Trafficking の増加

Labour Trafficking は増加傾向にあり、西ベンガル州から UP 州、デリーへの被害が多い。

2. かものはしプロジェクト様の取組み

かものはしのアプローチは、現地 NGO の活動に寄り添い、それぞれの NGO が得意とする支援活動に資金援助をしながら、モデルを作り、そのモデルを政策に提言またはスケールアップし、メインストリーム化する手法である。具体的な活動は以下のとおり。

➤ 被害者のリハビリテーションを効果的に実施するための取組み
—Destination、Source 間における CWC の具体的な連携方法について

連携している NGO を通じて”コーディネーター”を配置し Destination と Source の CWC 間、CWC とシェルター間を繋ぐ役割を担っている。このような取組みは全て、パイロット事業（モデル）を経て展開させ、エビデンスを持って主流化を行う計画である。

➤ 「人身売買加害者を処罰する仕組みづくりプログラム」(Taftteesh)

Destination サイドでの警察調書 (First Information Report、FIR) に村から女性たちを調達してくるトラフィッカーの名前が記録されないことに対する疑問を投げかけ、一件ずつフォローして改善を促している。FIR に記録されると次は Charge Sheet の段階となるが、トラフィッカーを裁判のために連行する必要があるため、それを避けるべく記録されない。この課題について、アドボカシーを行い、人身取引の抑止力の向上を目指している。汎用性は高いが、クオリティコントロールが重要とも考えている。

特定の州間で人身取引にかかる MoU が締結され、それに基づいてタスクフォースが立ち上がり、Standard of Operation (SOP) が定められていれば、SOP の順守を基軸に州レベルでの連携を促進させ、人身取引対応が可能。

➤ (NGO 含む) ドナー連携促進の取組み

かものはしと、Paul Hamlyn Foundation、Hummingbird Foundation の 3 団体で、連携促進のためのドナー会議を呼びかけている。10 数団体が参加している。

(Paul Hamlyn Foundation : <http://www.phf.org.uk/our-work-in-india/>)

現在、本分野を支援するドナーは、フィランソロピスト系のファミリー財団が主であり

これは以前の公的資金を主とした国際ドナーとは違った Another Wave といえる。

▶ 調整メカニズムにかかるモデルづくり—エコシステム構築

マハラシュトラ州ナグプール県にて、2014 年から人身取引を取り締まる政府・NGO 関係者の調整メカニズムのモデルづくりを開始。システム上の連携欠如を改善する、エコシステムを強化。

Coordination モデルの開始により、連携先との横のつながりが功を奏し初の有罪判決が下りた。被害者のケースは多様であるからこそ、そのケースマネジメントを通じて、各関係者がメリットを理解し、浸透していくことができる。

プロトコルの作成、SOP の策定も有用。

▶ 農村部に戻った被害者に対するマイクロビジネス支援

レッドライトエリア（買春街）については、シェルター含め最低限の支援は出来ていると感じている。一方で、出身の村に戻った被害者は、被害を受ける以前と同様に厳しい貧困状況であることに加え、周囲の人々や同じ地域で生活する加害者との関係性など”スティグマ”に苦しむ状況がある。これに対して、自己決定力の向上、オーナーシップの醸成を目指す、経済的リハビリテーションとしてのマイクロビジネスを支援。この支援は、収入獲得に重きを置かず、そのプロセスを通じてエンパワーメントされることを期待している。年間 15 名程度の対象かつ時間がかかるものであるため、支援を必要とする全体数に対してのインパクト・対象者の規模が限定的である。このように、より多くの被害者にアクセスできない課題については、支援モデルの実施と展開、その成果の積み重ねにより、政策提言を行うことで取り組んでいる。

▶ 自立支援

あらゆる支援があるが、雇用に結びつかないもの、市場ニーズを満たさない技術の提供が多い。かものはしのカンボジア事業での優れた取組みとして、提携する企業への就職を目指した、2 年間程度のスキルトレーニングや OJT を行った実績があり、インドでもこのようなトレーニングと雇用先の紹介をセットにした支援ができればと思っている。

また、自立支援については、出身村に限らずデリーやその他の都市などでの雇用先を検討することも可能性があると考えている（が、実際は課題が多く、取り組みには時間がかかるだろう）。

▶ 被害者に対するリハビリテーションの効果測定（Randomized Controlled Trial : RCT）（事業名：被害者の心理回復モデルの開発（Dance Movement Therapy : DMT））

シェルターで暮らす人身取引被害者を対象に 6 ヶ月間の DMT を行い、トラウマを測る指標に沿って、ランダム化比較試験を実施（外務省の助成金を活用）。近日中に結果が出る。想定していたもの、いなかったものの両方で良い効果も見られている。しかしながら、サンプル数が減り、母数が少ないことから統計的な観点からの結論付けは難しい。

▶ Prosecution に対する支援

Destination 側は対応が進みつつある一方、**Source** 側では改善が見られない。まず、有罪となるのは売春宿のマダムやオーナーに留まっており、村から女性たちを調達してくるトラフィッカーが有罪にならない。その理由としては、①**Source** 側の警察官が **Destination** 側にて手続きを行うための出張旅

費は警察官自身の立替払で行われ、その支払が遅いことから被害者の家族にこれらの負担を肩代わりできる経済的余裕がないと動いてもらえない、②Immoral Trafficking Prevention Act, 1986 (ITPA) の対処は、上級の警察官 (Inspector 以上のレベル) のみと定められているため、西ベンガル州農村部の警察官でこれを行うことができる者がいない。ITPA 案件とすると、犯人を対応できる警察官への引渡しを行わなければならないが犯人を断定するのが難しい場合も多々あるので (FIR にも犯人の名前が入っていない)、レイプや暴力事件として済ませてしてしまう、の 2 点がある。

Source 側では、また、FIR を警察で登録することにも課題が多く、サバイバーが家族同伴である場合は FIR の登録に向け警察が動いてくれることもあるが、適切な捜査が行われ、法制度に順守した形での prosecution に進展させるのは現状難しく、最高裁の前例の周知や公益訴訟などが重要である。

➤ (参考情報) トラフィッカーの改心について

Dhagagia Social Welfare Society (DSWS) という NGO では、コミュニティに暮らす加害者に対する取組みを実施しており、72 名中 19 名の“改心”に成功したという事例がある。改心の要因として、①法の恐怖、②コミュニティからの圧力、③政府スキームへの橋渡し、の 3 点が作用するとしている。①は実際のところ機能しておらず、ハイリスク・ハイリターンの仕事のため作用していない。DSWS は、②について取り組んだ結果、変化が生じた。類似する取組みとして、刑務所での犯人たちへの働きかけを実施している Udayani Social Action Forum という NGO がある。

DSWS のコミュニティにおける別の取組みの一部は、西ベンガル州の Integrated Child Protection Scheme (ICPS) のモデルとして採用されている。

3. JICA プロジェクト立案に向けての助言

➤ 事業対象者の選定に関するアドバイス

かものはしでは、成人女性、未成年、子どものすべてを対象に事業を実施。西ベンガル州では、16~17 歳の女性の被害が最も多く、未成年と成人のボーダーにかかる被害者が大半を占める。(独自の調査結果でも) 被害を受けた時の年齢が 16~17 歳というのが 70%を占めるが、救出や保護、引渡しなどのプロセスを経て出身村へ戻ってくる段階での 18 歳未満は 10%以下となり、20 歳を迎えていることがほとんどである。

問題の多様さ、広がりやを考慮すると子ども、青年期とそれ以外で分けることの懸念がある。ただし、各省庁によって対象とする被害者の年齢が違うことなど考えると、カウンターパート機関選定のうえで、年齢を限定したほうが活動を組み立てやすい場合も考えられよう。

Bachpan Bachao Andolan、Aangan Trust は 18 歳未満の子どものみを対象にしているが、セーブ・ザ・チルドレン・インドなど多くの団体は、18 歳未満の子どもに加えて、Adolescents (若者) への支援もおこなっている。

➤ コミュニティレベルでの取組み状況

Source 側での活動は少ない。西ベンガル州南 24 パルガナ県で把握した情報では、“トラフィッキング”と名打つと政府からの予算がつくという理由から、TIP に触れていたり、扱っていたりというものはあるが、その内容・インパクトが持続性の高いものがどうかは疑問が残る。予防の分野での活動団体の数は豊富だが、同様にその効果は懐疑的。

4P を包括的に支援している団体はないので、コミュニティレベルで質の高い4Pのプログラムを提供していくことは重要な課題である。
しかしながら、コミュニティレベルで活動している NGO、CBO のキャパシティには相当の限界がある。

➤ **Job placement agencies** や加害者への働きかけ

仕事を斡旋する過程において、知らないうちに、人身取引に加担してしまっている人々も多い。民間企業へのビジネス原則などの働きかけなど、**trafficking** に関する意識啓発や **Community Movement** の視点も大切。

➤ インドでの協力についての留意点

外国人が主体的に活動することのハードルは高い。ドナーに友好的なカンボジアとは大きく異なる。一方、インドには、カンボジアと比べて力のあるナショナル NGO が多いので、連携を促進することが重要である。
インドの経済成長を踏まえ、政府は産業人材の育成に関心があるのでは。政府の職業訓練を強化したい計画と協働するという案もあるかもしれない。

インドの企業では、”**giving circle**”という長期的投資が増えつつあり、民間セクターにも機会があるのでは。

➤ カンボジアでの取組みからインド案件へのご助言

カンボジアで現在実施中の草の根パートナー事業「最貧困家庭の女性の経済的自立を目的としたコミュニティファクトリー事業の自立化プロジェクト」の知見をインドでも活かすことができる。但し、カンボジア・シエムリアップでは、観光を基盤にした、ある程度の市場が把握できかつ土地勘があったが、インドでは経済事情も違うため、ハードルは高いと想定している。インドでは十分に労働市場ニーズに沿った職業訓練を行った後、企業の **CSR** として雇用を促進するなどのアプローチも有り得るのでは。

➤ 関係機関先へのアポイント取り付け協力依頼

質問事項を用意すれば、訪問先・担当者の提案やアポイントメントの取り付けの協力は行うことができる。

➤ 再度のご協力の依頼

報告書の内容が充実したところで、再度ご助言を頂きたい旨、相談しご快諾頂いた。本木様、清水様ともに3月中旬15～16日頃から1ヵ月、インドご出張予定。

➤ 有用な NGO 情報

これまでに現地 9 団体と協力実績あり（シェルターでの活動、農村部での活動、調査・提言系等）

- ・ **Sanjog**（元 **Groupe Development**）：引渡し、リハビリテーション、ファシリテーションが得意。成長著しい NGO。リサーチに強く、コンサルタント会社も有する。
- ・ **GGBK**：サバイバーを受け入れる農村地域で、被害者に寄り添った支援（西ベンガル南 24 パルガナ県で活動）
- ・ **Kolkata Sanved** (<http://www.kolkatasanved.org/>)：人身取引被害者に特化したモジュール作成、ダンスを使ったセラピー実施

	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Rescue Foundation (Mumbai (Destination 側) での連携先) : 被害者の出身地域別データなど、非公開ではあるが多くの情報を有している ▪ CINI CHILDLINE (http://www.childlineindia.org.in/) : Hummingbird Trust と共同で、西ベンガル州南 24 パルガナ県、北 24 区で活動する NGO, CBO 調査を実施。 ▪ STCI (Save the Children India) (https://www.savethechildren.in/): これまで警察訓練や、調整メカニズム構築 (ナグプール県) をおこなう。 ▪ DASRA (https://www.dasra.org/) : 調査で連携 ▪ Driti Foundation (http://www.dhritifoundation.org/) ▪ Hummingbird Trust (http://thehummingbirdtrust.co.uk/the-hummingbird-foundation-2-3) : イギリス本部。24 北パルガナ県および 24 南パルガナ県で人身取引対策支援。村レベルの CBO、NGO に、対して boy's education を基軸に prosecution, policy advocacy を組み合わせた計画を実施。 ▪ Aangan Trust : Bihar、Mumbai など北部を中心に活動。シェルター運営改善支援。UNICEF とチェックリストを共同開発した経験を有する。子どもが支援対象。 <p>連携団体ではないが、よい活動をしている団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ British Asia Trust (http://www.britishasiantrust.org/about/team/) : ドナー会議の実施 ▪ BBA (Bachpan Bachao Andolan): (http://www.bba.org.in) ▪ Oak Foundation (http://www.oakfnd.org/node/1300) ▪ TATA Institute of Social Science (http://www.tiss.edu/) 人身取引対策についての人材育成など、セミナーの開催 ▪ Plan India (https://www.planindia.org/)
--	--

面談記録 7: JETRO-IDE

面談先	独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO） - アジア経済研究所（IDE） 新領域研究センター 法・制度研究グループ 法・制度研究グループ長 山田美和様		
日時	2016年2月25日 10:30～ 12:30	場所	JETRO - IDE（海浜幕張）
内容	<p>1. <u>「人身取引」（以下、TIP）の定義について</u> パレルモ議定書により、「人身取引」の定義が確立し、各国で同議定書に沿って、犯罪とみなされるものが刑法化された。同議定書の事務局である UNODC は、追訴、刑罰を中心に扱う機関であり、同議定書はリハビリテーションなど保護の側面が弱い（国によって、保護の定義が異なる）。UNODC は 2 年に 1 度、TIP に関する Global Report を出しており、南アジア地域での状況も把握している。 (https://www.unodc.org/unodc/data-and-analysis/glotip.html)</p> <p>インドにおける人身取引対策の基盤となる法律について把握する必要がある。法律における人身取引の定義、それに基づく「人身取引被害者とは誰か」を整理する。パレルモ議定書で言う、3つの定義（目的、手段、行為）に当てはめるだけでは不十分。インド国では TIP 罪と他の罪での刑罰にどのような差があるのか。また、正確に手口を把握すれば、TIP の罪だけではないこともある。このようなことも押さえて、追訴されるべきである。</p> <p>2. <u>VAW と人身取引</u> 案件の内容によっては、インド政府から被害者と認定されないが保護を必要とする人々、を支援対象としたい場合もあるので、この場合の検討も含めてインド国での各種定義を明らかにしておくことが重要。（例：インド国、対象地域での買春に対する法律（非合法か）。非合法の場合、被害者側が不法と自覚し、かつ社会的に悪者と見なされるため Identification、Screening が困難となる）</p> <p>VAW 被害者と人身取引被害者（サバイバー）の性質はまったく異なる。人身取引に注力するのであれば、VAW の案件名では政府のイニシアティブを促すには弱いのでは。但し、VAW とすることで上述のとおり「人身取引に定義されない人」も含めて、保護や社会再統合への支援を行える可能性がある。</p> <p>3. <u>近年の傾向-Forced Labour</u> 近年、Forced Labour が増加傾向。TIP は国内・国外（越境型）の双方で行われている。UNODC Global Report によれば、南アジアは域内がほぼ 100%（東南アジアは域外への人身取引が多い）。しかし、国内 TIP の実情は各国が明らかにしないことが多く、メコン地域も含め国内の TIP には介入できない。一方、インドは自国の国内取引が 90% であると公的な報告書（UNODC、米国 TIP 報告書）に書かれているところ、取組みには前向き・ポテンシャルがあるかもしれない。インドがこの数値を公表しているのはどういった経緯、意図なのか興味がある。</p> <p>4. <u>メコン地域の成功要因</u> COMMIT については、東南アジアの中で、（経済的な成長からも）強力な位置にあり、受入国であったタイが中心的役割を担ったことが、その後の二国間協定の促進をもたらすなど、メコン域内での人身取引対策推進に繋がったと考えられる。タイでは、力のある議員が問題提起し活動すると、影響をもたらすこ</p>		

とがあるが、インドについてはどうか。COMMIT 枠組立案の背景には、タイ上院議員の Dr. Saisuree、ミャンマーの Dr. ススを中心とした個人的なネットワークを通じて、COMMIT (Coordinated Mekong Ministerial Initiative against Trafficking: 人身取引に対するメコン各国大臣によるイニシアティブ) が立ち上がり、2004年に6カ国が締結となった。

タイが本課題に立ち上がりイニシアティブをとったことで、タイを中心に周辺国のコミットメントが広がった。

(資料: 山田美和著「メコン諸国における人身取引問題にかんする二国間覚書の比較分析」https://ir.ide.go.jp/dspace/bitstream/2344/1276/1/ZAJ201309_002.pdf)

地域間協力については、南アジア地域におけるインドの立ち位置について把握すると良い。

(団員よりコメント) SAARC は子どもに関する人身取引防止のネットワーク立ち上げに関心を示していた時期があるが(2007年頃)、インド-パキスタン間の難しい関係性もあり、機能しなかった。SAARC としての可能性よりも、インドを中心としてインド、ネパール、バングラデシュの3か国くらいでのインドを中心とする地域協定のほうが功を奏するのではないかと個人的には考えている。それゆえ、COMMIT も ASEAN を通してではなく、タイを中心とするネットワークから始まったことは興味深い。

5. メコンにおける他国間・地域間の取組み

◆ COMMIT :

前述のとおり、2004年に2名の個人的結びつき・努力から誕生。

全部の国同士が二国間 MOU を締結しているわけではない。また、ASEAN との関連・連携はない。各国官僚・大臣でのコミュニケーションは、年1回程度あるが、評価は国によって異なる。近年は、国間の予算配分の取り合いも見られており、タイがイニシアティブをとっているにも拘らず、その予算額は増えないため思い通りにならなくなっている。タイとしては、マレーシアを引き込みたいという思惑があり、ASEAN を活用したいと考えてもいる。

COMMIT は、拘束力がないこともあり、どの国も自国内 TIP 問題については明らかにしながら、タイ、ミャンマーを除きメコン間でのデータの共有もない。

このような枠組みが作られた後は、本課題に熱心に取り組む人のフォローアップに拠るとも言え、属人的影響はやはり大きい。

◆ UNIAP :

各国の協力を結び付ける役割。3年毎にアクションプラン策定。国によっては活用しきれていないこともある。タイ-ミャンマー間では、月1回ケースマネジメント会議を実施。

現在は UNACT (United Nations Action for Cooperation Against Trafficking in Persons、<http://un-act.org/>) となり、Regional Project Manager として日本人の Ms. Kaori Kawarabayashi が配属されている。

二国間で話すと、例えばタイ-ミャンマーであれば、タイが優位になりがちであるところ、UNACT を含んで多国間で対話すると、パワーバランスを保つことができるため、意義を感じている国もある。一方、UNACT とタイの関係性には政治的なものがあり、懸念がある(タイの実情を UNACT が行った調査で暴露しタイ側が望ましく思っていない、UNACT 側は他国・ASEAN とより連携したいと考えている)

◆ ASEAN :

2004年11月に「人身取引（特に女性と子どもの人身取引）に対抗するASEAN宣言」で初めてTIP防止のための具体的措置と取締だけでなく保護に言及。

（参考資料：「ASEAN地域における人身取引対策協力—その形態と課題の整理」

http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2013/pdf/B107_ch2.pdf)

人身取引保護・予防というよりも、ASEANでは「越境犯罪防止」の観点で強化をしており、AusAID（オーストラリア国際開発庁）がセキュリティ・取締分野での訓練やマニュアル開発を支援。治安当局の枠組みとして、2015年に女性・子どもを対象とした、「ASEAN Convention Against Trafficking in Persons, Especially Women and Children」を策定したが、組織犯罪が半分以上を占めており、TIPについての限定的な言及には失望せざるをえない。

ASEANは、受入国（シンガポール、マレーシア）、送出国（フィリピン・インドネシア）の利害対立があるため、TIPの加害者を逮捕せずに労働搾取として扱うことで上手く逃げている点もある。労働基準や悪質ブローカーの取締、賃金の向上といった取締の内容は、TIPの予防・対応と異なるものである。

近年、労働者含め受入国であったシンガポールがパレルモ議定書を批准した。（参照：日本は2003年に国会承認、だが国内法が国会で整備されていないため2016年現在未締結）

6. タイでのTIP対策

タイのJICA案件カウンターパート機関は、社会開発庁であり保護を主に担当するところであった。国によっては政府省庁間のコミュニケーション・連携状況が良いが、タイでは縦割りかつコミュニケーションは個人的繋がりに拠るものであった。ミャンマーは国務省がC/P機関であり、コミュニケーションはややとりにくい加害者追訴はやり易い。

（また、タイ国では、被害者への聞き取りに置いても、ソーシャルワーカーはチェックリストに沿った保護などをしてきたものの警察の方が力を持っていた経緯がある。インドでの被害者への聞き取りの実態、警察とソーシャルワーカーの役割分担、力関係等分析するとよい。）

7. 「保護」に対する支援への留意点

保護された瞬間から、権利侵害やハラスメント、スティグマの助長が起こる。”保護”するつもりが、その過程で被害者を傷つけてしまうことが多々ある（例：ミャンマーでは、保護された人々の帰還を祝うようなセレモニーを開催。しかし、具体的な生計手段への助言や自立支援はなく、受入は地域社会に委ねられるのみ。実際には、地域のお寺が受入を行っていた）

当局と警察、それぞれに理解と協力が必須である。また、保護にかかる早期段階から、人間・市民が有するべき権利を守る配慮・仕組みが必要である。

8. TIPとLabour Migrationを含めた案件形成の場合の対象C/Pについて

労働省はどの国でも機能・能力が弱い傾向にある。複数のステークホルダーが絡む課題の中、労働省もそこに入るよう働きかけるとよい。一方、内務省は力が強い傾向にある。

タイの事例では、外部機関（JICA）の働きかけによって”他分野連携チーム（MDT）”というステークホルダー間のコミュニケーションの場所を作ることが出来た。また、本邦研修などの機会によって、省庁間をまたいだ人間関係・信頼関係が構築され、MDT の強化にも繋がった。TIP は複数の省庁に関連する課題である、と理解できる担当官の存在が鍵となるので、案件は人身取引対策であっても、情報共有においてはステークホルダーを広げていくことは重要。

TIP における、女性・子どもの性的搾取への対策は重要であるが、近年 Labour Migration に関心（流行）がシフトしつつある。Labour Migration は、性的搾取と比較して努力が見えやすく、公平な競争でないとして声も上がりやすい。Human Rights Business として、サプライチェーンの仕組みを見直す NGO、ウォッチグループ等の動きや、2015 年 3 月の Modern Slavery Act の策定、UN の Guiding Principles on Human Right and Business (http://www.ohchr.org/Documents/Publications/GuidingPrinciplesBusinessHR_EN.pdf) がある。一方でネスレやウォルマートといった労働搾取を行う企業への批判が高まっている。日本でも、労働搾取問題が TPP に加えられるといった論争や技能実習生を巡る労働環境に関する議論がある。

ウェイトレスなどの通常の労働の目的で移動したところ、性的労働に就かされるケースも多く、女性・子どもへの性的搾取と労働搾取は、区別できないことも多々ある。また、区別の必要があるかどうかについても疑問がある。また、債務労働をどう整理するかも重要。国によっては債務金額の大きさによって、TIP と認定するか否かの条件としていることもある。Bonded labor が anti-Trafficking の法律で規定されている国もある。インドではどうか把握が必要。

9. 予防への啓発活動

ひとが”移動する”という背景には、それぞれに（生活向上や希望への）切なる願いがある。ILO が行うように Fair Recruitment と安全な移動が実現されること、正しい情報が手に届くところにあること、が重要。ただ、「人身取引に気をつけよう」と呼びかける啓発、キャンペーンは無意味であり、「よりよい生活を望む（仕事を紹介された人々）が人身取引の被害者になっている」と、潜在被害者が有する事情、プッシュ要因に結び付けた予防啓発が必要である。

10. 案件形成に向けての助言

（団員）インドは、東南アジア諸国と異なり、人口規模も地理的にも大きな国であるので、最初からインド全体を対象と考えずに、西ベンガル州と隣国 3 カ国間への地域的な働きかけ、または西ベンガル-マハラシュトラ間ルートへの働きかけに可能性があるかもしれない。

最初から全体のコンセンサスを採ろうとするのは困難。小さいところから初めて、徐々に広げ、その実績をもって JICA の取組みへの理解を促していくとよいのでは。連邦政府であるインドの特色や対象州の立ち位置は把握しながらも、現時点で、省庁間の関係性を斟酌するよりも、実施できる省庁を C/P に支援を開始してみてもよいと思う。いかが思われるか？

（山田様）UNODC は、本分野での知見を多く有するとともに各省庁との関係性をよく把握しているので、頻繁にやり取りをした方がよい。メコン地域の取り組みは、やり易い対象地域・支援内容（きっかけとなるエントリーポイント）を選び、“できることをやる”という姿勢と各専門家の得意分野を活かした結果であると感じている。個人的には、コンサルタント企業による TIP 対策支援は

難しいと感じる。同分野に長けた企業がないと思われることに加えて、長い目で人を育てること、その過程でMDTのようなものを構成していくことが鍵となるため。一方、技術協力として、マニュアル開発やソーシャルワーカー支援など、見える支援を行うことは良いと思われる。

TIP は、Demand 側の課題でもあり、日本も当事者である。被害者となりうる人々の「脆弱性」を一言で置き換えることなく、その解釈や認識を突き詰めて欲しい。

11. (ご紹介) インド国・TIP 分野にかかるご専門家 (アジア研究所)

- ✓ 近藤 則夫様：インド現代政治・社会論、農村開発行政、比較政治学、選挙分析

http://www.ide.go.jp/Japanese/Researchers/kondo_norio.html

- ✓ 太田仁志様：労働経済、雇用・労使関係、人的資源管理 ※海外派遣員 (デリー) 経験があり、インド経済に詳しい。

(http://www.ide.go.jp/Japanese/Researchers/ota_hitoshi.html)

- ✓ 中村まり様：南アジアの貧困問題、開発経済学、マイクロファイナンス ※TIP ではないが、児童労働に詳しい。

(http://www.ide.go.jp/Japanese/Researchers/nakamura_mari.html)

- ✓ 坪田 建明 (アムステルダム在住)：空間経済学、都市・地域経済学、※バングラデシュでの TIP 研究の経験あり。

(http://www.ide.go.jp/Japanese/Researchers/tsubota_kenmei.html)

12. 参考資料

(ご提供頂いた資料)

- ・ 「東アジアにおける移民労働者の法制度—送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて—」
- ・ メコン地域における人身取引とその対策セミナー (2014 年 10 月に JICA で発表した際の資料。同会議の進行はジェンダー室 室長原様)

(Web 資料)

- 1) (2015 年 11 月策定) ASEAN Convention Against Trafficking in Persons, Especially Women and Children

(<http://www.asean.org/storage/images/2015/November/actip/ACTIP.PDF>)

- 2) Human Rights and Trafficking in Persons -15th Informal ASEM Seminar on Human Rights-

(<http://www.asef.org/projects/themes/governance/3438-15th-informal-asem-seminar-on-human-rights>)

- 3) Combating Child Trafficking: Anti-Child Trafficking Legislation In Asia: A Six-Country Review

(http://www.ilo.org/asia/whatwedo/publications/WCMS_BK_PB_76_EN/lang-en/index.htm)

- 4) Issue paper: Abuse of a position of vulnerability and other “means” within the definition of trafficking in persons

(http://www.unodc.org/documents/human-trafficking/2012/UNODC_2012_Issue_Paper_-_Abuse_of_a_Position_of_Vulnerability.pdf)

- 5) Preventing Trafficking in Persons by Addressing Demand, ICAT, September 2014

(https://www.unodc.org/documents/human-trafficking/2014/ICAT_Demand_paper_FINAL.pdf)

(文献資料 アジア研究所図書館所有)

- 1) 2016年3月未発売予定(目次あり) : 研究双書「人身取引」問題の学際的研究(法学・経済学・国際関係の観点から) 山田美和編
- 2) 研究双書「東アジアにおける移民労働者の法制度 送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて」山田美和編
- 3) Human trafficking : the stakeholders' perspective / edited by Veerendra Mishra, 2013 (<http://webopac.ide.go.jp/webopac/catdbl.do>)
- 4) Trafficking in women and children in India : emerging perspectives, issues and strategies / [editors], Awadhesh Kumar Singh, Atul Pratap Singh, Parvez Ahmed Khan, 2012 (<http://webopac.ide.go.jp/webopac/catdbl.do>)
- 5) Trafficking in women and children : myths and realities / Sankar Sen, Jayashree Ahuja, 2009 (<http://webopac.ide.go.jp/webopac/catdbl.do>) 他、カテゴリーの「インド」「女性問題」に複数あり

※臓器売買については情報がなく、分からない。

※人身取引の概念については、Anne Gallagherが参考になる(山田様によるレビュー :

http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2013/pdf/B107_ch1.pdf)

面談記録 8: NWEC

面談先	独立行政法人 国立女性教育会館 (NWEC) 研究国際室研究員 渡辺美穂様
日時	2016年3月9日 11:00~12:30 場所/方法 品川
内容	<p>人身取引対策にかかる行政官への研修を豊富に実施している NWEC のご知見から、本研修の内容を中心にお話を伺い、インド国での協力のあり方についてご助言を頂いた。</p> <p>1. <u>人身取引対策にかかる案件立案について</u> 人身取引（以下、TIP）は、性的搾取や労働搾取をはじめ、多様な要因を有することから、それら全てを対象にしようとするとうジェンダー以外の論点に広がってしまう。まず、実施可能性のある協力内容に関連する相手国政府機関の担当組織・所掌についてよく整理する必要がある。この対象分野での協力には、女性・子ども開発、社会福祉省との連携は必須と感じる。（但し、国立女性教育会館でインド行政官の研修員を受け入れた際に、本省との意見調整に独特の難しさがあることは感じた。研修候補者の受入準備が進む中、別の人が候補者の交代と自身の参加を申し出るといったことが繰り返し生じたため。） （限られた実施機関の取組みだけでは不十分なこともあるので）案件実施の際には、関係省庁・機関連携が十分に行われることが望ましい。</p> <p>2. <u>国別研修・課題別研修の実施</u> NWEC は主要協力機関として、以下のように「ジェンダーと開発」にかかる課題別研修を 2014 年から毎年実施。その以前から地域別・国別研修も実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2015 年課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進セミナー Seminar on Promotion of Networking among Asian Countries on Anti-Trafficking in Persons」（メコン地域 5 カ国、インドネシア、マレーシア、フィリピン参加） ・ ~2014 年度課題別研修「アジア諸国における人身取引対策協力促進セミナー Seminar on Promotion of Networking among Asian Countries on Anti-human Trafficking」 <p>（JICA 課題別研修一覧： http://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/summary/lineup.html）</p> <p>いずれも 2 週間の研修で、各国から警察省、司法省、社会福祉省、女性省等の所属先から選定される。講義に加えて、日本国政府への訪問・講義（外務省、厚生労働省、入国管理、法務省等）、シェルターや支援団体・NGO、当事者団体への視察も実施している。</p> <p>日本の厚労省の場合は、婦人保護局が本課題の担当であるが、日本人の DV 被害者保護が中心であり、外国人人身取引被害者保護をめぐる多様な課題には制度的にも十分に対応しているとは言い切れない部分もある。</p> <p>千葉県木更津市にある、一般社団法人児童養護施設「野の花の家」は、その温かな雰囲気と男性行政官が多い研修生の受入にも寛容であることから度々訪問している（小さな施設である場合にはなかなか大人数の訪問が難しいことがある）。</p> <p>直接的に人身取引被害者のシェルターではないが、母子保護施設として機能するとともに外国人の子どもも受け入れている。本施設の理事長は、</p>

アジアの子どもたちに対する支援を行っていた経験を有する。他の施設と異なる特長として、野の花の家はアウトリーチでの支援も実施しており、フィリピン人などが集うコミュニティにネットワークを築き、ケアのための精神科医の派遣を行うなどしている。（一般社団法人児童養護施設「野の花の家」：<http://www.nonohananoie.org/index.html>）

在住外国人の当事者団体は、北関東、静岡、長野などにあり、訪問に含めることが多い。女性の保護・支援で活発に活動しているのは主にフィリピン、タイ関係者である。

人身取引対策にかかる課題別研修は、タイ王国での JICA の支援が開始されたことに伴って計画、実施された。その後対象国が増えて東南アジア地域を対象とした国別・課題別研修を行なっているが、南アジア地域・インド国への研修実績はない。同国から来日する研修生の場合、出身省庁の垣根を超えて信頼関係ができ、帰国後の他省庁との連携促進、取組みの実現に活用されることがある。それぞれの国の事例や課題の共有が不足しているので、これから研修内容をさらに改善していく予定。

なお、当初より「Training（研修）」や「研修生」という用語は用いず、ともに創生するという意味で「Seminar Participant（参加者）」という言葉を使用するように気を付けてきた。また JICA 東京国際センター（TIC）では今年から研修を「Knowledge co-creation project」と位置付けている。

人権や女性に対する暴力がテーマであり、様々な支援団体や研修生との関わりがあるなかで、講義やディスカッションを通じて、日本の問題点や課題ばかりを掘り下げるのではなく、社会を少しでもよい方向に変えていけるような建設的な議論となるよう心掛けている。ジェンダー、人身取引対策分野における日本の課題も依然多く、先進事例の提供は限られるが、国を超えた研修生相互の学習、研修生を通じた日本側の学びとしても大いに価値があると感じている。フォーラムの場作りとしての機能は重要だと思う。

各国の人身取引に関する基礎情報（関係省庁の職務分掌、法令、現状など）を取りまとめた教材が必要で、JICA で現在取り組んでいると聞いているので期待したい。アジア関係国が話し合う際の事例などを盛り込んだ教材（ケースブック）を研修参加者で作ることができたら理想的なのだが、課題別研修は招へいではなく応募・推薦での参加のため難しい。

3. 協力内容の検討に対する助言

インド国の状況について詳しいわけではないが、ジェンダーに基づく暴力・TIP の課題が拭えていないという印象がある。多数の国際機関や NGO 団体等の活動が展開されているが、点の活動で終わっているのではないだろうか。JICA が象徴と連携して点を面にできると良いと思う。

人身取引被害者支援・保護の枠組みも重要であるが、生きていくためにそれらを選ばざるをえない現状を理解し、被害者になる前の段階で選択肢を増やしたり、そうなることを避けるために必要な情報を提供するなどの支援も考えられると思う。例えば、人身取引事案に関する危機情報を携帯電話で発信（貧困層も携帯を持つ場合）、駆け込み場所・支援団体情報の提供、信頼できる移動・労働情報へのアクセス提供、出稼ぎに行かざるを

得ない状況を踏まえて、キャリア形成の観点からの助言や情報提供、IT ツールによる成人学習（帰還者支援）または基礎教育の提供など。被害者支援に限定せず、まずは被害者にさせない「予防」に工夫を凝らしたい。

（例えば、出稼ぎに行く際に少女に、住所や年齢、ホットラインの電話番号などを記載したカードを持たせるなど、バングラの事例など参考になる）。また、被害者になる事態が起きてしまった時でも、情報や選択肢を知っているのとそうでないのでは、大きな違いがある。ネガティブな面ばかりを追及するのではなく、ポジティブな影響（例えば技術、ICTによる交流など）を与えられそうな「何か」をきっかけにする方がカウンターパートの行政側も関心を持つのではないか。出稼ぎに行く場所の選択・情報、そこで何年働きどの程度稼ぎ、その稼ぎをどのように使うのか、女性のライフプランニングやキャリア学習も重要である。そういった女性たちのネットワークを活用した学習の場づくりなども考えられる。

また、関係機関・団体の協力を求める際に、一部の関心ある人々による行動ではなく、より多くの人を巻き込み、男性の意識も変えながら、実施する・またはそのような活動内容を選ぶことに可能性があると感じる。ロールモデルを提示し、広がりを持って展開していくことが大切。

上述でも触れたが、日本の実情にも光と影がある。インドでも、日本よりジェンダー平等に向けた活動が活発な部分もあると思う。双方向で、女性の活躍を期待する我が国の成長にも繋がればと期待したい。

面談記録 9: 特別非営利活動法人シャプラニール=市民による海外協力の会

面談先	特別非営利活動法人シャプラニール=市民による海外協力の会 海外活動グループチーフ 菅原伸忠様		
日時	2016年3月9日 15:00~16:00	場所/方法	シャプラニール事務所
提供資料	西ベンガル州コルカタ、アリパーダー出張報告 (2015年2月21日~26日)		
内容	<p>シャプラニールが実施した、「西ベンガル州北東部の紅茶園スラム居住者などの支援」に関して、その事業内容やインド国（特に西ベンガル州）の貧困状況、子どもを取り巻く状況についてお話を伺った。</p> <p>「西ベンガル州北東部の紅茶園スラム居住者などの支援」 http://www.shaplaneer.org/support/tea_plantation_slum.php</p> <p>1. <u>インドにおける活動地域（西ベンガル州ジョルパイグリ県）の貧困の現状について</u></p> <p>活動地域は、コルカタから北に 700km、ブータン国境近くのアリパーダー駅の近く。現地の NGO をパートナーとして支援する形態をとっており、2014年度で終了した。パートナーの NGO は、コルカタに本部を持つ環境・有機農法等の促進を行う DRCS (http://www.drsc.org/)。他に、住民組織化、生計向上（農業）等を得意とするタライ・リサーチ・ソサイティ（ホームページ等なし）と連携。</p> <p>インド人経営者の紅茶園で働く人々が茶園内に住居を作って生活している地域（スラム）を 4 つ選定し、生活向上事業を実施（井戸の設置、煙の少ないかまど作り、女性たちのグループによる米菓子の調理・販売、養鶏、堆肥づくり・有機農業、トイレ設置等）。</p> <p>水・電気といったインフラの整備は各紅茶園主に委ねられている。シャプラニールの事業対象地域では電気はあったが水へのアクセスが極めて困難で、水因性疾患も深刻な状況であった。</p> <p>紅茶園に住む一家全員が紅茶園に雇用されるわけではなく、家族のうち 1~2 名のみが Permanent Worker として雇用されている。紅茶園での日当は、95 ルピー（158 円）程度、退職金準備（Provident Fund）として 13~15 ルピー（22 円~25 円）/日積立される。紅茶園の収入のみで世帯を養うことは不可能と言える。</p> <p>この他の収入手段としては、片道 20km 離れた市街地に歩いて出かけ、日雇い労働を見つける（見つからずに帰ることもある）、近隣の空軍施設での庶務に就くなど。</p> <p>近年、紅茶園・企業の業績悪化で閉園が生じており、事業対象地域の 1 つの紅茶園でも、一切の説明が無いまま閉園された。積み立てていた Provident fund は未払いのまま、夜逃げのような形で経営者が失踪している。この紅茶園では、失業した 9 割の人々がインドの他州またはブータンへ移動、残り 1 割は行政が提供する公共事業（130 ルピー/日（216 円）、期間限定）にて収入を得ている。</p> <p>貧困の背景に、社会的構造（カースト、少数民族等）が見えることは特に確認していない。他の南アジア地域と大きな差はないと感じている。また、本事業は農業支援であるものの、地域関係者とは信頼関係を築いてお</p>		

り、社会問題に関しても率直な声を聞いているが、人身取引の事例は今のところ把握していない。

2. インドの NGO について、インドで事業を実施するにあたっての困難

インドは、市民団体も豊富にあり、かつ草の根からアドボカシーまで幅広い分野で活動的。堂々とプレゼンテーションするスキル、語学力、能力等も近隣国と比較して高いとも感じる。DRSCS が、事業を進めるにあたり行政（州政府）と研究機関（大学）とを繋いで有意義な活動を実現していた。このような、NGO による行政等との連携・調整能力、ネットワークづくりには長けていると感じる。

インドでの事業を開始するにあたり、銀行開設をはじめとする事務所開設にかかる手続きが上手く行かず（協力が得られず）、外国の NGO を受容れなかったがっていない様子を受けた。そのような経緯もあり、パートナー NGO によって活動を実施する方法とした。外国人・海外の団体等が活動することを好ましく思わない傾向はあるかもしれない。

3. 近隣国での 18 才未満の子ども（女兒、男児）に対する活動

シャプラニールでは、南アジアの 2 カ国で以下の活動を実施。

- ・ バングラデシュ国「家事使用人として働く少女への支援」
(http://www.shaplaneer.org/support/domestic_worker.php)

バングラデシュの田舎から児童が「出稼ぎ」に来るパターンとして、①家族ごと移住、②児童 1 人で移動、の 2 種類がある。①の場合は、サイクロン被害によって住居を失くしたり、マイクロクレジットの返済ができず村を出てきたり、ということがある。②の場合は、ブローカー、親戚、知人、里親等を通じて、縫製産業や住込みの家事使用人を紹介されたり、家事使用人として働き年頃になったら結婚できる、などと言われて出てくることもある。

バングラデシュ政府は、子どもの家事使用人にかかる規則を閣議決定。14 歳以上であること（11 歳以上 14 歳以下は医師による条件を満たす場合のみ可）、契約書作成・締結は必須などとした。これによる改善に期待がある。

家事使用人の給与は、各雇用主により異なる。家事使用人の給与として、月に 2,000 タカ程度を受け取る子どももあれば、無報酬の場合や将来の結婚費用は出してあげると伝え、無報酬のこともある。家事使用人であっても、シャプラニールによる支援を受けて、契約交渉（賃金）が出来るようになった子どももある。本事業は現在も実施中で、ラジオ放送による啓発活動や両親・地域・子どものすべてを対象に、プッシュ・プルの両要因に取り組んでいる。

- ・ ネパール国「カトマンズ盆地におけるレストラン児童労働の予防と削減」
(http://www.shaplaneer.org/support/child_labour.php)

ネパールの地震後、インドとの国境に近い幹線道路（位置の詳細は不明）に「人さらいに注意」という看板が立ったと聞いたことがある。これは、（女性ではなく）子どもの被害者を指している。

ネパールは、バングラデシュと異なり子ども（12~13 才）の家事使用人の問題は落ち着いたものの、レストランでの児童労働に移行し問題化。そのような経緯から本事業が立案された。

ネパールでもインド同様に、児童労働に関する規則・法律は整っているものの、行政による監督が不十分であったり、具体的実施方法がないなど中身が伴っていない。シャプラニールでは、3つの市を対象にグッドガバナンスの観点から行政へのインプットを行っている。結果、3つの市の協働による「Child Labour Free City」を宣言するまでに改善しつつある。本事業は継続予定。

児童労働の保護は、いくら支援しても足りるものではない。よって、構造的に改善できるような仕組みへのインプットを行うことが効果的。

4. 優良なパートナーNGOの選定に際して留意していること

ある程度の力を持ったNGOをシャプラニール団体内で「Partner Profile」(団体基礎情報)として取り纏め、その情報を参照している。財務状況や求めるレポートのレベルを満たせるかを鑑むとともに、ビジョン・ミッション・価値観が合致するかどうかを選定にあたって重要な条件としている。

具体的な選定方法では、各国の調達方法に沿う。例えば、ネパールではパートナーシップ型での事業実施のみ可能で一者指名ができないため、形式上は公募を行っている。が、実際はどこの国でも縁が大事である。

草の根でのボトムアップよりもアドボカシーあつての社会変容、という仕組みなのかもしれないが、インドのNGOは行政との関係づくりに長けている。

面談記録 10: JICA プロジェクト (タイ)

面談先	「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」 チーフ・アドバイザー百生詩緒子様		
日時	2016年3月16日 10:30~11:40	場所/方法	OPC
	<p>1. <u>メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクトの案件形成について</u> 第1フェーズである「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」を、2009年3月から2014年3月に実施済み。第1フェーズの2013年より本プロジェクトに従事し、現在は、第2フェーズ（2015年4月 - 2019年4月）を実施中。</p> <p>第1フェーズの案件形成には関与しておらず、詳細の経緯は把握していない。ただし、第2フェーズは、第1フェーズの3年間のCAの経験によるC/Pとの信頼関係ができた上で案件づくりを行ったので、対象となるステークホルダーのニーズを十分に反映できた。また、3~4年の時間はかかったが、フェーズ1で既に能力強化されたMDTによって、フェーズ2では、県と郡対象の研修事業が計画・実施されている。</p> <p>人身取引は政府にとっては恥部ともいえるセンシティブな問題のため、この問題を外部から指摘されたくない・対外的に明らかにされたくない、と相手国政府が思う場合、案件形成は難しいと思料する。タイの本案件でも、第1フェーズは相手国との信頼関係づくりに注力していた。JICAは、インド国の人身取引に関する現状を暴露する目的にはないことをよく説明し、本課題に取り組みたい・やる気のあるC/Pを選ぶことが第1歩となる。</p> <p>(国連機関の職員として、女性・子ども開発省と働いた経験から) インドは、政府機関のPSは力を持っていて、かつ活発なNGOが沢山あることなどに長けている一方で、なかなか物事が進まない、現場は得意でない傾向もあることから、モチベーションの高いやる気のある人・機関と組むことが重要と感じる。</p> <p>本案件のフェーズ2は、フェーズ1の成果の上に、被害者の保護・国境地域関係者の能力強化により貢献するもの。相手国側のニーズとJICAの広域に対する協力が組み込まれた案件となっている。</p> <p>JICAとして、協力可能性の高い分野は、「予防」または「保護」であると感じている。本案件は、「保護」に特化。インド案件については、「予防」か「保護」、インド国政府と話してどうしたいかを導くべき。</p> <p>2. <u>C/P機関の選択・ターゲット地域の選定</u> C/P機関の選択には、ベトナム案件、ミャンマー案件なども容易ではなかったと聞いている。</p> <p>ターゲット地域については、第1フェーズ時はILOによる人身取引対策案件を経験していた地域を選択、人身取引対策に対する素地があった。第2フェーズは、第1フェーズのターゲット地域のイニシアティブにより、タチレク県（ミャンマー）との人身取引対策の取組みが派生したことから、これに付随する形で選定。ラオスに関しては、チェンライ県と接しているボケオとウボンラチャタニ県と接しているチャンパサックを選定した。チェンライ県もウボンラチャタニ県も過去にラオスのそれらの件と人身取引対策においてなんらかの連携経験をもっているため、それらの地域を選定した。</p>		

カンボジアについては、タイ・ウボンラチャタニー県と国境を接する理由から対象国に含まれているが、両国の国境地域（県）同士の人身取引対策に向けた交流は未だ始まっておらず、今後の課題である。

3. 本案件での困難

案件開始にあたっては、人身取引に対する人々の意識の違いに戸惑った。中央政府レベルでは人身取引の問題が事実・課題として認知されているが、現場レベルの警察官等は「（問題は）ない」と答えるなど認識の度合いに差があった。現場レベルがきちんとリファールできるよう、訓練を受けない限り、被害は問題化しないことから研修を実施。認識・課題の問題化については、研修により意識が変化してきている。よって、長い目で見ていけば結果が出るものであるが、時間を要する。

4. ピア・サポートグループ支援の好事例

ピア・サポートグループは、いずれも“現状をどうにかしたい”、余裕がある人は“手助けを必要とする人々を支えたい”という、問題意識を持った人々の集まり。よって、支援そのものはやり易い。被害者たちが抱えている問題は重複するものも多く、また裁判制度や支援制度など後方支援に係る問題も多い。これらのケースや取り組みをまとめて、政府機関へ働きかけ、人身取引対策の枠組み強化に結びつけることができる。

5. ソーシャルワーカーとケースマネージャーの研修にかかる好事例（インドで同様の協力を行う場合への助言）

まず、インドにおける「ケースマネージャー」の定義、レベルを把握するべき。

タイにおいては、救出から保護、再統合までの一連の流れのなかで、各プロセスでの支援はあるものの、全体を見ている人がいないことから、ケースマネジメント養成の重要性が高まった。中央、州の職員の研修と合わせて、現場に近い郡や準郡レベルの職員の育成が最も重要であると考えられるため、郡レベルにおける 3 年以上の経験を有するソーシャルワーカーを「ケースマネージャー」として、支援した。

しかしながら現実には、被害者は必ずしもケースマネージャーやソーシャルワーカーに信頼を置くとは限らず、プロセスで出会う NGO や弁護士等、その他の方々を一番に信頼することもあるため、これら多様な関係者の研修が必要である。

このような業務をどの職・どのレベルの人が担当するかは、各国ごとに異なる。

6. メコン他案件との連携

本案件は、他のメコン流域地域（ベトナム、ミャンマー）における人身取引分野の案件を先行して実施された。各案件とも、（特化した協力内容が異なることから）ケースマネジメントやソーシャルワーカーの研修についても、第1フェーズはそれぞれに進めたが、第2フェーズはより連携していく予定。

一方、日本で行われる課題別研修、毎年 2 月に行われるメコン地域人身取引ワークショップにおいては情報共有を行ってきた。英文で作成する資料は、他案件への共有を行っている。

7. MDTの連携を強化する活動について

タイのMDTは人身取引の事案（ケース）が生じないと召集されない仕組み（定例会議はない）。制度として、人身取引に関連する各省庁に担当官が設けられているが、担当官同士の接点は少なく、積極的な連携・リファーマルはなかった。MTDの会議は、外部者に開かれていなかったため、案件では、「マニュアルの作成（MDTガイドライン）」をきっかけに毎月1回の会議を実施し、各回MDTメンバー15名程度が出席した。また、年1回の本邦研修を経て仲良くなり、省庁間を越えた繋がりが強化されたという話を聞いている（ソーシャルワーカーが気軽に別省庁のMDTメンバーに連絡できるようになった、など）

MDT等の召集にあたっては、もう一度出席してもよいと思える仕掛けづくり、動機付け、目標設定（例：マニュアルの作成）が重要。

本案件の対象がMDTメンバーであることから、タイは基本的に基礎があるが、現在MDTを構築中のラオスは、制度上の整備に留まっており、担当官レベルでは「人身取引とは何か」から身につけていくレベルにある。

8. NGOとの協働

タイもインド同様に様々なNGOが活発に活動しており、実務者に対する研修・セミナー等の講師・ファシリテーター、運営・実施にNGO団体を活用することもある。（個人講師の場合は謝金対応、組織規模の観点から研修の委託実施が可能なNGOには委託費（Management fee）の支払。団体規模によって、支払内訳は異なる）また、本案件の活動で行う研修には、必ずNGOも呼んでいる。

人身取引の分野は、まだ人身取引対策法などが未整備の場合は、NGOのほうが活躍している。日本も2004年に人身取引対策行動計画ができるまでは、NGOが人身取引分野で活発であった。インドにおいても、国の政策や法律を確認したうえで、信頼できるNGOを多く集め、そこから能力等を見て、パートナーになりうるNGOを選んでいくことになるのでは。

9. 地域連携について

メコン地域の5カ国で成果や課題を発表し合う、また2カ国の国境地域間での取組みはあるが、地域連携での具体的な活動は本案件にはない。

地域連携をしているのはUNACTであり、メコン地域6カ国の協働MoUや2国間MoUの締結に貢献している。ASEANの人身取引の取組みは遅れていると言え、2015年12月に「ASEAN Convention Against Trafficking in Persons, Especially Women and Children」を策定した。

10. 活動の分野上の留意点

政府批判をしないことや、「できていないこと」を指摘しすぎないこと。また、人身取引被害者に対する態度や言葉には注意しており、トラウマに触れないよう心掛けている。

人身取引エージェントから目を付けられることのないよう、専門家の安全管理にも留意。これまでに日本人専門家が危険な目に遭ったことは無いが、県レベルの担当官等は嫌がらせなどを受けているので、油断ならない。

11. インド国での案件形成に対するご助言

越境型人身取引の場合、国境地域同士で、中央を介さずに保護・帰還する方が容易・スピーディーなこともある。タイでは、原則首都バンコクにある外務省を通して帰還することとなっているが、必要に応じ国境地域間での MoU に準じて可能。このように、インドでの越境型の場合の対応・手続きを調べた後、2 国の国境州間での対応が可能であれば、そのような MoU を結ぶ支援を行うこともよいのでは。

現場レベルでは課題が多い一方、既存資料が豊富にあるインドの人身取引の課題を整理することは有用と感じる。既存資料と現場での聞き取り調査を照らし合わせて、ギャップを把握することにも価値がある。JICA が得意とする協力内容を検討し、是非ともインドでの人身取引対策案件を立ち上げて欲しい。

面談記録 11: 特定非営利活動法人 ラリグラス・ジャパン

面談先	特定非営利活動法人 ラリグラス・ジャパン 代表 長谷川まり子様		
日時	2016年4月24日 11:00~12:00	場所	アースデイイベント ラリグラス・ジャパンブース (代々木公園)
提供資料	・ パンフレット		
内容	<p>1. <u>NGOとJICA事業の連携可能性について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地のNGOは、活動にとっても忙しい。JICA事業の場合、どうしても現地NGOや当事者への直接的、即効的な還元が少ない。但し、マハラシュトラ州が対象となる場合には、非常に重要なエリア・支援であると思っていた。 ・ 一方、NGOに直接の利益還元がなくとも、その取組みに「JICA」が付いていることで、インド政府・行政側にとってTIP関連の取組みが魅力的に写ることは多少あると感じる。 <p>2. <u>インド政府の実際の状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者次第で大きく左右される（属人的）。また、異動の間隔が早いので直ぐに担当者が代わる。本調査の経緯としても、ムンバイの担当官がやる気であったことから、C/P機関として検討していたが異動となってしまった。現在の本担当官はTIPに積極的ではなく、事業を計画することは難しい。 <p>3. <u>ラリグラスの活動：デリー拠点のシェルター設立</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ラリグラスは、現地NGO（Maiti Nepal, Rescue Foundation）の広報を担うとともに現地団体に対する経済的支援を実施。 ・ ドイツの支援の下、現在デリーにシェルターを建設中（完成は近い）。当初、日本大使館が実施する草の根・無償資金協力の支援を一部受けて、両国にて建設の予定であったが、ドイツの申し出を受けてドイツのフルサポートで建つこととなった。 <p>これまで、デリーに民間のシェルターはなく、既存のシェルターは女性子ども開発省管轄のもののみ。定員オーバーに加え、立地（刑務所に隣接）、環境、衛生環境ともに劣悪な状況で、デリーにおけるレスキュー後の被害者を保護するための民間シェルターの建設は念願であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デリーの既存のシェルターでは、レスキューされた女性たちがシェルターに移るまでに搾取側の店主と一緒に刑務所に留置されることもあった。その間、「シェルターに入ると、またはそこを出るとより酷い目に遭う」などと教唆することもあり、元の環境に戻ってしまう原因ともなっていた。また、18歳以上の場合は、自分の意思がないと救出（Rescue）できないため、店側がこれを利用して本人を言いくるめることもある。 <p>シェルターの劣悪な環境、大勢での生活が息苦しくなり逃げ出す、または店の関係者が母親や姉を装って引き取りに来るなどして、かつての環境に戻ってしまうことが起きている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術訓練等も行われてはいるが、期待するレベルにはない。定員オーバーで混み合っており、社会から受けるスティグマへの不安を煽ったり、「NGO等の支援団体には関わらない方がよい」などという、偏った（ものによっては誤った）情報を信じ込まされていたりする。決して社会に出ていく気持ちが整う場所ではない。 ・ ムンバイにある民間のシェルター（オランダ人男性が設立）は、カウンセリング、リハビリ機能が充実していて、優れた先行例である。 		

4. シェルターにおける人材

- ・ ラリグラスが支援するシェルターでは、元被害者の活用（雇用）も行っている。自らが経験者であることから、資格を有せずともとても良いカウンセリングをする。カウンセリングは母語で行うことが重要であるところ、103の言語があるネパール、他民族国家のインドともに、これらの母語を話せる元被害者によるカウンセラーの役割は大きい。
- ・ 同様に、Investigator（偵察者）のノウハウ・スキルも実地の積み重ねで蓄積されたもの。彼らが最もよく状況、手段・方法等を理解している。能力強化研修の必要性は低い。

5. 海外のドナー状況

- ・ オランダ、イギリス、ドイツ、スイスをはじめとする欧米の NGO やその関係者とラリグラス（長谷川様）は長い付き合い。ラリグラス同様、各人がそれぞれに仕事を持つとともに現地に事務所を設置せず活動を行っている。
- ・ 人身取引対策対して、欧米諸国は非常に熱心。ラリグラスも現地 NGO には、欧米・ドイツ等のドナーにアピールするよう助言するほどである。一方、日本政府の支援は条件が厳しく、迅速に支援を届けたい本分野には不向きとも感じる。

6. JICA の支援（案）への助言、ご知見

- ・ 中央省庁と協働する協力案では、案件形成をしてその効果が現れるまでに最長の時間がかかると感じる。しかしながら、トップダウンの場合の効果は大きく、それを“インド・マジック”とも呼んでいる。いずれにしても、やる気があり、力のある「キーパーソン」の役割に抛るところが大きい。
- ・ この分野で支援がもっとも必要なのは、District レベルの職員。州政府の職員を研修しても、現場で使われないし、本邦研修のうまみだけで終わってしまう可能性は高い。被害者の女性や子供たちの救出、保護に直接携わる District の関係者を研修しなければ、事態は変わらないと思う。
- ・ インドの TIP は、Devadasis の伝統的売春婦からの経緯もあり、手付かずだが元々あるもの、仕方ない、という意識もある。ラリグラス・ジャパン、Maiti Nepal、Rescue Foundation では、TIP の仕組み、現在起きている事項を丁寧に理解し、現場をよく知るよう徹底している。

(対象地域)

- ・ ウットル・プラデシュ (UP) 州、デリーを対象に支援を行う案については、ムンバイが全ての負の集まりであると考えているところ、あまり効果があるとは思わない。

(支援内容：政府職員、NGO の能力強化について、メコンの事例から（ソーシャルワーカー支援（ミャンマー））)

- ・ 州、県レベルともに Rescue の実施には、女性警察官〇〇人、カウンセラー〇〇人、NGO〇〇人、の同行が必須と人数が決められている。形式上、連携が必須となっているものではあるが、それでも定められているだけ良いとも言える。
- ・ 上述のとおり、現場を良く知る NGO の場合、他から教わる必要はない。知見を有する NGO から政府職員への能力強化は、政府職員が受容れたがらないし、その逆では学ぶことがない。能力強化については、10年単位の長いスパンで、上手くやらない限り現在の関係性をより悪化させると感じる。

- ・ ネパール・インドの全体像が分かっているのは、Maiti Nepal、Rescue Foundation だけである。その他の NGO も Rescue 等に関わっているが、上述のとおり、警察からの依頼要請に基づいて行っている場合がほとんどで、実情を詳細には把握していない。
 - ・ 「未成年の Rescue をもっとやりなさい」という数年前の最高裁の決定をきっかけに、警察の活動は増えてはいるが、事前の調査不足や情報の漏えいにより不発に終わることも多い。売春宿には必ず隠し部屋があり、摘発の情報が流れてしまって、蛻の殻になることも。そのような理由から、ラリグラスでは事前に Investigator が客を装って潜入し、建物の構造を把握している。
 - ・ 担当区の警察が重要であるが、これも同様に異動が多く、Rescue の実施も属人的。一方、上のような Rescue 上の課題から、Rescue にかかる人材の能力強化は可能性があるかもしれない。しかしながら、現状として州政府職員による被害者女性への嫌がらせが多く見られる。彼らの酷い対応によって、Rescue しても半数程度が買春宿に戻ってしまうことがある。
ラリグラスは Rescue した以上、“絶対に戻さない”よう、徹底して事前に調査・意思の確認（18歳以上）を行っている。
- （支援内容：インドの TIP の現状・メコンの事例から（ホットライン設立（ベトナム）））
- ・ インドにおける TIP 被害者は、インド人に限らない。ネパール人の場合、インド政府機関は恐怖感を与える、関わりたくない存在である。ベトナム国にて JICA が行う、政府機関によるホットラインの取組みはインドではずっと先になると感じる。
 - ・ メコン地域の場合は、客が先進国の人である割合も高く、当事者も困難な環境ながらも多様な世間を垣間見ることができていると感じる。一方、インドの場合は供給側、トラフィッカー、店側、客、全てが自国の人であり、外の世界を全く知らない。そして、貧困層が多く、自分の名前すら書けないようなケースもある。日本人の我々が想像するよりももっと、狭い社会しか知らないことが多い。
 - ・ これまで買春街と言えば、場所がある程度決まっておき、客も当たりが付いていた。近年、買春宿にもサービス・価格に幅ができ、学生や一般の会社員なども客となっている。
また、SNS の発展により、買春街（Red Light Area）に限らずマンションの一室などに場所を設けて、そのような行為ができるようになった。
一方、中産階級の少女・女性が、お小遣い欲しさに買春業に関わることも出てきている。（ラリグラスでは彼女たちのケースを TIP の支援対象とはしていないが）このような対象者の場合には、ホットライン等有効であるかもしれない。
- （支援内容：シェルター建設支援）
- ・ シェルター建設について、潜在的な需要があると思われる地域は、以下のとおり。カトマンズまたは西ネパール経由インド供給、北西インド（ヒマーチャル・プラデシュ）経由 UP 州・デリー目的地のケースが多く、現在もシェルターは足りていない。
 - ◎ Agra (UP 州) : ハイウェイがあり、赤線地帯周辺。
 - ◎ West Bengal 州 : ベンガル語のため、バングラデシュ含め需要あり

(支援内容：社会復帰支援：職業訓練)

- ・ シェルターでの職業訓練等を通じた社会復帰支援については、比較的進んでいると感じる。Maiti Nepal では、サリーピンなどのアクセサリー類の作成などを行っており、売れた分は自身の収入としている（内職としての扱い）。
- ・ インドが持つマーケットの大きさは利点でもある。良いもの・現地ニーズに合ったものであれば売れる。また、政府の取り組みで性犯罪被害者に 30 万ルピー（保証金・慰謝料といった名目）を支給しており、これを元手に何かできるようになっている。Rescue Foundation でも既に 3 名がこの支給を受けている。

- ・ ラリグラスが支援するシェルターでは、学齢期にある被害者には一様に勉強させている。
一般の学校と同じカリキュラムにて教育を行い、Indian Certificate of Secondary Education (ICSE) を取って大学、看護師学校に進学した例などがある。
また、PC スキルを身につけて就職したり、英語力を活かして Maiti Nepal 内で秘書として勤務するケースもある。

とは言え、このような進学ケースは限られており、勉強がどうしても不向きな場合には手仕事（縫製、アクセサリー作成）のトレーニングを提供している。
実際には、大多数が勉強を不得意とする。背景には、勉強など必要ないと言われて育ってきており、そのような概念が定着してしまっている、また必要性を感じていない、といったことも理由にあると感じる。スポーツ（空手等）にも力を入れている。

- ・ 学費などはラリグラス・NGO が支援しており、将来が開ける可能性ともなることから惜しまず力になりたいと考えている。本人に収入があったり、収入に結びつくスキルを持っていたり、働いた経験があったりすると、家庭内でもひと目置かれる存在になる。積極的に“箔”をつけて、嫁に出したいと思っている。
- ・ カウンセリング等の分野について、日本国内から何か役に立てないかといった連絡を受けるが、技術はインド国内・当事者にて十分に構築されていると感じる。
手工芸等の分野では、JICA より青年海外協力隊の提案があったが、指導された技術による成果を重視したいところ断ることとした。

7. インドにおける女性の「自立」について

- ・ インドにおける女性の自立は、日本での考え方・価値観とは大きく異なる。「自立」はとても難しい。働く女性は沢山いるが、安全面から一人暮らしをする女性はほとんどない国であり、結婚して新しい家族をつくることに重きが置かれている。そのような社会であることを考慮し、縁談支援（ブライダル基金（支度金の支援））も積極的に実施している。

縁談の際には、16 項目のリストを用意しており、過去を問わない・自分の両親や親戚から何か言われても必ず彼女の味方である、など安全で信頼できる相手を見極めて決めている。また、日本人（ラリグラス）も彼女たちの後方に付いているということで、結婚相手へのアピールともなる。Rescue Foundation 代表の Ms. Triveni は、実家のようにフォローを行っている。

- ・ インドの女性にとって、家族をつくることは最も重要で、かつそれは回復の証でもある。TIP 被害者の場合、家族のもとに帰れない場合が多く、新しく自分の家族をつくることにかかる思いは強い。生業を持っていれば選択肢に幅ができ、自信が付

	<p>く。 とは言え、日本人の感覚よりもはるかに高い確率で仕事より結婚を取る。バリバリ働く女性像をインドで求めてはいけない。普通の女の子に戻していく支援、変わっていく姿を応援する支援を行うことが重要。</p>
--	--

面談記録 12: 特定非営利活動法人 地球市民 ACT かながわ/TPAK

面談先	特定非営利活動法人 地球市民 ACT かながわ/TPAK バックレイ麻知子様、板倉玲子様		
日時	2016年5月6日 15:00～16:30	場所/方法	地球市民 ACT かながわ/TPAK 事務局
内容	<p>1. <u>インド国における協力実績からの知見</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インド国の多様性から、一州が「一国」のようになっていると捉えたほうが良い。同国での協力実績・アプローチが、他州の参考・教訓になるとは必ずしも言えず、また同国内であっても問題を一概に論じることはできない。本点を留意頂きたい。例えば、対象のウッタラーカンド（UK）州は、2つの民族の居住地域で州が分割されており、州都に司法機関、立法機関は別の地に置かれているなど、インド国内でも大きく異なる。 ・ 日本の法律、制度と比べてインドのDV法は極めて進歩的であり、システムは十分に整っている。また、あらゆる統計資料がインターネット上で公開されており、各州の実情にはすぐにアクセスできる。 ・ 誇り高い国。スマトラ沖地震では外国からの援助を断わっており、課題がありながらも自国でやりきった過去がある。 <p>2. <u>UK 州デラドゥン県ヴィカースナガル郡におけるジェンダーに基づく暴力、課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年結婚、女兒墮胎が挙げられる。ダウリーは中産階級以上に多くある慣習のため、貧困線以下の世帯が多い TPAK の活動村ではそこまで深刻ではない。女兒墮胎は、支援対象地域外であるハリドワール県で高い比率にある。かつては乳児死亡者数が多かったが、出生前性別診断が進み、女兒の墮胎手術が増加している。 ・ 男女人口比率の不均衡さについては、一部の地域では改善されつつあるものの、男児の出生を非常に重要なものとする考えは依然根強い。 ・ 女兒・女性に対する教育や栄養面での差別が見られるなど、社会的・文化的な因子やジェンダーによる差別意識も関与した伝統的慣習が強く残り、多くの側面で女性にとって不利なジェンダー・バイアスが存在する。教育などは家庭レベルでの状況・受けている影響によって異なるため、地域性をもって一括りにすることはできない。しかし、経験上感じるのは、貧困レベルの高い場合にはより身体的な暴力に表われ易く、そうではない場合には言葉による（精神的な）暴力や経済的な暴力が生じている。ジェンダーに基づく暴力については改善の余地は十分にあると考えている。 ・ 対象地域の住居形態の多くは、複合家族世帯で、親戚も含めた家族が住んでいる。指定部族（ST）、指定カースト（SC）、職業など様々なもので構成される場合も多く存在している。複合世帯が幾つも集まってコミュニティを形成している ・ 日本のDV法と異なり、インドでは配偶者からの暴力のみならず同居するすべての人からの暴力が保護の対象となっている。インドのDVの定義は女性の健康、安全、幸福を危うくするあらゆる形態の暴力と記されている。 ・ 中央政府には、各種保護官も設けられており、日本の仕組みより進んでいる。一方で、本役職は兼務のこともあり、職務のための予算がつかない中では徹底されにくい。女性に対する暴力、人身取引当の担当官に適切な予算配分が行なわれれば、機能するとも感じる。 <p>3. <u>「最貧困層居住区におけるジェンダーによる暴力抑止プログラムとセーフ</u></p>		

ティネットの構築」事業について

- ・ 全プロジェクトが、対象地域からの明確なニーズに基づくものである。衛生教育（WFP と共同）、栄養、女性の人権センター設立、思春期女性自立支援、女性たちの保健・衛生・ジェンダー意識向上などのプロジェクトを経て現在の事業を開始。先行案件である思春期女性自立支援プロジェクトの実施中に、実際に家庭内暴力が日常的に行われるなかで育ち、辛い思いをしてきた女兒の訴えを受け、女性に対する暴力とそれが子どもに与える影響を把握し本事業が立案された。
- ・ プロジェクト対象者の半数はイスラム教徒であり、公平な協力を行っている。
- ・ 本事業では、警察への通報は行わないようにしている。警察に届けると、加害者は逮捕され、直接裁判となる。カウンターパートによると、この地方では女性たちにとって、家に戻れることが最も重要なことであり、警察に届けてしまえばそれは二度と叶わないものになってしまう。インドにおける女性の暮らしをよく知り、気持ちを理解する必要がある。
- ・ 警察とは DV 被害が減るような連携を図っている。
- ・ UK 州の ICDS (Integrated Child Development Services) 傘下の女性委員会 Women's cell とは密な連携体制を敷いている。UK 州女性委員会は、面談およびカウンセリングを行い、本人の意思を尊重しながら、今後の対処を決めていく。

4. 現地 NGO の状況について

- ・ インドでは国内外の NGO が多く存在しているため、地域の人々は NGO に対する目が肥えている。尊敬される NGO でなければ、住民と協力して事業を行うことはかなり難しい。
- ・ 多くの NGO が非常に有能で、プレゼンテーションも素晴らしいが、地域の人々から受け入れられているだけでなく尊敬されている人・組織であるかどうか、見極めることが最重要であると感じる。
- ・ DV の救済活動に関しては、NGO は主要アクターとして法律上認知されている。

5. パートナー団体 (Mamta Samajik Sanstha、以下 Mamta) について

- ・ 草の根技術協力事業を申請する準備期間中に数団体と面談し、設立の時期と理念、や課題に対する考え方が似ていたことから直感で選定した。また、州政府諮問機関や委員会の委員をしているなど、行政官・議員と強く、太いパイプを持っている。プロジェクト終了後の自立発展のためには議員への陳情も必要である。
- ・ Mamta のコーディネーターは現場の問題について熟知しており、迅速な行動力があるとともに活動村で 20 年以上取り組んできた実績がある。「明日では遅い」というのが彼女のモットーである。

6. 対象地域における人身取引に関する情報

- ・ 州政府から人身取引対策の事業に活かす目的として、Mamta に対して被害者調査プロジェクトの実施依頼があったが、断ったことがある。短期間に被害者を探し出し、調査項目に書かれている質問をする形式だったが、当事者の感情や 2 次被害の可能性などの配慮がなされていなかったため、事業費の収入を得るための調査は政府依頼の事業でも Mamta の理念に反すると理由を伝えて断った。本調査は実際には、数集めの調査であり、情報提供に協力すると NGO に対する活動事業費が支払われることから、協力する

団体があつた。

- ・ UK 州にはネパール人も多く、自ら出稼ぎに来ている人と搾取されている場合の 2 種類が見られる。噂では女兒の場合は、（ネパール人に限らないが）、ベビーシッターから重労働まで、ブローカーを通じて売られているケースもあると聞いた。
- ・ 山岳地帯の指定部族（ST）には肌が白い女性も多く（有名女優の出身地でもある）、ファッションモデル、芸能界、エンターテインメント業への誘いもある。ブラーミンの男性の場合は、ホテル業（レストランのコックを指す）などがあるが、どちらも自主的な移住労働も多く人身取引の被害者とは断定できない。
- ・ この地方では首都に比較的近い地理的要因からデリー・外国へ行くことも珍しくない。出稼ぎにはブローカーが介入する場合と貯金を使い自主的に行く場合がある。
- ・ Rescue に特化した NGO は知らない。Rescue 分野に特化してしまうと搾取側から狙われやすく危険であるなどの理由から、様々な活動をしながら人身取引関連の活動を行っていると思う。

7. センシティブな分野を扱う上で留意されていること

- ・ 村の秩序、ハーモニーを乱さないこと、目立った方法や大勢の前での聞き取り調査はしないことを徹底している。また、Drop in Centre を「シェルター」とは呼んでいない。DV 被害者女性だけが集まる場所、と認識されないために遠方にある病院や学校に通うために 1 泊できる、誰でも利用できる場所として広く周知している。
- ・ コミュニティの長やパンチャヤット議員と良好関係を保ち協力者になってもらうことは重要である。一方で、現実には賄賂を要求する下級行政官や村長、NGO もある。名立たる NGO でさえも行っていると聞いたことがあるので、カウンターパートを選ぶ時に特に気を遣った。
- ・ 悪い評判は一瞬で村中に伝わる。万一、これ以上続けることが難しい、無理である、となった場合には礼を尽くして、撤退を決める。一度生じてしまったことは修正に時間がかかり、しこりが残ってしまうと考えている。
- ・ 基本的には、プロジェクト関係者であってもすべての関係者に名刺を渡すことはない。知らない人へも情報が流れ、NGO の売り込みなどがかかってくるようになってしまうため。
- ・ プロジェクトタイトルは JICA 契約書の日本語・英語表記とは別に、ヒンディー語で覚えやすい、呼び名を作成している。「暴力」「セーフティネット」といった語彙を出すことはしていない。

8. 案件形成に向けてのご助言

- ・ SHG は無数にあり、10 名位で結成して活動せず作ったままとなっている団体も多くある。（どのような支援内容になるとしても）SHG にまで対象・関与を広げるのはふさわしい SHG の選定に時間がかかり難しいのでは。
- ・ 2005 年のプロジェクト開始時に州の行政長官からプロジェクト紹介と推薦状を州の関係部門に出してもらい、公務員である小学校教員が研修に出席できるようになった。政府機関の属人的要素は否定できないがトップダウンによる影響力は大きい。誰をキーファクターとするか、明確にするべき。
- ・ 事業開始当初には、反対する人（男性）もあつたが、秩序を乱さず丁寧に話を聞いていくと、そのような人ほど関心を高く持ってくれることも経験している。

	<ul style="list-style-type: none">・ 早いうちに成功例を一つ出す、やる気のある人がいるところでやることが大事。成功すると、他の人に伝えたくなり、知った人は見に行きたくなるものである。・ 実際には、PDM 上の活動よりも沢山のことをやっている。そして、インドの人々は自分の力で問題を克服したい気持ちが強いと感じる。コミュニティをよく知った上で、対等な立場で関わり、現地からの生の発言を引き出して待つことで、プロジェクトに対する村人のオーナーシップ意識が生まれ、プロジェクトは村人の力で自然に回り始める。
--	--



添付-5 作業工程表


作業工程表

案件名:インド国女性に対する暴力に関する情報収集・確認調査

契約履行期間:2015年8月18日～2016年7月18日

作業内容	2015年					2016年						
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
(1) 国内準備期間												
① 既存資料の整理・分析、データの更新	■	■										
② 調査項目・グリッド表の策定	■	■										
③ インセプション・レポート(案)英文・和文作成	■	■										
④ 派遣前打合せ	■	■										
(2) 現地調査(NCTD)												
① インド事務所との打ち合わせ		■										
② 人身取引対策4Pの観点から、内務省、開発パートナー、関連した取組を実施しているNGOへ聞き取り調査		■	■	■	■				■	■		
③ 査証発給の遅れに係る問い合わせ・フォロー		■	■	■	■							
④ NCTDIにおける調査結果の取りまとめ							■	■	■	■	■	■
⑤ NCTDIにおけるVAW、人身取引の現状分析							■	■	■	■	■	■
(3) 現地調査(西ベンガル州:WB)												
① 人身取引対策4Pの観点から、州政府(女性子ども開発・社会福祉局含む)、開発パートナー、NGOへの聞き取り調査							■	■	■	■	■	■
② WBにおける調査結果の取りまとめ								■	■	■	■	■
③ WBにおけるVAW、人身取引の現状分析								■	■	■	■	■
(4) 国内調査(日本国内)												
① インド、ネパール、バングラデシュ、東南アジア、日本における人身取引対策に取り組む研究者、JICA専門家、NGOへのインタビュー調査												
② 文献や他ドナー、NGOによる既存資料の収集、分析												
(5) 中央および州政府への面談取り付け (MHA, AHTU, MWCD, DWC, 検察, 警察等)		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
(6) JICA本部およびインド事務所への現地調査結果報告/次回調査に係る打合せ												
(7) 面談記録の共有												
(8) 成果品 (△提出)												
① インセプション・レポートの提出												
② ドラフトファイナルレポートの提出(英文)												
③ ファイナルレポートおよびその他の提出物の提出												

国内作業  成果品 

現地作業 

DF/R△
F/R、その他△

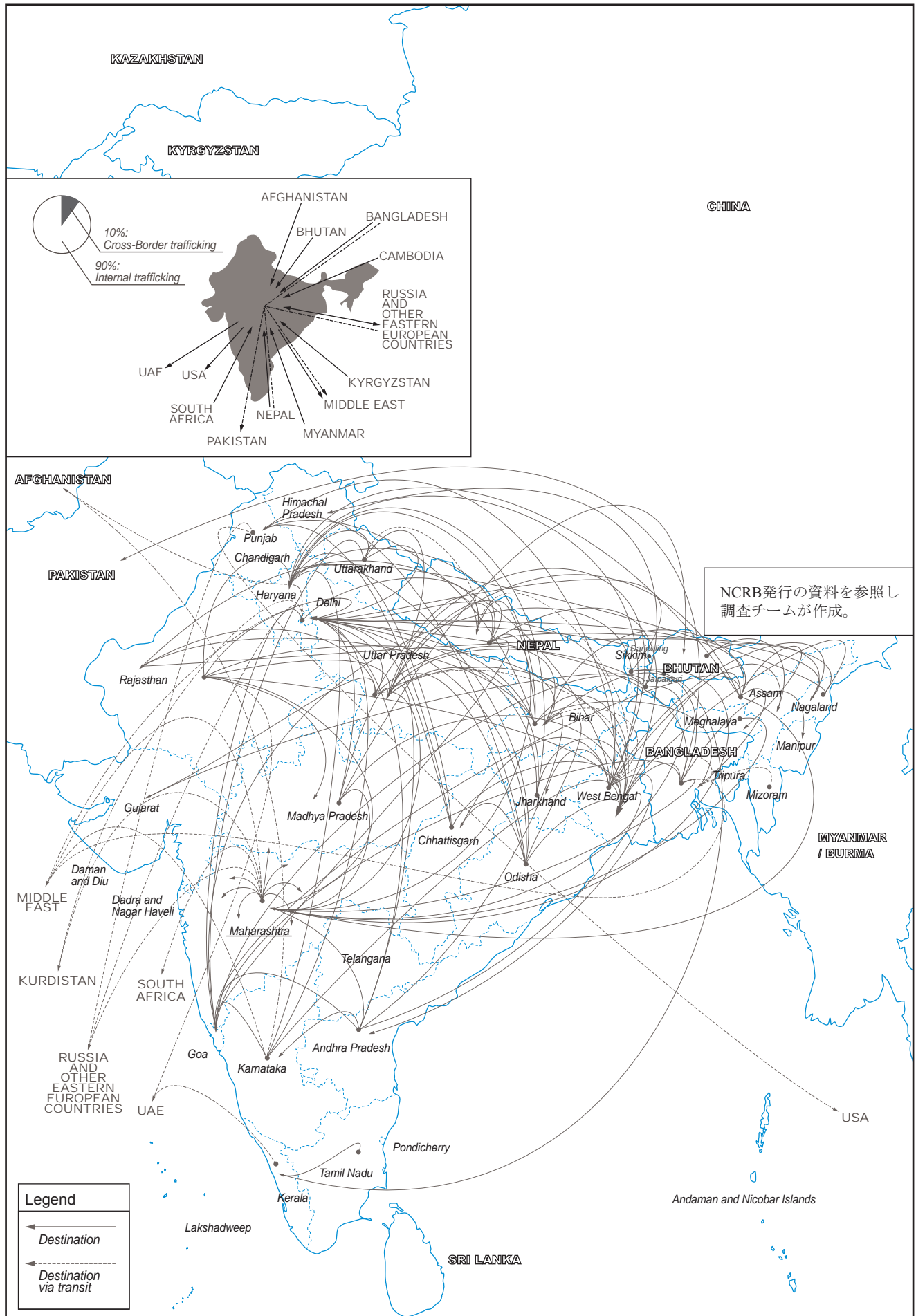
添付-6 要員計画

要員計画

担当業務	氏名	所属	格付	作業場所	当初/変更後	渡航回数	2015年				2016年							人/月							
							8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	現地	国内					
現地業務	総括/ジェンダー主流化1	池田 悦子	OPC	3	現地	当初計画	3												2.30	69日					
						実績	0															0.00	日		
	ジェンダー主流化2	井之前(小林) 花	IC NET	3	現地	当初計画	1													1.00	30日				
						実績	0															0.00	日		
	社会構造分析1	大西 由美子 (インド在住)	IC NET	3	テリー周辺 (国内作業)	当初計画	国内														2.00	40日			
						実績	国内																		
					テリー周辺 以外	当初計画	現地																	3.10	62日
						実績	現地																	2.20	66日
	社会構造分析2/ 人身取引対策1	小野 道子	IC NET (補強)	4	現地	当初計画	2														1.10	33日			
						実績	0																	0.00	日
	人身取引対策2	坂本 実玲	OPC	5	現地	当初計画	2															1.40	42日		
						実績	0																		0.00
女性と子どもに対する暴力 現地調査1	Mamta Borgoyary	OPC	3	テリー周辺 以外	実績	現地															2.90	87日			
女性と子どもに対する暴力 現地調査2	Satya Prakash	IC NET	3	実績	現地																2.90	87日			
当初契約(現地)																	8.00	2.00							
実績																	6.90	3.10							
国内作業	総括/ジェンダー主流化1	池田 悦子	OPC	3	現地	当初計画															0.85	17日			
						実績																			0.85
	ジェンダー主流化2	井之前(小林) 花	IC NET	3	現地	当初計画																0.25	5日		
						実績																			0.25
	社会構造分析2/ 人身取引対策1	小野 道子	IC NET (補強)	4	現地	当初計画																0.80	16日		
						実績																			0.80
	人身取引対策2	坂本 実玲	OPC	5	現地	当初計画																	0.10	2日	
						実績																			
	当初契約(国内)																	4.00							
	実績																	5.10							
	調査工程と報告書等提出時期 (▲と報告書名により表示)						▲インセッションレポート(8月中旬)					▲ドラフトファイナルレポート(6月中旬) FR(7月中旬)							現地	国内					
	合計						当初契約																	8.00	4.00
実績																	6.90	5.10							
12.00																									
12.00																									

添付-7 インド国における人身取引の
主な供給地（国）、経由地（国）、目的地（国）

添付資料-7 インド国における人身取引の主な送出处（国）、経由地（国）、受入地（国）



添付-8 インド各州における人身取引に関連する
犯罪別事件数、被害者数、犯罪率（2014年）

添付資料-8 インド国各州における人身取引に関連する犯罪別事件数、被害者数、犯罪率(2014年)
(出典 : NCRB “Crime in India 2014”)

S.No	State/UT	Mid-Year projected Population+ (in lakhs)	Importation Of Girls From Foreign Country (Section 366-B IPC)			Immoral Traffic (Prevention) Act, 1956								
						I T (P) Act - Total			Under Section 5			Under Section 6		
			I	V	R	I	V	R	I	V	R	I	V	R
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
STATES:														
1	Andhra Pradesh	509.2	0	0	0.0	326	410	0.6	36	42	0.1	0	0	0.0
2	Arunachal Pradesh	12.9	0	0	0.0	1	1	0.1	0	0	0.0	0	0	0.0
3	Assam	318.2	1	1	0.0	35	35	0.1	7	7	0.0	1	1	0.0
4	Bihar	1019.4	5	5	0.0	64	70	0.1	61	66	0.1	2	3	0.0
5	Chhattisgarh	253.4	0	0	0.0	5	5	0.0	2	2	0.0	0	0	0.0
6	Goa	19.3	0	0	0.0	9	22	0.5	5	11	0.3	0	0	0.0
7	Gujarat	615.9	0	0	0.0	53	79	0.1	19	41	0.0	8	10	0.0
8	Haryana	268.1	0	0	0.0	69	96	0.3	21	44	0.1	9	9	0.0
9	Himachal Pradesh	70.0	0	0	0.0	5	5	0.1	3	3	0.0	1	1	0.0
10	Jammu & Kashmir	122.0	0	0	0.0	1	3	0.0	1	3	0.0	0	0	0.0
11	Jharkhand	329.1	2	2	0.0	16	16	0.0	8	8	0.0	1	1	0.0
12	Karnataka	614.1	0	0	0.0	392	591	0.6	104	198	0.2	4	5	0.0
13	Kerala	353.3	0	0	0.0	140	155	0.4	20	20	0.1	1	1	0.0
14	Madhya Pradesh	760.0	0	0	0.0	17	19	0.0	2	2	0.0	0	0	0.0
15	Maharashtra	1176.9	1	1	0.0	233	360	0.2	100	171	0.1	5	22	0.0
16	Manipur	25.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
17	Meghalaya	27.2	0	0	0.0	6	6	0.2	6	6	0.2	0	0	0.0
18	Mizoram	10.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
19	Nagaland	23.4	0	0	0.0	1	1	0.0	1	1	0.0	0	0	0.0
20	Odisha	419.1	0	0	0.0	36	41	0.1	8	8	0.0	1	1	0.0
21	Punjab	286.7	0	0	0.0	71	103	0.2	41	49	0.1	0	0	0.0
22	Rajasthan	713.2	0	0	0.0	105	140	0.1	20	25	0.0	8	8	0.0
23	Sikkim	6.4	0	0	0.0	2	2	0.3	1	1	0.2	0	0	0.0
24	Tamil Nadu	687.8	0	0	0.0	509	590	0.7	110	135	0.2	2	3	0.0
25	Telangana	362.7	0	0	0.0	311	328	0.9	105	107	0.3	29	43	0.1
26	Tripura	37.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
27	Uttar Pradesh	2123.9	0	0	0.0	39	51	0.0	23	31	0.0	10	14	0.0
28	Uttarakhand	104.1	0	0	0.0	20	25	0.2	12	16	0.1	0	0	0.0
29	West Bengal	921.9	4	4	0.0	117	168	0.1	24	41	0.0	6	6	0.0
30	TOTAL STATE(S)	12191.6	13	13	0.0	2583	3322	0.2	740	1038	0.1	88	128	0.0
UNION TERRITORIES:														
31	A & N Islands	5.4	0	0	0.0	12	2	2.2	11	2	2.0	1	0	0.2
32	Chandigarh	16.8	0	0	0.0	1	1	0.1	0	0	0.0	0	0	0.0
33	D&N Haveli	4.1	0	0	0.0	1	1	0.2	0	0	0.0	0	0	0.0
34	Daman & Diu	3.1	0	0	0.0	8	8	2.6	8	8	2.6	0	0	0.0
35	Delhi UT	202.8	0	0	0.0	10	15	0.0	6	11	0.0	0	0	0.0
36	Lakshadweep	0.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
37	Puducherry	15.9	0	0	0.0	2	2	0.1	1	1	0.1	1	1	0.1
38	TOTAL UT(S)	248.8	0	0	0.0	34	29	0.1	26	22	0.1	2	1	0.0
39	TOTAL ALL INDIA	12440.4	13	13	0.0	2617	3351	0.2	766	1060	0.1	90	129	0.0

S.No	State/UT	Immoral Traffic (Prevention) Act, 1956									Procuration Of Minor Girls (Section 366-A IPC)		
		Under Section 7			Under Section 8			Others			I	V	R
		I	V	R	I	V	R	I	V	R			
(1)	(2)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)
STATES:													
1	Andhra Pradesh	0	0	0.0	3	3	0.0	287	365	0.6	37	37	0.1
2	Arunachal Pradesh	1	1	0.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	0.1
3	Assam	2	2	0.0	0	0	0.0	25	25	0.1	303	303	1.0
4	Bihar	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	0.0	280	280	0.3
5	Chhattisgarh	0	0	0.0	0	0	0.0	3	3	0.0	1	1	0.0
6	Goa	0	0	0.0	0	0	0.0	4	11	0.2	0	0	0.0
7	Gujarat	1	1	0.0	3	3	0.0	22	24	0.0	0	0	0.0
8	Haryana	1	1	0.0	0	0	0.0	38	42	0.1	277	278	1.0
9	Himachal Pradesh	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	0.0	3	3	0.0
10	Jammu & Kashmir	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
11	Jharkhand	0	0	0.0	0	0	0.0	7	7	0.0	12	12	0.0
12	Karnataka	39	40	0.1	21	27	0.0	224	321	0.4	61	61	0.1
13	Kerala	31	32	0.1	55	59	0.2	33	43	0.1	4	5	0.0
14	Madhya Pradesh	3	4	0.0	0	0	0.0	12	13	0.0	5	5	0.0
15	Maharashtra	33	50	0.0	7	7	0.0	88	110	0.1	7	10	0.0
16	Manipur	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
17	Meghalaya	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	11	0.4
18	Mizoram	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
19	Nagaland	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
20	Odisha	1	5	0.0	0	0	0.0	26	27	0.1	74	74	0.2
21	Punjab	0	0	0.0	1	1	0.0	29	53	0.1	5	5	0.0
22	Rajasthan	1	1	0.0	1	1	0.0	75	105	0.1	61	61	0.1
23	Sikkim	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	0.2	0	0	0.0
24	Tamil Nadu	0	0	0.0	19	19	0.0	378	433	0.5	0	0	0.0
25	Telangana	11	11	0.0	0	0	0.0	166	167	0.5	26	26	0.1
26	Tripura	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
27	Uttar Pradesh	0	0	0.0	0	0	0.0	6	6	0.0	0	0	0.0
28	Uttarakhand	0	0	0.0	0	0	0.0	8	9	0.1	0	0	0.0
29	West Bengal	5	5	0.0	2	2	0.0	80	114	0.1	852	852	0.9
30	TOTAL STATE(S)	129	153	0.0	112	122	0.0	1514	1881	0.1	2020	2025	0.2
UNION TERRITORIES:													
31	A & N Islands	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
32	Chandigarh	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	0.1	0	0	0.0
33	D&N Haveli	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	0.2	0	0	0.0
34	Daman & Diu	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
35	Delhi UT	0	0	0.0	1	1	0.0	3	3	0.0	0	0	0.0
36	Lakshadweep	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
37	Puducherry	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
38	TOTAL UT(S)	0	0	0.0	1	1	0.0	5	5	0.0	0	0	0.0
39	TOTAL ALL INDIA	129	153	0.0	113	123	0.0	1519	1886	0.1	2020	2025	0.2

S.No	State/UT	Buying Of Minors For Prostitution (Section 373 IPC)			Selling Of Minors For Prostitution (Section 372 IPC)			Human Trafficking (Sec 370 & 370A IPC)			Total Cases Relating To Human Trafficking		
		I	V	R	I	V	R	I	V	R	I	V	R
(1)	(2)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)
STATES:													
1	Andhra Pradesh	0	0	0.0	0	0	0.0	2	2	0.0	365	449	0.7
2	Arunachal Pradesh	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	2	2	0.2
3	Assam	0	0	0.0	0	0	0.0	68	68	0.2	407	407	1.3
4	Bihar	0	0	0.0	2	2	0.0	44	49	0.0	395	406	0.4
5	Chhattisgarh	0	0	0.0	2	3	0.0	43	110	0.2	51	119	0.2
6	Goa	0	0	0.0	0	0	0.0	14	52	0.7	23	74	1.2
7	Gujarat	0	0	0.0	0	0	0.0	3	9	0.0	56	88	0.1
8	Haryana	1	1	0.0	0	0	0.0	9	11	0.0	356	386	1.3
9	Himachal Pradesh	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	0.0	9	9	0.1
10	Jammu & Kashmir	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1	3	0.0
11	Jharkhand	4	4	0.0	0	0	0.0	150	185	0.5	184	219	0.6
12	Karnataka	0	0	0.0	1	1	0.0	18	181	0.0	472	834	0.8
13	Kerala	0	0	0.0	0	0	0.0	11	1166	0.0	155	1326	0.4
14	Madhya Pradesh	1	1	0.0	1	1	0.0	50	55	0.1	74	81	0.1
15	Maharashtra	7	11	0.0	4	6	0.0	108	347	0.1	360	735	0.3
16	Manipur	0	0	0.0	0	0	0.0	3	3	0.1	3	3	0.1
17	Meghalaya	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	17	0.6
18	Mizoram	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
19	Nagaland	0	0	0.0	0	0	0.0	3	3	0.1	4	4	0.2
20	Odisha	0	0	0.0	0	0	0.0	42	158	0.1	152	273	0.4
21	Punjab	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	0.0	77	109	0.3
22	Rajasthan	0	0	0.0	0	0	0.0	14	17	0.0	180	218	0.3
23	Sikkim	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	2	2	0.3
24	Tamil Nadu	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	509	590	0.7
25	Telangana	0	0	0.0	1	1	0.0	60	60	0.2	398	415	1.1
26	Tripura	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
27	Uttar Pradesh	0	0	0.0	0	0	0.0	4	4	0.0	43	55	0.0
28	Uttarakhand	0	0	0.0	0	0	0.0	4	4	0.0	24	29	0.2
29	West Bengal	1	1	0.0	67	69	0.1	55	106	0.1	1096	1200	1.2
30	TOTAL STATE(S)	14	18	0.0	78	83	0.0	707	2592	0.1	5415	8053	0.4
UNION TERRITORIES:													
31	A & N Islands	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	2	2.2
32	Chandigarh	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	0.1
33	D&N Haveli	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	0.2
34	Daman & Diu	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	8	2.6
35	Delhi UT	0	0	0.0	4	4	0.0	13	13	0.1	27	32	0.1
36	Lakshadweep	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
37	Puducherry	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	2	2	0.1
38	TOTAL UT(S)	0	0	0.0	4	4	0.0	13	13	0.1	51	46	0.2
39	TOTAL ALL INDIA	14	18	0.0	82	87	0.0	720	2605	0.1	5466	8099	0.4